

久米高畑遺跡

72次ほか確認調査

国庫補助市内遺跡発掘調査報告書
政庁の発掘調査3

2024

松山市教育委員会
公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
埋蔵文化財センター



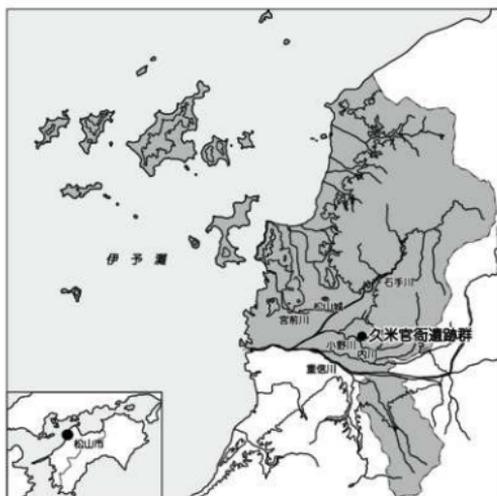
写真1 政庁試堀確認調査地全景（南より、H14 - 321、2004年）

久米高畑遺跡

72次ほか確認調査

国庫補助市内遺跡発掘調査報告書

政庁の発掘調査3



2024

松山市教育委員会
公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
埋蔵文化財センター

序 言

本書は平成21年度に国庫補助を受けて実施した久米高畑遺跡72次調査と、平成14年度と同25年度に近隣で実施された試掘・確認調査の報告書です。

久米高畑遺跡は、来住廃寺跡とあわせて史跡久米官衙遺跡群を構成する主要な遺跡のひとつで、本発掘調査はこれまでに75次に及びます。一連の発掘調査の結果、久米官衙政庁をはじめとする古代久米の役所施設の実態が徐々に明らかとなってきました。

本書は、久米官衙政庁の正報告として3冊目にあたります。第135集・136集に続く本書(「政庁の発掘調査3」)を、政庁の総括報告書とすべく努力して参りました。全国に例をみない、7世紀初めまでに成立する政庁の実態を説明するだけでなく、この施設が松山の久米の地に出現する理由を様々な視点から多角的に検討することによって、我が国の古代史の解明に迫る糸口を見出すことができたと考えております。

本書が、我が国及び地域の歴史研究の一助となり、ひいては市民の財産である文化財の保護と活用に資するものとなることを願います。

最後になりましたが、発掘調査にご協力いただきました地権者の方々、また、日頃から遺跡保護の啓発活動や学校教育との連携に情熱を注いでくださっている久米地区町内会連合会、久米公民館、久米はいじの会をはじめとする関係諸団体及び関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

松山市教育長
前田 昌一

例 言

1 本書は、平成14年度と同21年度、同25年度に、松山市教育委員会(以下、市教委という。)*が、財団法人松山市生涯学習振興財団(以下、旧財団という。)*及び、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団(以下、公益財団という。)*の、埋蔵文化財センターに委託して実施した、愛媛県松山市南久米町における本発掘調査1件と試掘確認調査2件の成果をまとめたものである。

2 調査は国庫補助を受けて実施した。

3 各調査の概要は次のとおりである。

調査名称	所在地	面積	目的
久米高畑72次(本発掘調査)	南久米町768番1の一部	約570㎡	重要遺跡確認調査
H14-321(試掘確認調査)	南久米町769番	981.0㎡	宅地造成及び集合住宅の建設
H25-131(試掘確認調査)	南久米町768番4	383.25㎡	個人住宅の建設

4 国庫補助による整理作業は、公益財団に委託して令和4年度に実施した。編集作業についても国庫補助を受けて、公益財団に委託して令和5年度に実施した。

5 本書の刊行主体は、市教委である。

6 本書の編集と執筆は、公益財団の橋本雄一が担当した。

7 写真撮影は、主として公益財団の大西朋子が担当した。

8 遺構図に提示した座標値は、世界測地系2000に準拠している。旧国土座標第Ⅳ座標系の数値を併記した箇所もある。

9 市教委及び旧財団、あるいは公益財団が刊行した報告書と年報については書名等を省略し、例えば「第111集」、「年報Ⅸ」と表記する。正式な書名については、可能な範囲で各章末尾の注に記載した。

10 各章1頁目の右上端に添えたカットは、以下の出土遺物である。

第Ⅰ章…単弁十葉蓮華紋軒丸瓦(久米高畑49次・S D006)【第149集】p.53 (No64)

重弧紋軒平瓦(【第34集】)と組んで回廊状遺構内部の建物に使用された、遺跡群最古の瓦。来住庵寺金堂の創建瓦(【年報18】)には含まれず、范は一つしか知られていない。

第Ⅱ章…須恵器碗(久米高畑22次・遺物包含層)【第111集】p.207 (No169) /本書第50図

銅碗模倣新型式の須恵器。当遺跡群出土の碗の中では最も古い形態のもの。製作時期は、西暦610年前後と考えている。

第Ⅲ章…単弁十葉蓮華紋軒丸瓦(久米高畑49次・S D028)【第149集】p.48 (No47)

第Ⅳ章…久米評銘刻書須恵器(久米高畑7次・耕作土直下、地山直上)【第136集】p.82 (No3)

附 編…須恵器甕(北久米浄蓮寺3次・S B-9新段階)【第42集】p.28 (No.4) /本書第61図

11 遺物と図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。

12 報告書抄録は巻末に掲載している。

目 次

第Ⅰ章	はじめに	1
第1節	報告書刊行に至る経緯	1
第2節	刊行組織	2
第3節	立地と歴史的環境	4
第4節	造営尺と記紀の活用	12
第Ⅱ章	久米高畑遺跡72次調査	19
第1節	調査に至る経緯と経過	19
第2節	調査組織と調査の方法	21
第3節	調査成果の概要と層位	23
第4節	検出遺構と出土遺物	30
第5節	政庁外郭形状と規模	47
第Ⅲ章	政庁周辺の試掘確認調査	53
第1節	試掘確認調査の概要	53
第2節	H14-321	55
第3節	H25-131	77
第4節	区画Eと遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の諸施設	79

第Ⅳ章 久米官衙政庁総括報告	83
第1節 構造と造営の基準	83
第2節 出土遺物と実年代	86
第3節 東アジア史における位置づけ	88
第4節 記紀から読み解く久米の歴史	91
第5節 回廊状遺構は国家的祭礼の場	99
附 編 政庁立地以前の集落の動向	113
第1節 北久米浄蓮寺遺跡5世紀代集落との比較	113
第2節 北久米浄蓮寺遺跡における建物復元改訂	122
附図1 久米官衙遺跡群広域図	
附図2 久米官衙遺跡群全体図	
附図3 久米官衙遺跡群主要部	
報告書抄録	巻末



挿図目次

第Ⅰ章 はじめに

第1図	遺跡群の位置	4
第2図	官衙施設の配置	5
第3図	史跡指定範囲	6
第4図	周辺の調査状況	7
第5図	各調査地と周辺	9
第6図	遺跡群の変遷	11

第Ⅱ章 久米高畑遺跡72次調査

第7図	72次調査地とその周辺	19
第8図	測定の基準	21
第9図	72次遺構の変遷	25
第10図	72次遺構配置	27
第11図	72次土層(1)	28
第12図	72次土層(2)	29
第13図	政庁外郭南辺付属舎2	31
第14図	72次S A 001出土遺物	32
第15図	72次S A 002	33
第16図	72次S D 001出土遺物	34
第17図	72次の溝	35
第18図	72次S D 002出土遺物	37
第19図	72次S D 003出土遺物	39
第20図	72次S D 010(正倉院東濠)	40
第21図	72次S D 004ほか溝3条出土遺物	43
第22図	72次掘立001～003	45
第23図	72次S B 001～003	46
第24図	政庁外郭南辺の規模	47
第25図	政庁外郭西辺の所在	48
第26図	政庁復元案の比較	49
第27図	政庁の建物配置	51

第Ⅲ章 政庁周辺の試掘確認調査

第28図	試掘確認調査地点略図	54
第29図	H14-321トレンチの配置	55
第30図	H14-321の遺構配置	57
第31図	H14-321土層(1)	58
第32図	H14-321土層(2)	59
第33図	H14-321掘立1・S A 1・掘立2	61
第34図	H14-321掘立7	63

第35図	H14-321掘立3	64
第36図	H14-321掘立4～掘立6	65
第37図	H14-321掘立8・掘立9	66
第38図	H14-321 S D 1 遺物出土状況	68
第39図	H14-321 S D 1	69
第40図	H14-321 S D 1 出土遺物	70
第41図	H14-321 S D 2～9	71
第42図	H14-321 S D 2～4 出土遺物	73
第43図	H14-321 S D 7・8 出土遺物	74
第44図	H14-321 S K 3	75
第45図	H14-321 S K 4・S K 6	76
第46図	H25-131	78
第47図	区画Eと周辺の区画施設	81

第Ⅳ章 久米官衙政庁総括報告

第48図	二段階重複説	83
第49図	I期政庁の変遷	84
第50図	須恵器福年の改訂	87
第51図	大和国忍海郡と「米目邑」	95
第52図	久米郡域の拡大	96
第53図	飛鳥浄御原宮	101
第54図	回廊状遺構の想定復元	103
第55図	行橋市福原長者原遺跡回廊状遺構	107
第56図	長安城と洛陽城の南郊礼制建築群	109
第57図	郡庁及び習射所・辟雍の事例	111

附 編 政庁立地以前の集落の動向

第58図	久米官衙周辺の5世紀代集落	113
第59図	北久米浄蓮寺遺跡3次調査地	115
第60図	集落の変遷過程	116
第61図	S B - 9 廃絶時の同伴遺物	117
第62図	政庁南方の集落	119
第63図	遺跡群東南部の集落	121
第64図	S B 6(北久米浄蓮寺3次)	122
第65図	S B 5(北久米浄蓮寺3次)	123
第66図	S B 7(北久米浄蓮寺3次)	123
第67図	S B 9(北久米浄蓮寺3次)	124
第68図	掘立1(北久米浄蓮寺3次)	125
第69図	掘立2(北久米浄蓮寺3次)	125

第70図	掘立3(北久米浄蓮寺3次)	126
第71図	掘立4(北久米浄蓮寺3次)	127
第72図	掘立8(北久米浄蓮寺3次)	128
第73図	掘立9(北久米浄蓮寺3次)	128

附図1	久米官衙遺跡群広域図
附図2	久米官衙遺跡群全体図
附図3	久米官衙遺跡群主要部

表目次

第1表	政庁関連の発掘調査	1	第6表	北久米浄蓮寺遺跡11棟の分析結果	114
第2表	尺度の変遷と久米の歴史	15	第7表	政庁南方の建物	118
第3表	政庁を構成する建物の寸法	50	第8表	遺跡群東南部の建物	120
第4表	政庁周辺の試掘確認調査	53	抄録	報告書抄録	巻末
第5表	政庁関連既刊報告書	56			

写真目次

写真1(巻頭カラー)	政庁試掘確認調査地全景(H14-321)	巻頭	写真10	政庁外郭南辺付属舎2の布掘り柱穴(72次)
写真2(本文中)	灰白色粘土塊(72次)	36	写真11	正倉院東濠と土採溝周辺(72次)
写真3(本文中)	矢柄研磨器と埋納須恵器(久米高畑37次)	105	写真12	区画溝S D002全景(72次)
巻末図版1~8			写真13	瓦と粘土塊の出土状況(72次)
写真4	政庁東半部全景(久米高畑51次)		写真14	H14-321北部1回目全景
写真5	正殿B東半部と区画E北部(51次)		写真15	北部2回目T5全景(H14-321)
写真6	東脇殿北部からH14-321を望む(51次)		写真16	T5調査状況全景(H14-321)
写真7	72次調査区全景		写真17	S D1祭祀関連遺物出土状況(H14-321)
写真8	72次東南部検出状況		写真18	S D1出土祭祀関連遺物(H14-321)
写真9	政庁外郭南辺と区画溝S D001(72次)			新型式須恵器坏蓋3点と同坏身1点

第 I 章 はじめに



第 1 節 報告書刊行に至る経緯

(1) 経緯

松山市では、昭和63年(1988年)より国庫補助を受け、個人住宅建設等に伴う発掘調査(以下、「本発掘調査」という。)及び重要遺跡保護のための確認調査(以下、「重要遺跡確認調査」という。)を実施している。平成16年度以前は、埋蔵文化財センター職員を招聘して調査を実施していたが、翌年度以降は、史跡内を除く発掘調査を旧財団へ委託し、さらに平成18年度からは、出土物等整理作業(以下、「整理作業」という。)及び報告書編集(以下、「編集」という。)についても国庫補助を適用し委託業務とした。また、これらに加えて、過去に国庫補助事業として発掘調査を実施したものの未だ報告書を刊行していない調査の整理作業及び編集も実施することとなった。

本書にて報告する本発掘調査1件については平成14年度に、試掘確認調査2件は、平成21年度と同25年度に、いずれも松山市南久米町において実施したものである。各調査の基本的な整理作業は当該年度中に終了したが、本書の刊行に向けた本格的な整理作業については令和4年度に、また、本書の編集は令和5年度に公益財団に委託して実施した。

なお、本書の刊行主体は松山市教育委員会、編集組織は公益財団である。

(2) 周辺既往調査との関係

本書にて報告する調査地は、第3図に示す史跡久米官衙遺跡群¹の指定区域のうち、政庁²の一部を含む一角の南西ないし南に隣接しているが、いずれも指定区域外である。

政庁の東北角は久米高畑遺跡1次調査の成果をまとめた「第136集」³にて、この施設の中心的建物をはじめ、一部施設の概要を報告している。また、正殿と前殿(正殿A)の東半部、脇殿(東脇殿)の大半については、同遺跡51次調査の成果をまとめた「第135集」²で詳細を報告した。また、政庁の中央には官衙関連の遺構が認められないことを、同47次・51次調査²等で明らかにしている。

久米高畑遺跡72次調査地は47次の南、51次の南西に隣接している(第4図)。また、試掘確認調査地H14-321¹は51次のすぐ南に立地するほか、H25-131は72次の南に位置する。H14-321において、政庁外郭南辺を構成する一本柱列と南辺付属舎2を新たに検出したほか、51次から続く東脇殿の南端を

調査名称	調査年度	検出された政庁の建物・施設	調査年報	報告書巻次
久米高畑1次	昭和60年度	東辺付属舎1・東辺付属舎2・外郭東辺一本柱列	1	111・136
久米高畑47次	平成12年度	なし	13	111・135
久米高畑51次	平成13年度	正殿A・東脇殿・正殿B・外郭北辺一本柱列	14	111・135
久米高畑72次	平成21年度	外郭南辺付属舎2・外郭西辺一本柱列南端・外郭南辺開口部	22	212
H14-321	平成15年度	東脇殿南端・外郭南辺付属舎1・外郭南辺一本柱列	16	111・212

第1表 政庁関連の発掘調査

確定した。72次で検出した政庁関連の遺構は、外郭南辺西半部と同付属舎2の2件である。このほか、72次ではH14-321から西へ伸びる官衙の区画溝2条のほか、一本柱列1条、正倉院東濠の一部とこれに平行の関係にある区画溝1条を官衙関連遺構として認定した。また、H14-321の南部(飛び地)では、官衙関連と考えられる直線的な溝が2条みつかつており、官衙関連遺構である可能性が高い。

第2節 刊行組織

令和4年度の整理作業と同5年度の編集・刊行業務は以下の体制で実施した。なお、調査組織については、次章以降、個別に掲載している。

(1) 整理刊行組織

令和4年度出土物等整理組織(令和4年4月1日時点)

松山市教育委員会	公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
教育長 藤田 仁	理事長 本田 元広
事務局 局長 鷺谷 浩三	事務局 局長 片山 雅央
次 長 石原 英明	次長兼施設管理部長 宇高 徹二
次 長 横山 憲	
次 長 横江 茂樹	
文化財課 課 長 二宮 仁志	埋蔵文化財センター 所 長 梅木 謙一
主 幹 高橋 秀忠	主 査 吉岡 和哉
副主幹 楠 寛輝	(整理担当) 主 任 橋本 雄一

令和5年度報告書編集・刊行組織(令和5年4月1日時点)

【刊行組織】	【編集組織】
松山市教育委員会	公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
教育長 前田 昌一	理事長 本田 元広
事務局 局長 鷺谷 浩三	事務局 局長 片山 雅央
次 長 河野 直充	次長兼総務部長 宇高 徹二
次 長 横山 憲	施設管理部長 仙波 義道
次 長 大石和可子	
文化財課 課 長 岸 洋三	埋蔵文化財センター 所 長 梅木 謙一
主 幹 早川 勇行	主 査 吉岡 和哉
副主幹 楠 寛輝	(執筆・編集担当) 主 任 橋本 雄一

(2) 松山市文化財保護審議会 史跡久米官衙遺跡群調査検討部会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、松山市文化財保護審議会の中に史跡久米官衙遺跡群調査検討部会を組織している。

平成7年に設置した当初の名称は史跡来住庵寺跡調査検討委員会であったが、平成16年3月に一旦解散し、同年8月に史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会として改めて設置した。その後、平成22年4月の「史跡久米官衙遺跡群保存管理計画」⁴の策定を受けて、平成24年3月にこの委員会を解散した。

平成24年8月以降は、松山市文化財保護条例に基づいて、松山市文化財保護審議会の専門部会のひとつとして設置した史跡久米官衙遺跡群調査検討部会から、調査成果の評価と調査全般に対する助言をいただいている。

平成21年度の72次調査時と、令和5年度の委員構成は次の通りである(順不同・敬称略)。

平成21年度 史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学名誉教授 考古学)
副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
委員 上原 真人 (京都大学大学院 教授 考古学)
委員 山中 敏史 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部長 考古学)
委員 岡村 道雄 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 名誉研究員 考古学)
委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)
委員 大林 潤 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
都城発掘調査部遺構研究室 研究員 建築学)

令和5年度 松山市文化財保護審議会 史跡久米官衙遺跡群調査検討部会

- 専門委員 上原 真人 (京都大学大学院名誉教授 考古学)
専門委員 福嶋 哲人 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 研究員 建築学)
専門委員 林部 均 (大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館
教授 考古学)
専門委員 松原 弘宣 (愛媛大学名誉教授 日本歴史交流論)
専門委員 前園實知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)

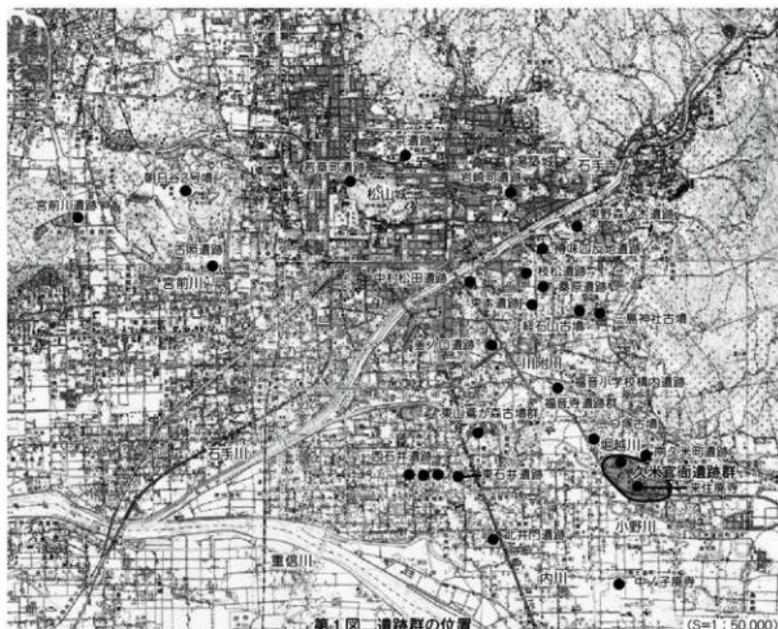


第3節 立地と歴史的環境

(1) 遺跡群の立地

来住廃寺⁵を含む跡久米官衙遺跡群⁶は、愛媛県北部、高縄山系の山々の麓に程近い道後平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する。

平野のはほぼ中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。道後平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高縄山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大形特殊建造物群⁷が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜⁸を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺地区の遺跡群⁹は、石手川の支流である小野川と、桑原地区との境を画する川附川に挟まれた区域に立地する。さらに7世紀に至ると、道後平野における政治的中心は、小野川をさらに遡った別の支流である堀越川の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心城を形成するに至る。



第1図 遺跡群の位置

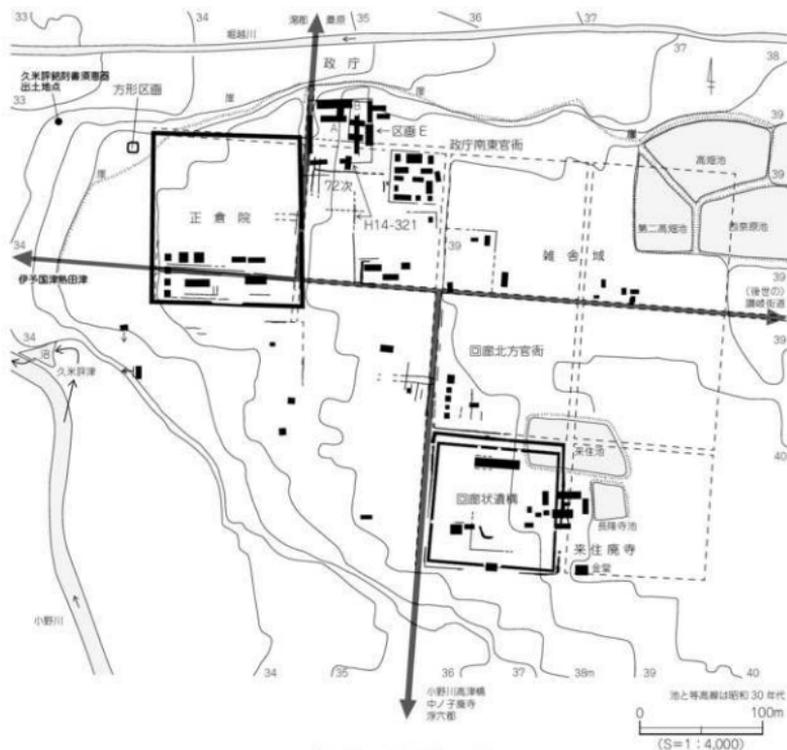
(S=1:50,000)

(2) 遺跡群における調査地の位置

久米官衙遺跡群は小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している（附図1）。その北部には政庁南東官衙¹⁰や正倉院¹¹に加えて本書にて報告する政庁等が設けられている。一方、微高地の南辺には当遺跡群を代表する方一町規模の施設である回廊状遺構¹²や、白鳳期の寺院址である來住廃寺⁵などが立地する（第2図）。

政庁は、堀越川の段丘地形を背後にひかえる標高38m付近に立地する。その場所は、回廊状遺構の東部から來住廃寺周辺とならんで最も標高の高い場所の西北端部にあっており、堀越川の段丘地形に向かって微高地が北へ張り出した形状の地点が選ばれている（第2図）。

政庁は、遺跡群Ⅱ期の地割に基づいて配置された政庁南東官衙¹⁰のすぐ北西に立地しており、これら付近に展開する遺跡群Ⅱ期からⅢ期にかけての諸施設に先行する遺跡群Ⅰ期の施設である。これまでのところ、政庁以外にⅠ期に属す官衙施設は確認されていない。

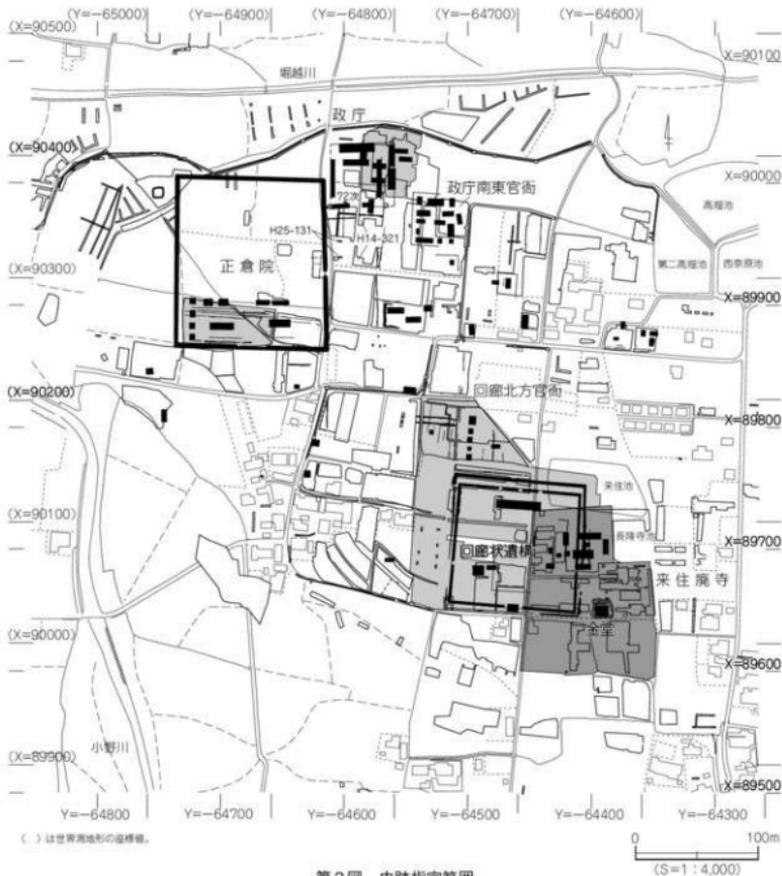


第2図 官衙施設の配置

(3) 史跡指定地と調査地の関係

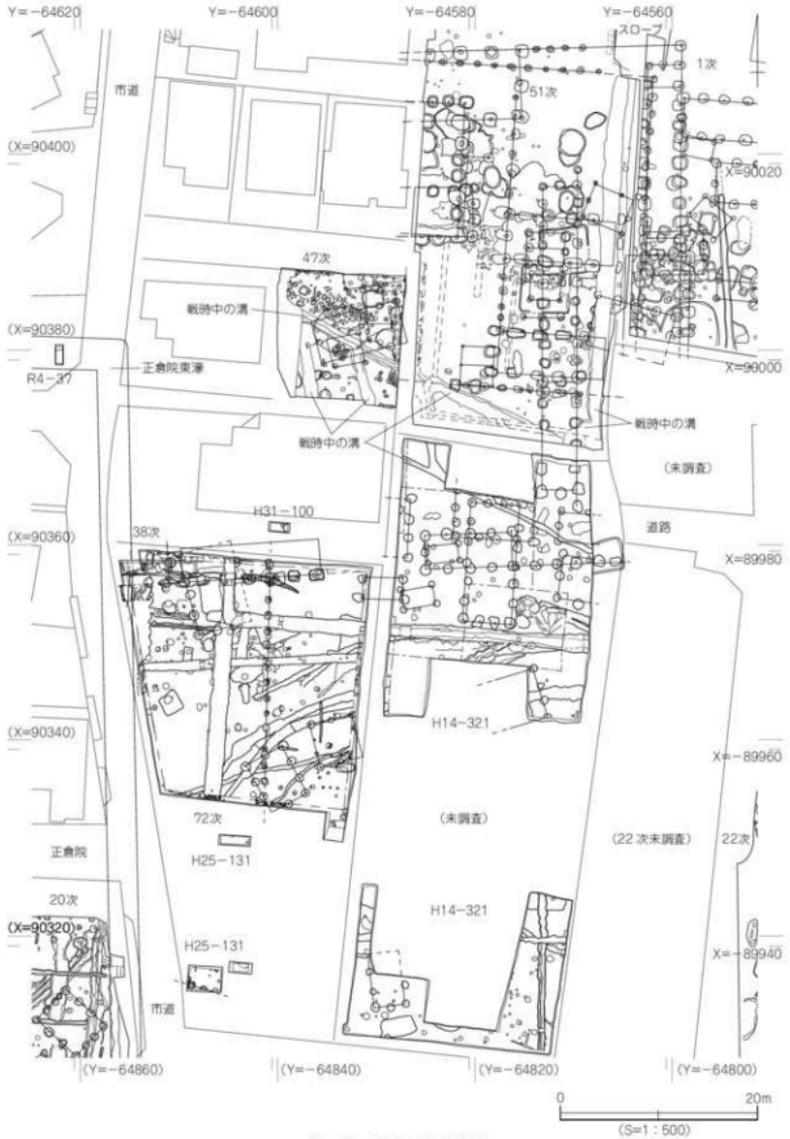
本書で報告する確認調査地は、史跡久米官衙遺跡群の指定区域には含まれていないが、水田の畦を挟んで政庁の南側に接している。政庁については、その東北部角が僅かに指定地に含まれる。

政庁付近の指定地は、平成15年(2003年)8月27日付けで国の史跡に指定されたもので(文部科学省告示第140号)、従来からの来住廃寺跡(昭和54年4月21日付文部省告示第64号)に加える形で追加指定が実現した3か所(久米官衙遺跡)のうちのひとつである(第4図)。



第3図 史跡指定範囲

はじめに



第4図 周辺の調査状況

(4) 政庁周辺における調査状況

遺跡群の東南部、来住廃寺とその周辺については、これまで来住廃寺の遺跡名称のもと調査を行っている。また、その東から南に隣接する区域については、来住町遺跡¹³と呼んできた。この2遺跡を除く遺跡群の大半の領域については、久米高畑遺跡と呼んでいる(附図3ほか)。

政庁が立地する遺跡群北部における発掘調査は、宅地開発に伴って1985年に1次調査³(「年報Ⅰ」)が実施されたのがはじまりである。翌年にかけて行なわれたこの調査によって、官衙の外郭を構成する可能性が想定される長大な建物が検出されたことから、付近に関連施設が展開する事実が知られるようになった。この建物は、一本柱列と一体化した構造であったことから、いわゆる長舎囲いの形態の官衙、すなわち、政庁の存在が発見当初より想定された。

1次調査以降、来住廃寺の区域もあわせて行政による発掘調査は順調に進んでいくが、学術的観点から大きな転機を迎えるのは、7次調査³(「第136集」)の際に、久米評の文字が刻まれた須惠器片(p.83)が出土したことによる。この遺物の出土によって、付近に7世紀後半以降の評制段階の官衙の存在が有力視されることとなる。その候補のひとつとして挙げられたのが、政庁に隣接する政庁南東官衙¹⁰である。同11次¹、22次と41次¹⁰(「第179集」)の各調査の成果によって、政庁南東官衙が、遺跡群Ⅱ期の重要な施設であることが徐々に解明されていく。これまでのところこの施設は、南北約431m、東西規模についてはこれと同一の正方形か、もしくはこれよりも東西方向に長い長方形¹⁴の外郭施設を伴うもので、その北辺位置は遺跡群Ⅱ期の地割北限¹⁵に対応することが判明している(第2図・第47図)。内部には15棟¹⁶の掘立柱建物が建ち並んでおり、その配置状況から少なくとも2時期以上の段階設定が可能なものとして想定されている(「第179集」)。中心的建物の南正面を東西棟の付属的な建物が塞ぐ特異な建物配置から、これまで未確認である遺跡群Ⅱ期ないしⅢ期の政庁には該当しないとするのが近年の見解である。調査当初には、「久米評衙」の政庁もしくは館である可能性を考えた時期もあったが、現在はこれらの考えを撤回し、主にⅢ期の実務的な仕事¹⁷を担った施設であると想定している。

加えて、平成13年に1次調査地の西隣で行われた51次調査²(「第135集」)によって、政庁の跡地に遺跡群Ⅱ-C期以降の別の施設(区画E)が設けられる事実が判明している。区画Eは、地割北限に東西方向に設置された道路の北側に、一辺約32.7m(108尺・高麗法90尺)四方の正方形ないし、東西最大で46m程度の長方形の敷地を一本柱堀によって囲われた施設で、道路に面した南辺に門が付く。敷地内には大型の南北棟1棟と一本柱堀で西妻側を連結された2棟の東西棟が配置される極めて特異な建物配置の施設である。来住廃寺創建に際して不要となった瓦を持ち込んだ形跡があることから、有力者の居宅に持仏堂のような宗教施設を併設するなどした施設ではないかと考えている。本書にて報告する72次調査で検出された遺跡群Ⅱ期の地割に基づいてⅢ期にかけて機能した区画施設のうち、瓦が出土したS D002については、区画Eと比較して方向角が真北で西へ大きく振る特徴から、所属時期が遺跡群Ⅲ期以降に下る可能性が高いものの、瓦に伴って灰白色粘土の塊(写真2)が出土していることから、仏像の背後を飾るレリーフあるいは須弥壇の装飾といった仏教芸術と関りが深い施設が近傍に存在した可能性が指摘されており、区画Eは、その候補の筆頭にあげることができると重要な施設である。

政庁南東官衙の隣接地には、第2図に示すように、複数の区画施設が展開することから、遺跡群Ⅱ期からⅢ期にかけての雑倉域が広がっているものと考えている。関連の主要調査は、33・34次、54・57次、40次、さらに東の同30・37次の各調査である(附図3)。



第5図 各調査地と周辺

(5) 遺跡群の変遷過程

久米官衙遺跡群の変遷過程については大きく3時期に区分して説明している(以下、I期～III期と表記する)。変遷案については折に触れて最新の見解を提示してきた。今回新たに、遺跡群I期について2時期に区分することを提案する(第6図)。

I期: 政庁のみ存在が確定している段階。I-A期は、596年10月の聖徳太子と恵慈法師らの伊予温湯来訪に際して、拱政一行を迎えるための宮あるいはその一部として建設された可能性を想定する。

I-B期は、601年の春、征新羅大將軍来目皇子が筑前国嶋郡・肥前国三根郡付近へ軍を進めて駐屯した際に、伊予の久米に立ち寄った可能性を想定し、その際の宮ではないかと考える。I-A期政庁(以下、政庁Aという。)を外から囲い込む位置に外郭施設と複数の側柱建物が連結する長舎囲いの構造に建て替えられる。従来、政庁AとI-B期政庁(以下、政庁Bという。)の施設を一体のものとして、全体で二重囲い構造の政庁と解釈してきたが、評価を全面的に改める。二重囲い構造の政庁が一定期間存続した証拠のひとつと考えてきた、外郭東辺付属舎2(久米高畑1次・S B 7)³の増設については(『第136集』)、政庁Bの完成直前に、政庁A東脇殿の収容空間を維持する必要から短期間のうちに増設されたもので、政庁Bの一部と理解する(第四章ほか)。

なお、I-A期の造営尺は、1尺=0.288m、I-B期の造営尺は、1尺=0.289mである。施設の全体寸法及び個々の建物配置の決定には、この寸法を5分の6倍(1.2倍)した本書で「高麗法」と呼ぶ測地手法が用いられている(本章第4節)。

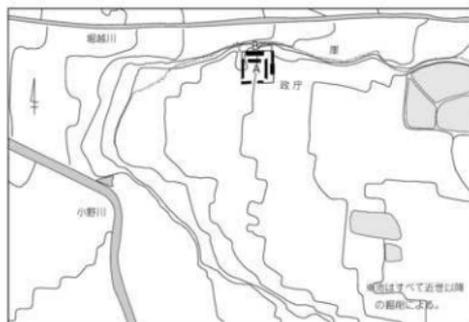
II期: 方一町(109.44m四方)の敷地と幅3～4mの道路による方格地割¹⁸に基づいて各施設の配置がおこなわれる段階である。時期は7世紀第2四半期ころから同第3四半期ころまでの間。この時期の政庁は発見されていないが、近年、回廊状遺構そのものがII期政庁に相当する役割を担った施設ではないかと考えるに至っている(第57図)。

II-A期は、東西四町、南北三町を超える区域に方格地割を設定することを契機とする。地割は1尺=0.304mの360尺、高麗法1尺=0.365mで300尺を基準としている。この尺が導入される時期については、第一回遣唐使の帰国(西暦632年)以降ではないかと想定し、遅くとも、舒明天皇が伊予温湯宮へ行幸する639年の暮れまでには、II-B期冒頭の契機となる回廊状遺構が成立しているものと想定する。したがって、II-A期の始まりを古く見る場合、政庁B廃絶以降、632年ころまでと考えたい。なお、回廊状遺構の西北部において、外側柱列の一部が建て替えられていることが判明しており、これは、661年正月から春先にかけての、斉明天皇による伊予熱田津石湯行宮滞在に備えて事前に修繕工事が行われたものと想定している。この修繕工事が実施された時期を遺跡群II-C期冒頭に位置づけている。

III期: 遺跡群の一角に来住庵寺が建立される。寺院を併設する地方官衙としての形態を採ることが、この時期の重要な要素である。政庁は伴わない。時期は668年前後から8世紀にかけて。

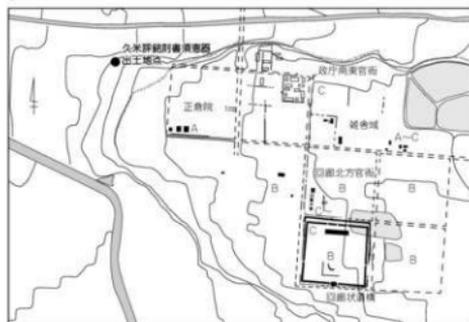
寺院は回廊状遺構の東半部に、伽藍地西部が重複する位置に設定される。回廊状遺構西半部には寺院存続期の建物が立地することから、寺院地の西限はII期の回廊状遺構西限に概ね対応するものと考えられている。伽藍地と寺院地の四圍については、西限以外によくわかっておらず複数の案を検討中である。

- I-A 政庁の出現：政庁A
I-B 政庁の改築：政庁B



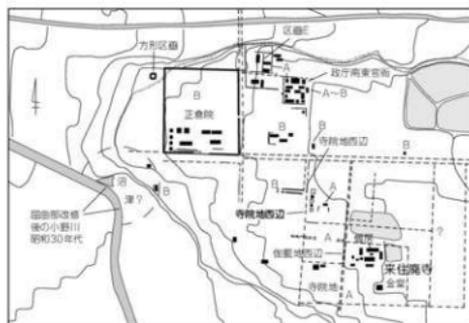
I期

- I-A 地割の設定
北部の諸施設が成立
I-B 回廊状遺構等の建設
北部の建物の一部が廃絶、
建て替えがはじまる。
I-C 回廊状遺構の補修
回廊北方官舎、最初の3棟、建設



II期

- II-A 回廊廃絶・寺院建立
寺院周辺、道路の変更
回廊北方官舎、建物追加、建て替え
政庁南東官舎、最初の3棟、移築
区画E、追加
政庁跡地周辺に、「回廊」の瓦が移動
II-B 正倉院の拡充
南面、道路の変更
小野川区画部に津と建物



III期

第6図 遺跡群の変遷

なお、寺院創建時に地割りが改変されたのは、回廊状遺構周辺の遺跡群東南部に限られたものと想定している。この時点で地割りの改変が行われなかった遺跡群北部の政庁周辺に展開する政庁南東官衙¹⁰や区画Eと呼んでいる施設では、回廊状遺構廃絶後に遺跡群北部に移された瓦がごみとなって柱穴埋土中から出土する事例が多々みられることから、Ⅱ期の地割りに対応して配置された建物であっても、回廊跡地に寺が造営されるⅢ-A期冒頭以降の施設が含まれる事実が知られるようになった(第三章)。

その後、8世紀の中ごろに至ると、正倉院の拡充に伴って、遺跡群中央部から西部にかけての1帯でも道路位置の改変がおこなわれる(Ⅲ-B期)。この段階の地割りの改変は、正倉院の敷地の形状が従来の一町四方から南北に細長い長方形に変更されたことが主な理由である。正倉院の南部を南に約30m(100尺)拡張したため、東西方向の道路を南に付け替える必要が生じた。なお、正倉院は、漆出土遺物の様子から、9世紀末～10世紀前半には完全に機能を停止することが判明しており(久米高畑31次『第111集』)、これをもって久米官衙の終焉と理解している。その後、來住庵寺は11世紀ころまで存続したと考えられているが、寺の実態も含めてよくわかっていない。官衙の活動が終焉を迎えつつある時期以降に、寺院における活動がより活発になる状況が判明している。遺跡群Ⅱ期政庁(回廊状遺構)廃絶後のⅢ期政庁の存在が不明であることと、寺院の出現とその後の展開が何らかの関りがある可能性を想定しているが、現時点で具体的な解釈案を提示できるには至っていない。

なお、この段階の造営尺は、金堂¹⁹の造営を契機として導入された1尺=0.297m前後の尺である。本書では、この尺のことを唐尺と呼んでいる。

第4節 造営尺と記紀の活用

(1) 造営尺活用の経緯

來住庵寺において最初の確認調査²⁰が行われた1967年当時、調査を担当した大山正風氏は高麗尺による伽藍配置の復元(『第Ⅲ集』)を試みているほか、1979年刊行の小笠原好彦氏による報告⁵(『第12集』)においても同様である。その後、平成17年におこなわれた來住庵寺32次調査¹⁹以降、古代寺院の礎石ではないかと推測されていた石材が、近世寺院(長隆寺、『第Ⅲ集』)²⁰に伴うものであること、また、講堂の雨落溝と考えられた遺構が、幕末に破壊された長隆寺の築地塀の基礎にあたるということが判明するなど、先行研究の前提条件が根本から成り立たないことが明確となった。この調査で、現存する基壇が金堂基壇¹⁹であることが判明したが、その際に、礎石の配置から1尺=0.297m程度の唐尺の使用が検討され現在に至っている(『年報18』)。

久米官衙における尺の検討は、回廊状遺構の門²¹の調査(來住庵寺19次・1992年)を契機として始まった(『第56集』)。門の規模から遺跡群Ⅱ期の造営尺を1尺=0.304mと割り出したほか、地割りの設定がこれの1.2倍(0.365m)を基準としたことを指摘している(『第111集』)。遺跡群の3時期区分に対応した尺の寸法に関する基本的な考え方がまとまり、遺跡群Ⅰ期の造営尺が0.288m、同Ⅱ期の造営尺が0.304mであること、唐尺と呼んでいる0.297m前後の尺長の登場は、來住庵寺金堂の創建(遺跡群Ⅲ-A期冒頭)がきっかけであった可能性を指摘した。『第121集』²²では、正倉院南漆(遺跡群Ⅲ-B期)の断面形状に着目し、8世紀中ごろと想定される漆の掘削工事の際に唐尺が基準とし

で使用されたことを説明した。

平成 18 年ころから、官衙出現直前までの集落を形成する掘立柱建物や竪穴建物等に造営尺の考え方を適用する試みに着手し、平成 21 年に『第 132 集』²³にて古墳時代初めから後期に至る建物が、中国の尺を基準として建てられている可能性に初めて言及した。その後『第 149 集』²⁴にて、本格的に弥生時代の建物の分析に造営尺の考え方を適用し、前期中ごろ以降に適用可能であることを指摘した。

このほか、江戸時代初期に廃絶した来住庵寺金堂基壇南に位置する屋敷地の井戸から出土した木製桶の底板と蓋板の寸法に着目し、長短 2 種類の尺による新旧 2 段階の時期区分を想定した²⁵（『第 142 集』平成 22 年 3 月）。また、この報告書では、4 主柱構造をとる弥生時代前期後半以降の高床倉庫や竪穴建物の分析に有効な手段となることを重ねて指摘した。

久米地区以外の遺跡では、道後平野東北部に位置する樽味四反地遺跡でみつかった古墳時代前期の大形建物群⁷について、個々の建物から造営尺を抽出することによって建設された順番を推測した（『第 139 集』平成 22 年）。隣接する濠との位置関係を尺によって検討する過程で、中国における小尺による建物建設と、同じく大尺による測地がおこなわれたことを見出した。

以上、本来は年代を示す遺物を伴わない官衙施設の所属時期を明確にするために始めた造営尺の分析であったが、今日では、弥生時代前期後半を上限とする弥生時代から古墳時代の遺構の評価に際しても応用可能と考え、報告書の内容に反映するよう努めている。

（2）官衙における活用事例と高麗尺の扱い

『第 111 集』¹にて、はじめて遺跡群の 3 時期区分と各段階の造営尺を指摘して以降、遺跡群を構成する寺院・官衙の建物や、建物を配置する基準となった地割のための素掘溝、一本柱列、濠といった様々な遺構を報告する際は、可能な限り造営尺の寸法をふまえて説明してきた。

例えば、政庁に程近い政庁南東官衙や、区画 E と呼んでいる遺跡群 II 期の地割北限の外に設けられた施設を報告した時点で（『第 136 集』）、II - A 期の造営尺は 0.304 m 程度であること、II - C 期から III - A 期にかけて少しずつ寸法が短くなってゆく可能性があることに加えて、地割計画が 0.304 m の 360 尺、0.365 m の“大尺で 300 尺四方”に施工されていることを指摘した。また、政庁南東官衙の建物は、敷地西北角から南（東）方向へ建て増しされていくが、西北角の 3 棟は 0.280 ~ 0.288 m の短い尺を基準としていることから、他所から古い建物を移築した可能性を想定した²⁷（『第 179 集』第 4 章）。遺跡群 II 期の地割に対応して設けられた建物であっても、III 期にかけて新たに建てられたものだけでなく、移築の可能性がある建物を識別することができた点は、大きな成果であった。

遺跡群 I 期の政庁について、これまでに地割に相当する区画施設は確認されていないが、政庁自体が一般に言う“小尺”（0.288 m）による建物設計に加えて、“大尺”（0.346 m）による建物配置であることが判明している（『第 111 集』、『第 135 集』ほか）。また、ここでいう“大尺”は、一般に²⁸高麗尺。と呼ばれる寸法に近いが、1 尺あたり 2 cm 近く短いもので、当時は“久米官衙の高麗尺”とも呼ぶしかないと考えた。1 尺 = 0.288 m という通常の唐尺に比べて明らかに短い尺と、これを 5 分の 6 倍した通常よりかなり短い高麗尺の考え方が存在することに対する評価は、現時点においても変更はない。

高麗尺に対する評価としては、新井宏が指摘²⁹するように「ものさし」そのものが存在したわけで

はなく、「高麗法」とでも呼ぶべき土地の計測方法が存在したことが背景にあるのではないかと考える。

Ⅱ期の造営尺である1尺 = 0.304 mの1.2倍（5分の6倍、0.365 m）が、一般に高麗尺と呼ばれる寸法の中央値に近似することから、通常の尺の寸法が1尺 = 0.304 mであった時期が全国的に存在し、この時期に「高麗法」による測地が広くおこなわれた結果、あたかも「高麗尺」という「ものさし」が実在したかのようにみられたのではなからうか、とするのが現時点における見解である。

以下、本稿においては、通常の尺の1.2倍（5分の6倍）を基準とする土地の計測方法を、その寸法を含めて「高麗法」と呼ぶことにする。例えば、高麗法1尺 = 0.365 mといった具合である。過去に久米官衙において、この寸法を“大尺”、通常の尺を“小尺”と呼んだ時期があったが²（『第135集』）、中国における大尺（常用尺）と小尺（儀礼に用いられる尺）の考え方とは根本的に異なるため、今後は採用せず、本書では、例えば「6大尺（高麗法5尺）」あるいは「高麗法30尺（36大尺）」のように表記するものとする。

なお、従来は一定でなかったと考えられてきた「尋」と呼ばれる寸法の単位に関して、1.825 mで不変なのではないかとみて、第2表に示した。1大尺の寸法が30.4cmのこの時期に「6大尺 = 1歩 = 高麗法5尺 = 1尋（= 1.825 m）」というわかりやすい寸法の関係が成立しているからこそ、大化薄葬令において墳丘規模を注釈なしに尋単位で提示することが可能であったと考える。当時、1尋の寸法が6大尺に等しいことは、衆目一致するところであったとみる。

以上のように、久米官衙遺跡群においては、来住廃寺の造営に伴って通常の唐尺を採用する以前に、1尺 = 0.288 mの遺跡群Ⅰ期の段階から、1尺 = 0.304 mの遺跡群Ⅱ期へ移行するものと考えている。その転換時期の上限は、第1回遣唐使が帰国する西暦632年ころと想定している（第Ⅳ章）。7世紀初頭に29cmの太台に達した大尺の寸法は、626年の玄武門の変を経て大唐皇帝の権力基盤が確立するこの時期に至って、隋末の常用尺よりも確実に寸法が長く、尋と6尺で整合するこの寸法に決められたのではなからうか。荒廃した国土の復興に取り掛かる冒頭で採用された五胡由来の新しい尺と考える。第2表に、これまで検討してきた久米における尺の歴史をまとめた。

（3）小尺と大尺の使い分け

久米官衙遺跡群は、弥生時代前期後半から古墳時代後期にかけての複合遺跡でもある。ところが、後世の水田開発等で削平されたり土壌化が進んだ影響から官衙を含む多くの遺構は痕跡的で、支柱穴しか遺存しない堅穴建物も珍しくはない。また、遺構から出土する遺物も少ないため、造営尺の活用は官衙出現以前の集落を解明するうえで重要な手段のひとつとなっている。

この時代の尺に関して最大の特徴は、小尺と大尺の使い分けがおこなわれていることである。小尺は大尺の6分の5の寸法で、唐代以降儀礼に用いられ、常用尺としての大尺と区別されてきたものである。久米官衙遺跡群とその周辺の遺跡においては、この小尺と大尺の使い分けが、中国における唐代以前、戦国時代以降、秦漢、三国、魏晉南北朝時代を通じておこなわれたとみている（第2表）。

中国における小尺は、西周以降歴代王朝が代々受け継ぎ徐々に長尺化が進んだ常用尺とは別に、西周の尺を儀礼専用のものさしとして継承されたものが本来のものとする。中国においては、戦国後期の尺の実物が3本知られており、このうち2本の寸法が0.227 mを測る（第2表）。これは当時の常用尺としての大尺にあたるもので、西周初期の尺長はこれより短く18cm程度であったのではない

はじめに

西	東	東アジアの出来事と尺・尋	久米周辺の歴史と建物等	小	尺	大	尺	高麗法
B/C	403	中国 戦国時代はじまる 日本 弥生時代前期中ごろ 1尋 (1.825 m) = 10小尺	K.T.36 - S.B.005, K.H.31 - 竪立 001	0.180	0.216			
			K.T.36 - 竪立 038	0.186	↓			
		新羅 尺6本中の2本 (後期3本中の2本) 1尋 (1.825 m) = 8大尺 (古制)		↓	0.227			
	220	華地皇塚・塚裾 26小尺=5m	K.T.49 - 竪立 024, 証か1尋 (0.192 ~) K.T.36 - 竪立 010, 証か3尋 (0.192 ~)	0.1923 0.193	0.2308 ↓			
	199	漢主劉邦, 長陵の造営に着手	K.T.57 - 竪立 006, 証か1尋	0.1927 0.195	0.2324 ↓			
	141	文帝の仁皇后, 白らの陵を造営		0.1959	0.2351			
	124	武帝, 太字を彫脱, 26小尺=5.091 m	K.T.49 - 竪立 037, 証か2尋 (0.195 ~) K.T.49 - 竪立 022, 証か2尋 (0.195 ~)	0.1958 0.196	↓ ↓			
B/C				↓	↓			
A/D				↓	↓			
	58	高平 2年3月, 明制, 詳細にて初めて大射礼を挙行		0.200	0.240			
	190	新羅 長安遷都		0.201	0.241			
	218	麗麗 高陵の造営に着手	樽味即反地2号大型建物, 証か2尋 K.T.49 - 竪立 036, 証か1尋 K.T.49 - 竪立 016, 証か4尋 (0.201 ~)	0.202 0.202	0.242 ↓			
	249	このころ, 孝昭帝, 死去 1尋 (1.825 m) = 9小尺	K.T.48 - 竪立 001, 証か2尋 K.T.49 - 竪立 009, 証か2尋 K.T.67 - S.B.1, 証か2尋 (0.202 ~)	0.203 0.204	0.244 ↓			
	280	西晋 安土を統一	樽味即反地1号大型建物	0.205	0.246			
	345	後新羅 建武11年, 大倭朝制高麗制魯魯, 没す (魯魯)	古新羅路, 骨元高平帝廟 K.T.49 - 竪立 022, 証か1尋	0.2057 0.207	↓ ↓			
			樽味即反地3号大型建物	0.208	↓			
	400	石津岳, 1,000小尺=114尋 1尋 (1.825 m) = 8.7719小尺	K.T.36 - 竪立 002, 証か1尋 K.T.52 - 竪立 031	0.2080 0.209	0.2490 ↓			
	405	高山古墳, 築造開始	淨蓮寺3次-竪立B, S.B.6 - S.B.5	↓	0.250			
	425		K.T.63 - S.B.002	0.211	↓			
	430		淨蓮寺3次-竪立9, S.B.7	↓	0.254			
	455		K.T.36 - 竪立 001, 証か2尋 (0.253 ~) 樽味即反地大型建物 A・B K.T.47 - S.B.003 証か2尋	↓ 0.213 0.214	0.255 0.256 ↓			
	430		淨蓮寺3次 - S.B.9 (古), 竪立 1	↓	0.257			
	455		淨蓮寺3次 - S.B.9 (新) → 竪立 2 K.M.7 - 竪立 017, 証か2尋 (0.250 ~)	↓ ↓	0.259 0.259			
	460	1尋 (1.825 m) = 7大尺	K.T.49 - 竪立 010 (平地式住居) 淨蓮寺3次 - 竪立 4とS.B. K.T.36 - 竪立 008, 証か1尋 (0.259 ~) K.T.36 - 竪立 003, 証か2尋	0.217 ↓ ↓ ↓	0.260 0.261 0.262 0.266			
	490		淨蓮寺3次 - 竪立 3とS.B.	↓	0.267			
	510		築地池古墳 1号・2号石室, 27cmの尺で設計される	0.225	↓			
	520	百濟 武寧王, 死去 (523)		0.228	↓			
		1尋 (1.825 m) = 8小尺	K.T.49 - 竪立 017・K.T.72 - 竪立 001 (本書) 築地池2号A木棺・K.T.47 - 竪立 001	↓ 0.230	0.275 0.276			
	536	「AD536イベント」このころ, 東アジア全域で冷害多発の気候が続く	K.M.7 - 竪立 010, 証か9尋 (0.271 ~) 築地池2号遺跡・K.T.72 - 竪立 002 (本書)	↓ 0.231	0.277 0.277			
	540	政明, 親政開始	K.T.72 - 竪立 003 (0.278) (本書)	0.2325	0.279			
	550	百濟 聖王, 死去 (554)・政明, 白雉石倉 (555) このころ, 1尋 (1.825 m) = 6.5大尺	K.T.19 - S.B.1, 証か3尋 (0.280 ~)	↓	0.282			
	562	新羅, 任那の官家を滅ぼす・諸國に, 大木と新羅 (567)		↓	↓			
	593	高句麗 本極, 紀工→方角舎利瓦	K.T.49 - 竪立 014, 証か3尋 (0.284 ~), ② K.M.7 - 竪立 008, 証か7尋 (0.279 ~)	↓ ↓	0.285 0.287			
	596	高句麗, 完工		0.240	0.288			
	600	最初の遺跡発掘	高麗太子, 伊予宮遺跡跡, ① 601年, 久米皇子, 征新羅大將軍	↓ ↓	0.2883 0.2894	0.346 0.347		
	604	高句麗 大元, 高立遺跡 (跡地至 - 0.9%)	K.T.49 - 竪立 012, 証か5尋 (0.288 ~), ③	↓	0.290	↓		
	630	倭国全滅大倭国没落 1尋 (1.825 m) = 9大尺	1尋 (1.825 m) = 9大尺 = 1尋 = 高麗法 9尺 / 上層 30.4cmの尺, 購入の上層	0.253 ↓	0.304 0.304	0.305 ↓		
	632	第1回遺徳使, 帰国		↓	↓	↓		
	638		舒明天皇, 伊予宮東宮行幸	↓	0.304	↓		
	646	孝徳立派, 伊予派, 立派か?	高麗の立派はこれ以降か?	↓	↓	↓		
	661		舒明天皇, 伊予石湖行宮行幸 政庁南東宮舎①-③ (0.301 ~)	↓ ↓	0.303 0.302	↓ ↓		
	676	紀, 天武5年, 詔「柱石は布一俵」/ 1俵=2尋=12尺	K.M.7 - 竪立 013, 証か1尋 (0.300 ~)	↓	0.302	↓		
	680	久米評の遷評からの丹評は, このころか? 持統3年, 高麗新羅遺使の訪	「麗麗」に1俵は13尺との注・東征後新羅 (667ころ) 政庁南東宮舎①-③ (0.300 ~)	↓ ↓	0.297 0.297	↓ ↓		
	694	藤原京へ遷都	政庁南東宮舎①-③ (0.297 ~)	↓	0.298	↓		
			政庁南東宮舎②	↓	0.292	↓		
	713	和尺6年, 聖地用「大尺」の使用停止	K.T.41 - 竪立 005 (⑤)	↓	0.295	↓		
				尙小尺	尙大尺	一		

K.T.: 久米島遺跡, K.H.: 高麗遺跡, K.M.: 高麗新羅遺跡 ①-③ (高麗法) ④: 高麗法 ⑤: 高麗法 ⑥: 高麗法 ⑦: 高麗法 ⑧: 高麗法 ⑨: 高麗法 ⑩: 高麗法 ⑪: 高麗法 ⑫: 高麗法 ⑬: 高麗法 ⑭: 高麗法 ⑮: 高麗法 ⑯: 高麗法 ⑰: 高麗法 ⑱: 高麗法 ⑲: 高麗法 ⑳: 高麗法 ㉑: 高麗法 ㉒: 高麗法 ㉓: 高麗法 ㉔: 高麗法 ㉕: 高麗法 ㉖: 高麗法 ㉗: 高麗法 ㉘: 高麗法 ㉙: 高麗法 ㉚: 高麗法 ㉛: 高麗法 ㉜: 高麗法 ㉝: 高麗法 ㉞: 高麗法 ㉟: 高麗法 ㊱: 高麗法 ㊲: 高麗法 ㊳: 高麗法 ㊴: 高麗法 ㊵: 高麗法 ㊶: 高麗法 ㊷: 高麗法 ㊸: 高麗法 ㊹: 高麗法 ㊺: 高麗法 ㊻: 高麗法 ㊼: 高麗法 ㊽: 高麗法 ㊾: 高麗法 ㊿: 高麗法 一: 高麗法 二: 高麗法 三: 高麗法 四: 高麗法 五: 高麗法 六: 高麗法 七: 高麗法 八: 高麗法 九: 高麗法 十: 高麗法 十一: 高麗法 十二: 高麗法 十三: 高麗法 十四: 高麗法 十五: 高麗法 十六: 高麗法 十七: 高麗法 十八: 高麗法 十九: 高麗法 二十: 高麗法 二十一: 高麗法 二十二: 高麗法 二十三: 高麗法 二十四: 高麗法 二十五: 高麗法 二十六: 高麗法 二十七: 高麗法 二十八: 高麗法 二十九: 高麗法 三十: 高麗法 三十一: 高麗法 三十二: 高麗法 三十三: 高麗法 三十四: 高麗法 三十五: 高麗法 三十六: 高麗法 三十七: 高麗法 三十八: 高麗法 三十九: 高麗法 四十: 高麗法 四十一: 高麗法 四十二: 高麗法 四十三: 高麗法 四十四: 高麗法 四十五: 高麗法 四十六: 高麗法 四十七: 高麗法 四十八: 高麗法 四十九: 高麗法 五十: 高麗法 五十一: 高麗法 五十二: 高麗法 五十三: 高麗法 五十四: 高麗法 五十五: 高麗法 五十六: 高麗法 五十七: 高麗法 五十八: 高麗法 五十九: 高麗法 六十: 高麗法 六十一: 高麗法 六十二: 高麗法 六十三: 高麗法 六十四: 高麗法 六十五: 高麗法 六十六: 高麗法 六十七: 高麗法 六十八: 高麗法 六十九: 高麗法 七十: 高麗法 七十一: 高麗法 七十二: 高麗法 七十三: 高麗法 七十四: 高麗法 七十五: 高麗法 七十六: 高麗法 七十七: 高麗法 七十八: 高麗法 七十九: 高麗法 八十: 高麗法 八十一: 高麗法 八十二: 高麗法 八十三: 高麗法 八十四: 高麗法 八十五: 高麗法 八十六: 高麗法 八十七: 高麗法 八十八: 高麗法 八十九: 高麗法 九十: 高麗法 九十一: 高麗法 九十二: 高麗法 九十三: 高麗法 九十四: 高麗法 九十五: 高麗法 九十六: 高麗法 九十七: 高麗法 九十八: 高麗法 九十九: 高麗法 一百: 高麗法 一百〇一: 高麗法 一百〇二: 高麗法 一百〇三: 高麗法 一百〇四: 高麗法 一百〇五: 高麗法 一百〇六: 高麗法 一百〇七: 高麗法 一百〇八: 高麗法 一百〇九: 高麗法 一百一十: 高麗法 一百一十一: 高麗法 一百一十二: 高麗法 一百一十三: 高麗法 一百一十四: 高麗法 一百一十五: 高麗法 一百一十六: 高麗法 一百一十七: 高麗法 一百一十八: 高麗法 一百一十九: 高麗法 一百二十: 高麗法 一百二十一: 高麗法 一百二十二: 高麗法 一百二十三: 高麗法 一百二十四: 高麗法 一百二十五: 高麗法 一百二十六: 高麗法 一百二十七: 高麗法 一百二十八: 高麗法 一百二十九: 高麗法 一百三十: 高麗法 一百三十一: 高麗法 一百三十二: 高麗法 一百三十三: 高麗法 一百三十四: 高麗法 一百三十五: 高麗法 一百三十六: 高麗法 一百三十七: 高麗法 一百三十八: 高麗法 一百三十九: 高麗法 一百四十: 高麗法 一百四十一: 高麗法 一百四十二: 高麗法 一百四十三: 高麗法 一百四十四: 高麗法 一百四十五: 高麗法 一百四十六: 高麗法 一百四十七: 高麗法 一百四十八: 高麗法 一百四十九: 高麗法 一百五十: 高麗法 一百五十一: 高麗法 一百五十二: 高麗法 一百五十三: 高麗法 一百五十四: 高麗法 一百五十五: 高麗法 一百五十六: 高麗法 一百五十七: 高麗法 一百五十八: 高麗法 一百五十九: 高麗法 一百六十: 高麗法 一百六十一: 高麗法 一百六十二: 高麗法 一百六十三: 高麗法 一百六十四: 高麗法 一百六十五: 高麗法 一百六十六: 高麗法 一百六十七: 高麗法 一百六十八: 高麗法 一百六十九: 高麗法 一百七十: 高麗法 一百七十一: 高麗法 一百七十二: 高麗法 一百七十三: 高麗法 一百七十四: 高麗法 一百七十五: 高麗法 一百七十六: 高麗法 一百七十七: 高麗法 一百七十八: 高麗法 一百七十九: 高麗法 一百八十: 高麗法 一百八十一: 高麗法 一百八十二: 高麗法 一百八十三: 高麗法 一百八十四: 高麗法 一百八十五: 高麗法 一百八十六: 高麗法 一百八十七: 高麗法 一百八十八: 高麗法 一百八十九: 高麗法 一百九十: 高麗法 一百九十一: 高麗法 一百九十二: 高麗法 一百九十三: 高麗法 一百九十四: 高麗法 一百九十五: 高麗法 一百九十六: 高麗法 一百九十七: 高麗法 一百九十八: 高麗法 一百九十九: 高麗法 二百: 高麗法 二百〇一: 高麗法 二百〇二: 高麗法 二百〇三: 高麗法 二百〇四: 高麗法 二百〇五: 高麗法 二百〇六: 高麗法 二百〇七: 高麗法 二百〇八: 高麗法 二百〇九: 高麗法 二百一十: 高麗法 二百一十一: 高麗法 二百一十二: 高麗法 二百一十三: 高麗法 二百一十四: 高麗法 二百一十五: 高麗法 二百一十六: 高麗法 二百一十七: 高麗法 二百一十八: 高麗法 二百一十九: 高麗法 二百二十: 高麗法 二百二十一: 高麗法 二百二十二: 高麗法 二百二十三: 高麗法 二百二十四: 高麗法 二百二十五: 高麗法 二百二十六: 高麗法 二百二十七: 高麗法 二百二十八: 高麗法 二百二十九: 高麗法 二百三十: 高麗法 二百三十一: 高麗法 二百三十二: 高麗法 二百三十三: 高麗法 二百三十四: 高麗法 二百三十五: 高麗法 二百三十六: 高麗法 二百三十七: 高麗法 二百三十八: 高麗法 二百三十九: 高麗法 二百四十: 高麗法 二百四十一: 高麗法 二百四十二: 高麗法 二百四十三: 高麗法 二百四十四: 高麗法 二百四十五: 高麗法 二百四十六: 高麗法 二百四十七: 高麗法 二百四十八: 高麗法 二百四十九: 高麗法 二百五十: 高麗法 二百五十一: 高麗法 二百五十二: 高麗法 二百五十三: 高麗法 二百五十四: 高麗法 二百五十五: 高麗法 二百五十六: 高麗法 二百五十七: 高麗法 二百五十八: 高麗法 二百五十九: 高麗法 二百六十: 高麗法 二百六十一: 高麗法 二百六十二: 高麗法 二百六十三: 高麗法 二百六十四: 高麗法 二百六十五: 高麗法 二百六十六: 高麗法 二百六十七: 高麗法 二百六十八: 高麗法 二百六十九: 高麗法 二百七十: 高麗法 二百七十一: 高麗法 二百七十二: 高麗法 二百七十三: 高麗法 二百七十四: 高麗法 二百七十五: 高麗法 二百七十六: 高麗法 二百七十七: 高麗法 二百七十八: 高麗法 二百七十九: 高麗法 二百八十: 高麗法 二百八十一: 高麗法 二百八十二: 高麗法 二百八十三: 高麗法 二百八十四: 高麗法 二百八十五: 高麗法 二百八十六: 高麗法 二百八十七: 高麗法 二百八十八: 高麗法 二百八十九: 高麗法 二百九十: 高麗法 二百九十一: 高麗法 二百九十二: 高麗法 二百九十三: 高麗法 二百九十四: 高麗法 二百九十五: 高麗法 二百九十六: 高麗法 二百九十七: 高麗法 二百九十八: 高麗法 二百九十九: 高麗法 三百: 高麗法 三百〇一: 高麗法 三百〇二: 高麗法 三百〇三: 高麗法 三百〇四: 高麗法 三百〇五: 高麗法 三百〇六: 高麗法 三百〇七: 高麗法 三百〇八: 高麗法 三百〇九: 高麗法 三百一十: 高麗法 三百一十一: 高麗法 三百一十二: 高麗法 三百一十三: 高麗法 三百一十四: 高麗法 三百一十五: 高麗法 三百一十六: 高麗法 三百一十七: 高麗法 三百一十八: 高麗法 三百一十九: 高麗法 三百二十: 高麗法 三百二十一: 高麗法 三百二十二: 高麗法 三百二十三: 高麗法 三百二十四: 高麗法 三百二十五: 高麗法 三百二十六: 高麗法 三百二十七: 高麗法 三百二十八: 高麗法 三百二十九: 高麗法 三百三十: 高麗法 三百三十一: 高麗法 三百三十二: 高麗法 三百三十三: 高麗法 三百三十四: 高麗法 三百三十五: 高麗法 三百三十六: 高麗法 三百三十七: 高麗法 三百三十八: 高麗法 三百三十九: 高麗法 三百四十: 高麗法 三百四十一: 高麗法 三百四十二: 高麗法 三百四十三: 高麗法 三百四十四: 高麗法 三百四十五: 高麗法 三百四十六: 高麗法 三百四十七: 高麗法 三百四十八: 高麗法 三百四十九: 高麗法 三百五十: 高麗法 三百五十一: 高麗法 三百五十二: 高麗法 三百五十三: 高麗法 三百五十四: 高麗法 三百五十五: 高麗法 三百五十六: 高麗法 三百五十七: 高麗法 三百五十八: 高麗法 三百五十九: 高麗法 三百六十: 高麗法 三百六十一: 高麗法 三百六十二: 高麗法 三百六十三: 高麗法 三百六十四: 高麗法 三百六十五: 高麗法 三百六十六: 高麗法 三百六十七: 高麗法 三百六十八: 高麗法 三百六十九: 高麗法 三百七十: 高麗法 三百七十一: 高麗法 三百七十二: 高麗法 三百七十三: 高麗法 三百七十四: 高麗法 三百七十五: 高麗法 三百七十六: 高麗法 三百七十七: 高麗法 三百七十八: 高麗法 三百七十九: 高麗法 三百八十: 高麗法 三百八十一: 高麗法 三百八十二: 高麗法 三百八十三: 高麗法 三百八十四: 高麗法 三百八十五: 高麗法 三百八十六: 高麗法 三百八十七: 高麗法 三百八十八: 高麗法 三百八十九: 高麗法 三百九十: 高麗法 三百九十一: 高麗法 三百九十二: 高麗法 三百九十三: 高麗法 三百九十四: 高麗法 三百九十五: 高麗法 三百九十六: 高麗法 三百九十七: 高麗法 三百九十八: 高麗法 三百九十九: 高麗法 四百: 高麗法 四百〇一: 高麗法 四百〇二: 高麗法 四百〇三: 高麗法 四百〇四: 高麗法 四百〇五: 高麗法 四百〇六: 高麗法 四百〇七: 高麗法 四百〇八: 高麗法 四百〇九: 高麗法 四百一十: 高麗法 四百一十一: 高麗法 四百一十二: 高麗法 四百一十三: 高麗法 四百一十四: 高麗法 四百一十五: 高麗法 四百一十六: 高麗法 四百一十七: 高麗法 四百一十八: 高麗法 四百一十九: 高麗法 四百二十: 高麗法 四百二十一: 高麗法 四百二十二: 高麗法 四百二十三: 高麗法 四百二十四: 高麗法 四百二十五: 高麗法 四百二十六: 高麗法 四百二十七: 高麗法 四百二十八: 高麗法 四百二十九: 高麗法 四百三十: 高麗法 四百三十一: 高麗法 四百三十二: 高麗法 四百三十三: 高麗法 四百三十四: 高麗法 四百三十五: 高麗法 四百三十六: 高麗法 四百三十七: 高麗法 四百三十八: 高麗法 四百三十九: 高麗法 四百四十: 高麗法 四百四十一: 高麗法 四百四十二: 高麗法 四百四十三: 高麗法 四百四十四: 高麗法 四百四十五: 高麗法 四百四十六: 高麗法 四百四十七: 高麗法 四百四十八: 高麗法 四百四十九: 高麗法 四百五十: 高麗法 四百五十一: 高麗法 四百五十二: 高麗法 四百五十三: 高麗法 四百五十四: 高麗法 四百五十五: 高麗法 四百五十六: 高麗法 四百五十七: 高麗法 四百五十八: 高麗法 四百五十九: 高麗法 四百六十: 高麗法 四百六十一: 高麗法 四百六十二: 高麗法 四百六十三: 高麗法 四百六十四: 高麗法 四百六十五: 高麗法 四百六十六: 高麗法 四百六十七: 高麗法 四百六十八: 高麗法 四百六十九: 高麗法 四百七十: 高麗法 四百七十一: 高麗法 四百七十二: 高麗法 四百七十三: 高麗法 四百七十四: 高麗法 四百七十五: 高麗法 四百七十六: 高麗法 四百七十七: 高麗法 四百七十八: 高麗法 四百七十九: 高麗法 四百八十: 高麗法 四百八十一: 高麗法 四百八十二: 高麗法 四百八十三: 高麗法 四百八十四: 高麗法 四百八十五: 高麗法 四百八十六: 高麗法 四百八十七: 高麗法 四百八十八: 高麗法 四百八十九: 高麗法 四百九十: 高麗法 四百九十一: 高麗法 四百九十二: 高麗法 四百九十三: 高麗法 四百九十四: 高麗法 四百九十五: 高麗法 四百九十六: 高麗法 四百九十七: 高麗法 四百九十八: 高麗法 四百九十九: 高麗法 五百: 高麗法 五百〇一: 高麗法 五百〇二: 高麗法 五百〇三: 高麗法 五百〇四: 高麗法 五百〇五: 高麗法 五百〇六: 高麗法 五百〇七: 高麗法 五百〇八: 高麗法 五百〇九: 高麗法 五百一十: 高麗法 五百一十一: 高麗法 五百一十二: 高麗法 五百一十三: 高麗法 五百一十四: 高麗法 五百一十五: 高麗法 五百一十六: 高麗法 五百一十七: 高麗法 五百一十八: 高麗法 五百一十九: 高麗法 五百二十: 高麗法 五百二十一: 高麗法 五百二十二: 高麗法 五百二十三: 高麗法 五百二十四: 高麗法 五百二十五: 高麗法 五百二十六: 高麗法 五百二十七: 高麗法 五百二十八: 高麗法 五百二十九: 高麗法 五百三十: 高麗法 五百三十一: 高麗法 五百三十二: 高麗法 五百三十三: 高麗法 五百三十四: 高麗法 五百三十五: 高麗法 五百三十六: 高麗法 五百三十七: 高麗法 五百三十八: 高麗法 五百三十九: 高麗法 五百四十: 高麗法 五百四十一: 高麗法 五百四十二: 高麗法 五百四十三: 高麗法 五百四十四: 高麗法 五百四十五: 高麗法 五百四十六: 高麗法 五百四十七: 高麗法 五百四十八: 高麗法 五百四十九: 高麗法 五百五十: 高麗法 五百五十一: 高麗法 五百五十二: 高麗法 五百五十三: 高麗法 五百五十四: 高麗法 五百五十五: 高麗法 五百五十六: 高麗法 五百五十七: 高麗法 五百五十八: 高麗法 五百五十九: 高麗法 五百六十: 高麗法 五百六十一: 高麗法 五百六十二: 高麗法 五百六十三: 高麗法 五百六十四: 高麗法 五百六十五: 高麗法 五百六十六: 高麗法 五百六十七: 高麗法 五百六十八: 高麗法 五百六十九: 高麗法 五百七十: 高麗法 五百七十一: 高麗法 五百七十二: 高麗法 五百七十三: 高麗法 五百七十四: 高麗法 五百七十五: 高麗法 五百七十六: 高麗法 五百七十七: 高麗法 五百七十八: 高麗法 五百七十九: 高麗法 五百八十: 高麗法 五百八十一: 高麗法 五百八十二: 高麗法 五百八十三: 高麗法 五百八十四: 高麗法 五百八十五: 高麗法 五百八十六: 高麗法 五百八十七: 高麗法 五百八十八: 高麗法 五百八十九: 高麗法 五百九十: 高麗法 五百九十一: 高麗法 五百九十二: 高麗法 五百九十三: 高麗法 五百九十四: 高麗法 五百九十五: 高麗法 五百九十六: 高麗法 五百九十七: 高麗法 五百九十八: 高麗法 五百九十九: 高麗法 六百: 高麗法 六百〇一: 高麗法 六百〇二: 高麗法 六百〇三: 高麗法 六百〇四: 高麗法 六百〇五: 高麗法 六百〇六: 高麗法 六百〇七: 高麗法 六百〇八: 高麗法 六百〇九: 高麗法 六百一十: 高麗法 六百一十一: 高麗法 六百一十二: 高麗法 六百一十三: 高麗法 六百一十四: 高麗法 六百一十五: 高麗法 六百一十六: 高麗法 六百一十七: 高麗法 六百一十八: 高麗法 六百一十九: 高麗法 六百二十: 高麗法 六百二十一: 高麗法 六百二十二: 高麗法 六百二十三: 高麗法 六百二十四: 高麗法 六百二十五: 高麗法 六百二十六: 高麗法 六百二十七: 高麗法 六百二十八: 高麗法 六百二十九: 高麗法 六百三十: 高麗法 六百三十一: 高麗法 六百三十二: 高麗法 六百三十三: 高麗法 六百三十四: 高麗法 六百三十五: 高麗法 六百三十六: 高麗法 六百三十七: 高麗法 六百三十八: 高麗法 六百三十九: 高麗法 六百四十: 高麗法 六百四十一: 高麗法 六百四十二: 高麗法 六百四十三: 高麗法 六百四十四: 高麗法 六百四十五: 高麗法 六百四十六: 高麗法 六百四十七: 高麗法 六百四十八: 高麗法 六百四十九: 高麗法 六百五十: 高麗法 六百五十一: 高麗法 六百五十二: 高麗法 六百五十三: 高麗法 六百五十四: 高麗法 六百五十五: 高麗法 六百五十六: 高麗法 六百五十七: 高麗法 六百五十八: 高麗法 六百五十九: 高麗法 六百六十: 高麗法 六百六十一: 高麗法 六百六十二: 高麗法 六百六十三: 高麗法 六百六十四: 高麗法 六百六十五: 高麗法 六百六十六: 高麗法 六百六十七: 高麗法 六百六十八: 高麗法 六百六十九: 高麗法 六百七十: 高麗法 六百七十一: 高麗法 六百七十二: 高麗法 六百七十三: 高麗法 六百七十四: 高麗法 六百七十五: 高麗法 六百七十六: 高麗法 六百七十七: 高麗法 六百七十八: 高麗法 六百七十九: 高麗法 六百八十: 高麗法 六百八十一: 高麗法 六百八十二: 高麗法 六百八十三: 高麗法 六百八十四: 高麗法 六百八十五: 高麗法 六百八十六: 高麗法 六百八十七: 高麗法 六百八十八: 高麗法 六百八十九: 高麗法 六百九十: 高麗法 六百九十一: 高麗法 六百九十二: 高麗法 六百九十三: 高麗法 六百九十四: 高麗法 六百九十五: 高麗法 六百九十六: 高麗法 六百九十七: 高麗法 六百九十八: 高麗法 六百九十九: 高麗法 七百: 高麗法 七百〇一: 高麗法 七百〇二: 高麗法 七百〇三: 高麗法 七百〇四: 高麗法 七百〇五: 高麗法 七百〇六: 高麗法 七百〇七: 高麗法 七百〇八: 高麗法 七百〇九: 高麗法 七百一十: 高麗法 七百一十一: 高麗法 七百一十二: 高麗法 七百一十三: 高麗法 七百一十四: 高麗法 七百一十五: 高麗法 七百一十六: 高麗法 七百一十七: 高麗法 七百一十八: 高麗法 七百一十九: 高麗法 七百二十: 高麗法 七百二十一: 高麗法 七百二十二: 高麗法 七百二十三: 高麗法 七百二十四: 高麗法 七百二十五: 高麗法 七百二十六: 高麗法 七百二十七: 高麗法 七百二十八: 高麗法 七百二十九: 高麗法 七百三十: 高麗法 七百三十一: 高麗法 七百三十二: 高麗法 七百三十三: 高麗法 七百三十四: 高麗法 七百三十五: 高麗法 七百三十六: 高麗法 七百三十七: 高麗法 七百三十八: 高麗法 七百三十九: 高麗法 七百四十: 高麗法 七百四十一: 高麗法 七百四十二: 高麗法 七百四十三: 高麗法 七百四十四: 高麗法 七百四十五: 高麗法 七百四十六: 高麗法 七百四十七: 高麗法 七百四十八: 高麗法 七百四十九: 高麗法 七百五十: 高麗法 七百五十一: 高麗法 七百五十二: 高麗法 七百五十三: 高麗法 七百五十四

かと、一般には推測されている。

久米を含む道後平野北部において、小尺は弥生時代前期後半以降、古墳時代中期ごろまで建物の建築に広く用いられる一方、この時代に大尺が使用されるのは、濠と大型建物の距離を計測する場合などに限られる。竪穴建物や高床倉庫などの建物には小尺が広く用いられ、掘立柱建物に大尺が使用されるのは5世紀に入ってからのことで（附編参照）、新しい形態の掘立柱建物や総柱構造の高床倉庫の出現にあわせて登場する。ただし、住居としての竪穴建物については、従来からの小尺利用が6世紀末葉まで継続するが、官衙施設が立地するようになると、竪穴建物主体の一般集落そのものが消滅する。

政庁はこれら一般集落の建物を撤去したうえで微高地の最も北に張り出した場所を選んで建設される。この段階で建物設計に用いられた尺は常用尺としての当時の大尺であるが、建物の配置を決める際には、前述の「高麗法」の考え方による測地が行われる。

遺跡群Ⅰ期（政庁）の1大尺 = 0.288 m、高麗法1尺 = 0.346 m。遺跡群Ⅱ期（回廊状遺構）の1大尺 = 0.304 m、高麗法1尺 = 0.365 mである。また、遺跡群Ⅲ期（来住廃寺・正倉院）の1大尺 = 0.297 m、高麗法1尺 = 0.356 mである。

（4）記紀から読み解く久米の歴史

全国でも稀な6世紀末葉に成立する政庁の出現には、久米直の存在が深くかかわっているものと推測している。以下、第IV章第4節にて詳述する前に、記紀を中心に久米に関する記述を概観しておこう。

『古事記』（以下、記と表記する。）における久米氏の初出は、天孫降臨の際に天忍日命（大伴氏らの先祖）と組んで天孫の護衛にあたった天津久米命について、「久米直等が祖ぞ」と注記したくだりである。また、神武期には東遷する天皇に付き従ったことが記紀双方に記されている。戦功と立后による功績から、畝傍山西麓の川辺に領地を賜ったこと（久米邑の起源）は、『日本書紀』（以下、紀と表記する。）神武2年2月条に詳しい。宮中に伝わる久米舞・久米歌の存在も、常に天皇の傍らにいて奉仕する彼らの姿を現代にまで伝承する芸能として重要である。

神武天皇以降の欠史八代の記述は神話の域を出るものではなく、後統する応神までの皇統においても実態が疑問視される天皇が多く含まれる中、実在した可能性が高いとされる崇神・垂仁親子の事績に記された久米に関する記述は注目に値する。垂仁5年10月条に天皇が皇后とともに来目に行幸し高宮に滞在中、皇后が実兄の謀反の企てを告白したとする記述、同じく垂仁27年8月条には、来目邑に初めて屯倉（紀）を置いたことが記される。一連の記事は、応神を始祖とする河内王権とは別の皇統における出来事として、崇神後継の垂仁が政權基盤を確立していく過程の描写として重要と考える。また、後統する倭武命（日本武尊）の物語には、久米直の先祖で七拳經を名乗る人物が膳夫（食事係）として常に付き従ったことが添え書きされている。物語の本質的内容に関わる話ではないが、倭武命の軍功を記した直後に添えられたこの一文は、大王家・天皇家と久米直との関係を考えるうえで意味ありげな記述である。食事係として久米直の祖先が充てられていることは、彼らが天皇の身辺警護や天皇正宮の警備といった軍事的役割を担っていたこと、あるいは天皇家の財政基盤である屯倉（紀）の管理者としての久米直の立ち位置が明確に反映されたことの証であろう。

続く河内政権下では雄略天皇が政敵を肅正する際に、大伴空屋大連配下の来目部が殺害の実行部隊

として登場（紀）するほか、来目川（久米川・高取川）の地名が現れる。その後、雄略の崩御に伴って白髮王（清寧）が即位すると、播磨国の天皇直轄領で徴税の任務にあっていた山部連の祖先、伊与来目部小楯によって、雄略に肅清された履中天皇嫡流の二皇子を発見し、その後、相次いで皇位に就いたとする一連の話が語られる。二皇子発見の記事は、紀では清寧の治世とする一方、記では二皇子のおぼである飯豊王が角刺宮にて朝政のころと記す（紀には飯豊青皇女、忍海角刺宮）。暴虐の限りを尽くした雄略の血筋は清寧で絶え、履中嫡流の二皇子に皇統が戻るものの、最後には武烈によって応神以来の河内王権も絶え、オオド王（継体）の皇統に遷る経緯が述べられる。伊与来目部小楯に関しては一連の功績が認められ、「山官」の役職に就任し、山部連の姓を与えられ山守部を民とし、副官には先に没落した吉備臣があてられるところで記述が終わる。これ以降、伊予の久米直に関する記載は記紀ともに現れることはない。

以上、久米直に関して言えることは、神話の時代も含めて、そこそこの活躍をしているということである。その後、久米直は磐井の乱（528年）に続く継体崩御から欽明即位にかけての政治的混乱、さらに「536 イベント」と呼ばれる東アジア全域に及ぶ寒冷化に伴う大飢饉と避難民の襲来、大伴大連金村の引退と欽明親政の開始（540年）、さらには丁未の乱（587年、蘇我物部戦争）を次々と乗り越えていく。推古天皇の崩御と山背大兄一族が滅ぼされるころには、欽明・敏達直系の田村皇子改め舒明天皇と宝皇后による新しい皇統への奉仕を続けていくのである。

このように、久米直は大王家・天皇家を一度も裏切ることなく、いずれの皇統においてもその時々天皇に忠実に仕えることで、その命脈を保ち続けるのである。

久米に纏わる物語がどのような扱いをされているのか、これにこだわる理由は、推古6年（596年）、聖徳太子と恵慈法師らの伊予温湯来訪記事（『伊予国風土記逸文』）及び、推古9年（601年）に既戸皇子の実弟、来目皇子が征新羅大將軍に任ぜられ、九州まで進軍したとする紀の記述が、久米官衙政庁の出現と大いに関係があるのではないかと考えるからである。さらに、伊予の久米直が皇子の養育氏族であったのではないか、皇子の乳母が伊予の久米直出身であったのではないか、皇子の一行が九州へ渡る直前に伊予松山の久米の地に立ち寄ったのではないかと考えるからである。

その後、来目皇子は九州に至るも、翌年、病死してしまうため、これ以降は伊予国あるいは久米全般に関する記述を辿ることにしよう。伊予が関係するのは、推古天皇崩御の後、後継者として欽明・敏達天皇嫡流である田村皇子が即位した後のことである。敏達後継として、葛城氏出身の皇后との間に生まれた押坂入彦大兄ではなく、傍系ながら蘇我氏出身の妃が産んだ敏達の兄弟姉妹間等で皇位が継がれるが、推古天皇崩御の後、山背大兄ら上宮王家の王族が全面的に排除され、皇統が敏達嫡流に戻される。紀、舒明11年12月条にあらわれる、天皇と宝皇后による伊予温湯宮滞在の記述（639～640年）と、齐明天皇（宝皇后→皇極天皇）らの伊予石湯宮滞在（661年）の記述は特に重要である。久米官衙遺跡群Ⅱ-B期における回廊状遺構の建設とⅡ-C期における補修が、この二つの行宮と関わりがあるのではないかと考えるからである。

このように、久米官衙遺跡群における政庁の出現と、その後の回廊状遺構に代表される特異な官衙施設の展開には、久米直と大王家・天皇家との極めて深い結びつきが反映されているのである。こうした経緯があって、6世紀末葉から7世紀初頭に、宮（行宮）を起源とする政庁が道後平野の久米の地に出現するのではないかと推測するわけである。

注

- 1 橋本 雄一編 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会ほか(※以下、松山市及び市財団については、発行機関名を一部省略する。)
- 2 橋本 雄一編 2009 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』3 久米高畑遺跡47次・51次調査 政庁の発掘調査1 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会ほか
- 3 橋本 雄一編 2009 『久米高畑遺跡1次・7次調査』政庁の発掘調査2 松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
- 4 松山市教育委員会編 2010 『史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住庵寺跡 保存管理計画書』
- 5 小笠原好彦編 1979 『来住庵寺』松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 6 橋本 雄一 2009 『愛媛県久米官衙遺跡群』『日本古代の郡衙遺跡』桑里制・古代都市研究会編 株式会社雄山閣
- 7 橋本 雄一編 2010 『柳味四反地遺跡-17次・18次調査-』松山市文化財調査報告書139 松山市教育委員会ほか
- 8 愛媛地区の三島神社古墳、経石山古墳、久米地区西部の二つ塚古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀部神社古墳、東部の播磨塚天神山古墳があげられる。
- 9 福音小学校構内遺跡と筋違遺跡を中心とする弥生時代から古墳時代後期の大規模な集落遺跡。
- 10 橋本 雄一編 『久米高畑遺跡22次・41次調査』国庫補助市内遺跡発掘調査報告書 松山市文化財調査報告書179 松山市教育委員会ほか
- 11 橋本 雄一編 2012 『久米高畑遺跡-38次・39次・43次・46次-』国庫補助市内遺跡発掘調査報告書 松山市文化財調査報告書158 松山市教育委員会・財団法人松山市文化スポーツ振興財団埋蔵文化財センター
- 12 橋本 雄一編 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』2 『回廊状遺構』の発掘調査 来住庵寺22次調査地B地区 来住庵寺23次調査地 松山市文化財調査報告書114 松山市教育委員会ほか
- 13 橋本 雄一編 2015 『来住町遺跡5次・7次・9次調査』松山市文化財調査報告書176 松山市教育委員会ほか
- 14 この施設の東辺には回廊状遺構西から北へ延びる幅約4mの道路があって、正方形の敷地を想定する場合には、この道路以西が施設の範囲となるが、さらに東へ広がって東西に細長い敷地ではないかとする説もある。この施設を南北道路で東へ折り返して、東西に長い敷地の中央から南北道路が南へ延びる可能性も残されている。道路の東は墓地であるため今後にも検証することはできないが、墓地のすぐ東の住宅地(H1-132)北部における住宅の建て替えの際には検証が可能かもしれないので注意を要する。ただし、近年の諸基準に照らして再調査が実現する可能性はほとんど無いものと思われるので、政庁南東官衙の東西長方形形については半永久的に検証することのできない問題と認識している。昭和63年から平成元年前後の、松山市教育委員会における行政判断の不安定さ(H1-132)がこの問題を解決不能にしまった。
- 15 正確には政庁南東官衙の北辺には幅3mほどの東西道路が設定されていたと考えられており、区画Eと呼んでいる小規模な区画施設がこの道路の北に存在する(第135頁)第V章 総括)。
- 16 最も東に建てられる41次掘立005(第2表中の⑤)については、方位と造営尺がほかと根本的に異なることから、遺跡群Ⅲ期の建物と考えている。
- 17 中心建物2棟を除くと、床束を伴わない梁行2間の形状に限られていることから、収納を主目的とした建物ではなかろうと考えている。当遺跡群においては計4点しか出土例のない祝が、41次の掘立003の柱穴から1点、さらに22次の包含層等から2点出土していることも、この施設が文字を書ける役人の勤め先であったことを示す証拠と考える。
- 18 最低でも東西4町、南北3町に及んでいるが、地形的な制約から遺跡群西南部には設定されなかったものと考えられている。当遺跡群における1町の距離は109.44mで、Ⅱ期の造営尺である1尺=0.304mの360尺にあり、いわゆる「大尺」(本書における高麗尺)の300尺に相当する。なお、附図2と3に加えた方一町の方は、1町109.44m、南北道路幅4m、東西道路幅3mの設定で機械的にあてはめたもので、実際に区画施設が検出された位置と比べると、多少ずれているところもある。
- 19 水本 完児編 2006 『松山市埋蔵文化財調査年報』18 平成17年度 松山市教育委員会ほか
- 20 大山 正風編 1974 『長隆寺跡調査報告書』松山市文化財調査報告書Ⅲ 松山市教育委員会
- 21 宮内 慎一編 1996 『来住庵寺』-第19次調査- 松山市文化財調査報告書56 松山市教育委員会ほか
- 22 橋本 雄一編 2008 『来住・久米地区の遺跡』Ⅶ ~平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業~ 久米高畑遺跡65次調査・久米高畑遺跡66次調査・来住町遺跡14次調査 松山市文化財調査報告書121
- 23 橋本 雄一編 2009 『久米高畑遺跡』-67次・68次調査- 平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書2 松山市文化財調査報告書132 松山市教育委員会ほか
- 24 橋本 雄一編 2011 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』5 久米高畑遺跡42次・48次・49次・52次調査 松山市文化財調査報告書149 松山市教育委員会ほか
- 25 橋本 雄一編 2010 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』4 来住庵寺22次調査A地区・24次・29次・30次・31次調査 松山市文化財調査報告書142 松山市教育委員会ほか
- 26 橋本 雄一編 2013 『久米高畑遺跡』36次調査 国庫補助市内遺跡発掘調査報告書 松山市文化財調査報告書166 松山市教育委員会ほか
- 27 橋本 雄一編 2015 『久米高畑遺跡』22次・41次調査 国庫補助市内遺跡発掘調査報告書 松山市文化財調査報告書179 松山市教育委員会ほか
- 28 新井 宏 1992 『まほろしの古代尺』~高麗尺はなかった~ 吉川弘文館

第Ⅱ章 久米高畑遺跡72次調査



第1節 調査に至る経緯と経過

(1) 経緯

かねてより、久米官衙政庁の実態解明のために、面的な発掘調査を行う必要が指摘されていた、松山市南久米町768番1の水田について、同町在住の地権者である武智常雄氏にご理解とご協力をいただき、学術目的で本発掘調査を実施したものである。

一枚の水田の北部およそ3分の2(約570m)について、可能な限り広範囲を調査対象とすることで、調査区北辺に東西方向に続く政庁外郭南辺の位置と規模の特定を最大の目標とした。これに関連して、調査区西北角において久米高畑38次¹のトレンチにて確認済みであった正倉院東濠の存在が、政庁外郭西南角の位置を特定するうえで重要であるとの認識から、敷地北辺の農道と西辺の市道擁壁に沿う場所について、農地整備や市道の建設工事に伴う掘り込み位置の確認がとれるよう調査区を確保した。

本発掘調査ではあったが、前述の目的を限られた期間内で達成するために、検出された遺構については、全てを掘り上げることを目標とせず、官衙関連遺構の遺存状況と概要を知るために必要な箇所についてのみ掘り下げを行うものとし、それら重要遺構が掘り込まれた弥生時代から古墳時代にかけての遺構について、特に堅穴住居址については、本格的な発掘作業の対象とせず、検出面における範囲確定に止めることとした。

以上の調査手法は、検出された重要遺構の形状を不必要に損壊することなく、後世に遺すためにとった措置でもある。したがって、政庁関連の遺構であっても、最大で半載するに止めている。

発掘調査は、平成21年(2009年)4月27日より、重機による水田耕作土の掘削から着手した。終了後に水田に戻す必要から、耕作土は場外に搬出し、礫混じりの遺物包含層や遺構埋土と区別した。



第7図 72次調査地とその周辺

(2) 調査ならびに整理作業の経過

発掘調査及び整理、並びに編集、刊行の各事業は国庫補助を受けて実施した。このうち、整理については令和 4 年度、編集については令和 5 年度に公益財団へ委託して実施した。

なお、発掘調査と報告書刊行の事業主体は市教委、編集組織は公益財団の埋文センターである。

以下、各事業の経過を、日誌をもとに抄録の形で提示する。

日誌抄録

平成21年 4月27日	現場作業初日。重機による掘削を開始し、30日までに終える。
30日	周囲にトレンチを設置、壁面及び平面の精査に着手する。
5月 7日	このころまでに、官衙の区画溝と正倉院の東濠、土採溝の関係を把握。 外郭南辺付属舎2の柱穴を確定。一部は布掘。政庁B外郭南辺の開口部を確認。
18日	山中敏史氏はか現地視察。灰白色粘土塊は粘土細工の残骸ではないかとの指摘。
19日	S D002にて単弁十葉蓮華紋軒丸瓦と灰白色粘土塊の出土状況の写真を撮影。 このころまでに官衙関連遺構の掘削を終える。図面記録の作成を継続。
26日	このころ、政庁外郭西南角の位置を特定するための詰めの調査を継続。
29日	東隣りの集合住宅(H14-321)から調査区の全景を撮影する。 同日、区画溝S D002の単弁十葉蓮華紋軒丸瓦と灰白色粘土塊を取り上げる。 図面類の仕上げ作業を継続。現地説明会の準備。
5月31日	日曜日の午前10時から11時30分まで、現地説明会を開催。147名が見学。 同日午後から埋め戻し作業に着手。トレンチと遺構内部に山砂を充填。
6月 9日	埋戻し完了、調査終了。以降、年度末まで基本的な整理作業を継続する。
7月29日	第7回史跡久米官衙遺跡群検討委員会開催。上原真人委員より、仏像周囲の荘厳のための粘土の造形物に漆を塗る事例ありとの指摘を受ける。
22年 7月10日	発掘調査速報展「掘ったぞな松山2010」開幕。2163名、来場。報告会で概要を解説。
12月28日	『年報22』 ² 刊行。成果を掲載。最新の政庁復元図(略図)を提示する。
23年 2月15日	『史跡久米官衙遺跡群5』 ³ にて回廊北方官衙の西出土の矢柄研磨器を報告。
令和 4年 4月 1日	本書の作成に向けた出土物等整理を公益財団に委託する。
5年 3月31日	上記の国庫補助事業を終了し、概要報告を提出する。
4月 1日	本書の編集を公益財団に委託する。
5月25日	雄山閣『季刊考古学 別冊No41 四国考古学の最前線』に見解を掲載(橋本)。
10月21日	松山市考古館にて「最古の地方官衙」と題して、政庁の最新情報を市民に報告。
11月30日	本書の仕様を決定する。業者選定を依頼。
6年 1月31日	写真原稿、挿図ほか入稿。本文原稿の追加修正を進める。
3月 4日	校了の予定。
15日	本書の納品を予定。年度内に、本書掲載遺物を収蔵施設に収納する予定。 月末までに本書の送付作業を終える予定。
29日	一連の国庫補助事業を終了し、概要報告を提出予定。

第2節 調査組織と調査の方法

(1) 調査組織 (平成21年4月1日時点)

調査主体 松山市教育委員会

松山市教育委員会

	教育長	山内 泰
事務局	局長	藤田 仁
	企画官	古鎌 靖
		佐々木乾二
		青木 茂
文化財課	課長	家久 則男
	主幹	森 正経
	副主幹	三好 博文

財団法人松山市生涯学習振興財団

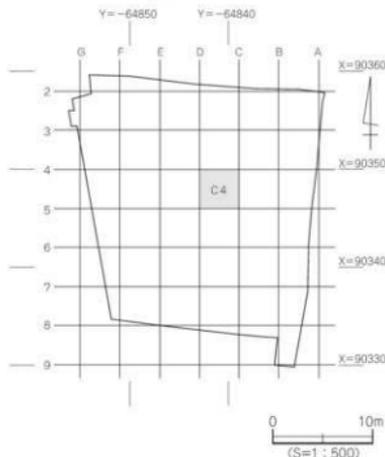
	理事長	中村 時広
事務局	局長	松澤 史夫
埋蔵文化財センター	所長兼総務課長	白石 修一
	次長	折手 均
	次長	重松 佳久
	調査担当リーダー	栗田 茂敏
	調査担当主任	橋本 雄一
	写真担当	大西 朋子

(2) 測量の基準

発掘調査に際しては、第8図に示す区割りを設定した。4m四方のグリッドを設定し、各グリッドの名称は、グリッド東北角のライン交点のアルファベットと数字を組み合わせて用いた(例:C4)。なお、各グリッドのラインは、業者に委託して設置した世界測地系2000に基づく1m単位の座標値に対応している。例示したC4グリッドの場合、北辺の4ラインは $X=90350$ 、東辺のCラインは $Y=-64839$ の座標値と一致する。

(3) 遺構の保護

今回の調査は本発掘調査であったが、重要遺跡の存在と遺存状況を可能な限り広範囲において確認することに主眼を置いたことから、遺構の掘り下げは必要最小限に止めている。官衙関係の遺構を確定するうえで必要な土砂は除去したが、掘立柱建物の柱穴は半裁するに止めた。また、官衙関係の遺構が掘り込まれている竪穴住居址等についても、検出して範囲を確定するに止め、重要遺構の掘り方が失われないよう留意した。調査終了後、埋め戻す際には、遺構やトレンチ内に山砂を充填することによって、水田に戻した後でトラクター等の農業用機械が落ち



第8図 測量の基準

込む事態を避けるよう工夫した。正倉院東濠の一部については、特に深いことから、真砂によって深部を埋め固めたうえで山砂を投入した。遺構検出面及び地山面については、山砂を薄く敷きつめることによって、将来的に再調査が必要とされた場合の目印とした。過去に行った部分的な再調査の際に、地山面に敷かれていた真砂が土圧で固まってしまい、除去するのにかなりの時間と労力を要した経験を踏まえての措置である。

調査対象地には、後年、鉄筋コンクリート造り二階建ての集合住宅が建てられているが、西に接する市道の路面近くまで嵩上げする際には、遺構面の破壊を最小限に止める工法によって擁壁工事等が実施されている。事前に提出された工事図面と調査記録との照合、審査を経て、最終的には県教委からの指示のもと、必要に応じてその都度、工事立会等の対応が市教委によってとられている。

(4) 凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、『松山市埋蔵文化財調査年報22』²や『第111集』⁴に掲載している。その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は次の通り略号で示した。
掘立柱建物：S B、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、掘立等ならびの判る柱穴：P、などである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一したが異なるものもある。
遺構図は1/50と1/100を基本とした。
- 4 本章の個別の遺構図面に示した方位は、世界測地系2000の座標北である。
旧国土地標第IV座標系の座標値を提示した図面については、世界測地系2000の座標値に丸括弧を付けて併記した。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、個別遺構の埋土はアラビア数字等で表記した。
- 6 土色については、『新版標準土色帖』を参照した。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、改変したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500・同1/3000
- 8 出土遺物は報告書掲載の番号を白色で注記している。未掲載分については、黄色の注記番号が、遺物の実測図番号に対応する。



第3節 調査成果の概要と層位

(1) 成果の概要

久米官衙Ⅰ期政庁を構成する2時期の政庁(第6図)のうち、政庁Bの外郭南辺一本柱列西部と同外郭西辺一本柱列南端の柱穴を2基、確認することができた(第27図)。

今回検出した政庁Bの外郭南辺一本柱列(第24図)は計8基の柱穴によって構成されており、このうち西端の1基を除く7基の柱穴は、外郭南辺付属舎2の南壁を形成するものと断定した(第13図)。この建物の梁行規模を特定することはできなかったが、おそらく、ほかの外郭付属舎と共通する2間で12尺の寸法と考えている(第49図)。なお、この柱筋を東へ延長すると、次章で報告する試掘確認調査(H14-321)⁴で既に確定済みであった外郭南辺付属舎1の西南角に一致する(第27図)。両建物の間隔は東西約10.6mで、これは遺跡群Ⅰ期の造営尺で36尺(高麗法30尺)余りに相当する。この間には、官衙関連の遺構は何一つ見つからないことから、幅広の開口部を形成することが明らかとなった(第25図)。

遺跡群Ⅱ期からⅢ期の官衙関連遺構と認定したものは、正倉院東濠の一部と溝状遺構3条、一本柱列1条である(第47図)。

このうち、東のH14-321から続くSD001は、遺跡群Ⅱ-C期の官衙の区画溝で、調査区中央部西北寄りの地点で北方向へ直角に折れる。H14-321で祭祀遺物がまとも出土した溝の西延長部にあたることに加えて、別の区画溝SD003の北の起点が重なることから、この屈曲点の位置は遺跡群Ⅱ期に設定される地割の展開を知るうえで極めて重要と評価している(第5図ほか)。埋没時期は遺跡群Ⅲ-A期の冒頭、回廊状遺構北濠⁴の廃絶時期とほぼ同じところと想定している(第50図④)。

SD002は、SD001と比べて方向角が大きく西に振る区画溝で、まとまった量の単弁十葉蓮華紋軒丸瓦(第18図)が出土したことから、遺跡群Ⅲ-A期以降と考えている(第6図)。調査区西壁沿いで南へ屈曲する(第10図)ことから、Ⅲ-B期冒頭で正倉院東濠の掘削が行われる以前に機能していた溝と考えて間違いない。

SD003は、前述の区画溝SD001の屈曲部を北端とする位置から南へ延びる遺跡群Ⅲ-A期以降の区画溝である。正倉院東濠と比較すると、完全に平行の関係にあるわけではなく、真北で東に大きく振っている。埋土の性質や出土遺物の状況から、正倉院東濠に近い年代の溝であると考えられるが、SD001の屈曲部を意識して掘り込みが行われ、また、方向角についてもこの溝に対応していることから、遺跡群Ⅲ-A期以降にⅡ期の地割の影響下で設定された区画溝と考えている。

SA001は、調査区中央を南北に貫く一本柱列である。外郭南辺付属舎2と区画溝SD001より後出し、SD002に先行する時期の遺構であることが、切り合い関係から判明している。

正倉院東濠¹は、調査区西北角にて一部分のみ検出した(『第158集』)。

つづいて、官衙関係以外の遺構について、その概要を確認しておく。

問題となる遺構は、濠の東に東西幅約2.4mほどで検出された土採溝と呼んでいる遺構である(第17図)。南北方向に掘られた複数の溝の集まりで、埋土は東濠上部のものによく似ている。南端は、官衙の区画溝SD002の屈曲部付近で収束するように見えることから(第17図)、Ⅲ-A期の地割を意識した結果と考えたこともあったが、最終的に土塀構築のために粘土質の土を採取した跡ではないかと考えて、

土探溝と呼ぶこととした。ただし、土堀の存在を示す情報は得られていない。官衙とは直接の関係にない、中世を上限とする時期の遺構である可能性が高い。

調査区東南部の東壁沿いで検出された中世の土坑 S K 014 と、政庁外郭南辺付属舎 2 から土探溝付近に展開する S D 011 ~ 014 の各溝状遺構については、土採り以降近現代までの時期と推測している。土坑 S K 014 から板碑製作時に生じたとみられる緑色片岩の大型剥片がまとめて出土している。

建物としては、いずれも斜め方向を向く南北棟の掘立柱建物が 3 棟と、官衙の区画溝 S D 001 の屈曲部北より (S B 001) と調査区東壁沿いの同溝と重複する位置 (S B 002)、また、調査区東南角 (S B 003) に各 1 棟、計 3 棟の竪穴建物址が検出されており、いずれも住居址とみられる。これらの建物については、多くが古墳時代後期ころのものとみられる。掘立 001 とよく似た建物が、北に位置する 47 次⁵で確認されている (『第 135 集』 p. 79)

調査区の東南部、区画溝 S D 001 から南の東壁沿いから南壁沿いにかけて、少なくとも 8 条以上の素掘溝を検出した。官衙関連遺構より古い時代のもので、前述の古墳時代後期ころの集落に伴うものと考えられる。唯一、S D 004 は弥生時代の溝である。

土坑状遺構は、その多くが調査区中央部から西部にかけて集中している。S A 002 と重複する S K 010 については、その大きさと方位から竪穴建物である可能性もある。円形で大型の土坑が分布している調査区西北角付近は、政庁外郭西辺一本柱列及び外郭西南角の位置を特定するにあたって問題となる箇所であるが、遺構密度の高さと近現代の水田耕作に伴う掘り込みの存在が障害となって、官衙関連遺構と土坑との峻別が困難な状況であった。

(2) 官衙関連遺構の変遷

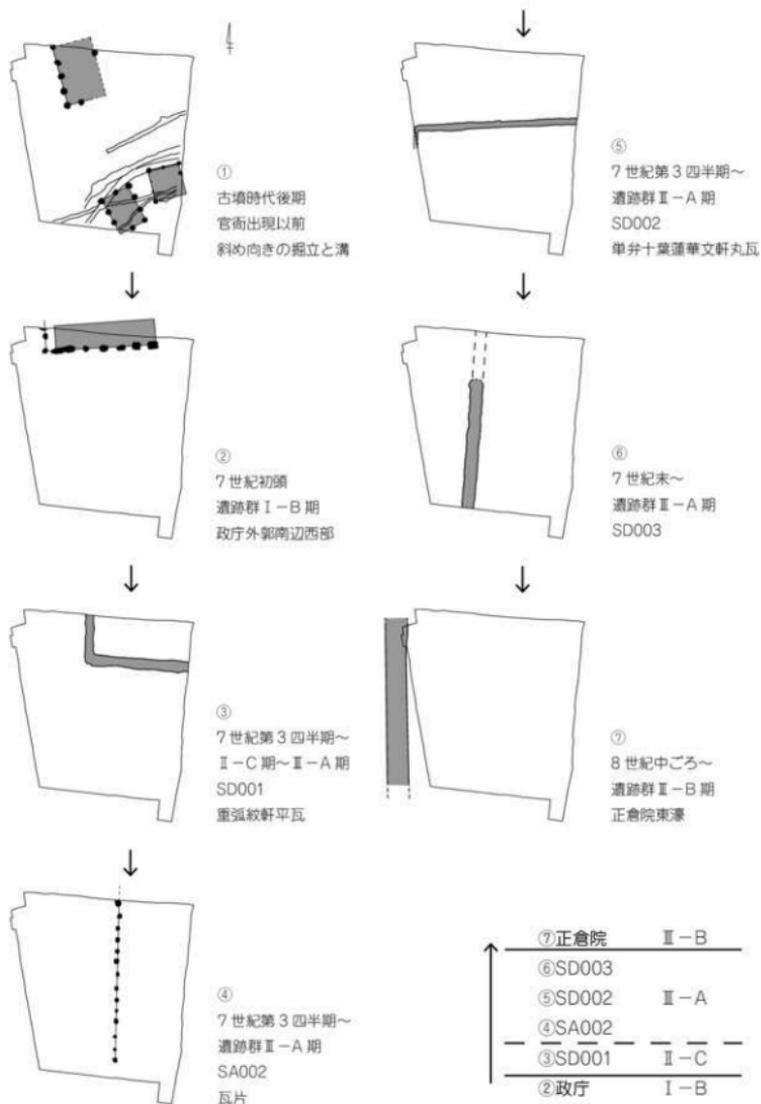
前節にて概要を報告した官衙関連遺構の変遷過程を第 9 図に示す。

官衙出現直前までの①の段階を含めて、②から⑥までの官衙施設の変遷過程については、遺構同士の切り合い状況から前後関係は確定している。なお前述の通り、土探溝については中近世の遺構と判断したことから、この図には含んでいない。

②は唯一、遺跡群 I 期の段階で、2 段階の政庁のうち建て替え後の政庁 B 外郭南辺付属舎 2 と同外郭西南角部を検出したものである (遺跡群 I - B 期)。

③は地割施工後の遺跡群 II - C 期の区画施設。溝の埋土下部から重弧紋軒平瓦の小片 1 点が出土したことから、回廊状遺構廃絶以降 (遺跡群 III - A 期冒頭以降) に廃絶した区画施設と想定している。④は③に後出することから、遺跡群 III - A 期の区画施設であるが、考え方としては II 期の地割を反映している。⑤は回廊状遺構周辺から出土する久米官衙で最初に使用される瓦の一群を伴うことから、回廊状遺構が廃絶する遺跡群 III - A 期冒頭よりもある程度時間が経過して後の時期に埋没した区画溝である。溝の屈曲点は地割に対応しているものの、方向角が II 期の地割と大きく異なることから、正倉院東濠が掘削されて遺跡群西北部の地割が変更される遺跡群 III - B 期冒頭までの区画施設と考えている。廃絶時期は 7 世紀第 4 四半期を上限とするが、8 世紀代の遺物は全く出土していない。⑥は③の後継施設。

⑦正倉院東濠の掘削は、8 世紀の中頃と想定しているが、細かな時期を認定する出土遺物等の情報は得られていない (『第 111 集』⁴・『第 158 集』¹ ほか)。正倉院の濠の掘削と付近における地割の改変をもって、遺跡群 III - B 期冒頭の指標としている。



第9図 72次遺構の変遷

(3) 層位

調査区の基本層序は以下のとおりである。

I - a 層は現況水田耕作土。水田面の標高は36.75m程度、厚さは0.15～0.20m前後。

I - b 層は近年耕作が及んでいない旧水田耕作土。酸化鉄の細かな粒を多量に含む。北壁では0.1～0.15m、東壁では0.05～0.1m前後存在するが、西壁には調査区西南端を除いて認められない。これは、調査区の西壁の位置が、市道の擁壁建設時の掘り込みを超えて西へ削り込んだことによる。同様の理由から、調査区西壁では現況の水田耕作土の直下に攪乱土層が認められる。

I - c 層も近年耕作が及んでいない旧水田耕作土。二酸化マンガンの粒を5～10%程度含んでいる。

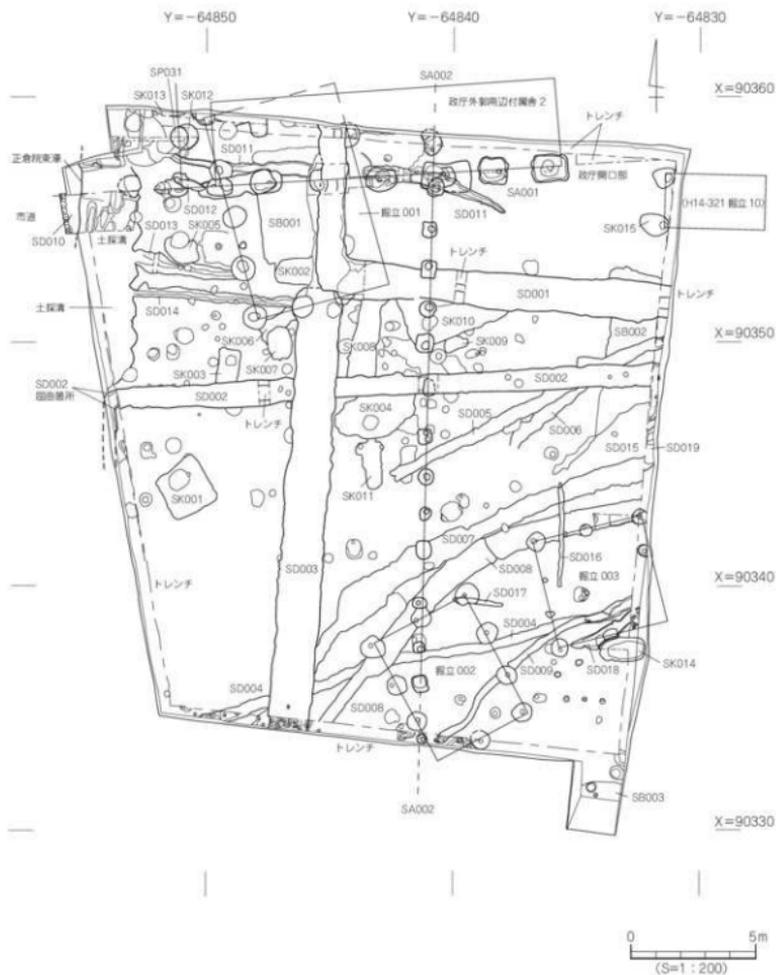
II - a 層は遺物包含層。安定して存在するのは東壁である。厚さは0.2～0.3mに達している。II - b 層との区別がつかない北壁中央部から東部にかけて最大で厚さは0.4mを超える。北壁沿いでは、S D001(第10図)の西における地山面の水準が36.4m付近にあるが、この区画溝の東では、高いところで36.2m、低いところで36.1m付近にあって、調査区西北部以外の地形が若干低い範囲に広くII層が堆積しているものとみられる。この傾向は西壁においても同様で、西壁中央部の地山上面の水準が36.3mほどあるのに対して、調査区西南角部付近の地山上面は36.1m付近に位置している。II層が堆積している範囲は、S D001とS D003を結ぶ南北ラインより東と、S D002より南の区域である(第10図～12図)。

III - a 層は最上部の地山層である。北壁で見ると、地山上面の水準が若干下がる東部における遺存状態が良好で、0.1m前後の層厚を測る。この土層は、本来、当遺跡群を含む道後平野北部に広く安定的に堆積していたものであるが、黒色の腐植土の堆積が始まる以前(おそらく、縄文時代中期末葉以前)に、降雨等の浸食により失われたものと考えられている。また、水田耕作が本格化するにつれて、最上層のこの地山は削平されることが多く、遺存状況も良くないことが多い。微高地上に位置するこの調査区の場合においても、地山面の標高が最も高い調査区西北部には遺存しておらず、地形が微妙に窪んだ南東寄りの範囲に分布している。

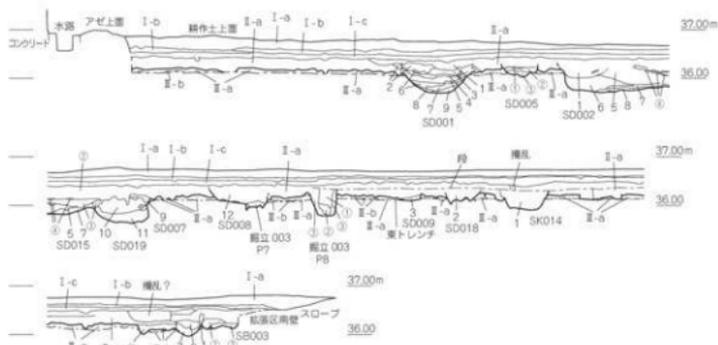
III - b 層も地山層である。調査区の各壁沿いに土層観察と雨水処理のために設けたトレンチの掘り下げは、概ねこの土層の上面ないし途中で停止していることから、土層の厚さは確認していない。a層と比べてより明るく黄色味の強い色調の土で、径10mm未満の小礫を多く含む。耕作土直下が遺構検出面となる地山面であることが多い当遺跡群においては、地山といえはこの土層を指す。通常の層厚は0.2～0.3m程度で、これの下位に礫層が分布することが一般的であるが、今次の調査では確認していない。

上記の基本層序以外の個別遺構の埋土、堆積土については、アラビア数字及び凡数字等で示し、所属する遺構の略号、番号を注記あるいは図中に示した。





第10図 72次遺構配置図



東壁

SD001

- 1 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 層上層。
- 2 褐色土 (7.5YR 5/1) 土器片を少量含む。
- 3 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 地山を少量含む。
- 4 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を5%含む。
- 5 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を少量含む。
- 6 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 5に比べてやや黒い。
- 7 灰褐色土 (7.5YR 4/2)
- 8 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を30%含む。
- 9 褐色土 (7.5YR 4/1)

SD005

- ① 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を30%含む。
- ② 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を少量含む。
- ③ 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を20%含む。

SD002

- 1 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を少量、灰白色土をとところこ含む。

SD015

- ② 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 径5～35mmの円礫、角礫を多数含む。
- ③ 灰褐色土 (7.5YR 4/2)
- ④ 灰褐色土 (7.5YR 4/2)

SD7 別の遺構

- 5 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を少量、土器片を多数含む。
- 6 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 別のSKか? 地山を少量含む。
- 7 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を30%含む。
- 8 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を50%含む。

SD007

- 9 褐色土 (7.5YR 4/2) 風化礫を少量含む。

SD019

- 10 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 土器片を少量含む。
- 11 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を数%含む。

SD008

- 12 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を少量含む。

竪立 003 - PB

- ① 褐色土 (7.5YR 5/1) 地山を数%含む。
- ② 褐色土 (7.5YR 5/1) 1に比べてやや黒い。
- ③ 褐色土 (7.5YR 5/1) 2に灰白色地山を30%含む。

SK014

- 1 灰褐色土 (7.5YR 6/1) 新しい土坑。大型の礫を含む。

SD018

- 2 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を数%含む。

SP

- 1 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を少量含む。
- 2 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を数%含む。
- 3 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を50%含む。

SB ?

- ① 褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を数%含む。

SB003

- ② 褐色土 (7.5YR 4/1) 埴土。黒褐色土を20%、地山を20%含む。
- ③ 褐色土 (7.5YR 4/1) 埴土。黒褐色土を50%、地山を50%含む。



第12図 72次土層 (2)

第 4 節 検出遺構と出土遺物

(1) 官衙の遺構と遺物

1 政庁を構成する建物と一本柱列

政庁外郭南辺付属舎 2 [第13図・14図・27図・写真 7]

調査区北壁沿いに立地する久米官衙 1 期の政庁 B を構成する建物である。東端の柱穴 P 1 柱痕跡から西端の柱穴 P 7 柱痕跡の間を、政庁外郭南辺付属舎 2 の南壁と断定した。桁行は 6 間で 14.18m (49 尺)、梁行寸法は不明ながら、南辺付属舎 1 (H14-321、第33図) や東辺付属舎 1 (1 次⁷、『第136集』⁸) と共通する 2 間で 12 尺 (3.46 ~ 3.47m) の設定であろうと想定している。出土遺物と時期については、次の S A 001 参照のこと (p. 32)。

建物の東南角にあたる P 1 より東には、これと連結する柱列や門をはじめとする関連建物の存在を示す柱穴は検出されていない (第13図)。調査区東北角で確認された直径 0.9m 程度の不整形な柱穴は、別の時代の 4 本柱構造の建物構成することが判明している (27図ほか)。したがって、第27図ほかで示す通り、南辺付属舎 2 と南辺付属舎 1 の間は開口部となることが判明した。間の距離は約 10.6m で、過去に政庁の設計規格 (第26図) を考えた際に基準とした 10.4m (36 尺・高麗法 30 尺) より若干長い。

P 3 は段掘り状に掘り込まれていることから、P 2 あるいは P 1 とあわせて布掘りであった可能性が高い。P 1、P 2、P 3 の柱痕跡の位置が明瞭で、2 間の柱間寸法が 2.40m の等間に設定されていることは、この建物の外観や構造を反映している可能性がある。

明確な布掘りの掘り方の柱穴は、P 6 - P 7 (写真 7) である。建物西南角の P 7 の形状が小さく、外郭西南角の柱穴である P 8 より浅いことから、P 7 の柱位置が建設する際の起点となったと考えられる。地山面における布掘り掘り方の寸法は、東西約 3.15m、幅約 0.8 ~ 0.9m を測る。

P 1 は東西 1.50m、南北 1.15m の長方形で、深さは包含層中の検出面から 0.60m を測る。掘り方の下場東端中央付近に柱が位置すると推測したが、柱痕跡のラインを峻別することはできなかった。P 2 は 1.25m × 1.20m、深さ 0.57m の正方形に近い形状で、直径 0.2m の柱痕跡を確認している。P 3 上段の東西は最大で 2.0m、南北は東部で約 1.8m、柱穴本体の規模は 1.80m × 0.75m、最深部で 0.58m。P 4 は 1.25m × 1.05m、深さ 0.58m。P 5 は II 期の区画溝 S D 001 によって切られており、溝の西斜面にのみ遺存した状態。柱位置は西の P 6 柱痕跡から東へ 2.17m ~ 2.27m の間と推測されるが、S D 001 本体の掘り込みによって完全に失われていた。柱穴の幅は最大で 1 m 程度。P 6 は 1 m 弱 × 0.95m、深さ 0.57m、柱痕跡の位置は最深部よりも東へ少しずれた若干浅い所に認められ、直径は 0.17m。P 7 は 1.10m × 0.67m、深さ 0.44m で、西にすばまった不整形円形の柱穴。直径 0.15m の柱痕跡の位置は西に偏っている。

P 7 - P 4 間の寸法は 3 間で 6.71m、これを 1 間 2.23 ~ 2.24m (7.75 尺) の等間と考えると、P 4 - P 3 の間だけが他の柱間に比べて突出して広い設定であった可能性がある。1 間で 2.67m (9.25 尺) である。P 1 - P 3 の間、4.80m については、2 間通しで 16.5 尺の設定であろうか。

全体寸法は東西桁行 6 間で 49 尺。造営尺の寸法は 1 尺 = 0.2894m に復元した。

柱の根入れの深さは、建物西端が東端に比べて約 27cm 浅くなっていることから、当時の地表面の傾斜を反映した可能性がある (p. 26)。

S A001 [第13図・14図・27図・写真7]

前述の掘立001を構成する7基の柱穴に、政庁外郭西南角の柱穴1基(P8・第13図)を加えた計8基の柱穴から出土した遺物については、S A001出土遺物として注記のうえで管理している(第14図)。これは、調査時にP8が外郭西南角の柱穴と断定することができず、土採溝に削平された浅く痕跡的な柱穴(P9)の扱いを決めかねた状態であったことに起因している。

最終的に7基の柱穴について、政庁外郭南辺付風舎2の南壁を構成する側柱列と断定したこと、また、政庁外郭西南角の柱穴をP8と評価したことから、厳密にS A001と呼ぶことのできる遺構としては、P8の柱材と政庁外郭南辺付風舎2の西南角(P7柱材)との間の1間幅(1.30m・4.5尺)の部分のみとなる。この部分は、板材によって閉塞された板塀であったと考えている。

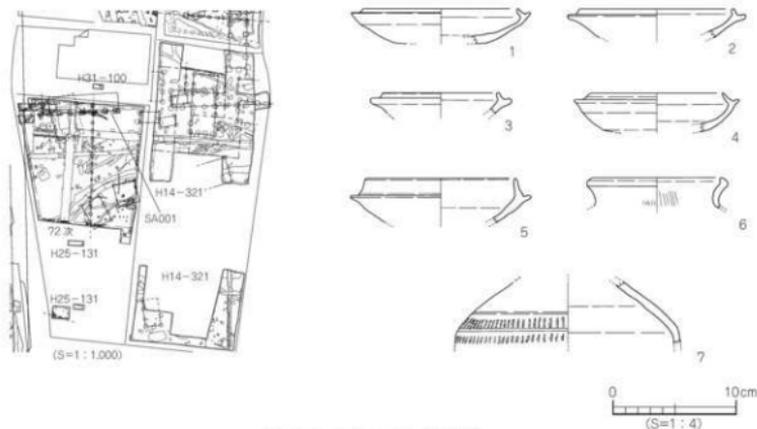
調査当初、第13図で(P9)と表記した遺構は、土採溝の削平を免れたこの柱列の延長上の柱穴である可能性を検討したが、底の深さが柱列西部の柱穴と比較して20cm以上浅いことから、最終的に別の遺構であると判断するに至ったものである。政庁外郭西南角のP8の西と南にも各1基、同様の平面規模と深さの柱穴とみられる遺構が近接することに加えて、調査区西北角付近には、大小様々な土坑や柱穴が密に分布することから、(P9)はこれらと同様、政庁とは無関係の遺構と考えられる。

出土遺物 1～7は、いずれも須恵器である。1と2及び3はTK209型式を上限とする坏身受部の破片である。復元には困難を伴う小片のため、特に口径の寸法については参考程度に止めおきたい

7は長頸壺の肩部の破片。久米高畑1次調査で政庁外郭東辺付風舎1の柱穴から出土した第50図の145と形状は似ているが、7の方が大きな個体である。各遺物の出土位置は次の通り。

1はP8、2はP3、3はP5、4はP1上部、5はP4、6はP1上部、7は布掘りのP6～P7から出土。すべて、後世の攪乱の影響を完全に排除した、柱穴埋土中からの出土が確実な遺物である。柱痕跡あるいは抜き取り穴からは出土していない。なお、5は掘立001の柱穴と重複するP4から出土していることから、より古い時期の集落に伴う遺物が混入したものとみられる。

時期 須恵器坏身のうち、やや古い時期の5を除く4点の形状から、6世紀末葉を上限とする。



第14図 72次SA001出土遺物

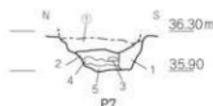
2 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の遺構と遺物

SA002 [第15図・47図・写真6・7]

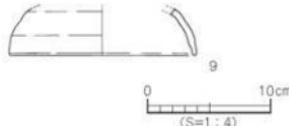
調査区中央を南北に貫く遺跡群Ⅱ-C期に設置された一本柱区。区画溝SD001を切る一方、SD002に切られることがわかっている(第15図)。柱穴の平面形状は、半数以上が南北方向の不整形長方形に掘られている。多くの柱穴にて柱の抜き取り穴を確認している。上部から遺物が出土したP11(北から順に数えて11番目の柱穴)のみ確認がとれていないが、掘り方に近い規模の大きな抜き取り穴であった可能性が高い。P1からP14までの存在は確実であるが、P15が予想される位置には古墳時代後期の掘立002の柱穴が存在し、これを切る柱穴は確認されていないことから、P14までの約21.7m(13間通し)の存在は確実である。P14における柱抜き取り穴が他と比較して大きい。P11(平瓦片出土)とP12の間の距離が若干広く設定されており、この箇所の柱間寸法は約2.2mに達している。調査区内13間通して72尺(約21.7m)の柱列に復元する場合、1尺の寸法は0.301m程度とみられ、この尺長は、遺跡群Ⅱ期冒頭における地割に使用され、回廊状遺構(Ⅱ-B期)の造営尺でもある1尺=0.304mより短い。政庁南東官衙〔第179集〕⁷⁾や回廊北方官衙〔第149集〕³⁾などで、回廊状遺構の建設よりも後出するⅢ-A期にかけての建物から、これと同じく若干短い尺が抽出されている。

出土遺物 8と9は須恵器の坏身と坏蓋。いずれも口径復元を行うには適当でない小片。P11の上部から平瓦の小片1点とともに出土。瓦片は凹面に密な布目、凸面にやや大きめの斜格子叩き、焼成不良。

時期 遺跡群Ⅱ-C期以降の時期。瓦片は柱材の抜き取り穴から出土したものと解釈可能であることから、Ⅱ期の地割を基準としつつも、Ⅲ-A期に解体・廃絶した板塚とみられる。瓦が政庁周辺の遺跡群北部に移動するのは、Ⅲ-A期冒頭の回廊状遺構廃絶後と考えている。



- ① 褐灰色土 (7.5YR 5/1) SD002。地山を5%含む。
 1 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 柱礎。地山を5%含む。やや細かい。
 2 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を数%含む。
 3 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を20%含む。
 4 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を50%含む。
 5 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を5%含む。やや細かい。



第15図 72次SA002

SD001 [第17図・16図・10図・47図・5図・写真6]

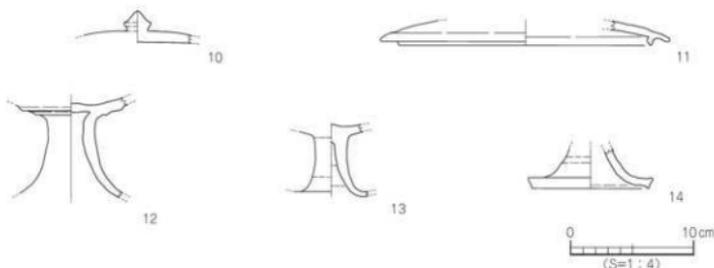
調査区北部に位置する官衙の区画溝。東に隣接する試掘確認調査H14-321(第Ⅲ章、第30図・38図・39図ほか)で検出された溝の西延長部。中央部北でL字状に屈曲し北へ続く。政庁外郭南辺付属舎2の柱穴P5を切る一方、SA002の北から4番目の柱穴に切られている。トレンチ下部から瓦片が出土。

第5図に★印3点で示したように、この溝の屈曲部の位置は、遺跡群Ⅱ期の地割の詳細を知るうえで重要である。22次SK4⁷(第47図)を東端とするこの溝の東西方向の全長は、現況の溝の外縁で54.75mを測る。この距離は遺跡群Ⅱ期の造営尺による1町=109.44mのちょうど半町に当たっている。さらにその位置は、政庁南東官衙の東西中軸線(「第111集」⁴)とも一致することが知られており、遺跡群Ⅱ期の地割の影響下で設定されたものであることは確実である(「第179集」⁷)。さらに、この溝の屈曲部の位置は、その後の遺跡群Ⅲ期にかけての地割にも大きな影響を与えている。SD003の北端は、ちょうどこの屈曲部南辺にかかる位置から掘り込まれている(第10図ほか)。

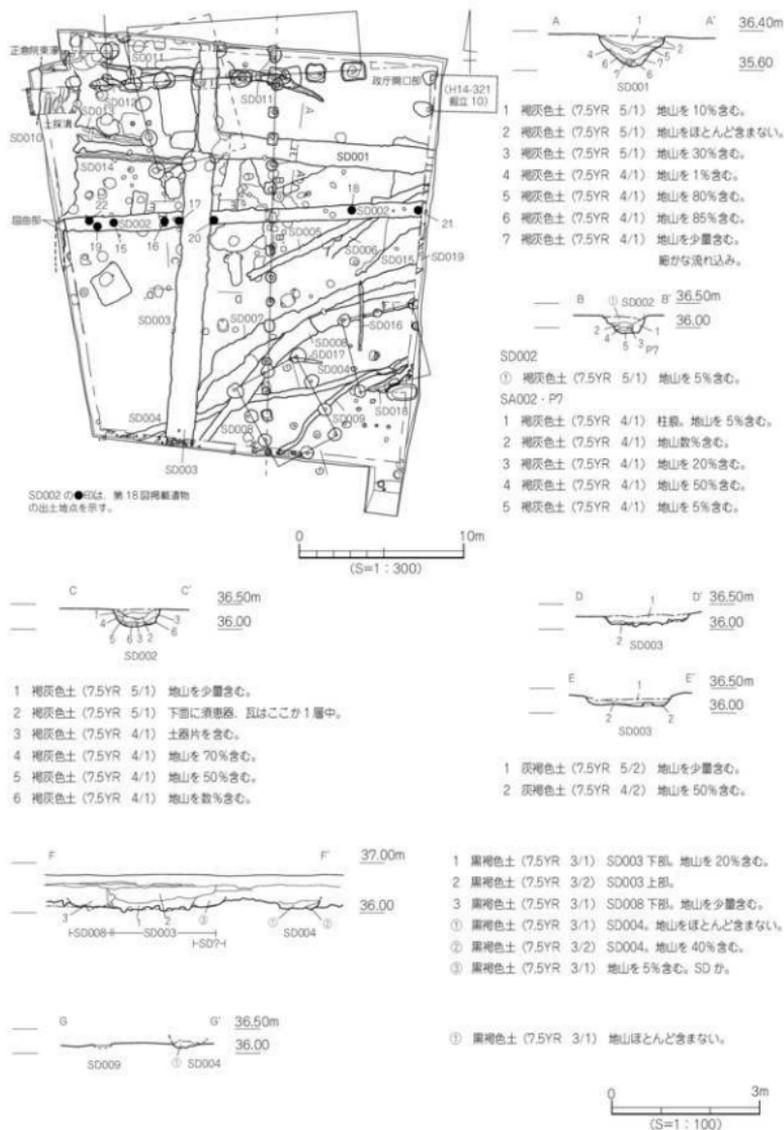
東部における幅は最大で1.4m前後、屈曲部近くの細い部分で1.2m、屈曲部から北では地山面に対して1.1m程度であるが、SB001とSK002を掘り込んでいる部分では、これらの遺構の埋土に対して掘り過ぎたものか、1.6mほどに広がっている。断面形状は、東壁においては幅広のU字状、北壁では上部が緩く広がるU字状。東壁では、基本土層Ⅱ-a層を掘り込む状況がみとれるが、北壁ではⅡ-a層に近似する③層(第12図)が幅広く溝の上部を埋めているようにもみえることから、この土層を別の区画溝SD003の北延長部の埋土と考える方が合理的かもしれない。中央部の土層断面(第17図)では、最深部が細かな黒色土の流れ込みで埋まった後、地山の土が多く含まれた土が堆積し、最終的に浅いV字状の空間が、黒味の薄い土で埋まっていく様子を見とれる。下部より下記の瓦片が出土している。

出土遺物 C3のトレンチ(第8・17図)下部から重弧紋軒平瓦の瓦当部の破片1点が出土。10～14はいずれも須恵器。10は東部の埋土上部から出土した新形式の杯蓋天井部。11は東壁沿いの埋土上部から出土した杯蓋口縁部の破片。焼成具合が不良で灰白色の色調であること、胎土が共通であることから、両者は同一個体の可能性が高い。新形式の蓋杯の中でも大型品とみてよい。第50図における③以降、④(H14-321出土の祭祀関連一括遺物、第40図)段階の遺物である。短脚高杯の脚部3点のうち、12は蓋杯に近い褐灰色で焼成不良気味の個体である。接合部の杯外面に段がふたつ残る。13は短脚高杯の脚部としては最も小型の個体で、焼成は良好、外面は青灰色、断面は赤褐色を呈する。14も同様の個体の脚端部、焼成良好で硬質、全体に赤褐色に焼成、脚端部下端の下方への擠み出しが明瞭。

時期 瓦の存在から、遺跡群Ⅱ-C期に掘られ、Ⅲ-A期にかけて存続したものと考えている。



第16図 72次SD001出土遺物



第17図 72次の溝

SD002 [第17図・18図・47図・写真2・写真8]

調査区中央部を東西に横切る官衙の区画溝。西壁付近で屈曲し南へ折れる。方向角はSD001やSA001と比べて北で西へ大きく振っている。SA001のP7を切る一方、SD003に切られる。久米官衙最古の瓦である単弁十葉蓮華紋軒丸瓦(第18図)に伴って、未焼成の灰白色粘土塊(写真2)が出土した。

溝幅は0.8～1.05m程度で、深さは0.15～0.17m前後、断面は逆台形ないし皿状の浅い溝である。瓦片、須恵器壺の大型破片、灰白色粘土塊等の遺物は、いずれも溝の底から5～10cm程度浮いた状態の検出面近くから出土(第17図)している。いずれの断面ポイントにおいても褐灰色土の単一層による埋没であるが、出土状況から、ある程度の流入土が堆積した後、埋め立てられたものと推測される。

調査区西壁の手前で屈曲して南へ向かうが直角にはならず、90°より大きな角となる。この屈曲点から西へ0.8～0.9mの場外、現況市道下には正倉院の東濠東辺が迫っていることから、これに平行となる位置に溝を配置したと考えられなくもないが、当時の地表面の高さと正倉院の濠の断面形状(『第121集』⁸⁾)を考慮すると、両者の本来の掘り込みラインはほとんど一致していたと考えられることから、明確な時期差が存在するものと評価している。

出土遺物 写真2は瓦に伴って出土した灰白色粘土塊である。第18図の15～17は、須恵器の壺、18～21は単弁十葉蓮華紋軒丸瓦の瓦当部、22は丸瓦の破片である。出土地点は第17図にまとめた。

灰白色粘土塊(写真2)は未焼成の粘土の塊である。瓦片19と22の近くからまともな検出された(写真8)。地山面にて溝の検出作業を行った際には認められなかったが、範囲確定のため5cm程度面的に掘り下げを行う過程で明らかとなった遺物である。瓦と同様、溝幅の中央部に集中して分布することから、溝の初期の流入土ではなく、廃絶するために投入された土砂の中に瓦とともに含まれていたものと推測している。写真の12点以外に、長径3cm前後のものが3点、2cm程度が8点、1cm前後が10点ほど出土している。

灰白色粘土塊は、当遺跡群最古の瓦である単弁十葉蓮華紋軒丸瓦の胎土によく似た粘土であるが、径数mm程度の白色細礫を多く含むことから、瓦粘土そのものではないようである。色調は、焼成不良気味の瓦、例えば18や25、あるいは同様の須恵器10～12に近似している。こうした焼成不良の瓦や須恵器は、生焼けであっても火焔に焼かれて若干なりとも橙色ないし橙色系統の褐灰色に近い色調であることと比較すると、この粘土塊の色は、より灰白色に近い色調をしている。

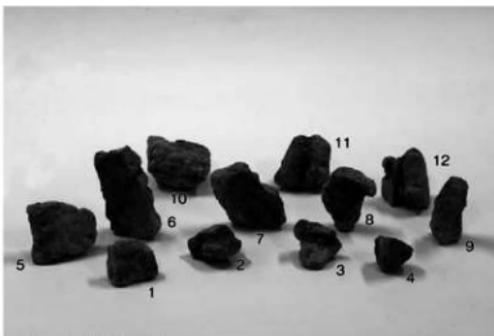


写真2 灰白色粘土塊

灰白色粘土塊に関して重要なこととして、未焼成である以外にスサをほとんど含まない点をあげることができる。

建物の土壁や土塀に用いられる粘土の場合、例外なくスサが混ぜ込まれるが、これには基本的にスサは含まれていないことから、建材として使われたものでないことが分かる。廃棄される瓦片に伴う出土状況に着目すると、瓦を葺く際に隙間を埋めたり固定するため

に用いられる粘土の存在を思い浮かべるが、スサを含まない事実とこれほど白色の粘土を用いる必要がないことから、瓦葺粘土説も消える。

灰白色粘土塊は、何らかの造形物を構成していた未焼成粘土の断片ではないかと考えている。

例えば、仏像を安置する須弥壇⁹や瓦塔・瓦堂¹⁰を置いた場所の周りを荘嚴するために、粘土細工による造形物が配置されていたのではないかと、あるいは、こうした空間の背後に、粘土細工によるレリーフが架けられていたのではないかと想像している。

灰白色粘土塊の個々の状態を、写真 2 で確認しておく。

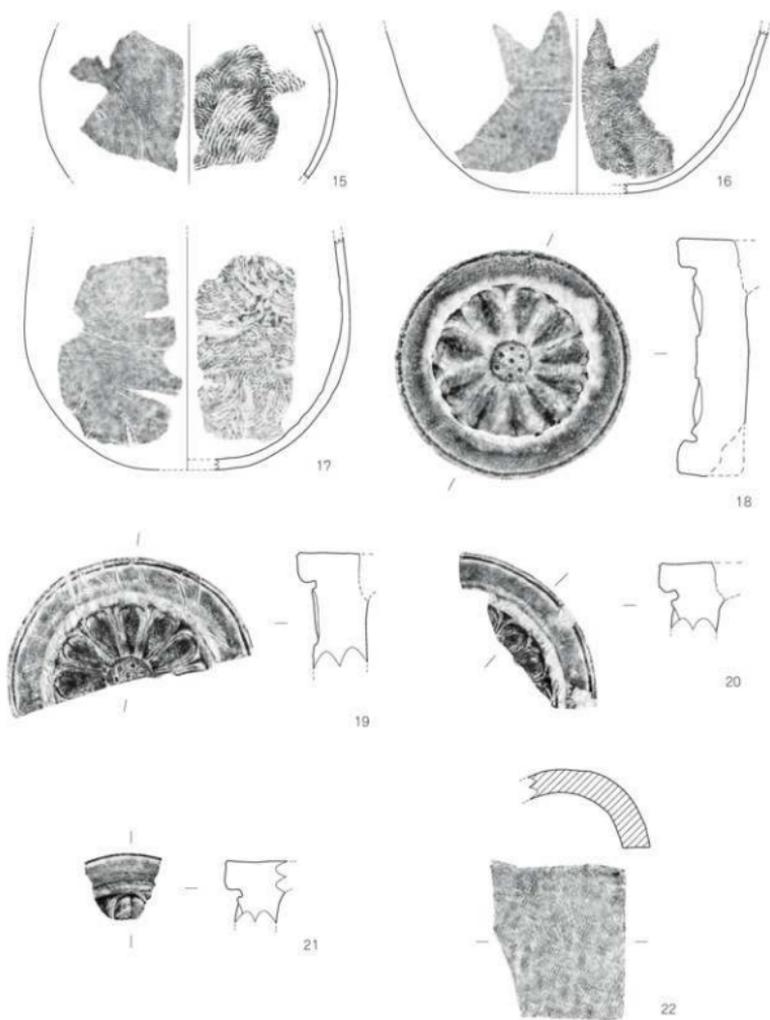
4 点(④、⑧、⑨、⑫)は瓦片 19 の至近から出土、ほかは瓦片 22 から東西へ各 1 m 程度の帯状の範囲から出土した。いずれも未焼成であることから、水洗は行っていないため、泥は落とし切れていない。

①～④は、扇状あるいは鱗状の突起に見える個体である。②は長さ 33mm × 幅 25mm、厚さ 9～12mm、③は長さ 30mm × 最大幅 28mm、厚さは先端で 7mm、根元で 19mm。②は古墳時代前期の土師器甕の把手を崩したような形状、③は人形の裸から先の破片に見えなくもない。④の突起は指先で摘み出している。⑤～⑨は、厚さ 14～23mm 程度の若干湾曲した板状の形の塊で、⑨は端部をくの字状に摘み出す。厚さ 17mm 程度で隅丸に仕上げられた板状の物体に被せるように貼り付けられた粘土のようである。⑤～⑧は、平瓦の破片のように凹面と凸面の判別が可能で、端面が 1 ないし 2 面認められる。特に⑦は、平瓦の破片によく似た形状である。凹面はいずれの個体も細かな粒状の凹凸が密に認められ、別の物体に貼り付けてあったものが引き剥がされたかのような印象を受けるのに対して、凸面の凹凸は大きいものの、最終的には比較的平滑な仕上げとなっている。桶巻きによる平瓦等の製作で生じた粘土の断片である可能性も検討したが、布目や工具による叩き、模骨痕を示す箇所は見当たらない。端面の角部を中心に指紋が認められる個体がある。⑩～⑫は、前述の平瓦状の粘土が 2 枚重なった状態のもので、接着面に泥の層が認められる。

15～17は、須臾器の甕の胴部片。17のみ焼成不良で橙色に焼かれている。17は長胴に近い器形のようなものである。15は単弁十葉蓮華紋軒丸瓦 19 と丸瓦 22 の傍から、16 と 17 は、S D003 を挟んで 20 の近くから出土した。この溝から出土した甕はこれら 3 個体のみである (p.80)。

単弁十葉蓮華紋軒丸瓦 4 点のうち、18は瓦当部の完形品である。ただし、触れると胎土の粉が指先に付く焼成不良の個体で、軟質、色調も褐灰色である。ほか 3 点は硬く焼しめられた青灰色の仕上がりとなっている。すべて、丸瓦部との接続箇所がわかる破片で、図中に示した \surd は、この瓦当の特徴のひとつでもある痕跡的な子葉¹¹の位置を示したものである。丸瓦と接合する際の目印となった可能性を検討している。18と 21は溝の東端近くから出土したもので、灰白色粘土塊はほとんど併せておらず、砂粒状のものが僅かに認められる程度であった。

時期 瓦の存在から遺跡群Ⅲ-A 期以降に属することは確実である。また、正倉院東濠東辺との位置関係から、Ⅲ-B 期にかかることもない。ただし、8 世紀代の遺物も認められないことから、7 世紀末葉の廃絶を想定する。



0 15~17 10cm
(S=1:6)

0 18~22 10cm
(S=1:4)

第18図 72次SD002出土遺物

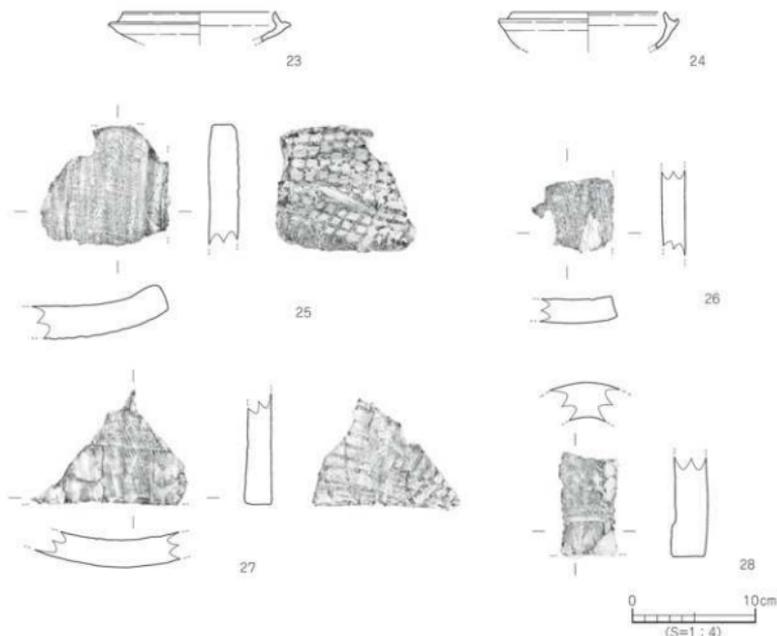
SD003 [第17図・19図・10図・47図・写真6]

調査区中央やや西寄りに南北方向に配置された官衙の区画溝。平面的にはSD001の屈曲部南辺にかかる位置から掘り込まれているように見えるが、調査区北壁土層において、SD001の上部にこの溝の埋土とよく似た土層が幅広に認められることから、本来は、北へ続く可能性が高いと判断した(第11図北壁③層)。SD001の屈曲部南辺付近に、この溝を掘る際に生じた段差が存在したのではなかろうか。現況の地山面についてみても、この地点から北は南と比べて標高が高いことが判明している(p.26)。

溝の幅は1.6～1.9m、深さは0.2m弱で断面は浅い逆台形(第17図)。底は幅1.5m(5尺)で多少凹凸が認められるが、全体として平坦な仕上がりになっている。地山の粒を多く含む初期の流入土あるいは埋土が、東方向から投入されている。切り合い関係から、SD002より後出することが確定している。埋土の色調もSD002と比較して若干明るく、より新しい時期の特徴を示している。

出土遺物 23と24は須恵器坏身口縁部の破片。口径復元がぎりぎり可能な個体。25～27は平瓦、28は丸瓦。4点とも凹面には布目が残る。布目は1cmあたり縦横10本を超える密度の高い織りによるもので、単弁十葉蓮華紋軒丸瓦等に伴う布目の特徴と一致する。いずれも端面を含む破片である。25は2面、26～28は1面。26は薄く扁平なつくりであることから、鬘斗瓦の破片である可能性がある。凹面にはカキ目調整の痕跡が残る。

時 期 遺跡群Ⅲ-A期。正倉院東濠が掘削される以前の8世紀前半である。

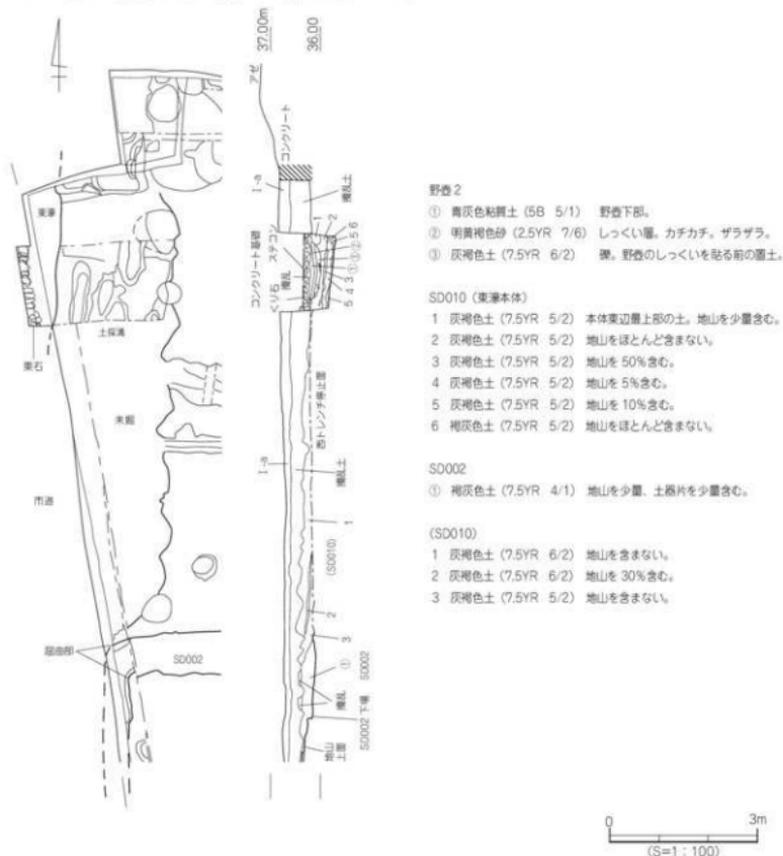


第19図 72次SD003出土遺物

SD010 [第20図・47図・写真8]

正倉院東濠の一部を検出した(第10図)。以前、38次(『第158集』¹⁾)のトレンチ調査の際に存在を確認しているが、今回、前回のトレンチの南を改めて調査した。政庁外郭南辺付属舎2の柱列の西延長線を北壁とする位置にトレンチを設定することによって、外郭西辺の柱穴がP8よりさらに西へ続く可能性が無いことを確認した。また、濠の上部の埋土と土探溝の埋土が近似すること、土探溝が濠よりも後出することを確定した。土探溝による削平を受けているため、地山面での掘り方東辺の位置は予想よりも西の市道擁壁に近接した形で確認。擁壁下部の栗石層の下に近現代の野舎が1基検出され、これに切られずに残存した埋土を6層確認した(第20図)。トレンチの掘り下げは濠の底で停止している。

出土遺物 摩滅した瓦の破片が1点出土している。



第20図 72次SD010 (正倉院東濠)

(2) 弥生時代以降の遺構と遺物

1 溝状遺構

S D004 [第17図・21図・4図・10図・12図]

出土遺物と遺構の切り合い関係から、当調査区において弥生時代のもとの断定可能な唯一の溝である。調査区東壁沿いの掘立003東南角付近から、調査区西南角近くに位置している。調査区東南部で検出された古墳時代の弧状の溝3条と、掘立柱建物2棟の柱穴に対して先行する。

幅は0.40～0.46m程度、東壁における深さは、10cmほどのS D009に切られて失われているため、ごく浅い。

出土遺物 29～31は弥生土器。この他に7個体ほど弥生土器の底部から胴部下半にかけての破片が出土しているが、須恵器や土師器は一切出土していない。

時期 出土遺物の形状から、弥生時代を上限とする。

S D005 [第17図・21図・4図・10図]

調査区東壁沿いのS B002中央付近から調査区中央へ直線的に延びる古墳時代後期の溝。東南部の弧状の溝3条と同様の考え方で掘られた集落を区画する目的の溝ではないかと考えている。東壁のトレンチ付近で曲がるようにもみえる。S D006に対して後出する。方位から判断して、官衙出現以前の3棟の掘立柱建物に代表される集落と関係がある溝ではなかろうか。

幅は0.4～0.6m、東壁トレンチにおける深さは0.4mを測る。

出土遺物 32は須恵器坏身。口径復元が可能なぎりぎりの大きさの破片である。中央部の検出面から出土した。

時期 6世紀末に政庁が出現する以前に埋められたと想定する。

S D007 [第17図・21図・4図・10図・12図]

調査区東南部の弧状の溝3条のうち、最も北に位置する古墳時代後期の溝。S D008との切り合い関係は微妙であったが、後出する可能性が高いと判断した。

幅は南端の狭いところで0.6m、東半部で0.6～1.0m、中央南の広いところで0.8～1.6mを測る。深さは東壁で0.15m程度である。南に接しているS D008と同様に西南端で幅が細くなっている理由は分からないが、S D008と同様の役割を担っていた溝であろうと想像している。

出土遺物 33～40がこの溝から出土した遺物である。41はS D008との峻別が困難であった須恵器の坏身。33～39はすべて須恵器。33の坏蓋の受け部には、段の名残が残存する。天井部外面の回転ヘラ削りの段については中心部3単位程を残して撫で消されている。37は短脚化が進行した小形高坏の軸部。透かしは施されていない。36は捏鉢。外面の調整は強く撫でつけたか、あるいは工具による削りによる可能性がある。磨きに近い仕上がりで、底は厚い。38と39も捏鉢と考えられる。38と同様の形態のものは、近隣の6世紀代集落(附編)で頻繁にみかけるが、39ほど大型のものはみかけない。口縁端部の仕上げ方がよく似ていることから、これも捏鉢と考えておく。40は道後平野南部、伊予郡砥部町砥山周辺の陶石を使用した砥石。

時期 6世紀後半。

SD008 [第17図・21図・4図・10図・12図]

前述のSD007に接する弧状に掘られた古墳時代後期の溝。SD007より先行する時期の溝ではないかと考えている。溝幅は、西南端の細い部分で0.5m前後、ほかは0.85～1.15m。東壁付近で深さ0.2m程度。掘立003の柱穴P7を切る。Ⅱ-a層途中から掘り込まれているように見える。

出土遺物 42は須恵器有蓋高坏の摘み。溝の下部から出土した。

時期 古墳時代中期以降。

SD009 [第17図・21図・4図・10図・12図]

東端部がSD004に重複する深さ10cm程の浅い溝。SD004に比べて後出するが、遺物が全く出土していないことから、古墳時代のものとも断言できない。SD007、SD008と同様に弧を描くようにみえることに加えて、西南端で湾曲する部分が、これら2条の溝幅が変化する箇所に対応しているのではないかと考え、同時期の溝ではないかと推測している。

SD016・017 [第10図] 調査区東南部、官衙の板塀SA002の東5.5mの地点に掘り込まれた南北4.2mほどの溝と、SA002のP12の東1.2mから東へ2m延びる溝。深さは極浅い。SD016はSA002と平行、017は垂直の位置関係にある。両溝とも重複関係にある掘立や溝に対して後出する。写真で見える限り、古墳時代後期の付近の溝や掘立の埋土と比較して、若干黒味が淡い褐色土であることと、工具痕跡が認められる特徴から、官衙関連遺構としての要件は満たしている。柴垣の根元を固定するために掘り込まれた素掘り溝で、板塀SA002と関連する可能性があるが、年代のわかる遺物は出土していない。

SD018 [第10図・22図] 調査区東南部、SD009の南に掘り込まれた溝。Ⅱ-a層に対する掘り込みは明確ではない。埋土の色調が付近の溝と比較して黒味が強い黒褐色土である。

SD011・012 [第10図・13図] 政庁外郭南辺付属舎2の柱穴を切る中近世以降の溝。012は外郭西南角付近にのみ重複する短い溝。

SD013・014 [第10図] 調査区西北部に平行に掘られた溝で、土採溝との切り合い関係を識別することはできなかった。SD001の屈曲部から西に延びることから地割を反映した可能性はあるが、土採溝と同様に正倉院東濠の埋没後の溝であろうと考えている。

2 土坑状遺構

SD019 [第17図・10図・12図] 調査区東壁の中央付近、トレンチ中で検出された土坑。南北1.1m、深さ0.5m。付近の検出面は包含層に覆われており、SB002の範囲も判別できない状況にあって、SD007と重複する別の溝と考え、番号をふってしまったもの。遺物なし。Ⅱ-a層に対する掘り込みはない。SD015に切られていることから、付近の建物や溝に比べて先行する時期の遺構であるとされている。

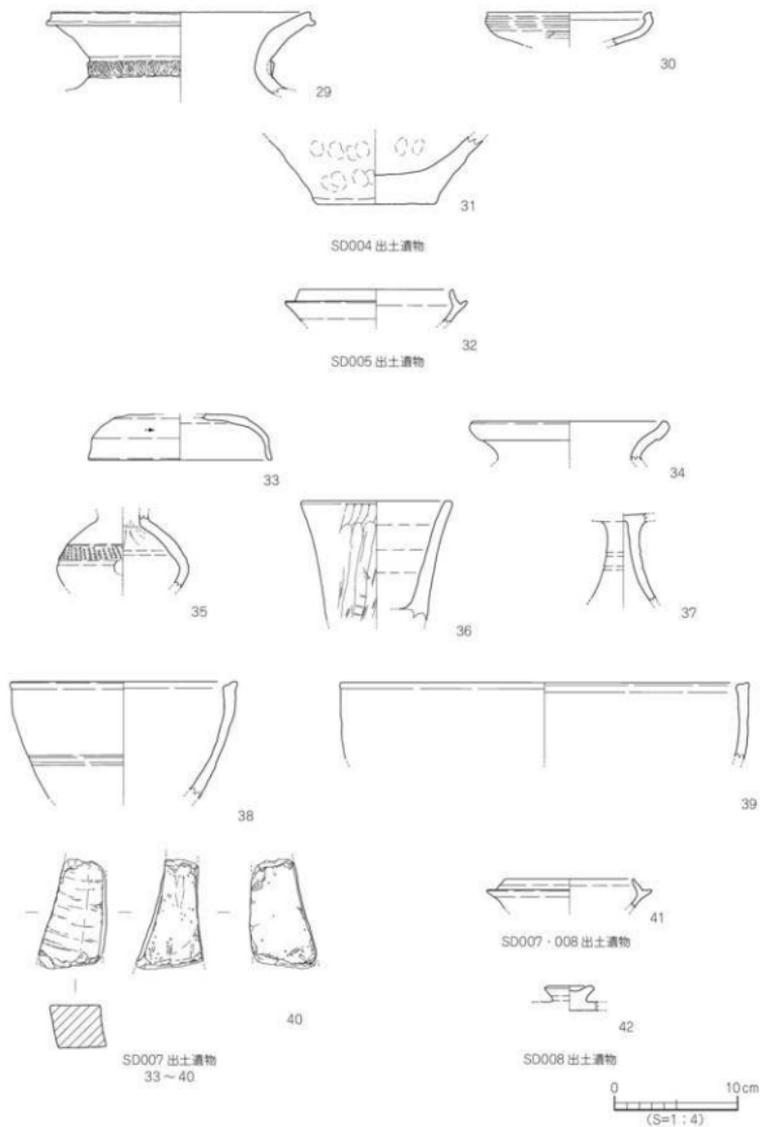
SK001 [第10図] 調査区西南部に位置する台形に近い不整形な土坑。須恵器と土師器の破片各1。

SK003 [第10図] 西部でSD002に切られる長方形の土坑。弥生前期末中期初頭の可能性。

SK004 [第10図] 中央部、SD002に切られる長径3.5m、短径2mの不整形な土坑。6世紀末葉。

SK005 [第10図] 西北部の不整形な土坑。弥生土器片出土。須恵器と土師器なし。

SK014 [第10図] 東壁沿い南部。中世の土坑。板碑製作過程で生じた緑色片岩の剥片が出土。



第21図 72次SD004ほか溝3条出土遺物

3 掘立柱建物

掘立001 [第22図・10図]

調査区西北部に位置する桁行4間、梁行3間の斜め方向に建てられた古墳時代後期の掘立柱建物。重複関係にある官衙関連遺構のすべてに先行する。建物東辺の柱穴2基については、竪穴建物であるSB001よりも先行するため検出されていない。掘立002、掘立003、SB001ほかと集落を構成する。隣接する47次でよく似た規模及び造営尺の建物を1棟確認している（『第135集』⁵第59図）。

桁行4間(8.5m・30.9尺)、梁行3間(5.5m・20尺)、1尺=0.275m前後に復元可能であるが、建物四隅のうち角2箇所は推定であることから、尺に関する評価は参考程度に止めておく。

出土遺物 43～45は須恵器。43は北壁トレンチ中、P1出土の坏身の破片。44と45は建物西南角のP5上部から出土した短頸壺の口縁部と高坏の軸部。45の焼成は不良。柱抜き取り穴からの出土であった可能性もあるが不明。

時期 43の形状から6世紀中葉以降。造営尺の尺長は、6世紀前半を上限とする時期か。

掘立002 [第22図・10図]

調査区東南部に位置する桁行3間、梁行2間の南北棟。斜め方向に建てられた古墳時代後期の掘立柱建物。重複関係にある官衙の板扉SA002に先行する。西南角の1基を除く柱穴9基を検出。すべてにおいて柱痕跡ないし抜き取り穴を確認した。

桁行3間(5.45m・19.65尺)、梁行2間(4.16m・15尺)、1尺=0.277m程度に復元可能である。

出土遺物 46は須恵器灯蓋。口径復元が困難な小片。天井部下半から口縁部外部は回転撫で調整によって段が消されている。

時期 遺物の特徴と造営尺の尺長から、6世紀中葉を上限とする時期。

掘立003 [第22図・10図]

調査区東南部に位置する桁行3間、梁行2間の南北棟。斜め方向に建てられた古墳時代後期の掘立柱建物。桁行3間(5.43m・19.5尺)、梁行2間(4.46m・16尺)、1尺=0.278m程度に復元した。西壁を構成する柱穴2基が浅く痕跡的である。南妻柱の柱穴が重なって見えるのは、柱穴本体と柱の抜き取り穴を検出したためとみている。掘立002と同様、多くの柱穴で柱痕跡ないし抜き取り穴を確認した。

出土遺物 遺物は出土していない。

時期 造営尺の尺長から、6世紀中葉を上限とする時期。掘立002と近接することから同時併存したものではなく、建て替えられた建物ではないかと考える。

4 竪穴建物

SB001 [第23図・10図]

調査区西北部、区画溝SD001の屈曲部すぐ北寄りに位置する小形長方形の竪穴建物。南北約2.2m、東西2～2.3mの隅丸長方形の掘り方に床を貼っているものとみた。主柱穴の本数は4本かあるいは2本。ただし、検出面で確認することはできなかった。掘立001より新しい建物の可能性がある。

出土遺物 47と48は須恵器。47は壺の口縁部、48は坏蓋である。48は小片のため口径復元には難がある。掘立002出土の46と比べると、外面の回転撫で調整が一層丁寧に行われている。

SB002 [第23図・10図・12図]

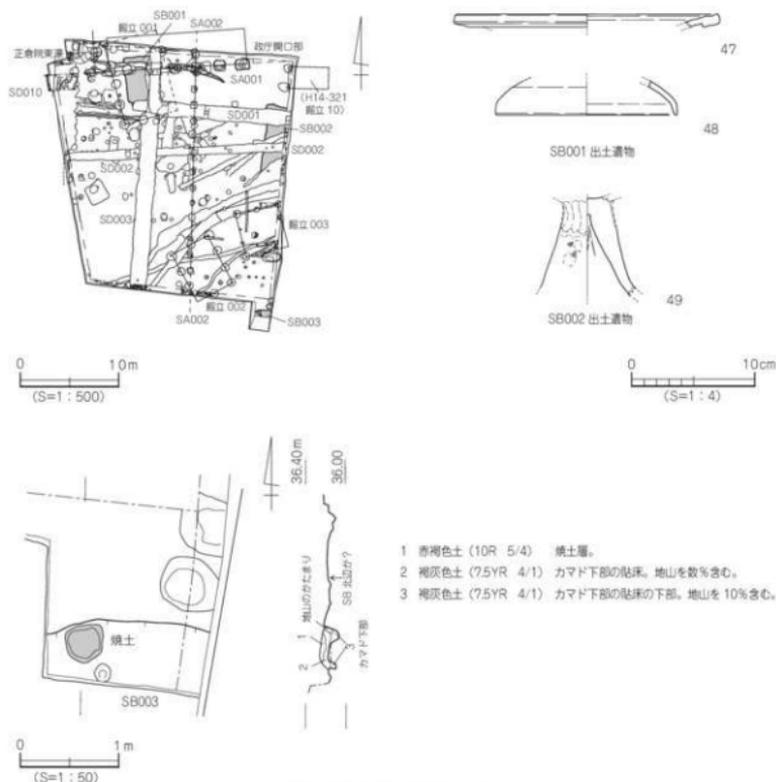
調査区東壁で検出した中形方形の竪穴建物。竪穴部の西壁は南北7mを測る。北辺は区画溝SD001に切られていないことから、東壁土層図(第12図)の溝北端に接して僅かに窪む部分が壁体溝と考えている。II-a層とした土層に対してSD005の掘り込みを確認していることから、この部分が住居址の貼床とみられる。主柱穴は4基であろう。

出土遺物 49は土師器高坏の軸部。須恵器は出土していない。

時期 SD005に先行する、6世紀前葉ころかと思われる。

SB003 [第23図・10図・12図]

調査区東南角で検出した方形竪穴建物の一部。北壁中央付近にカマド下部。東壁南端に貼床と周壁溝の土層。遺物なし。カマドの位置から5世紀末葉以降、おそらく6世紀代の住居と想定。



第23図 72次SB001~003

第5節 政庁外郭形状と規模

(1) 外郭南辺の規模と開口部の関係

72次調査における最大の成果は、政庁B外郭南辺の位置と形状、寸法を確定することができた点にある。外郭南辺の西部が、政庁外郭南辺付属舎2の南側柱列と外郭西南角を示す柱穴1基(P8、第24図)によって形成されており、東部(H14-321)の外郭南辺付属舎1(第33図)との間が、東西約10.6mの開口部となることが確定した。開口部には、一本柱列や門といった構造物は存在せず、文字通り幅広の開口部となっている(第27図)。

72次調査実施以前に政庁東半分から得られた情報のみで政庁の全体構造を想定した際に(第26図、旧案)、10.4mという寸法が政庁の建物配置の基準となっている可能性を指摘しているが(『第111集』⁴⁾)、調査の結果、開口部の寸法に限っては10.61mであることが判明した。この約20cmの寸法差については、外郭南辺付属舎2の桁行寸法が、10.4mより20cm短い約10.2m(14.18m)であることと関連があるのではないかとみている(第49図)。なお、開口部の寸法が36.6尺という中途半端な数字になった理由については、外郭南辺の東端と西端の位置が先に決定され、その後、東西2棟の付属舎の建設位置と規模が確定したことから、結果的にこの寸法になったものであろうと考えている(第24図)。

政庁B外郭南辺西部の規模は、東西15.48m(53.5尺)で西端1間(1.30m・4.5尺)のみが板塼、残りの東西6間分は外郭南辺付属舎2(桁行6間通して49尺・14.18m)の南壁となる。この建物の東南端と外郭南辺付属舎1の西南端との間が、10.61m幅の開口部である(第24図)。開口部の東に展開する政庁B外郭南辺東部の規模は、東西復元長25.41m(87.8尺)で、このうち西部の4間分は外郭南辺付属舎1(桁行4間通して8.81m(30.4尺)の南壁となる。これの東延長部は一本柱列となり、建物東南角から柱間9間分通して16.60m(57.4尺)で外郭東南角に至る(第49図)。

開口部を含む政庁B外郭南辺の全長規模は、東西51.50m(178尺)、1尺=0.2893mに復元される(第49図)。180尺に2尺足りない事情についても、政庁Aから政庁Bへの建て替え工事の手順を反映している可能性があると考えていることから、第IV章第1節にて詳述する。



第24図 政庁外郭南辺の規模

(2) 政庁外郭西南角の確定

72次調査の期間中に認定に至らなかった政庁Bの外郭西南角位置については、本章にて南辺付属舎2について報告した際に提示した通り、P8にて確定した(第25図)。

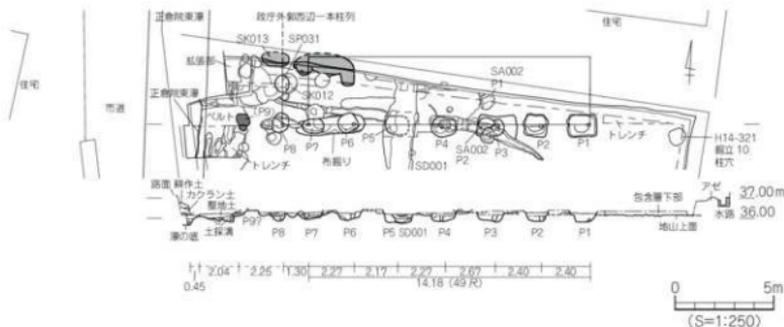
この一本柱列がさらに西へ続く可能性について繰り返し検討を試みたが、(P9)については浅すぎることで、これの西に予想される柱穴位置の地山面が土採溝に削られながらも高く盛り上がっており、柱穴の掘り込みが確認できなかったことから、P8よりも西に続く可能性は低いと判断した(第27図・『第158集』¹第12図)。

P8を南端とする外郭西辺一本柱列は、第13図に示す通り、円形土坑SK012と重複する位置に角から2基目の柱穴SP031が掘られている可能性が高いと考えている。38次のトレンチ調査時に、SK012(38次SK001)については南側を断ち割って東西方向で断面の観察を行っているが、柱穴が後から掘り込まれた形跡を明確に確認するには至っていない(『第158集』¹第10図)。また、検出面を含めて遺物は全く出土していない。したがって、所属時期についても不明であるが、深さが0.5mに達する大形で円形の土坑で、埋土が黒味の強い黒褐色であることから、弥生時代の土坑である可能性が高い。

この土坑の検出面における状況を72次の際に改めて精査した結果、SK012の西北部が若干西に張り出した形状に見える部分に、西辺一本柱列の柱穴が掘り込まれている可能性が高いと判断した。38次トレンチ北壁の断面図(『第158集』¹第10図)によると、7層とした土坑埋土の西上端に、地山混じりでやや明るい色調の6層が逆三角形のブロック状に記入されていることから、この場所に確かに柱穴が存在した証拠と評価している。この土層は、『第158集』¹写真図版1の写真1にも記録されている。

なお、外郭西辺一本柱列の南端P8から数えて3基目の柱穴は、SK013とした北壁トレンチ沿いの別の土坑のさらに北、調査区外の農道と農業用水路の境付近に位置する可能性が高い。この柱列の柱間寸法は2m前後に達していた可能性があり、少なくとも外郭西辺の南端2間分には建物が連結していたものとみられる。

P8を南端柱位置とする政庁B外郭西辺の全長規模は、図面上の検討から、南北53.25m(184尺)程度とみられる(第49図)。180尺(半町)を4尺超えるこの全長についても、政庁Aから政庁Bへの建て替え工事の手順を反映している可能性があることから、後ほど詳述する(第IV章第1節)。



第25図 政庁外郭西辺の所在

(3) 政庁中軸線と外郭西辺の位置

前述の通り、政庁B外郭西辺一本柱列の位置を特定したが、実はこの位置は、政庁A西脇殿の西側柱列と完全に一致する可能性があるのではないかと想定している。これと関連して、新旧2段階の政庁の南北方向の軸線が、第27図に示す通り、ほぼ共通するのではないかとみた。

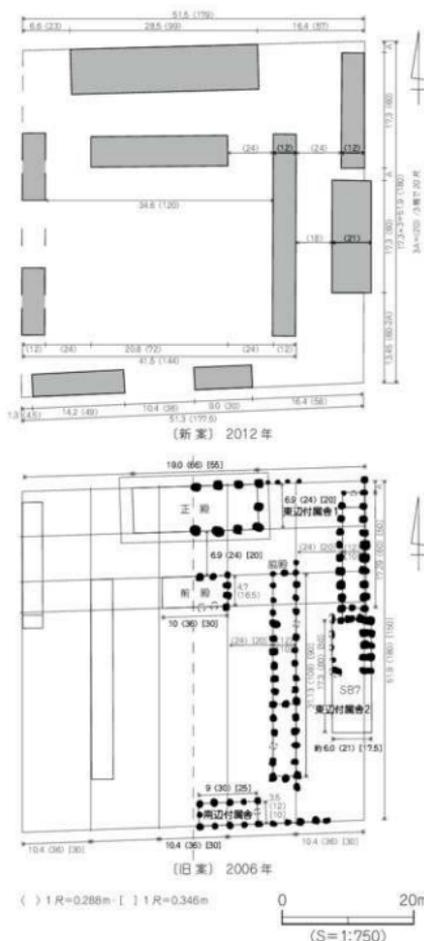
政庁中軸線は、政庁B開口部の概ね中心付近を通り、かつ東脇殿東側柱筋に対して厳密に平行する位置に設定したものである。政庁Bの外郭東辺位置が東脇殿東柱筋を基準として決定されていると想定すること、また、正殿Bの中央間中心位置と開口部中心位置が、正対しない事情が含まれること(つまり、政庁Bの外郭北辺と南辺が平行でなく、かつ東辺に対して垂直の配置となっていない)から、新旧2段階の政庁を検討するうえで論点を整理するための基準とすべく仮に決めたラインである。したがって、ここで示した政庁中軸線は、ともに桁行9間に復元可能な両正殿の中央間の中心位置から微妙にずれた結果となっていることを断っておく。

重要な点は、ここで提示した政庁中軸線を基準として、東脇殿を西に折り返すと、政庁Bの外郭西辺想定位置と概ね一致することである。実際には、外郭西辺に殿舎が連結していたものか、あるいは、政庁Aに西脇殿が伴ったものか、調査成果から証明することはできないのであるが、72次で明らかになった政庁Bの外郭西南角の位置を論理的に説明するうえで、ここで示した政庁中軸線の考え方は有効に機能すると考える。

(4) 政庁Aの外郭形状

72次の調査区で検出された久米官衙政庁は、政庁Bの外郭南辺付属舎2及び外郭西辺一本柱列南端の柱穴2基のみで、政庁Aの施設は含まれていない。

政庁Aについては、正殿Aの一部と東脇殿の2棟のみが確定しており、西脇殿の存



第26図 政庁復元案の比較

在を証明する遺構は一切検出されていないのであるが、前述の通り、政庁B外郭西辺一本柱列の位置が政庁A西脇殿の西側柱列(西壁)とほぼ一致する配置であったのではないかと推測している(第49図)。

なお、正殿A(51次前殿・掘立002)⁵と東脇殿(51次脇殿・掘立003)の間には建物を連結する遮蔽構造物の存在を示す遺構は何一つ検出されていない(『第135集』第111図・写真図版4)。51次調査の際、建物の角を結ぶ位置にサブトレンチを設定し、古墳時代後期の浅い土坑に対して柱穴が掘り込まれていないことを確認している。

また、東脇殿の東北角と東南角、建物東辺の南北延長上に各1基柱穴が伴うことが、政庁Aの外郭北辺と南辺を考える際のヒントになるのではないかと考えた時期もあったが、51次(『第135集』第18図)とH14-321(第30図)の各調査において、これらに連結する遺構は全く検出されていない。

以上の所見を総合すると、政庁Aの構造としては、3棟の長舎による東西方向に長い長方形の建物配置で、板塀等の遮蔽構造物で建物間を連結したり、あるいは、施設全体の外側を柱列や溝で囲い込む「院」構造をとるものでなかったことが明らかとなった。

政庁Aの全体形状は、東西約41.5m(144尺・高麗法120尺)、南北約31.1m(108尺・高麗法90尺)となり、長辺:短辺=4:3の設定であったと想定する(第49図)。脇殿2棟の梁行寸法は12尺、正殿Aと各脇殿との棟間距離は24尺、正殿Aの桁行寸法は72尺の割付である。東脇殿の東辺が南北両端で1間(6尺)の出であることから、南北規模は120尺(高麗法100尺)の設定と考えることもできる。令前の6尺1歩の考え方による4歩、3歩、あるいは3分の1歩(脇殿梁行寸法)、3分の2歩(正殿と脇殿との棟間距離)といった寸法にまとめられていることから、全体規模と建物配置に関しては、6尺を単位とする基準に基づいて決められたものとみられる。ただし、この段階の1尺の尺長は、およそ0.288mである。

以上、72次を含む一連の調査の結果、外郭施設を伴わない政庁Aから院構造の政庁B(殿舎連結型¹²)へ移行する過程を明らかにすることができたと評価したい。この所見は、今後、久米官衙政庁を我が国の歴史上一か所に位置づけるか考える際に、極めて重要な視点のひとつとなるものと考えている。また、全国に展開する様々な形態の地方官衙政庁、殊に郡庁(評庁)の出現と発展の過程を検証するための糸口となるのではないかと期待している。

なお、政庁Bの外郭形状とその寸法については、歪んだ全体形状そのものが、政庁Aを外から囲い込む形で建て替えた際の工程を反映した結果とみることから、詳細は第IV章にて改めて確認することとしたい(第49図)。

建物名称(旧名称)	建物略号	桁行	m・尺	梁行	m・尺	造宮尺	掲載報告書
正殿A(前殿)	K T 51-掘立002	9間	20.8・72	3間	4.7・16.5	0.285	第135集・第111集
東脇殿(脇殿)	K T 51-掘立003	15間	31.13・108	2間	3.44・12	0.2882	第135集・第111集
正殿B(正殿)	K T 51-掘立001	9間	28.5・99	2間	6.92・24	0.2883	第135集・第111集
東辺付属舎1	K T 1-SB 4	9間	17.29・60	2間	3.45・12	0.2882	第136集・第111集
東辺付属舎2	K T 1-SB 7	9間	17.3・60	3間	6.0・21	0.288	第136集・第111集
南辺付属舎1	H 14-321・掘立1	4間	8.81・30.5	2間	3.45・12	0.2889	第212集・第111集
南辺付属舎2	K T 72-南辺付属舎2	6間	14.18・49	2間	3.45・12	0.2894	第212集

K T : 久米高畑遺跡

第3表 政庁を構成する建物の寸法



第27図 政庁の建物配置

注

- 1 橋本 雄一編 2012 「久米高畑遺跡-38次・39次・43次・46次-」国庫補助市内遺跡発掘調査報告書 松山市文化財調査報告書158 松山市教育委員会・財団法人松山市文化スポーツ振興財団埋蔵文化財センター（※以下、松山市及び市財団については、発行機関名を省略する。）
- 2 山本 健一編 2010 「松山市埋蔵文化財調査年報」22 平成21年度 松山市教育委員会ほか
- 3 橋本 雄一編 2011 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」5 久米高畑遺跡42次・48次・49次・52次調査 松山市文化財調査報告書149 松山市教育委員会ほか
- 4 橋本 雄一編 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会ほか
- 5 橋本 雄一編 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 久米高畑遺跡47次・51次調査 政庁の発掘調査1 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会ほか
- 6 橋本 雄一編 2009 「久米高畑遺跡1次・7次調査」政庁の発掘調査2 松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
- 7 橋本 雄一編 2015 「久米高畑遺跡」22次・41次調査 松山市文化財調査報告書179 松山市教育委員会ほか
- 8 橋本 雄一編 2008 「宋住・久米地区の遺跡」Ⅶ ～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～ 久米高畑遺跡65次調査ほか 松山市文化財調査報告書121 松山市教育委員会ほか
- 9 宋住座の金堂基壇における調査では、須弥壇の存在は確認されていない。
- 10 岸見 泰宏 2006 「宋住座寺32次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報] 32 平成17年度 松山市教育委員会ほか
- 11 金堂基壇の北及び東に隣接する調査区にて、円形瓦堂1個体の破片が瓦廢棄土坑から出土している（「年報21」）。
- 12 岸見 泰宏 2009 「宋住座寺35次調査地」[松山市埋蔵文化財調査年報] 21 平成20年度 松山市教育委員会ほか
- 13 子葉は1枚しか施されていない。「第149集」巻末の写真図版15参照。
- 14 美作国久米郡の宮尾遺跡Ⅰ期政庁（第57図㉔）、上野国新田郡の天良七堂遺跡政庁（第57図）に代表される、正殿、脇殿、長舎、短舎等が一本柱列（板扉）によって連結されているタイプ、外郭のほとんどの部分が長舎、長屋、門によっており、連結する板扉の部分が僅かしかない、上総国武射郡の嶋戸東遺跡Ⅰ期政庁（第57図㉕）や近江国栗太郡の岡遺跡政庁（第57図㉖）などは別の類型として考えたい。なお、相模国鎌倉郡の今小路西遺跡Ⅱ期（第57図㉗）は、両者の中間的なタイプであろうか。

第三章 政庁周辺の試掘確認調査



第1節 試掘確認調査の概要

(1) H14-321

平成14年12月25日、松山市南久米町769番の水田における宅地造成に先立ち、埋蔵文化財確認願が、市内在住の武智常雄氏より松山市教育委員会(以下、「市教委」という。)に提出された。当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「No.127 来住庵寺跡」(当時)内にあたることから、当該地における遺跡の有無とその範囲及び性格を確認するため、財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター(旧財団)に委託し、試掘確認調査を実施することとなった。

重機による掘削を平成15年2月初旬に行い、7日に遺構検出状況の写真撮影、その後すぐに埋め戻しを行った。敷地の東西に2本設定した幅広の南北トレンチの両南端近くで、東西に続く官衙の区画溝SD1を検出したことと、敷地東北部に複数の掘立柱建物が存在することが明らかとなったことから、T1とT2の間の空間に官衙関連施設が展開する可能性が高まった。

この結果を受けて、再度の試掘確認調査の実施について地権者の武智氏に協力を要請し、2回目の調査を平成15年5月に実施することとなった。

調査は遺構完掘を目的とせず、可能な限り広範囲における重要遺構の有無及びその遺存状況の確認を行うことに主眼を置いた。宅地造成の際に擁壁工事が必要となることが明らかであった敷地西辺については、1回目の際に農道との境界線至近にT2を幅広に設定することによって対応した。

(2) H25-131

久米高畑遺跡72次調査地(第二章)と同じ水田(南久米町768番4)に位置する当該地における試掘確認調査は、敷地北半に集合住宅の建設が行われて後の平成25年10月10日に実施した。2本のトレンチを設定して掘削を行ったところ、遺構と遺物を検出したことから、申請地の全面に遺跡の存在が明らかとなった。

この結果を受けて、個人住宅の建設に際して地下の遺構に影響を与える浄化槽の設置予定箇所については、後日、再度の調査を実施した。調査は即日完了し、検出された遺構は全て掘り上げている(第46図)。

随号	所在地	成果	挿図番号
H14-321	松山市南久米町769番	(本書第Ⅲ章第2節)	4・5・27・47
H25-131	松山市南久米町768番4	(本書第Ⅲ章第3節)	4・5・27・47
H31-100	松山市南久米町775番5・775番6	政庁南辺付風倉2の柱穴は検出されず(土坑)	4・5・27・47
R4-37	松山市南久米町777番7	正倉院北邊東部の北辺を検出	4

第4表 政庁周辺の試掘確認調査

(3) 調査ならびに整理作業の経過

2件の試掘確認調査及び整理、並びに編集、刊行の各事業は国庫補助を受けて実施した。このうち、整理と編集の2事業について、令和4・5年度に公益財団へ委託して実施した(経過は72次と同じ)。

なお、発掘調査と報告書刊行の事業主体は市教委、編集組織は公益財団の埋文センターである。

試掘確認調査「H14-321」は、1回目の調査を平成15年2月上旬、2回目の調査を同年5月中旬から6月6日ころまで実施した。埋め戻し作業は梅雨の合間を縫って実施し、6月末までに終了した。対象地の东北部にT1(写真14)、西北部にT2、南部にT4を設定し、1回目の調査区とした。东北部のT1北端において、本調査の最大の目的である政庁東脇殿の南端を特定することができた一方、政庁外郭南辺一本柱列については、T1とT2に分断された形となってしまったことから、T1とT2の埋め戻し直後にT3を設定し確認を行ったところ、梁行2間幅の付属舎が付くことが明らかとなった。

2回目の調査の際には、この付属舎を中心として両トレンチにまたがる位置にT5(写真1・写真15、16)を設定することとなった。また、南部にT6を追加、1回目のT4を拡張することで北部から調査地南辺にかけての地形変化を追うことができるよう調整した。

最終的に計6箇所のトレンチによって、当該地の北半は太いH字形、南部は北に開口するコ字状の調査区を設定した形となった(第30図)。

一連の調査の過程で、6月2日にT5西端において官衙の区画溝SD1から、祭祀関連とみられる新形式須恵器の一群(第38図～40図・写真17、18)を検出したことは、長年に渡る当遺跡群の発掘調査の中でも特筆すべき重要な成果であった。この成果は、18年3月31日刊行の史跡久米官衙遺跡群調査報告書(『第111集』¹⁾)にも反映されており、本書においても、遺跡群Ⅱ期と同Ⅲ期の境界時期を考える際の重要な指標となっている(第50図)。

試掘確認調査「H25-131」は、25年10月10日に行い、浄化槽設置箇所に限定した2回目の調査を後日実施している(本章第3節)。

(4) 凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、『第111集』ほかに掲載しているが、内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 挿図作成にあたっては、第Ⅱ章72次の凡例と同様の基準を適用している。
- 3 出土遺物は報告書掲載の番号を黄色で注記している。未掲載分については、白または黒色の注記番号が実測図番号に対応する。



第28図 試掘確認調査地点略図

第2節 H14-321

(1) 調査成果の概要と層位

1 成果の概要

T1北端において、政庁A東脇殿の南端を構成する計6基の柱穴を検出し、北側の51次調査区から続くこの長大な建物の南北規模を特定することができた(第30図・27図・49図)。政庁A東脇殿の南北桁行規模は15間で31.13m(108尺)で確定した。51次調査の際に、建物東北角に1間分北に張り出す形で余分な柱穴が1基確認されていたが(『第135集』²⁾、今回の調査でも建物東南端に同様の柱穴を1基検出している(第27図)。南北両端の柱の出はともに6尺であることから、この間の南北総長は、ちょうど120尺(高麗法100尺)であることが判明した(第49図)。

政庁に関する成果としては、このほかに、T5中央部において政庁Bの外郭南辺付属舎1と東へ続く外郭南辺一本柱列の検出があげられる(第33図・写真1)。東西9間分(約19m)のうち西端4間については、外郭南辺付属舎1の南側柱列を構成する(第27図)。この建物の規模は、東西桁行4間(8.81m・30.5尺)、南北梁行2間(3.45m・12尺)で確定した。東妻柱を伴わない特徴は、72次で検出された外郭南辺付属舎2(第13図)の西妻柱を欠く状況とも一致することから、政庁B外郭南辺開口部を挟んで東西両端に設けられた付属舎2棟に共通する特徴とみられる(第27図)。なお、同様の事象は、外郭東辺付属舎1(1次のSB4)においても認められることから(『第136集』³⁾、これら付属舎の外壁構造と扉の位置を考える際に有効な視点となるものと評価している。

政庁に後続する遺跡群Ⅱ期と同Ⅲ期の官衙関連施設として、北半部においては、区画溝SD1とこれに接する大形の南北棟(掘立7)と東西棟(掘立2)の一部を検出した(写真1)。

SD1西端から出土した新形式須恵器の一群(第40図)は、遺跡群Ⅱ期の区画施設が同Ⅲ期の冒頭において廃絶する際の祭祀関連遺物と考えられており、回廊状遺構の北濠出土遺物との高い類似性から注目している。この区画溝は、後年、72次調査の際に西延長部が北へ屈曲することが判明している(第17図ほか)。本書においても、遺跡群Ⅱ期の地割が廃絶に向かう過程を考える上で重要視している溝である。このほか、南の調査区(T6)にて検出のSD5は、市道を挟んで南東に隣接する久米高畑57次・54次(第5図・7図)の各調査地西部で検出されていた素掘



第29図 H14-321トレンチの配置

り溝の北延長部に該当する。政庁東脇殿の西側柱列南延長線上に一致することから、Ⅰ期の区画溝ではないかと考えた時期もあったが、現在はⅡ期の溝と評価している。

溝に関しては、このSD5と直角に交差するSD6(第30図・41図)も官衙の区画溝である可能性がある。交差箇所から南のSD5には、溝幅の西辺に連続する工具痕跡による別の溝の掘り込みが認められることから、東西方向のSD6の位置が、一町四方の敷地内部を分割する何らかの地割の基準となっていた可能性も考えられる(第47図)。

SD1北辺に接する位置で検出した南北棟の大形掘立柱建物である掘立7(第34図)は、東西棟とみられる掘立2(第33図)とともに、Ⅲ-A期に属する有力な官衙施設である。区画溝との先後関係を確定することはできなかったが、Ⅲ-A期冒頭に廃絶するSD1との同時併存も考えられる。掘立2は一部を検出したのみで詳細は不明ながら、掘立7と柱筋を描いた配置から同時期の建物と考える(第47図)。

以上が、遺跡Ⅱ期からⅢ期にかけての概要である。なお、H14-321の調査区内においては、正倉院が濠で囲われるⅢ-B期の施設はみつつかっていない。

このほか、官衙関連以外の主な成果は以下の通りである。

官衙出現以前の古墳時代後期集落を構成する建物としては、南部の掘立4と北部東壁沿いで検出した掘立4～掘立6のほか、SA3とした柱穴のならば掘立柱建物と考えられる。西の72次で検出された斜め方向を向く2棟の掘立(第22図)と関連がある建物と推測している(第27図)。堅穴建物としては、T6東北端にて検出のSB1が、方形の堅穴住居址である。

掘立柱建物の中でも、北部西壁沿いに展開する3棟の小形建物(第37図)は、弥生時代前期後半から古墳時代前期にかけての高床倉庫とみられる。このうち、政庁外郭南辺開口部の正面に位置する掘立10については、様々な特徴から官衙関連施設とは無関係の建物であることを確認している(第27図)。

土坑の中ではSK4とSK6(第45図)、溝に関してはSD3とSD4、SD8とSD9(第41図)について重点的に調査を実施した。SK4の北端に向かって2方向から複数条の溝が集まってくる状況が認められたためである。住居周辺に降った雨水や生活排水を地中に沁み込ませる目的で掘られた土坑と溝で、ゴミ捨て場としても機能したものではないかと推測している。本書附編でとりあげる来住町7次の集落にも、同様の遺構が存在することから注目している(第63図、「第176集」)。

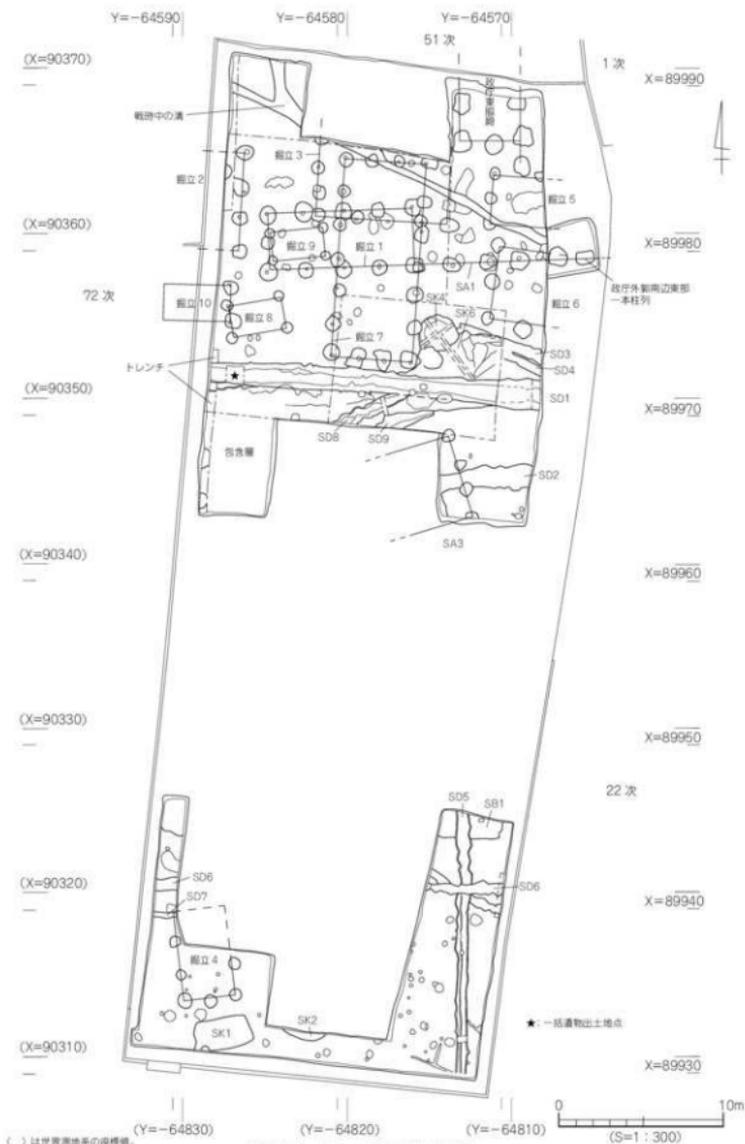
2 層位

調査地は1枚の水田で、耕作面の標高は37m付近である(第31図・32図)。敷地中央部に東西方向の浅く幅広い谷地形があり、最深部の東壁沿いT6北端からT1南端にかけて黒褐色土の包含層が堆積する。敷地東南角の地山面の標高は36.7m、東壁中央で36.3m程度、同北部で36.5m。谷地形上部は褐色ないし鈍い褐色土が堆積。北部には黒褐色土はほとんど認められないが、官衙の区画溝の下部に厚く堆積していることから、水田開発と土壌化の進行以前には、広く分布していたものと考えられる。

遺跡名称・略号	掲載施設名称	書名(松山市文化財調査報告書)	巻次
久米官衙政庁	(下記72次を除くほとんど全ての施設)	「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」	第111集
久米高畑遺跡1次	外郭東辺一本柱列・両付廬舎1及び2	「久米高畑遺跡1次・7次」	第136集
久米高畑遺跡38次	外郭西辺の柱穴候補1基	「久米高畑遺跡38次・39次・43次・46次」	第158集
久米高畑遺跡47次・51次	正殿A・東脇殿・正殿B・外郭北辺一本柱列	「史跡久米官衙遺跡群調査報告書3」	第135集
久米高畑遺跡72次	南辺一本柱列及び両付廬舎2・西辺の柱穴	「久米高畑遺跡72次ほか確認調査」	第212集
H14-321(試掘確認調査)	南辺一本柱列及び両付廬舎1・南辺開口部	(同上・本書)	同上

第5表 政庁関連既刊報告書

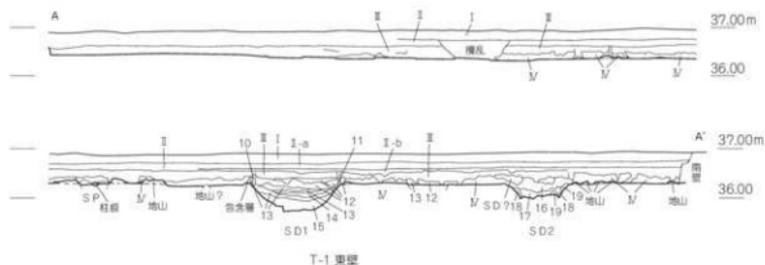
久米高畑遺跡確認調査



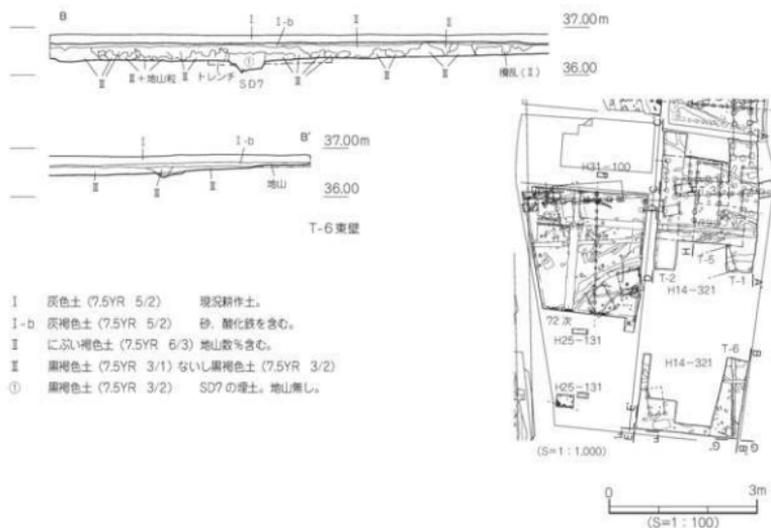
() は世界測地系の座標値。

第30図 H14-321の遺構配置

久米高畑遺跡確認調査



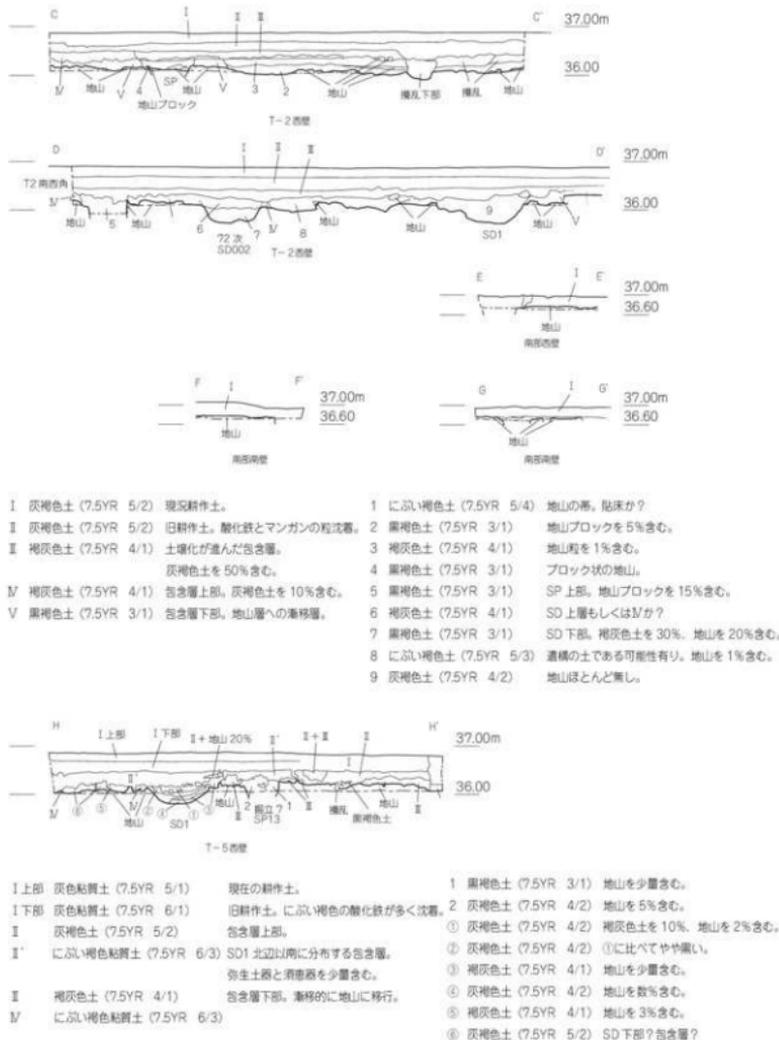
- | | |
|--|---|
| <p>I 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 環状耕作土。</p> <p>II 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 旧耕作土。酸化鉄とマンガンの粒沈着。</p> <p>III 褐色土 (7.5YR 4/1) 土壌化が進んだ包含層。灰褐色土を50%含む。</p> <p>IV 褐色土 (7.5YR 4/1) 包含層上部。灰褐色土を10%含む。</p> | <p>10 灰褐色土 (7.5YR 6/2) 下部は地山を10%含む。</p> <p>11 灰黄褐色土 (10YR 6/2)</p> <p>12 褐色土 (7.5YR 5/1)</p> <p>13 灰褐色土 (7.5YR 5/2)</p> <p>14 黒褐色土 (7.5YR 4/1)</p> <p>15 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 褐色土を20%、地山を5%含む。</p> <p>16 褐色土 (7.5YR 4/1)</p> <p>17 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 褐色土を10%含む。</p> <p>18 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を2%含む。</p> <p>19 灰褐色土 (7.5YR 4/1) 地山を20%含む。</p> |
|--|---|



- | |
|---|
| <p>I 灰色土 (7.5YR 5/2) 環状耕作土。</p> <p>I-b 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 砂、酸化鉄を含む。</p> <p>II に近い褐色土 (7.5YR 6/3) 地山数%含む。</p> <p>III 黒褐色土 (7.5YR 3/1) ないし黒褐色土 (7.5YR 3/2)</p> <p>① 黒褐色土 (7.5YR 3/2) SD7の埋土。地山無し。</p> |
|---|

第31図 H14-321土層 (1)

久米高畑遺跡確認調査



第32図 H14-321土層 (2)

(2) 掘立柱建物と一本柱列

掘立1・政庁外郭南辺付属舎1 [第33図・30図・27図・写真15]

T1とT2に分断された状態(写真14)で検出された外郭南辺一本柱列に、付属舎が付く可能性が認められたことから、トレンチを埋め戻した直後にT3を追加掘削し、建物の全体を確認した。

東西9間分のうち、西端から4間については南北梁行2間の付属舎1の南側柱列となる。したがって、建物東南角の柱穴から東へ5間分は一本柱列(SA1)となる。

桁行は4間で8.81m(10.5尺)、梁行は2間で3.45m(12尺)の東西棟である。建物西壁から72次外郭南辺付属舎2の東壁までの10.6m幅の空間は、政庁B外郭南辺開口部となる(第27図はか)。調査概要でも述べた通り、この建物は東妻柱柱穴を欠く。この場所に掘り込まれているのは、遺跡群Ⅲ期の掘立7の柱穴である(第33図)。開口部から離れた側の妻柱柱穴を欠く現象は、72次の外郭南辺付属舎2の特徴とも一致している。同様の現象は、1次調査時に外郭東辺付属舎1³の北妻柱柱穴が検出されなかったこともあわせて考えると、政庁Bの外郭付属舎に共通の特徴といえる。

全11基の柱穴のうち、9基にて柱痕跡ないし柱の抜き取り穴を確認している。痕跡の直径は、15～21cm程度である。建物東南角の柱穴で検出された柱の抜き取り風の掘り込みは、掘立7の柱穴で、この建物の柱穴ではない。各柱穴は小さなもので一辺0.8～0.85m前後の不整形、大きなもので一辺1～1.3m程度の不整形長方形ないし不整形円形に掘り込まれている。東へ続くSA1の柱穴と比較して特に差異は認められない。

出土遺物 50～52は、柱穴の検出面から出土した須恵器。掘立7の柱穴から出土したものではない。

時期 遺跡群Ⅰ～Ⅱ期(政庁B)、7世紀初頭ころ。

SA1・政庁外郭南辺一本柱列[第33図・30図・27図]

前述の外郭南辺付属舎1の東南角からまっすぐ東へ延びる政庁B外郭の一本柱列で、柱穴を5基確認した。東2基の柱位置が不明なため正確な寸法は得られていないが、5間でおおよそ10mとみられる。柱穴の平面規模と形状は、前述の付属舎1と比べて大きな差は認められないが、最も東の柱穴は、東西方向に細長い隅丸長方形を呈している。

出土遺物 図化可能な遺物は出土していない。

時期 政庁外郭南辺付属舎1の評価と共通。7世紀初頭ころ。

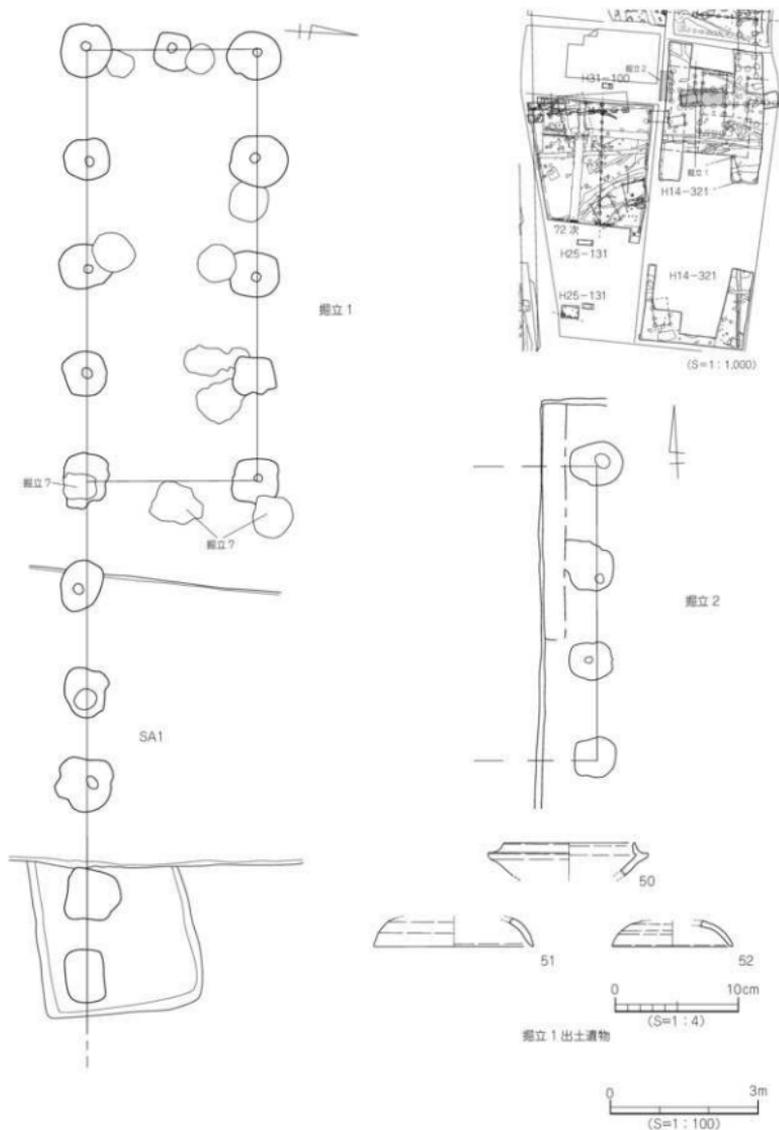
掘立2 [第33図・30図]

T2の西北部で検出した掘立柱建物の東側柱列。4基の不整形な柱穴を検出した。南北3間で約6m(20尺)に復元したが、6.3m(21尺)の可能性もある。北辺の位置が東隣に立地する掘立7の北辺と揃うことから、両建物は同時並存した可能性が高いと評価している。建物間の距離は約6mで、掘立2の梁行寸法と共通の設定とみられる。

東西桁行規模は不明であるが、東西棟であれば、桁行が12mを超える大形の建物である可能性がある。

出土遺物 図化可能な遺物は出土していない。

時期 遺跡群Ⅲ～Ⅳ期、掘立7の評価と共通。



第33図 H14-321掘立1・SA1・掘立2

掘立7〔第34図・30図・47図・写真1〕

北部中央に位置する大形の南北棟で、政庁外郭南辺付属舎1の東半分と重複する。1回目の調査の際に、T1とT2に分断されてしまった外郭南辺の全体形を確認するためにT3を設定し、その全体像を確定したものの、この場所に別の大形の南北棟の一部が重複することが判明したため、2回目の調査(T5)でその全体形を確定した。

政庁外郭南辺付属舎1(第33図)と古墳時代後期集落に伴う掘立3(第35図)の柱穴に対して後出する。東側柱列中央の柱穴に切り込む長方形の掘り方がこの建物の柱穴で、東にやや張り出した東西方向の長方形の掘り方は南辺付属舎1の柱穴である。多くの柱穴で柱の抜き取り穴を確認している。

桁行6間で12.18m(40尺)、梁行3間で4.93m(16尺)の南北棟である。北辺位置が西の掘立2の北側柱筋と揃う可能性がある(第30図・47図)。「第111集」にて桁行12.04m、梁行4.82mで報告しているが、四辺の位置を僅かに修正した。改定後の造営尺は、1尺=0.305m程度となる。

建物の全体規模は、桁行:梁行=5:2の比率で決められたものと推測している。

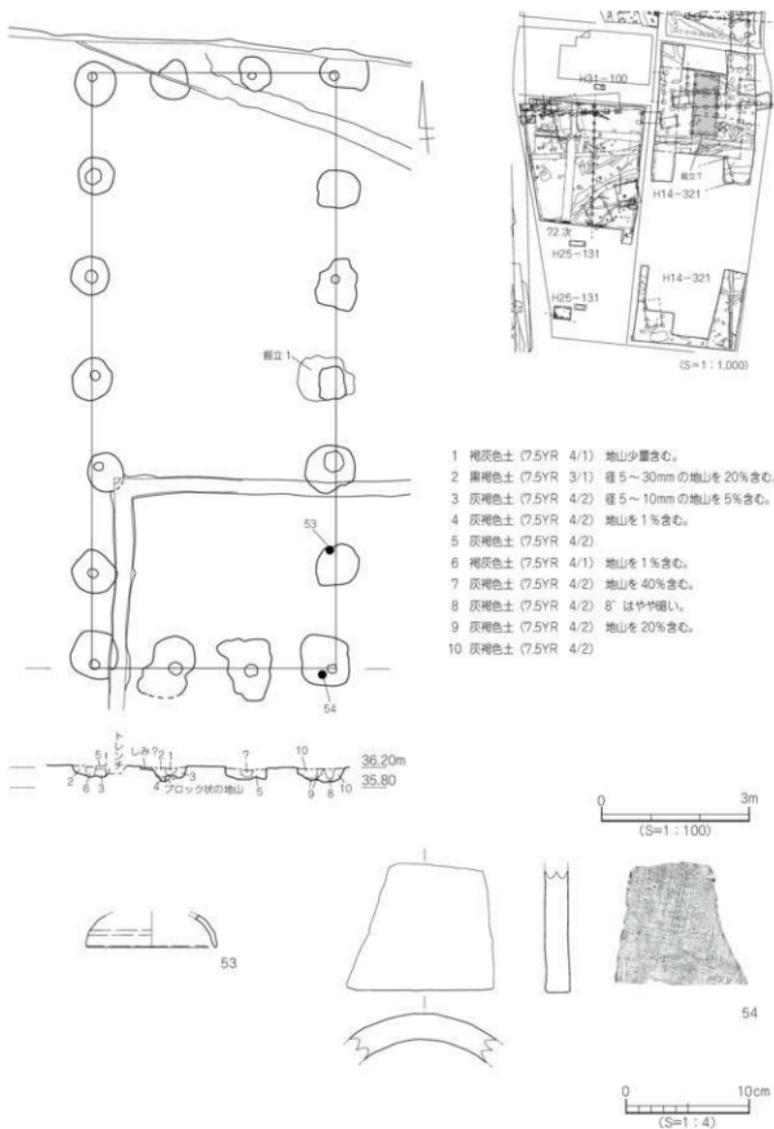
この建物に近似した寸法の建物が隣接する政庁南東官衙にあることを「第111集」¹(p.229)で指摘したうえで、「第136集」³(p.46)にて補足説明を行った経緯がある。久米高畑1次調査のSB11の身舎部分である。政庁南東官衙の中心的建物のひとつであるこの建物が、遺跡群Ⅲ期に至って、政庁跡地に移築された可能性を想定している。今回の見直しによって、この建物の寸法を若干修正したことにより、SB11との寸法差が若干拡大しているが、当時の建物の移築方法を踏まえると、誤差の範囲内に納まっていると考える。

移築の際に重要視されたのは、正確な加工を必要とする仕口を伴う桁材と梁材の転用が第一で、柱材については傷んだ根元を切断、補足するか新材に差し替えて対応したものと推測している。正確に組まれた桁と梁による四隅を下から受ける位置に柱材を配置することで建物の軸部が成立するわけであるから、建物の建築と移築の際には、空間における四隅の位置決定が重要視されたに違いない(復元に際しても重要な考え方である)。四隅の柱材は小屋組の重量を下から水平に受け止めることができる位置に存在すれば十分で、柱材を地面に固定するために掘られた柱穴の細かな位置決定にはあまり意味はない。移築後の出入口の位置変更や扉の作り替え、内部空間の仕様変更については、間柱の配置を変えることで柔軟に対応したであろうから、間柱の上端に仕口が伴う必要はなく、小屋組の桁と梁に達しておれば事足りたと想定している。こうした大形の建物の場合、一本の通し材によって桁や梁をつくることは困難であったろうから、材の継ぎ手箇所を優先して間柱の配置が決められたであろう。

なお、調査時に官衙の区画溝であるSD1の北岸と南側柱の柱穴が接した状態で検出したため、切り合い関係を読み取るべく努力したものの、判別することはできなかった。最終的に南側柱列のみ柱穴の南半分を掘り下げて断面記録の作成を行っている。その際、丸瓦の破片54が出土した。

出土遺物 53は須恵器杯蓋。54は丸瓦の端面の破片である。ともに柱穴の検出面から出土した。54は72次の区画溝SD002から出土した単弁十葉蓮華紋軒丸瓦とSD001トレンチ出土の重弧紋軒平瓦に伴う丸瓦で、凹面の密な布目が特徴的な遺後平野最古の瓦の一群を構成するものである。

時期 遺跡群Ⅲ-A期。7世紀後半。南に接するSD1からも、72次の際にSD001のトレンチから重弧紋軒平瓦の小片が出土していることから、SD1の埋没からさほど遅れない時期に建てられた建物と推測している。溝との切り合い関係が分からないほど埋土の性質がよく似ていたことも、溝の埋没とこの建物の建設時期に隔たりがないことを示していると考えられる。同時併存の可能性もある。



第34図 H14-321掘立7

掘立3 [第35図・30図]

調査区北部の北辺で検出した掘立柱建物。東西4間で約8m、南北3間以上(3間分で約4.6m)とみられる。建物南辺が東に隣接する掘立5の南辺と揃う配置であることから、互に関連のある建物であったと考えている。建物東辺がT1の西壁とT5東壁に重複したため、この部分の柱穴の確認が曖昧な結果になってしまった。掘立5との間隔は、およそ2.5mである。

政庁外郭南辺付属舎1(第33図)及び官衙関連建物である掘立7(第34図)の柱穴に切られることから、官衙出現以前の時期の建物である。多くの柱穴において、柱の抜き取り穴もしくは柱痕跡を確認している。直径0.7～0.8m前後の不整形の柱穴で、埋土の色調は官衙関連建物と比較すると暗く黒味が強い。これらの特徴から、古墳時代後期の集落を構成する建物とみられる。

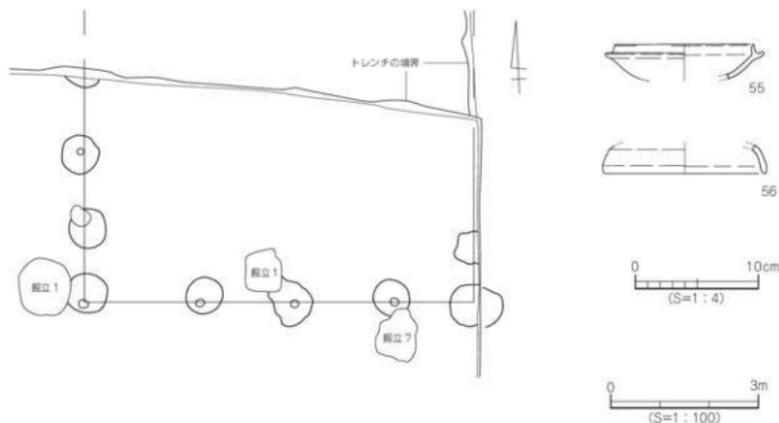
東西4間通しで28尺とみると1尺=0.286m、30尺とみると0.267mとなる。南北3間分は前者で16尺、後者の場合12.2尺となる。建物の四隅の位置が不明なため造営尺による年代推定は無効ではあるが、5世紀末から6世紀第4半期の基準で建てられた建物ではないかと考える(第2表)。ちなみに建物の全体規模を桁行4間(28尺)、梁行3間(16尺)の設定とみると、一辺長の比率は28:16=7:4になる。古墳時代後期集落の建物としては最も時期が下り、政庁Aが建設される直前段階に属する可能性がある。

出土遺物 55と56は須恵器の蓋坏の破片である。

時期 官衙出現以前の古墳時代後期集落に属す。造営尺を用いた時期比定は前述の通り。

掘立4 [第36図・30図]

調査区南部、T4西部で検出された南北棟で、桁行3間(約5.5m)、梁行2間(3.15m)を測る。北部の掘立3、5、6と異なり、建物の方位が真北より大きく西へ振っている。柱の抜き取り穴や柱痕跡が確認されていないため定かではないが、掘立3とほぼ共通の概ね7:4となる。桁行寸法を3間通しで19尺の設定と考えたと梁行2間で10.8～10.9尺になる(1尺=0.289m)。同じく桁行を18尺とみると1尺=



第35図 H14-321掘立3

0.306m、20尺とみると1尺=0.275m、21尺とみると1尺=0.262mになる。最も短い尺長を適用した場合、桁行21尺；梁行12尺=7：4となり、遺構から割り出した寸法の比率に近似することから、5世紀第3四半期ごろと予想する短めの尺が基準として用いられた可能性を想定しておきたい(第2表)。

図化可能な遺物は出土していない。

掘立5 [第36図・30図]

T1北部で検出された小形の掘立柱建物。南側柱筋を西の掘立3と揃えた配置となっていることから、関連する建物と考えている。

桁行2間、梁行2間の東西棟とみられるが、トレンチの東拡張部において東南角の柱穴が検出されていないこと、南辺中央の柱穴が戦時中の溝によって失われていることから、詳細は不明である。

北辺の西1間目の柱間が広く設定されており、東北角との間の1間幅が狭くなる可能性がある。同様の現象が、南に隣接する掘立6においても認められることから、互に関連する建物で、扉位置などが共通であったと考えている。両建物は1.3～1.5mしか離れていないことから、同時併存したものではなく、どちらかが建て替えられた建物ではなからうか。

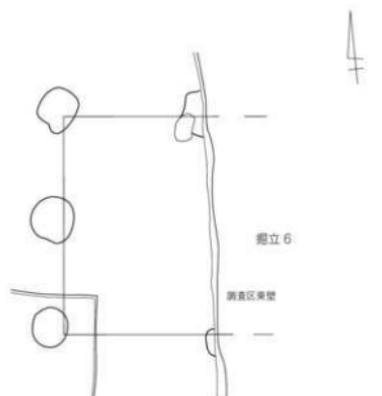
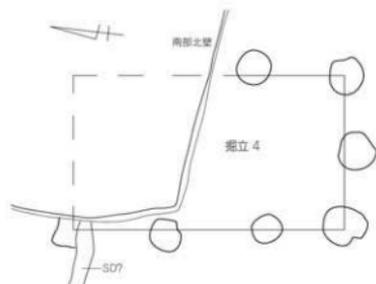
寸法については、南北梁行が2間で約3mに復元した。

図化可能な遺物は出土していない。

掘立6 [第36図・30図]

掘立5の南に隣接する小形の掘立柱建物で、互に関連する建物とみられる。掘立5とは異なり、南辺の西寄り1間目の柱間が広く設定された可能性がある。また、掘立5と異なり、柱痕跡ないし柱の抜き取り穴の識別はできていない。南北2間で4.45m程度に復元した。

図化可能な遺物は出土していない。



第36図 H14-321掘立4～掘立6

掘立8 [第37図・30図]

T2中央南寄りで検出された4支柱構造の高床倉庫。方位と規模については、掘立9とよく似ており、東辺が掘立9の西辺と揃っているようにもみえる。致守外郭南辺付属舎1の柱穴に切られる。

桁行3.23m、梁行1.92m程度に復元しているが、柱痕跡が明らかでないため確かではない。1小尺=0.194m程度で桁行16.6～16.7尺前後、梁行10尺とみると、桁行と梁行の長さの比率は5：3の考え方であろうか。道後平野北部においてこの寸法の小尺が用いられるのは、弥生時代前期末を上限とする時期とみている(第2表)。なお、図化可能な遺物は出土していない。

掘立9 [第37図・30図]

T2中央で検出された4支柱構造の高床倉庫。方位と規模については、掘立8とよく似ており、西辺が掘立8の東辺と揃っているようにもみえることから、近接する時期に建てられた可能性が高い。掘立10と空間的には重なるものの、柱穴の切り合いはない。

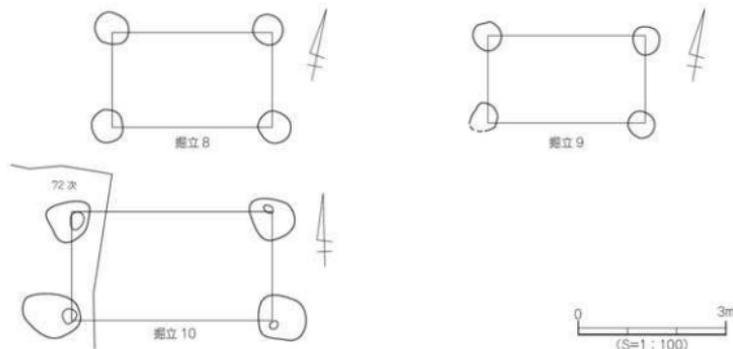
桁行3.20m、梁行1.77m程度に復元しているが、柱痕跡が明らかでないため確かではない。1小尺=0.197～0.198m程度で桁行16.2尺前後、梁行は9尺前後とみると、桁行と梁行の長さの比率は9：5となる。道後平野北部においてこの寸法の小尺が用いられるのは、弥生時代中期前半を上限とする時期とみている(第2表)。なお、図化可能な遺物は出土していない。

掘立10 [第37図・30図]

T2西壁沿いから西隣の72次東北角にまたがる4支柱構造の高床倉庫。農道と農業用水路を隔てて両調査区で各2基の柱穴が検出された。掘立9と空間的には重なるものの、柱穴の切り合いはない。

柱穴4基とも柱痕跡もしくは柱の抜き取り穴を確認している。

桁行4.06m、梁行2.20mに復元した。1小尺=0.203mで桁行を20尺とみるか、あるいは、1小尺=0.200mで桁行を20.3尺、梁行を11尺とみるか、どちらかの考え方によるとみられる。弥生時代後期後半から古墳時代前期初頭にかけての尺長を基準としており(第2表)、掘立8と掘立9に比べて時期が下ると判断した。なお、図化可能な遺物は出土していない。



第37図 H14-321掘立8～掘立10

(3) 溝状遺構

今回の試掘確認調査で検出した溝状遺構は計9条である。このうち、明確に官衙関連の区画施設であると断定できる溝は3条、古墳時代後期以降であるが官衙段階の溝である可能性が否定できない溝が1条、古墳時代後期集落に伴う溝が3～5条である。弥生時代の溝であると断定できるものは無い。

以下、官衙に伴う区画施設と断定可能か、あるいはその可能性が残る溝から順に報告する。

SD1 [第39図・30図・32図・38図・40図・写真16・17・18]

遺跡群Ⅱ期の地割に基づいて掘られた区画溝である。遺跡群北部におけるⅡ期の地割施設の中で最も目立つ存在で、西への延長部が72次調査区でも検出されており、第5図中、西の★で北へ屈曲する。東への延長部については、真東に位置する久米高畑22次調査区西壁沿いで僅かに確認された土坑(SK4、[第179集]⁴)が溝の東端に該当するものと考えている(第5図中★)。★-★間の距離は54.75m程度で、遺跡群Ⅱ期の造営尺(1尺=0.304m)でちょうど半町にあたる。

72次と22次のSK4において、各1点ではあるが瓦片([第179集]第21図№17)が出土していることから、溝の最終埋没は遺跡群Ⅲ-A期の冒頭以降の時期と評価している(p.34)。

T1東壁の観察から、「橋」の痕跡ではないかと推測される特徴的な土層断面が得られている。

T1東壁における溝幅は上場で約1.9m(6尺以上)、底の幅は0.60m(2尺)、地山面からの深さは0.56mほどである。掘り方の左右(溝の北岸と南岸)に杭あるいは板状の木材(材と呼ぶ)によると考えられる痕跡が確認されている(第39図、D-D')。材と材の間の距離は内法で1.65m、材の厚さは概ね4～5cm、材同士の芯々距離は1.70m(6尺未満)、北側の材痕跡の残存高は0.26mで、溝の上に堆積しているⅢ層下面に対して4cmほど突き出ている。南側の材痕跡の残存高についても、本体部分は0.26mを測るが、さらにこの上に5～7cmほどの別の土層(厚さ最大で8cm)が観察され、その上端は旧水田耕作土層であるⅡ-b層下面にまで達している。材の先端は若干尖り気味に丸味を帯びた形状であるが、地山に対して打ち込まれたものではなく、地山斜面上端近くの傾斜変換点に「添え置かれた」かのような状況を呈している。これら2本の材の痕跡の外側には、溝の掘り方との間を埋める土が充填されており、この裏込め土層の厚さは、北側で4cm、南側は8～10cm程度である。北側の材の下端(先端)が置かれた位置は、地山面を7cmほど削り込んだ溝斜面の段の縁(傾斜変換点)にあっている。南側の材の下端は、地山面を6cmほど削り込んで造られた段の縁から4cmほど溝の内側に寄った斜面上に設置されている。

以上述べた観察結果から復元した橋の幅を除く寸法と、その設置方法は次の通りである。

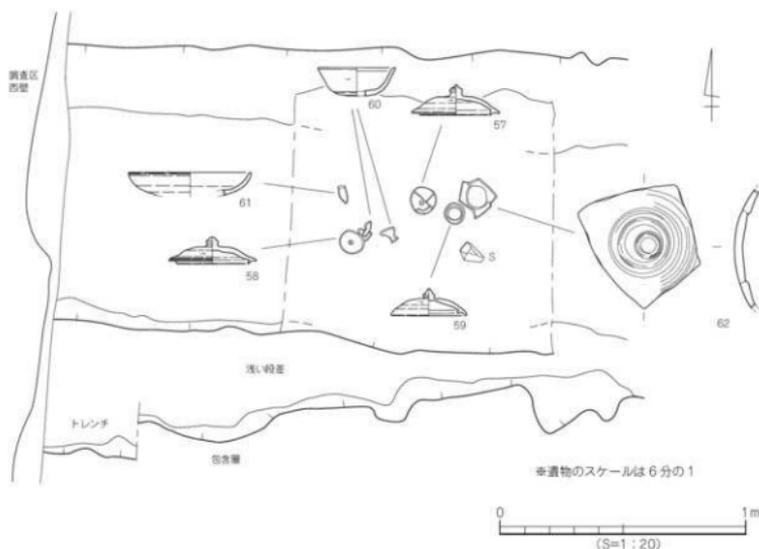
まず、北側橋脚の下端を置く位置が、溝の北斜面の地山を削り出すことで設けられた僅かな段の縁に決められた。その結果、南側橋脚の下端位置が、溝南辺に削り出された地山の段の縁から北に4cmほどずれることとなったわけであるから、橋脚の芯々寸法1.70mは、あらかじめ決められた寸法であったのではないかと考えた。橋脚である割板材(長さ不明×幅26cm×厚さ5cm)2枚の間を、長さ1.8m(6尺)程度の柵木等で連結すれば橋脚の最下段が定まる。このユニットを3段重ねると橋脚下端から上端までの寸法はおおよそ0.78mとなる。おそらくこの位置が当時の地表面(標高37.00m、水田面+10cm)に相当し、南北2枚の割板材の間に十分な本数の柵木や竹を配置すれば橋は完成する。柵木等表面の材の厚さを5cmと仮定すると、橋の前後の地表面に比べて5cmだけ高い位置に上面を設置することが

可能である。なお、3段重ねと推定する橋脚のユニットは、捻じれを防ぎつつ重ねる必要から、溝の斜面に複数本の杭を打ち込むことで固定されたのではなかろうか。その位置は、T1東壁よりいくらか東寄りの未調査部分と思われる。上記の推論に従えば、当時の地表面から溝の底までの深さは1.29m程度と考えられる。当時の遺跡群Ⅱ期の造営尺（1尺=0.304m）で深さ4.25尺という非常に中途半端な数字になってしまうが、橋脚の下端位置を厳密に決めた後に、地山面から2尺（0.58m）程度の深さで底幅が2尺のU字形に仕上げたものとみられることから、硬い地山の掘削を最小限に止めた結果と思われる。

出土遺物 T5西壁近くから出土した新型式の須恵器の一群は、この溝の廃絶時の祭祀に使用された遺物群（第38図・39図・写真17）。57～62はすべて須恵器（写真18）。このほか、角礫1点が横瓶の近くで検出された。63～71は、祭祀関連遺物群の周辺から出土した遺物で、71のみ土師器。67（猫以外の動物の肉球と爪の跡）の出土位置は不明ながら、確実に最下層から出土している。

遺物群は溝の底に堆積した流入土層の上面から出土した。溝底から概ね0.1m程度の高さである。坏蓋3点が完形であるのに対して坏身は小さく破砕されており、破片は1個体にも満たない。61は在地の製作技法による脚が付かない盤（『第111集』）、62は大形横瓶の封じ穴の破片である。外面に赤色顔料が塗布されているほか、内面にも塗られた痕跡が認められる。周囲から破片は出土していないことから、特別に赤い色をした破片が選ばれたものであろう。

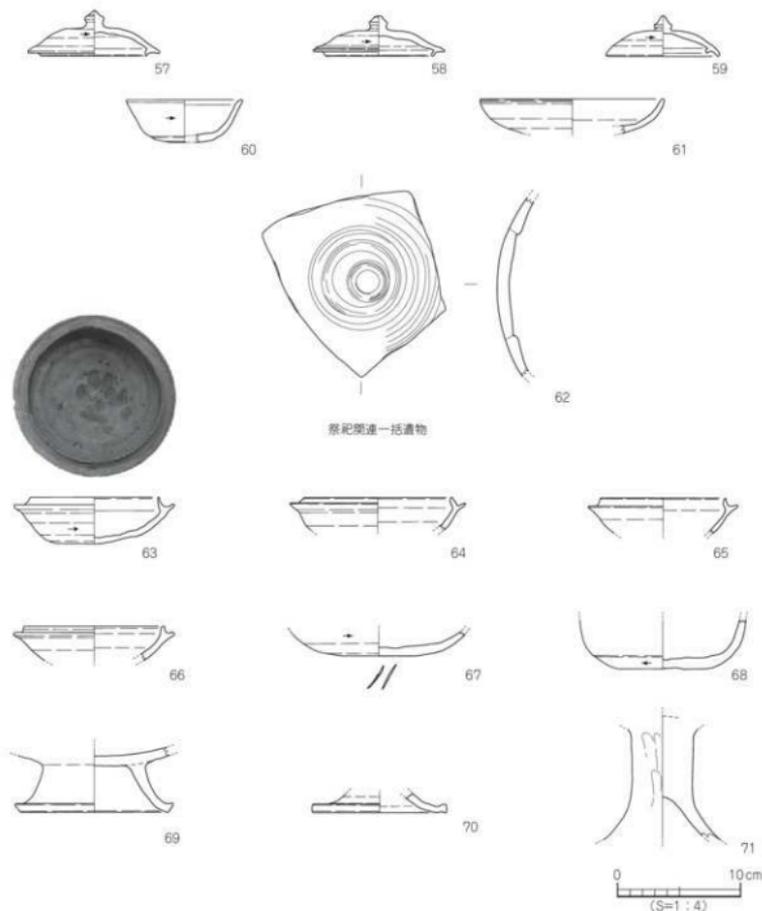
祭祀関連遺物群は、蓋坏3組に盤1点、横瓶1点、67か69のいずれか1点を加えた計6点の須恵器で構成されたと想定している。72次SD002において灰白色粘土塊の至近から甕3個体が出土して



第38図 H14-321 SD1遺物出土状況

いることも考えあわせると、「3」点、あるいは「6」点が祭祀に用いる器の構成単位ではなかったかと推測している。なお、67と共通のヘラ記号が施された祭祀関連の須恵器2点が、回廊状遺構（第54図）の北濠中央付近から出土している（『第111集』¹№49・53、写真図版36・37）。また、同様のヘラ記号は、隣接する1次調査地SD1（第47図）からも1点出土している（『第179集』№3）。特定の工人による製作と考えられる須恵器が、遺跡群Ⅱ期の区画溝廃絶時の遺物群に高い頻度で含まれることは、貢納物品としての須恵器のあり方を検討するうえで重要な視点となるものである。

時期 遺跡群Ⅱ期を上限とする。廃絶はⅢ-A期の冒頭、西暦660年代終わりごろと想定する。



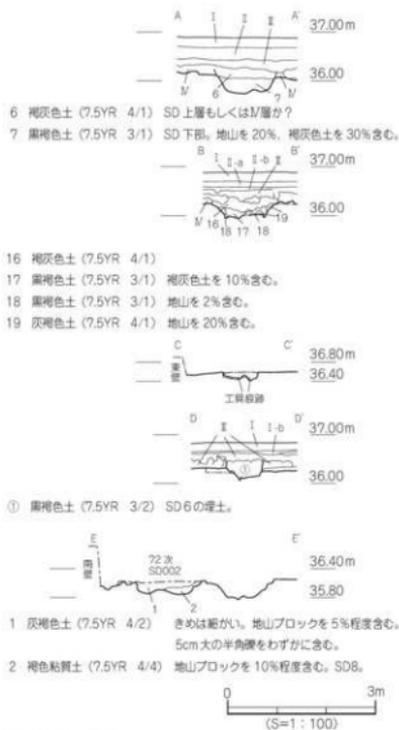
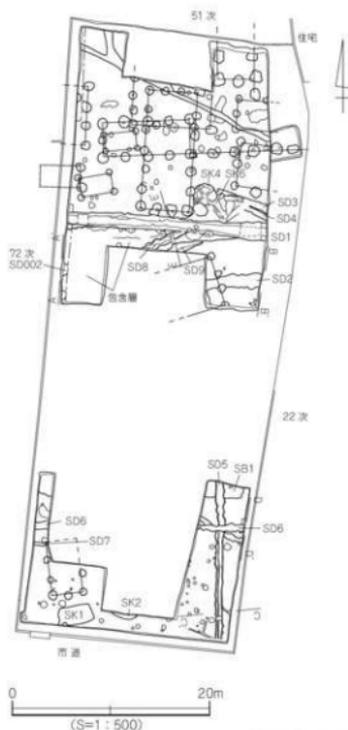
第40図 H14-321 SD1出土遺物

SD5 [第41図・30図]

南部T6で検出された官衙の区画施設。底に工具痕跡が残されていることから、柴垣等の遮蔽構造物の根元を固定するための溝である。SD6が直交する箇所から南は、溝の西辺に幅15cmほどの工具痕跡がより顕著に連続する別の溝が掘り込まれていることから、この部分は、柴垣等の造り替えを想定している。SD6に切られる。北に延長すると、政庁A東脇殿の西側柱筋と一致するため、遺跡群I期の地割ではないかと考えてきたが、南延長部(久米高畑54次・57次)における調査所見を踏まえても、これを裏付ける情報が無いため、II期の区画施設と評価している(第6図)。図化可能な遺物は出土していない。

SD6 [第41図・30図]

南部で検出された素掘り溝でSD5に直交し、これを掘り込んでいる。SD5に比べて若干深く掘り込まれ、工具痕跡は顕著ではない。SD5の掘り直し(柴垣の造り直し)は、この溝との重複箇所から南で認められることから、互いに関連のある施設と考えている。SD5と同様、遺跡群II期の地割を細分するための溝であろう。図化可能な遺物は出土していない。



第41図 H14-321 SD2~SD9

SD 2 [第30図・31図・41図・42図・写真16]

T 1南端で検出された幅広の溝。前述のSD 1とよく似た土層断面が観察されており、これも橋の存在を示す現象とみている(第41図・B-B')。ただし、垂直方向の木材の痕跡は認められないため、橋の橋脚は抜き取られたものとみられる。

橋脚が設置された場所の溝底には、地山を4~6cmほど掘り込んだ小溝状の窪みが2箇所認められる。このうち北側の窪みには、中心に向かう縦方向の土層が存在すること、また、南側の窪みにも縦方向の分層線が2本認められることから、橋脚が撤去されたことを示す土層であると考えた。復元される橋脚の内法寸法は、およそ0.73m。南北の橋脚の芯々距離は0.78m、橋脚として使用された割板材の厚さは5cm内外。溝底の幅は0.69m、地山面や包含層に対して掘り込まれた溝幅は1.35mほどとみられる。この溝の場合もSD 1と同様、幅広に掘削するが地山面に到達した時点で溝幅を狭めて必要範囲に限定したうえで掘削したようである。

これら限られた数値から造営尺の寸法を推定することは困難を伴うが、概ね1大尺=0.260mから0.286mの間の寸法による方が、官衙の尺を適用するのに比べて説明しやすい(第2表)。1大尺=0.279mで橋脚の芯々距離は28尺、溝底の幅は25尺、当時の地表面における掘削幅は最大で5尺の設定であろうか。この尺長は、72次掘立003(第22図)から抽出されたものと一致している。湾曲して掘られた複数条の溝と関係する6世紀中ごろの集落を構成する建物と想定している。

最終的に、SD 1と平行に配置された同時期の溝である可能性は低いと判断している。調査当初に西のT 2南端の包含層地帯に東西方向の溝があるのではないかと考え、これをSD 2の延長部とみなし、SD 1との同時併存も検討したが、どうやら別の溝のようである。T 1西壁で溝が西南方向に湾曲して見えること、南へ屈曲しているのではないかととれる兆候が認められたことから、SD 1と平行に掘られた溝ではなく、官衙出現直前の付近の集落に関わる溝で、西の72次東壁中央付近から北東ないし東北東方向へ延びる溝のうちの1条の延長部に該当するのではないかと考えている。

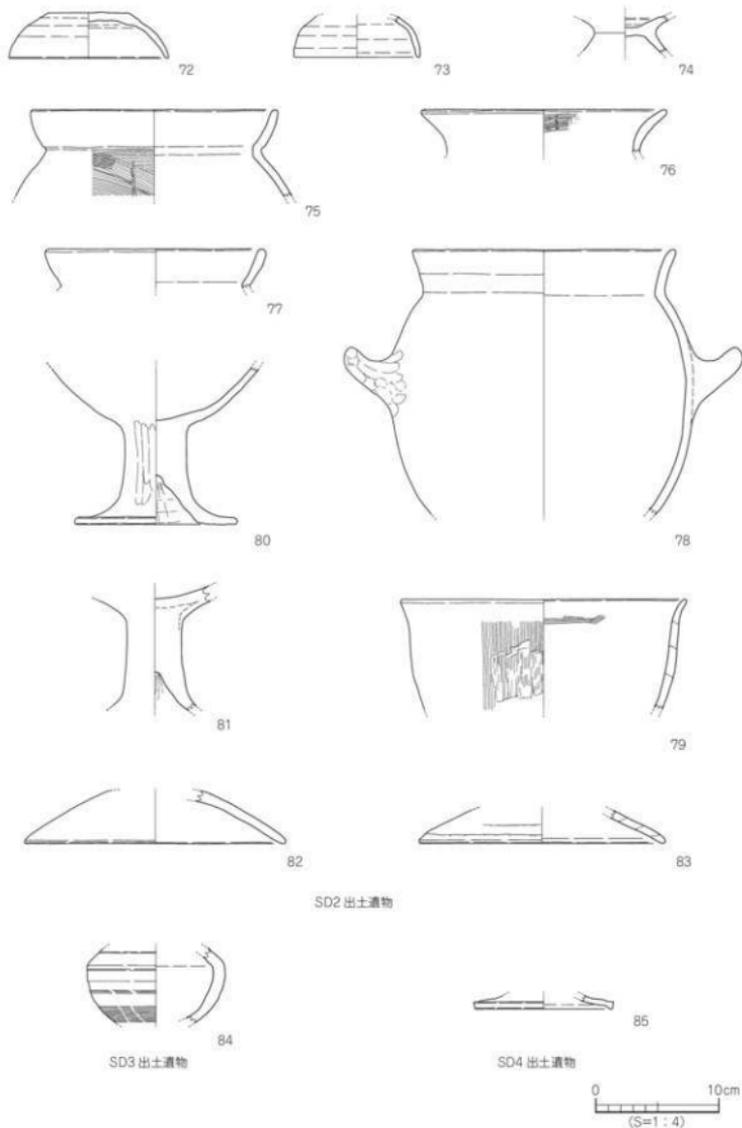
SD 1とSD 2について、両溝ともに橋脚の存在に由来する土層断面が、T 1東壁の同一断面においてのみ認定されたことは、偶然ではなく必然と考える。ただし、両者の同時性を示す事象とは捉えず、異なる時期の溝に架けられた橋ではあるが、この場所に橋が必要とされた事情に共通点を見出すべきと考える。T 1東壁から東へ2mほどの位置に現代まで続く南北方向の土地の境界が存在する直接の理由は、水田の境界がこの場所に設けられたことにあるが、官衙出現以前の古墳時代後期集落が展開した時期にも、この位置に南北方向の導線を確保する必要があったから橋が架けられたのではなかろうか。さらに後の時代、遺跡群Ⅱ期の地割が施工されて後にも、この場所に南北方向の導線が引き継がれていったのではなかろうか(第47図)。

出土遺物 72~74の須恵器3点は、調査当初にSD 2の西延長部と考えたT 2西南端の遺構から出土したもので、この溝に伴う遺物ではない。75~83は、土師器であるが、82はT 2西南端の遺構出土遺物で、この溝に伴う遺物ではない。須恵器の小片が1点、この溝の検出面周辺から出土している。

時期 土師器の形態は古墳時代後期のものを含んでいることから、須恵器を伴う段階の遺構と考えている。

SD 7 [第41図・30図・43図]

調査区西南部、T 6西北部で検出された素掘り溝である。幅0.3mほどの浅い溝で、掘立4の西北



第42図 H14-321 SD2~SD4出土遺物

角柱穴を切る。官衙の区画溝である可能性が高いと考えるSD6から13m南に位置している。

出土遺物 86は須恵器、87は土師器。86は坏蓋に短脚高坏の脚部を付けた形状の高坏である。焼成は不良で、灰白色に仕上げられている。脚端部は焼き歪みと風化が激しいものの、逆三角形下方向に摘み出す。区画溝SD1出土の70短脚高坏の脚端部と考え方は共通している。同じく69脚付き壺と比べると全体的に小ぶりな作りの個体である。

時期 第47図に示すように一町四方の官衙の敷地内を半町に区切るための区画施設であったとすると、遺跡群Ⅱ期を上限とする位置づけを行うことが可能である。出土遺物からみて、その可能性は否定し切れるものではない。

SD8 [第41図・30図]

調査区北部、最終拡張後のT5南壁から北東方向へ延びる溝。SK6の北辺付近に向けて若干湾曲しているようにみえる。T2南端では包含層が厚く堆積していることから識別できていないが、72次東南部で検出された複数条の溝のうちいずれかの東延長部に該当する可能性もある。注記を欠くが、第39図C-C'の断面図で下層がこの溝に該当する。断面図上部の埋土は、72次から続く官衙の区画溝SD002延長部である可能性を想定。南辺はSD9と重複することから明瞭ではない。

出土遺物 88は須恵器、89は土師器。88は小片のため口径復元は無効。89は前述の87と比較すると古い時期の高坏の軸部とみられる。

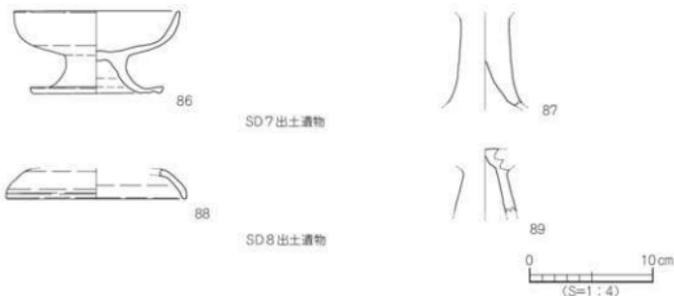
時期 6世紀前半を上限とする。

SD3・SD4 [第41図・30図]

T5東南部、官衙の区画溝SD1の北で検出された2条の溝のうち北側の溝がSD3、南側の溝がSD4。SD3の西北先端はSK4の東北端、SD4はSK6の東北端に向けて延びているようにみえることから、これら土坑群と関係がある溝ではないかと推測している（本章第2節、成果の概要）。

出土遺物 84と85は須恵器。84はSD3から出土した甕の破片、85はSD4から出土した短脚高坏の脚端部である。ともに1回目調査（T1）の際に遺構検出面から出土した遺物である。

時期 85の形態は、新形式の須恵器が登場する時期以降とみられることから、この遺物が官衙出現以前の古墳時代後期集落に伴う可能性は低い。溝の年代を示す遺物ではない。



第43図 H14-321 SD7・SD8出土遺物

(4) 土坑状遺構と倒木の痕跡

2 回行われた試掘確認調査で検出された土坑は僅かに6基のみである。このうち、南部で検出されたSK1については、3.6m×1.8m(2:1)に達する大形のもので、堅穴建物である可能性もある。弥生時代前期後半から中期初頭ころにかけてみられる貯蔵のための穴蔵であるとする、最大級の規模のものとなる。市道を挟んですぐ南に位置する久米高畑26次調査地、その東隣の同54次・57次の各調査区においても同様の遺構が多数検出されており、SK2についても同様の遺構であろう。

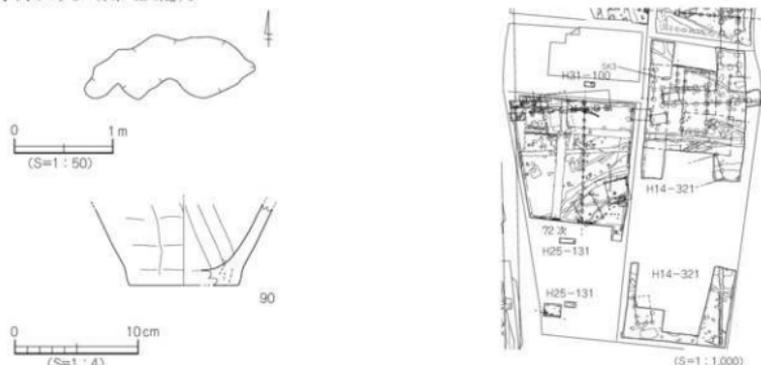
T2北部で検出されたSK3は、浅く特徴的な形状から、調査区周辺に分布する倒木痕跡との関係が想定されたことから注目した遺構で、弥生土器の底部が1点のみ出土している。これと形状は異なるものの極浅い遺構が、すぐ北隣の51次調査区の西北部で2基確認されている(『第135集』p.64)

北部T5の東北角、西北角の南、中央付近に倒木の痕跡が確認された(写真1・14・15)。黄白色の地山と黒褐色土が対になる形で検出されることが多い当地の倒木痕跡としてはいずれも大形の部類である。北に隣接する51次南部にも同様の痕跡が1基存在することから(写真4)、微高地上で最も標高が高い場所に存在する倒木痕跡として同様の評価を行うことができる。

樹木が倒れた当時の根元の表土層が斜めもしくは垂直に保存されているため、倒木時点の地表面の標高を正確に知る手掛かりとなることを指摘(『第42集』⁵⁾)しておきながら、これまで当遺跡群内では調査対象として扱ったことはない。今回の調査でも、官衙遺構を破壊しないよう、三日月状の二次堆積層の部分を掘り下げることは行っておらず、地山扱いとしている。多くの写真に写り込んでいるのは、官衙遺跡群の中枢施設が立地する区域と重複して分布しているためである。

SK3 [第44図]

T2北部で検出された土坑。弥生土器の底部90が出土した。三日月状の形状から、倒木痕跡の二次堆積部分に土器が落ち込んだ可能性も残る。小形の倒木が複数分布するように見える(写真)。なお、当地の倒木痕跡から明確な形で弥生土器が出土した事例は知られていないが、縄文後期の土器が伴う事例がある(『第42集』)。



第44図 H14-321 SK3

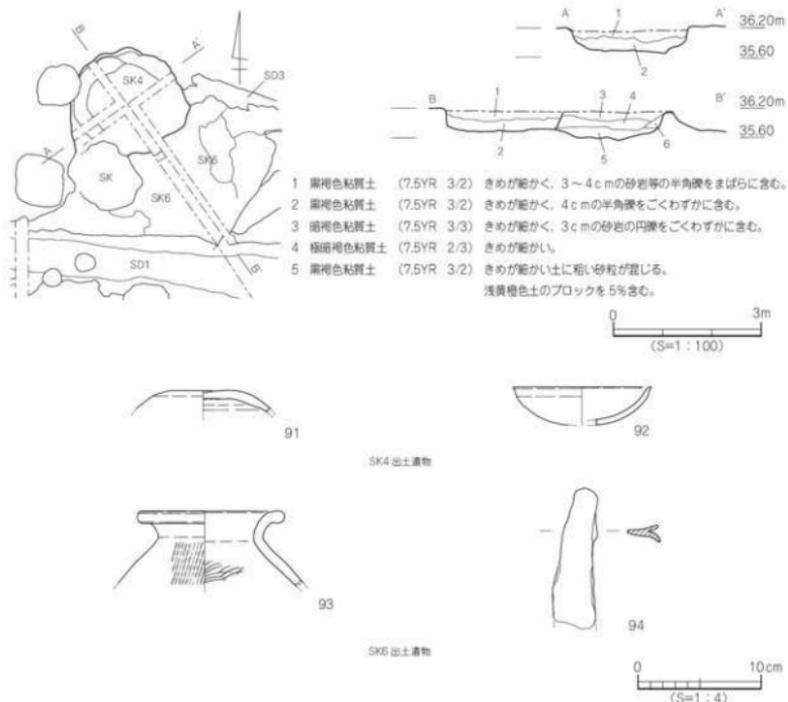
SK4・SK6 [第45図・30図・写真1・15]

調査区北部、T5東南部の区画溝SD1の北に位置する複数の土坑の群。北西寄り直径約2mの円形土坑をSK4、これの南東に接する土坑をSK6とした。土層観察の結果、後出するSK4についてはベルト以外を掘り下げて遺構の形状を確定したが、SK6についてはトレンチ調査に止めたため、正確な規模形状を特定するには至っていない。土層断面による限り、南側の縁はSD1付近にまで及んでいる。SK4がSK6を切ることは確実である。SK4の南に接して、SK6の範囲とみなした箇所に一辺1.4×1.2mほどの隅丸長方形の土坑が重複するようであるが、詳細は明らかではない。

SD3の西北先端部が、SK4の北辺に向かって掘り込まれているようにみえることについては、本章冒頭の調査概要において述べた通りである。これらの土坑群に向かって2方向から複数の溝が集まってくる状況は、両遺構の性格を考えるうえで重要な現象と捉えている (p.56)。

出土遺物 91は須恵器、92は土師器である。ともにSK4の上層から出土した。93は須恵器、94は鉄製鋤先状工具の破片である。

時期 6世紀代とみられる。



第45図 H14-321 SK4・SK6

第3節 H25-131

(1) 調査成果の概要

72次と同一の耕作地であった水田の南寄りの敷地について浄化槽予定箇所に限定した発掘調査を実施した結果、大形柱穴4基と溝の一部を検出した。調査区南壁沿いで検出された3基の柱穴については、掘立柱建物を構成する可能性が高く、72次東南部やH14-321東北部で確認された古墳時代後期の集落に伴う建物が存在したものと評価している。なお、調査区西壁南端で確認されたSD1は、現況の市道建設の際に掘り込まれた擁壁工事の掘り方と判断している。検出面の一部が真砂で覆われている。

(2) 層位

I層とII層は、個人住宅の建設工事に際して投入された造成土。造成に先立って水田耕作土を完全に除去しているため、III層とした土層は北部72次調査区で確認されている遺物包含層の下部の土層に対応する。地山層上面のレベルは標高35.6ないし35.7m程度で、東に向かって僅かに低くなる。

(3) 検出遺構

SP2、SP3、SP4の3基の柱穴は、掘立柱建物を構成する可能性が高い。SP2の直径は0.75mに達しており、ほかの2基と比べて大きいこと、また、SP3とSP4が東西方向に若干長く掘り込まれていることから、SP2の位置を西北角とする建物の北辺を構成する柱穴ではないかと推測。SP2が段掘り状に掘り込まれているのも、建物西北角に配置する柱材の根入れの深さを調節するためと考える。これら柱穴の埋土は黒味の強い付近に分布する遺物包含層に由来するもので、古墳時代中期以降の集落において典型的な性質の土である。SP1は、これとは別の建物の柱穴とみられる。このほか、調査区東北寄りに小穴5基と浅い溝1条が検出されている。このうち西のSP5とSP6については、土色が黒褐色であることから、中近世よりも遡る時期の遺構である可能性がある。

(4) 72次SD003の南延長部について

72次の区画溝であるSD003の南延長部にトレンチを設定しているが、この溝が掘り込まれていた形跡は確認されなかった。SD003は、このトレンチより北で止まるか、あるいは東もしくは西に屈曲するものとみられる。72次調査の際に、調査区への出入口としてスロープを設置しているが、これをあと3m南に延ばしていれば、この溝が屈曲して東へ54m(半町)存在した可能性の有無に言及することもできたはずで悔やまれる(第47図)。

なお、SD003の設定時期は、72次SD001(SD1)埋没後の遺跡群Ⅲ-A期で7世紀後半代である。まだこの段階は正倉院の外郭に濠は設けられておらず、II期の地割を踏襲しているため、後の東濠とは方向角が異なるとみられる。8世紀代の遺物を伴わないことも、この評価を裏付けている。

第4節 区画Eと遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の諸施設

(1) はじめに

本節では、久米官衙政庁の跡地とその南に展開する遺跡群Ⅱ期から同Ⅲ期の官衙関連施設について、これまでの調査研究で明らかとなった成果を確認し、第Ⅳ章とあわせて今後の展望としたい。

当該区域における官衙施設の配置を検討する際に、「政庁南東官衙⁴」と「区画E⁴」の位置関係が重要な視点となることは、『第111集』¹以降、繰り返し指摘してきたところである。Ⅱ期冒頭で設定される地割の北限は、政庁南東官衙の外郭北辺一本柱列で示されるが、これを超えた北側に一辺約37.8m(108尺)四方⁶の一本柱列で囲われた区画Eが立地しており、その場所は、政庁B正殿の北辺と完全に重複している。

区画Eの北限が政庁B正殿の北辺と重なる形で設定されていることは、両施設の関係を考える上で極めて重要な視点と考える。こうした状況から、Ⅰ期政庁を廃してⅡ期冒頭に地割を設定する際に、かつて政庁Bの正殿が置かれたこの場所に、はじめから18歩四方の土地区画を設定する前提で地割が施工されたとするのが、最新の解釈である。

区画Eを構成する3棟の掘立柱建物とその特異な配置形態については、『第111集』以降、これまで度々指摘してきたので今回は触れない。政庁南東官衙北限と区画Eとの間に設定された東西道路と、これに面した区画Eの門⁴の位置に着目して、以下、検討を進める(第47図)。

(2) 区画Eの門と祭祀遺物出土地点の関係

区画溝SD1(72次SD001)において新形式の須恵器を含む祭祀関連遺物が出土した地点は、区画Eの門の位置が大いに関係していると考えられる(第47図)。

試みに門の中心付近に区画Eの中軸線を設定すると、出土地点は中軸線から西に3mほどの場所であることがわかる(第47図)。区画Eの中軸線と区画溝の交点には橋が架けられており、この中軸線が古代の官人達の導線として機能していた空間であったのではないかと想定する。区画溝を廃絶する際の祭祀行為は、区画Eの南北中軸線上に架かる橋から少しだけ西に離れた地点で執り行われたと考える。

(3) 回廊状遺構廃絶時の祭祀遺物との類似性

この祭祀関連遺物の器種構成と官衙施設における出土位置が、回廊状遺構の北濠(来住廃寺5次¹)から出土した同様の一群と類似点が多いことを『第111集』以降、繰り返し指摘してきた。須恵器の蓋坏の形態が酷似していることは、本書第50図でも再確認している。

回廊状遺構北濠における出土位置は、第54図に示すように、南北中軸線付近に位置している。南門と北回廊中点を結ぶ中軸線付近が廃絶時の祭祀の挙行場所として選択されたことがわかる。前述の出土地点とは異なり、施設の裏手に位置するほか、北回廊の建物1と建物2の間は板扉によって閉塞しているため、正殿北面中央から北回廊を通り抜けて人が移動できる場所ではないといった違いはあるもの

の、重要施設の中軸線の延長上という意味において、その考え方は一致している。

回廊状遺構の祭祀関連遺物については、5次調査の際に東西に離れた2箇所から出土していることと、西側調査区の西半分は別の大形土坑との切り合い関係があるため、『第111集』で報告したものが全てであると断言できない事情があるため、注意する必要がある。このほか、大形の円面硯とこれも大形の銅碗模倣形態の須恵器碗が各1点含まれるほか(第50図)、銅製品の製作に用いられた土師器の取瓶⁷5点以上と金属滓13点以上が加わるといった違いも認められる。大形の須恵器高坏3点と土師器の坏ないし碗が計3点含まれるなど、構成器種と数量ともにこちらの方が豊富である。

両遺物群の共通点として、同一のヘラ記号が施された須恵器がそれぞれから出土していることも指摘しておきたい。厳密には、SD1出土の67の出土位置は溝の下層であることは確かなのだが、遺物群の直下ではない。67が祭祀に用いられた壺の底部の破片であることを証明する手立ては無いが、同一工人の手によるものと思われるこれと同一のヘラ記号が施された高坏(53)と提瓶(49)各1点(『第111集』)が、回廊状遺構の遺物群に含まれる事実は大変興味深い(『第111集』写真図版36-37)。

さらに共通点として、新形式蓋坏の坏身の点数が双方各1個体にすぎず、しかも破片がそろわないことに対して、宝珠摘みが付く蓋は完形のものを中心としてSD1が3点、回廊状遺構が6点であること、大形の須恵器の盤が双方1個体(どちらも破片)含まれることもあげられる。また、見方を変えれば、SD1出土の須恵器高坏は70の1点のみであるが、これに69と土師器の71を加えることで、回廊状遺構の須恵器高坏3点に対応した数量と評価することもできる。さらに、同一のヘラ記号が施されたSD1の67と回廊状遺構の提瓶(49)は、どちらも液体を入れるための器で、破砕された底部の破片が見当たらない(49)と、底部の破片しか出土していない67、といった点も、中に物(液体)を入れた器が祭祀終了時点で同様の扱いを受けたことを示す共通点のひとつといえよう。

同一の考え方に基づく2箇所で行われた祭祀の様子を検討したが、古代の官人達の数字に対する考え方的一端も垣間見ることができたのではないかと評価している。前述の遺物の点数に着目すると、「3」あるいは「6」が至る所で出現していることに気付く。この件をここで詳述することはしないが、『淮南子』が「(万物は)3によって構成される」と記すように、普遍的な数の概念のひとつとして古代の東アジア世界に広く浸透していたであろうこの考え方が、祀りを執り行った久米の官人達の思想の基底に存在したことを示す現象と考えている。

(4) L字形土地区画が2段階重複する可能性

SD1(72次SD001)は、北へ屈曲することが確定した。この結果、この溝は政庁跡地の区画Eを中心とした広い範囲の南面と西面を区画するために掘られたL字形の土地区画であることが判明した。

また、この溝と深い関係にあることが想定される72次SD003については、SD1の廃絶後に、これとほぼ重複する位置に掘られた同一の区画施設であることが判明した。72次SD001の屈曲箇所の南辺から南方向へ向かって掘り込まれているようにみえるが、これは、作業単位の境界位置にあたり、溝の底面に段差が設けられたため生じた現象で、実際には一段高い位置に北へ向かう溝が掘られていたことが判明した。

72次SD003が、72次SD001の後継施設であることに加えて、南延長部のH25-131の調査区に現れないこと(本章第3節)のふたつの情報をもとにして、第47図に示す復元案を想定した。前節で述べた通

り、72次S D003は図示した付近で止まるか、あるいは西もしくは東へ屈曲するか、3通りの復元を行うことが可能である。復元案は72次S D003が72次S D001の後継施設であることを重要視して、東へ屈曲した場合、半町規模の区画施設が未調査部分に存在する可能性を示したものである。

これまでの研究の結果、政庁跡地を広く範囲にL字形に溝で囲う行為の起源とし得る施設として、古代中国における「泮水」^(ハニスイ)が最も妥当と考えている。第IV章にて紹介する皇帝の学宮^(ハニスイ)としての「辟雍」^(ハニスイ)の外周を取り囲む円形池に対して、諸侯の学宮である「泮宮」^(ハニスイ)に設けられた池や溝等の水を導入した施設を泮水と呼ぶ。外村 中氏の論考^(ハニスイ)によると、泮水は泮宮のどこに位置していたのか、古代以降の中国においても諸説あって、大きく二説に整理されている。このうち、『説文解字』に記された「西と南が水で、東と北が牆(垣)」^(ハニスイ)が、水を伴うL字形の区画施設によく一致する。第二説は、「泮宮の南半部」^(ハニスイ)とされており、第IV章で紹介する天良七道遺跡^(ハニスイ)の政庁の変遷過程の中にこの段階が含まれるとみた(第57図)。回廊状遺構の場合は、これと逆に北5分の3が濠によって囲われる一方、南は開口していることから(第54図)、泮宮よりは三国魏の洛陽に再建された辟雍(第56図)に近い。

(5)回廊状遺構の創設と政庁跡地利用の関係

L字形の区画施設(72次S D001)は、回廊状遺構北濠とほぼ同時期に同様の考え方による祭祀行為をもって廃絶され、SA002・SD002(第47図)に置き換わる時期があるものの、後に同じ位置に溝を掘り直して区域が南に拡大した可能性が高い(72次S D003)。政庁を廃して広範囲に地割を設定し、回廊状遺構が創設されるわけであるから、政庁Bが果たした役割の一部(特殊な機能)は回廊に引き継がれたと考えられ、L字形の区画施設で囲われた領域の中に、前段階の政庁機能の一部を執行する機関が残されたとみるべきでなかろうか。それは、久米直(久米国造)が必要とした実務的な統治機関、宗教施設、館、厨、あるいは学問所(泮宮、官吏養成機関)ではなかったか。

また、回廊状遺構は、I期政庁を発展的に廃したうえで設けられたII期政庁(天皇のための辟雍)としての役割を担った施設と考えられ、これが必要とされなくなった時点で寺院に置き換わる一方で、L字形の区画で囲われた諸施設(政庁南東官衛を含む)については、回廊廃絶以降も当分の間、継続する理由がみえてくるように思う。回廊状遺構が担った役割については、第IV章にて改めて検討する。

注

- 橋本 雄一編 2006 『史跡久米官衛遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111。松山市教育委員会ほか(※以下、松山市及び市財団については、発行機関名を一部省略する。)
- 橋本 雄一編 2009 『史跡久米官衛遺跡群調査報告書』3。久米高畑遺跡47次・51次調査 政庁の発掘調査1。松山市文化財調査報告書135。松山市教育委員会ほか
- 橋本 雄一編 2009 『久米高畑遺跡1次・7次調査』政庁の発掘調査2。松山市文化財調査報告書136。松山市教育委員会ほか
- 橋本 雄一編 『久米高畑遺跡22次・41次調査』国庫補助市内遺跡発掘調査報告書。松山市文化財調査報告書179。松山市教育委員会ほか
- 橋本 雄一編 1994 『北久米渚邊寺遺跡〜3次調査地〜』松山市文化財調査報告書42。松山市教育委員会ほか
- 北辺と東辺、南辺の各一部と東北角位置が確定している。正方形(高麗法90尺四方)に復元する場合、西辺は47次調査区に現れるはずであるが検出されていない(前掲注1・2)。南北道路までの東西約46m(150尺・高麗法125尺)の長方形の敷地、もしくは、道路との間の空間を余剰帯として考えている(第47図・『第111集』p.235)。
- 明らかに未使用のものが1個体含まれる。これも破片である。
- 外村 中 1989 『泮池の語源、泮水について』『造園史研究』53(2)
- 小宮 豪 2009 『群馬県天良七道遺跡』『日本古代の都衛遺跡』桑里制・古代都市研究会 編。四面を長原が連結する塼で囲われた段階とは別に、南辺が有長屋の替わりに北を向くコの字形の溝で閉塞され、長屋3棟で囲われた長方形の敷地の段階があるとみた。第IV章中、習射所として紹介したが、泮宮に改める。

第Ⅳ章 久米官衙政庁総括報告



第Ⅰ節 構造と造営の過程

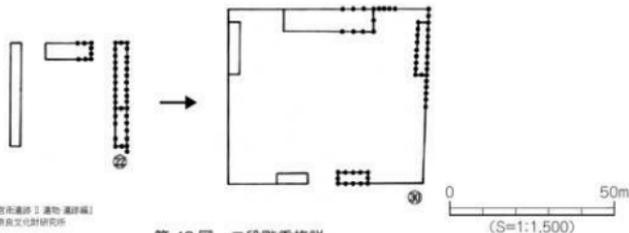
(1)「二重囲い構造」なのか「二段階重複」なのか

第Ⅱ章第5節にて報告した通り、政庁は二重囲い構造ではなく、新旧二段階の政庁が同じ場所に重複して立地するとみられる。政庁を認定した久米高畑遺跡51次調査の当初は、「二段階重複」と考え、報道資料と現地説明会ではこの考え方を表明した経緯がある(「135集」p.93)。その後、1次調査の政庁外郭東辺付属舎1より後出し、後に増設される同付属舎2の形状と規模、施設における配置計画を想定する過程で、「二重囲い」の配置を論理的に説明することが可能と判断したことから、早い時期に「二段階重複」を撤回し、近年まで長い間、「二重囲い」との立場から説明を行ってきた(「第111集」ほか)。

しかしながら、本書をまとめるにあたって全国の官衙遺跡における政庁の事例を繰り返し検討した結果、新旧二段階の政庁が同じ場所に重複して立地する「二段階重複」と考えた場合でも、「二重囲い構造」に固執した時期にその根拠とした、「施設全体における建物の配置計画を同一の造営尺で説明可能な復元案」が、妨げとなるものでないことに思い至ることができた。

確認調査と72次調査で明らかとなった政庁外郭の東南角が90°よりも大きく開く理由を、正殿を含む外郭北辺に対して出来るだけ平行になるよう調整した結果と捉えてきたが、これを、南に張り出した東脇殿南端を避けて外郭南辺一本柱列東部の西端(同付属舎1の西南角)を、外郭東南角を中心として南へ回転させることで実現したものではないか、つまり、外郭南辺一本柱列と同付属舎1の建設地点を決める時点で、東脇殿が存在した証拠と捉えるべき事象ではないかと考えるようになった。こう考えることで、外郭一本柱列と大小の殿舎が連結する構造の「政庁B」に先行して、少なくとも東脇殿(「政庁A」)はすでに完成、存在していたものと理解可能になった(第25図・第26図)。

東脇殿を含む政庁A(遺跡群I-A期)が先に存在し、後に、政庁B(遺跡群I-B期)が政庁Aを取り囲む位置に建設された、とするのが現在の解釈である。長舎間を板扉等で連結しない政庁Aを廃絶後、長舎・短舎を連結する形態の政庁Bが、ほぼ同じ場所に再建されたものとする。



第48図 二段階重複説

(2) 政庁建て替え工程の復元

政庁Aを廃して政庁Bを建設する手順は、次に述べる工程を採用することで説明可能と考えている。

まず、政庁Aを廃止して、同じ場所に政庁Bを建設する際に、外郭東辺(全長180尺・半町)の位置は、政庁A東脇殿の東辺から東へ36尺(6歩・高麗法30尺)の距離に平行となる位置に決定された(第49図)。

一方、外郭北辺の位置は、政庁Aの正殿から北に48尺(8歩)に設定されたが、外郭東北角を90°とせず、外郭北辺西端位置を南へ振って、外郭南辺東部の向きに概ね平行となるよう設定された。政庁B正殿の背後には堀越川の段丘崖が迫っているが、北辺の方向角を調整しないと段丘上に納まらないほど背後の敷地にゆとりが無いわけではなく、あえて外郭東北角を90°にしなかった理由は、外郭南辺に多少なりとも正対するよう調整された結果と考えられる。

その結果、政庁Bの外郭南辺付属舎1と同付属舎2との間に生じる36尺幅(6歩・高麗法30尺)の開口部を真南に見る位置に、正殿Bの中央間を配置することができたのであろう。

政庁Bの外郭西辺は、おそらく政庁Aの西脇殿西辺付近に決められたと想定している。第II章で述べた通り、外郭西南角の柱位置を第50図に示す位置に復元する場合、その全長は53.1m程度とみられる。

政庁Bの外郭東南角の角度を調整した結果、外郭東辺の半町より幾分長い寸法になったと想定している。

外郭南辺付属舎2の西南角が外郭西南角から僅かに東に決められた理由は、同付属舎1との間の開口部幅を36尺(6歩)に近い寸法となるよう設定したためと考えている。そのうえで、外郭南辺付属舎2の桁行規模(49尺)を同付属舎1(30.5尺)に比べて大きく計画したため、外郭西南角との間の距離が中途半端な短い寸法となってしまったのであろう。

最終的に、政庁B外郭南辺の位置決定の状況から、政庁Aに西脇殿が伴った可能性が高いと判断した。東脇殿と同じ規模・構造の脇殿が西にも存在したため、これと近接しすぎることを避けるために外郭南辺西端の位置を大きく南へ振ったのではなかろうか。先に外郭南辺の方向角を大きく振った事情について東脇殿南端との位置関係から説明したが、根本的には、西脇殿南端との重複を避けたい事情があったと考える方がより合理的な解釈と考える。西脇殿を残したまま、建て替え工事を進める必要があったのではないか。

なお、政庁Aの東脇殿南端と西脇殿南端の間に、正殿と向かい合う東西棟の殿舎が存在した可能性については全く無いわけではないが、調査された範囲に該当する建物は検出されておらず、小規模な建物しか想定することはできない。関東地方でみられる比較的長大な南長屋に相当する規模の建物は立地していなかったと判断している。この位置は開口部となり、政庁Aは外郭施設や門を伴わない建物配置の政庁であったと想定している。

また、政庁Bに外郭西辺付属舎が伴ったか否かについても厳密には不明であるが、政庁Aに西脇殿が伴うと仮定すると、西脇殿の一部あるいは全部を解体せずに、そのまま政庁Bの外郭西辺付属舎として継続したことも視野に留めておく必要がある。ただし、この位置に付属舎を必要としない判断の場合、西脇殿の部材の一部は2棟の南辺付属舎をはじめとする付近の外郭施設に優先的に引き継がれたに違いない。場合によると、後述する東辺付属舎2の増設に踏み切る判断材料のひとつとして、政庁A西脇殿の部材が転用可能な状態で残存していることが条件とされた可能性も想定しておく必要があるかもしれない。

(3) 不規則な建物配置に変更された事情

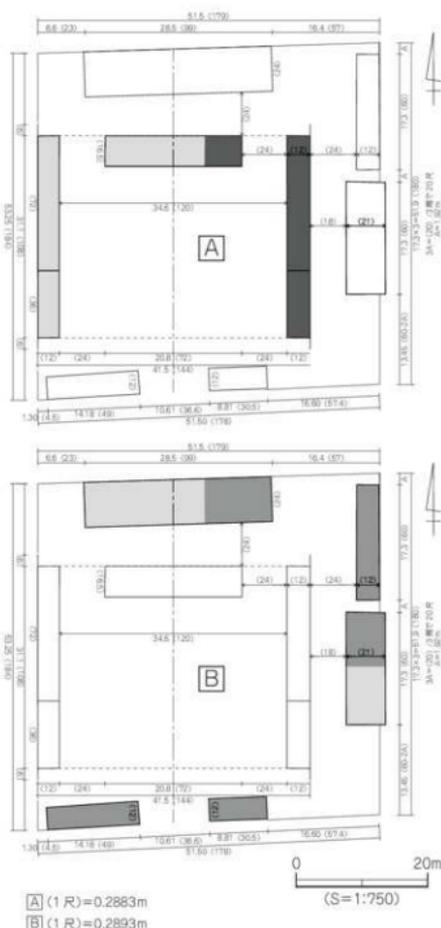
政庁Aの建物を外から囲う形で政庁Bの外郭位置を決定した背景には、使用部材を可能な限り転用することで工期短縮を図る必要があったからではないかと想定している。政庁Bの外郭付属倉計3棟の建設には、梁行寸法が共通する政庁A東脇殿等の部材を転用することが可能である。新材の調達数量を抑えつつ、短期間で政庁Bへの移行を行うことを実現したのではなかろうか。柱材については、根元の腐朽の具合次第で新材への差し替えが必要とされたであろうが、仕口への精密な加工を必要とする桁と梁に関しては、再利用することができたと考えられる。

政庁Bの完成がみえてきた時点で、すでに柱穴の掘削を終えていた外郭東辺の一部を埋め戻して外郭東辺付倉舎2の増設が実行されたのは、同付属倉1だけでは収容空間が不足すると判断したためであろう。建物東辺を敷地外へ3尺はみ出る位置に設定したのは、梁行寸法を拡大して収容力を増したこの建物の西辺位置を少しでも同付属倉1の西辺位置に近づけるためであろう(『第136集』)。

この建物の増設に踏み切る時点で、梁行寸法の拡大に必要な新材による梁材の手配の目途が立っておれば、桁材に関しては、足りなければ最終的に西脇殿を解体して補うことが可能であった。

最終的に政庁の敷地は北東と南に拡大したが、その一方で、開口部中心と正殿の中心を結ぶ政庁Bの南北中軸線の位置は、政庁Aの位置と比べてほとんど変化していない。これは、開口部中央と政庁Bの正殿中央間を政庁Aの南北正中線に合わせた結果で、また、政庁Bの外郭西辺位置が政庁Aの西脇殿西辺位置を踏襲していることを示す事実と捉えている。

結果として、政庁Bの南北中軸線は西に偏り、付属倉の配置についても、外郭東辺に重点が置かれた景観が成立したものと考えられる。



第49図 I期政庁の変遷

第2節 出土遺物と実年代

(1) 須恵器編年の改訂

『第179集』第4章にて政庁南東官衙の総括報告に添えた「須恵器編年」(第76図)を改訂し、最新の見解を第50図にまとめた。旧表に誤って掲載したことが判明した坏蓋にかわって39を提示した。また、政庁出土遺物①として長頸壺の胴部145に加えて、地割設定後の遺物194より古い形態の169(22次包含層出土遺物、『第179集』No137)を追加した。回廊状遺構廃絶時の遺物群⑤に銅碗の模倣形態と考えられている須恵器碗58を加え、①及び②の碗から形態変化を追うことができるよう改めた。なお、162暗文土師器の高台付き碗は、③の須恵器と同じく政庁南東官衙付近(11次)の包含層中から出土したもので(『第111集』、久米官衙における唯一の畿内産土師器である(第50図)。

(2) 回廊状遺構の遺物

第50図⑤の須恵器は、すべて回廊状遺構北面を区画する東西濠SD6から出土したものである(『第111集』)。碗41は遺跡群で4点しか出土していない碗の中で最も大形の個体。坏蓋は宝珠摘みが付く新形式のもので、駄馬姥ヶ懐窓跡出土品と酷似する肉厚のものである。銅碗模倣の58は、大形化する過程で胴部最大径の位置がやや上方にずれ、銅碗に特有の沈線表現もかなり痕跡的なものになっている。

回廊状遺構を廃絶した跡地に來住廃寺が創建される時期は、金堂創建瓦の形態及び技法から、660年代後半を上限とする7世紀第3四半期ころと考えられている。⑤は回廊状遺構北面の濠が埋め立てられて廃絶する際の祭祀に伴う遺物群で、銅滓と取瓶が伴うことから(『第111集』)、寺の建築工事の初期段階(Ⅲ-A期冒頭)の遺物群と評価している。

⑤に、道後平野最古の瓦である単弁十葉蓮華紋軒丸瓦と重弧紋軒平瓦が少量ながら共伴する。複数型式確認されている金堂の創建瓦(『年報18』)は伴っていない。なお、十葉の起源は、651年以降に四天王寺にて追加されたものに遡る。回廊状遺構の正殿の棟に瓦を追加した可能性と、持仏堂のような建物の存在が想定されている。

(3) H14-321・SD1一括遺物

④は、本書第Ⅲ章で報告した一括遺物である(第39図)。遺跡群Ⅱ期の区画溝SD1廃絶時に、溝底に10cm程溜まった埋土の上面に置かれた状態で出土した(第37図・写真10)。遺跡群Ⅲ-A期冒頭の遺物群と想定している。

蓋坏は、⑤の蓋坏に先行する段階のもので、駄場老婆懐窓とは別の窓から供給された若干薄手のものである。

この区画溝の西延長部を72次調査時に検出し、重弧紋軒平瓦の破片一点が出土している。隣接するSD002では、溝を埋めた際に瓦が混じっていることから(第41・42図・写真8)、これをⅢ-A期以降の埋没と考え、④は、Ⅲ-A期冒頭を上限とする時期のもののみとみなすことができる。

(4) 政庁南東官衙周辺の遺物

③は、政庁に隣接する「政庁南東官衙」の掘立柱建物から出土した146と、付近の遺物包含層から出土した遺物群である（『第179集』）。この施設の継続期間が、遺跡群Ⅲ期にかけての長期間に渡る可能性があることを示唆する遺物群である。蓋坏159の形状は、大形品である160とともに、④に近似しており、Ⅲ-A期以降のものを主体とする。

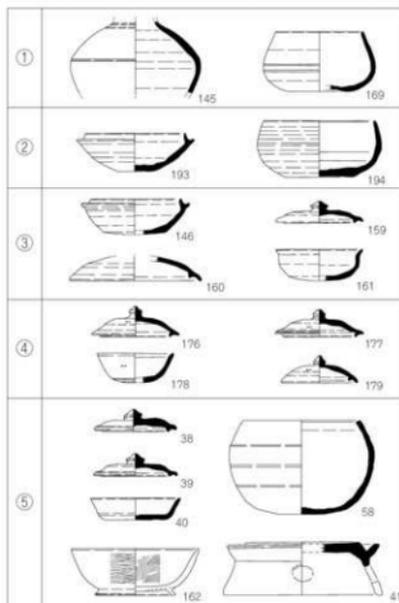
(5) 地割施工後の遺物

地割が施行される遺跡群Ⅱ-A期の遺物である。弥生時代の武器青銅器模倣の矢柄研磨器（写真3）を掘立柱建物の柱抜き取り穴に埋納するために用いられた須恵器坏身193と碗194である（『第111集』）。焼き重みの激しい個体を碗の蓋としている。東西道路の北に並ぶ雑舎域において、最も東西道路に近接する場所に設けられたこの建物は、Ⅱ-A期の建物としては最も早くに廃絶したと想定している。西暦639年（本章第3節参照）以降に埋納された遺物で、碗の実際の製作時期は620年前後まで遡る可能性がある。なお、回廊状遺構は、地割設定後に建設された（Ⅱ-B期）。北部に比べて南部の地割が遅れて設定されたと考えた時期もあったが、今日では、回廊状遺構を建設するために地割が必要とされたものと考えている。Ⅱ-A期からⅡ-B期への時間経過は短期間であった可能性が高い。地割の施工時期は、造管尺の尺長から、第一回遣唐使の帰国（632年）以降と予想している。

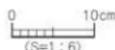
(6) 政庁出土の遺物

政庁の柱穴出土遺物の中で長頸壺145は数少ない須恵器である（『年報Ⅰ』、『第136集』No.1）。政庁出土蓋坏の口縁部は、復元が困難な小片ばかりで、漠然と6世紀末葉～7世紀初めころとしか評価のしようがないものばかりである。長頸壺145については、1次調査当時から6世紀後半ころと評価されている。銅碗模倣の169は、政庁の南東に近接する「政庁南東官衙」（『第179集』）の包含層から出土したもので、政庁に伴うものではないが、②の碗194に比べてより古い時期の形態であることから①に加えた。

①の実年代は、西暦596ころを上限として610年前後までの間（6世紀末葉～7世紀第1四半期中ごろ）と想定している。



遺物番号は「第111集」掲載番号



第50図 須恵器編年の改訂

第3節 東アジア史における位置づけ

(1) 聖徳太子と恵慈法師の来訪伝説

『伊予国風土記逸文』に既戸皇子とその師匠である恵(慧) 慈法師が伊予温湯を訪れ、温泉がある伊社(いさ)波(な)の岡の側に碑を立てたとある。恵慈は高麗(高句麗)出身で、「紀」推古元年4月条に「(聖徳太子は)内教(仏教)を高麗の僧慧慈に習ひ」とあるほか、同じく「紀」推古3年5月条には「高麗の僧慧慈帰化く。則ち皇太子、師としたまう」とある。

一方、伊予来訪を示す記事は記紀ともにみえない。恵慈が推古3年(595年)に高句麗から来朝し、23年(615年11月15日)に帰国していること、既戸皇子の薨去(推古29年、621年2月5日)の報に接し、同月、「僧に頼んで設齋しだ」⁴とこと、自ら経を説く日に皇子の遺徳を偲び語った話が伝わるのみである。

伊予来訪を示す記事は、『日本紀』が引用する碑文の中で、推古4年(596年)10月に恵慈が既戸皇子と葛城臣を伴って伊予温湯に行ったと記す。11月には法興寺(飛鳥寺)が完成し、蘇我馬子の子である善徳を寺司とし、恵慈と慧聡を住まわせたことから、寺の完成前に師匠と弟子で伊予温湯へ出向いたということであろう。

従来、この一連の話は記紀にみえないことから、久米官衛の成立と展開を考える際には、特別重要視することはなかったが、次に述べる来目皇子の行軍に先立つことおよそ5年間は、朝鮮半島との通行を示す記事が頻繁に登場することを踏まえると、単なる伝承で済ませるわけにもいかないと考える。

(2) 征新羅將軍久米皇子の九州遠征

久米官衛の歴史には、6世紀末葉～7世紀中葉ころの我が国を取り巻く国際情勢が強く反映されている。その最初の出来事は、西暦600年(推古8年)11月、来目皇子を征新羅大將軍に任命し、翌年、筑紫まで軍を進めた件⁵である。来目皇子は既戸皇子(聖徳太子)の実弟で、年齢は太子より1、2歳年下と考えられる。既戸皇子は推古天皇の摂政を努めており、三人いる同母弟の中で最も年上の来目皇子を將軍に任じたのである。皇子らは翌年4月1日に筑紫に到着、嶋郡に駐屯する。ところが、6月3日に百済に派遣されていた大伴連と坂本臣が帰国するも、皇子は病のため新羅征討は果たせなかった。602年2月4日、来目皇子は筑紫にて薨去し、7月には後任の異母兄当麻皇子(たすまのみみこ)も妻の舍人姫王の急死によって赤石(明石)から引き返すこととなり、新羅征討は実現することはなかった。

久米官衛の成立、特に政庁の成立時期を検討するうえで、この来目皇子の存在は重要である。皇子の名が乳母の出身氏族や、皇子の扶養を任された氏族に由来する可能性が指摘されるからである。本書では、601年に皇子が筑紫に向かう途上、縁のある伊予の久米の地に立ち寄ったのではないかと想定する。受け入れ先として建設あるいは改築された施設が、久米官衛政庁であったのではないかと考える。

この時の出兵は、欽明天皇以来の宿願である朝鮮半島における日本の権益回復を目指したはじめての具体的な動きであった。また、『隋書』記載の倭国から使者が来たとする記述から、600年に最初の遣隋使が派遣されたことも、聖徳太子らが主導した諸改革が始動する切っ掛けとして重要である。当時の隋は、初代皇帝楊堅による「開皇の治」と呼ばれる経済的に大いに発展した時期の最終末にあたってい

る。宗教面では、仏教を手厚く保護したことが知られており、周辺国との交通においても仏教文化をあわせて広めることがおこなわれていた。

以上のような時代背景のもと、6世紀末葉から7世紀初めに、全国に先駆けて伊予の久米の地に政庁が出現するのである。

(3) 舒明天皇の伊予温湯宮

遺跡群Ⅱ期の諸施設を考えるうえで最も重要なこととして、大唐による中国統一(626年)と、舒明天皇の即位(629年)に伴って新しい皇統に遷ることの2点を挙げるができる。

西暦639年(舒明11年)12月、舒明天皇と宝皇后は湯治目的で3か月近く伊予温湯宮^{いよのぬるまゐみや}に滞在する。出発の直前に、百済大寺(吉備池廃寺)の起工式に参列したあと難波津に向けて出発する。この寺は天皇の発願によって建てられた事実上初めての官大寺であり、創出されたばかりの単弁八葉蓮華紋軒丸瓦は、その後、四天王寺再建(651年)を経て、壬申の乱の後に東国へ分布することで有名な山田寺式と前述の久米官衙の単弁十葉蓮華紋軒丸瓦へ引き継がれていくこととなる。

ここで重要なことは、天皇夫妻が伊予に滞在中に年を越している^{*5}、ということである。大晦日と正月元日だけでなく、様々な宮中行事・儀式が行宮で執り行われたのではないかと考える。この間、天皇の行宮もしくはその関連施設として使用された施設のひとつが回廊状遺構であると推測する。この施設は、天皇による国家的な祭礼の会場(本章第5節)として使用する目的で、639年11月までに完成するよう、久米直らに命令が下されたに違いない。

この時の行幸の目的は湯治と考えられており、直前の638年に「有間温湯宮」行幸の記事(10月～翌正月)がある。有間温湯の「紀」における初見は631年(舒明2年9月～12月)である^{*5}。その後の記事を見ると、畿内の近場である摂津の有間温湯(有馬温泉)と紀伊の紀湯(牟婁湯崎温泉)への行幸がほとんどを占めており、伊予温湯(道後温泉)は遠国では唯一の記事である。632年の第一回遣唐使の帰国を待たず、630年には既に温泉の効能が知られていたものとみられる。特に、舒明天皇と温泉に関する記述は、即位と立后(宝皇后、後の皇極、重祚して斉明天皇)以降度々現れており、滞在が長期に渡ることも珍しくはない。推古天皇の崩御と上宮王家の滅亡を受けて成立した舒明天皇による新しい皇統の権力基盤が、即位当初から盤石なものであったことに加え、長期に渡って都を離れても軍事的な統制に乱れが生じることがない絶対的な自信を背景として、伊予温湯行幸をはじめとする外遊が可能となったのであろう。たとえ皇統が代わろうとも、歴代の大王・天皇に忠実に仕えてきた実績のある久米直の伊予における拠点が、会場の建設場所として選ばれたと考えられる。

前後する時期の日本と周辺国との関係を整理すると、中国では626年の「玄武門の変」を経て李世民(太宗)によって大唐帝国が確立し、630年に日本を含む周辺諸国は相次いで使節を派遣する。我が国にとって最初の遣唐使である。632年の帰国時に高表仁が来日し、翌年帰国するほか、640年には長期留学していた高向玄理が帰国している。このように、630年から640年前後にかけて、大唐との交通が活発となり、短期だけでなく長期留學生の帰国も始まる。様々な情報と文物が小刻みに大陸や朝鮮半島からもたらされていたに違いない。大唐建国の過程で荒廃した国土復興に際して、武徳9年(626年)の山東曲阜の孔廟再興と、貞観4年(630年)の州縣に孔廟の建設を命じた太宗の詔の詳細についても、632年には我が国にもたらされており、回廊状遺構を建設する動機のひとつとなった可能性を検討している。

(4) 齊明天皇の石湯行宮

661年正月、齊明天皇は百濟救援を目的として難波津から九州へ向けて瀬戸内海を西に進み、途中、備前の邑久と備中高梁川の河口付近、伊予熟田津^{＊5}を経由する。伊予では高齡の天皇に配慮したためか、あるいは九州における行宮の整備が遅れていたためと、さらに潮や風の都合など、2ヶ月弱に及ぶ伊予熟田津滞在の理由を説明する様々な考えが示されてきたが、いずれにしても、かつて夫と共に過ごした懐かしい場所で、しかも温泉がある魅力的な場所であったに違いない。

天皇一行は、正月14日に伊予熟田津に到着している^{＊6}。かつて舒明天皇との行幸に際して建てられた回廊状遺構は、冬の季節風の影響を受けて破損した西北角周辺の外壁等を補修し、石湯行宮の一部として引き続き使用された〔114集〕。この時、回廊状遺構の正殿に単弁十葉蓮華文軒丸瓦等を棟など部分的に使用した可能性が想定されている。回廊状遺構は20年余りに、舒明天皇の滞在中に政事と祭祀を挙行するためのいわば「行宮の政庁」として建設された施設である。これを改修して天皇臨席のもと行われた行事は、戦勝祈願のための国家的祭祀に他ならず、超大国を相手に戦争をしかける前に戦意高揚を図るためのものであったと考える。

その後、一行は筑紫に進軍するも、天皇が朝倉広庭宮にて崩御したため、飛鳥へ帰還することになる。

(5) 白村江の戦による敗戦

前回の出兵から2年後の663年、朝鮮半島西海岸において唐新羅連合軍と戦いとなり、天皇軍は敗れて退却する^{＊7}。結局、百濟再興は成らず、大唐との国交は断絶する。このころの久米直の関与は全く不明で、中大兄による称制から即位後の記事にも登場しない。この戦いに参加したのか否かもわからない。久米直の本来業務は天皇の警護と天皇正宮の警備であるから、参加したとしても九州までの渡航であって、朝鮮半島にまで進軍するものではなかったものと考えられる。このころ、久米直に重要な働きがなかったのか、あるいは何らかの失敗を犯したのか、いずれにしても、この戦以降における伊予に関連する記述としては、越智氏が登場するまで途絶える。

越智国造らは、この時の戦で捕虜となり大唐へ長く抑留されていたが、後年、船を造って帰国する。その際、天皇に造寺と立評を願ひ出て許されたと伝えられる。これは仏教説話として語られるなかで、話の主題から離れて立評の話が挿入されていることから、この時期の越智評の成立は史実であろうと考えられている。越智氏の帰国後、伊予の政治的な中心は道後平野から今治平野に移り、まもなく伊予国府や国分二寺が置かれ、越智郡が令制伊予国の中心地となっていく。

また、道後平野の地位の低下に絡んで、瀬戸内海を東西に結ぶ航路が四国側から山陽側へ移ったとする説が有力視されており、陸海ともに山陽沿岸を通過して門司から玄界灘沿岸部へ至る経路が主流となり、かつての伊予から豊前あるいは豊後を経由して北部九州へ至る経路にとってかわったものと考えられる。博多湾沿岸部は、「まつろわぬ人々」の地で、当時の朝廷にとって居心地の良い場所ではなかったとみられる。筑紫君磐井による反乱の記憶を呼び起させる地でもある。こうした事情から、朝倉広庭宮と磐瀬行宮は、博多湾岸から離れた内陸に置かれたものであろう。「大本宮」と呼ぶべき拠点は、沿岸部から一歩後退した筑紫の内陸や伊予に置かれたと考えられる。日清戦争時(1894年)に大本宮が広島に置かれた事情にも通じるものがある。

第4節 記紀から読み解く久米の歴史

(1) 神話における久米直

久米と朝廷の結びつきの深さは、神話に織り込まれるほどいしえに遡る。そこで、総括を締めくくりにあたって、「古事記」*²(記)と「日本書紀」*³⁻⁴(紀)を中心に、氏姓や地名として久米(来目)がどのように語られているのか、久米がどのように位置づけられているのか、その詳細を確認しておきたい。記紀に記された物語中に、久米官衙が登場する理由を読み取ることができると考えるからである。

記紀ともに久米は、天孫降臨の際に先導役の一人として登場する。「記」では、天孫の先導役として天忍日命(大伴氏の祖)と天津久米命(久米直らの祖)が同格であるのに対して、「紀」では、天忍日命と天櫛津大来目(来目部遠祖)は主従の関係で語られる。神である「命」の配下の「大来目」である。

従来から、「記」においては男女の神々が同格であるのに対し、「紀」では男神が優位に語られることが多いとの指摘がある。「記」では、大伴氏をはじめ多くの有力家系の祖として紹介されている天忍日命と、久米直らの祖とされる天津久米命がほぼ同格に扱われていることを重要視したい。

神武天皇即位前紀には、宇陀に住む兄宇迦斯・弟宇迦斯の二人の帰順をめぐって、「大伴連等が祖道臣命」と「久米直等が祖大久米命」の二名が登場する。これは天孫降臨の際に天孫の警護役にあたった二人の神の存在に対応した記載で、「天つ神御子」の大和入りは降臨神話を引き込むことによって、その正当性が語られる。その直後の記事では、忍坂にて土雲(土蜘蛛)を掃討する際に「合図として天つ神御子」によって歌が歌われるが、(中略)「久米の子ら」を統率しつつ、自ら歌う「天つ神御子」の姿が描かれる。続く「登美毘古や兄師木・弟師木を撃つ物語は、もっぱら歌をもって綴られ、軍事行動の詳細だけでなく勝敗も明示されない。歌に示されるのは、「敵を撃とうとする天つ神御子」の意欲であり、また、戦いや飢えの苦しさ」の描写である。「久米歌」の起源となる出来事を歌によって語りつつ、大和の平定と歎火の檣原に宮が定められ、天皇の世界としての「天の下」が確立される様子を描写する。

神武天皇の皇后選び以降の記述については後述するが、その前に、記紀以外で唯一、久米を記す「伊予国風土記逸文」を確認しておく。以下、前田家本「釈日本紀」巻七「天香山」条に付された*6の釈文を引用する。

伊予の郡。

郡の役所より東北の方角に天山がある。天山と名付けている理由は、大和の国に天の加具山がある。その山が天から降って来た時に二つに割れて、片方はこの伊予の国に天降った。これが天山と名付けている本縁である。その御妻は敬って久米たらが奉安しているということである。

久米官衙遺跡群から程近い、「伊予三山」とも呼ばれる独立丘陵群の中に天山がある(第52図)。この名称の由来が大和国の香具山にあることを語り、「久米等」が奉安しているとする。天山は、土亀山北端と北限とする近世久米郡域に位置するが、なぜ、伊予郡の項目に、伊予郡の役所から北東にあると記されたのか、諸説あって定かではない。これは、風土記が編纂された当時、久米郡と伊予郡の境界が天山に近接する場所に設定されていたことを示すもので、後に久米郡域が西に拡大したことによって、天山が伊予郡の郡域から完全に外れたものと理解している(第52図)。なお、「久米等」について、従来は「久米寺」と解釈されてきたが、「久米等」と読むべきとする最新の見解を採用することとする。

(2) 神武朝における久米

前句にて神武天皇が即位するまでの記事において、久米がどのように語られているか確認した。ここでは引き続き、即位後の久米の扱いをみていこう。

即位の時点で神武には妃が二人いたが皇后を選ぶことになり、「大久米命から、三輪の大物主神の子である伊須気余理比売の存在を知らされ(中略、この女性と結婚する経緯が語られる)。大物主神は大和の国土の精霊を支配する神であり、その娘と結婚することにより、天皇は、大和を平定に導く力を手に入れる」ことができた。天皇は大久米命を連れて遊びに行った先で伊須気余理比売に求婚する。その際のやり取りは四首の歌によっておこなわれ、結婚を成就させる。その後、3人の御子の誕生を記すまでの間、天皇と比売以外に登場するのは大久米命だけで日臣命は登場しない(以上、「記」*²)。

一方、「紀」*³においては即位前紀に、天照大神が頭八咫鳥を差し向けた折に「大伴氏の遠祖日臣命は、大来目を率いて大きな兵庫の將軍として、山を踏み道を開いて(後略)」、「日臣命を褒賞されて、(中略)お前の名を改めて道臣としよう」、さらに反乱を鎮圧するにあたっては、道臣命に勅して大来目部を率いて事にあたると命令されている。「久米歌」の謂れについては、「(前略)御歌はみな来目歌という。これを歌った来目部によって名付けたもの(後略)」と記す。皇后の場面では、大来目も道臣も登場しないが、即位後の論功行賞では、「道臣命に宅地をお与えになり、築坂邑に居所を与えられ、ことに寵愛された。また大来目に畝傍山より西の川辺の地に居所を与えられた。今、来目邑というのは、これがその由縁である」と詳しく記している。以上が「紀」*³における内容である。

「記」では皇后選に深く関与したのは大久米命だけであるのに対し、「紀」においては、天皇の命は必ず日臣命(道臣命)を通じて大来目に伝達されている。このように記紀における久米の取扱いの違いをみる限りにおいて、「紀」よりも「記」の方が、人物としての大来目をより生き生きと語っているように見受けられる。一方で「紀」においては、来目邑の謂れを丁寧に記すものの、道臣命と大来目は主従関係で描かれており、「記」における扱いに比べて表面的な記載にとどまった印象を受ける。

最後に「紀」の記述において、後に久米直との関係上重要となる物部氏がはじめて登場する場面を引用しておく。大和平定の直前の記事に、「天皇は初めから饒速日命は天降った神であることを承知しておられ、(中略)褒賞して寵愛された。これは物部氏の遠祖である」*⁴とある。

(3) 垂仁朝における久米

垂仁天皇の時代は、国家統治の基礎をつくった崇神天皇と、倭建命によって国内が平定される景行天皇の間において、様々な話が語られるが、皇位継承の正当性を語る事が主題となる。久米に関わる記事が記されたのは「紀」*⁵である。垂仁5年10月条に「天皇が来目に行幸されて、高宮におられた。時に天皇は、皇后の膝を枕にして昼寝をしておられた」とある。皇后が、兄狭穂彦(「記」沙本鬼古王)の謀反の企てを告白する場面では、「記」にも謀反の話は出てくるが、来目や高宮といった具体的な地名等は省かれている。この後、「紀」垂仁27年8月条に、「屯倉を久米邑に設けた。屯倉はここではミヤケという」とする記事があるが、「記」には見当たらない。久米邑は、神武天皇から大来目に与えられた土地である。

なお、神武天皇や日本武尊の物語は後世に作られたものとされるが、崇神・垂仁については、実在の人物との見方が有力視されている。また、葛城氏の当主である狭穂彦が「王族」であることに注意したい。

(4) 景行朝における久米

「記」景行天皇条における倭建命やまとたけのみことによる諸国平定の後最後に、魂が鳥となって飛び去る場面が語られる。その話の最後に挿入されるのが、倭建命の行軍なつつかはに七拳脛ななこぶせというものが膳夫かきふとして付き従っていた、とする一文である。この人物が久米直の祖先であるというしろとりのみよ白鳥御陵の謂れを記した直後にこの一文を書き添えた意図は全くもって不明であるが、天皇の大葬で弔われた倭建命は、事実上、天皇と同等に扱われていることから、その傍に膳夫(食事係)として久米を登場させるあたりは、「天皇の世界に容れられない」という倭建命の運命への共感・同情を込めてなつつかは苦難の行軍と業績を幾らかでも思いやることで、魂が鎮まることを願う天皇の気持ちを表したのではないかと。久米は神代の時代から天孫に付き従い、飢えに苦しむ行軍(神武紀)にあっても傍に仕えてきたことを思い起こすと、古事記にのみ、この話が語られることも納得できる。「紀」にこの話は登場しない。「紀」では鳥となって飛び去った後の記事は、天皇に準じることから日本武尊の妃や子供たちの詳細な系譜記事が続き、景行天皇の業績も語られる。日本武尊が佩びていた草薙横刀くさなぎのよちが、この時点で尾張国熱田社おつたのみでしうに預けたままであることを記すのみである。「紀」では、日本武尊の業績も含めて景行天皇が天下を治める正当性を明示し、皇位の継承が正しく行われていることを示すものになっているだけに、「記」七拳脛の登場は意味ありげな印象を受ける。

(5) 応神・仁徳朝における久米

直接久米に関わる記述ではないが後に関係する記事をあげておく。「記」² 応神天皇条に、「この御代に海部・山部・山守部・伊勢部をお定めになった」とある。山と海とで二つになる。「山海の政」に対応し、部の制定は政の制度化を示すものとされる。久米直と深い関係にある、山部の初出記事である。

同じく「記」仁徳天皇条に、山部大槌連という人物が登場する。女鳥王と速総別王を殺害するために天皇によって派遣された将軍である。大槌が女鳥王から奪った宝飾品を、自分の妻に与えたことが皇后の知るところとなり、死刑に処される人物である。氏姓が後述する伊与来目部小槌と似ていることから注目している。山部つながりであることも気にかかる。応神紀に山部がみえることから仁徳紀に具体的な人名としてあらわれることは不思議ではないものの、「紀」では異なる人名があげられ結末も異なる。

「記」では佐伯直阿俄能胡は、自分の領地を献上して死罪を免れる。近江の山君稚守山という関係者が登場するが、「記」にみえる山部大槌連の配下とされる。記紀ともに、死刑を宣告したのは皇后である。皇后の徳の高さと、判断が明晰で誰にもわかりやすいことを強調する記述であるが、直ちに死刑に処したとする「記」の話は、性急過ぎ信じがたい。皇后を中心とする女性だけの集まりでの出来事、あるいは、後宮における事件の場合、皇后の命令が絶対とされたのであろうか。仮にそうであったとしても、「山部」であり「連」である。さらには「将軍」でもある大槌が、女鳥王が身に着けている宝飾品を奪うなど予め指示されているにも関わらず、自分の妻に与えるような軽率なことをするであろうか。しかも相手は王族である。以上の推論の結果、この事件について、より正しく伝えているのは「紀」であって、「記」の記す山部大槌連は架空の人物ではないかと推測する。一方、「紀」に登場する人物の氏姓は、格段に細かく語られているだけでなく、山君稚守山について山部大槌連の配下ではないかとする推察は現代の研究者の見解であって、大槌の名は「紀」には現れない。大槌が実在したとしても、王族暗殺の実行役は佐伯直や久米直が適任ではないかと考える。「記」仁徳天皇条、山部大槌連の話は作作的過ぎるようと思われる。

(6) 雄略朝における久米

「紀」雄略2年7月癸未に「百済の池津媛は、天皇のお召しに背いて、石河橋と密通した。天皇はたいそうお怒りになり、大伴室屋大連に詔して、来目部に、夫婦の手足を木に縛りつけ、棧敷の上に置いて、火で焼き殺させた」と記される。大伴と来目(久米)が久方ぶりに揃って登場するが、大連の配下として殺害を実行するのが来目である。ここは来目部と読むべきかもしれない。「記」には現れない話である。

残忍な処刑方法まで指定された天皇の詔は、大連である大伴室屋を通じて配下の来目部に伝達され、完遂されていることから、このころまでに、来目部は天皇に直属する立場になく、大伴大連を頂点とする組織に完全に組み込まれたものと考えられる。

なお、事件が発生した雄略2年については、朝鮮側の記録によると「百濟新撰」では西暦429年とされるが、同様の記述が「三国史記」に認められることから、西暦428年とみるのが妥当であるとされている。

(7) 伊与来目部小楯の活躍

記紀ともに活躍を記すのが、「記」山部連小楯・「紀」伊与来目部小楯である。

「記」では「山部連小楯が播磨国に監督官として遣わされて行った時、その国の住民で名は志自牟というものが新築祝いをしているところに行き合せた」。一方、「紀」では「白髮天皇(清寧天皇)の2年11月に、播磨国司山部連の先祖、伊与来目部小楯は、赤石郡で自ら新嘗の供物を献じた。ちょうど籬見屯倉首の新築祝いで、夜を徹し昼まで続いている宴に來合せた」と記す。この宴席において小楯は、清寧天皇の後継となる皇子二人を発見する。二人は履中天皇の孫で、雄略天皇に殺された市辺忍齒別王の子供であった(「紀」では市辺押磐皇子)。

「記」清寧紀では、天皇には皇后も皇子もなかったため、天皇の崩御後、「市辺忍齒別王の妹で忍海郎女、またの名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮にお迎えした」と記す。二皇子発見の報を聞き喜んだ叔母飯豊王は二人を角刺宮に上らせる。

一方、「紀」では皇子発見の報を聞いた白髮天皇は、子供がいない自分の跡継ぎにしようとして決心し、宮中で対策を立て、小楯に節刀を持たせ赤石に向かわせ、3年正月に棋津国に到着、4月に億計王を立てて皇太子とした。5年正月に天皇崩御、皇太子億計王は弟弘計王と譲り合い皇位に就かなかつたため、「(天皇の)姉飯豊青皇女が忍海角刺宮で、朝政をお執りになり、自ら忍海飯豊青尊と名乗られた。(中略)冬十一月に、飯豊青尊が崩御された。葛城埴口丘陵に葬りまつた」とある。

以上、「紀」では、二皇子を迎えたのは白髮天皇が在位中とするが、天皇の崩御を受けて皇位を互譲し空位となったため、姉の飯豊青皇女が政治をおこなったという。「紀」では皇女を天皇に準じた扱いとなっている。なお、飯豊天皇という諡号は近江三船によるもので、公式には即位が確認されていないが、最初の女帝と認識していたものと考えられている。

以上、記紀に記された話は細部で異なるものの、允恭天皇から安康・雄略・清寧と続く皇統が絶え、かつて雄略に惨殺された市辺忍齒別王(応神・履中の嫡流)の二皇子へ皇統が戻される経緯を語ることにについては共通している。この後、「記」に久米は登場しない。一方、「紀」には伊予以外の来目臣が舒明即位前紀と天武・持統朝において散見されるものの、伊予の久米との関係はなさそうである。

(8) 来目部と忍海部造

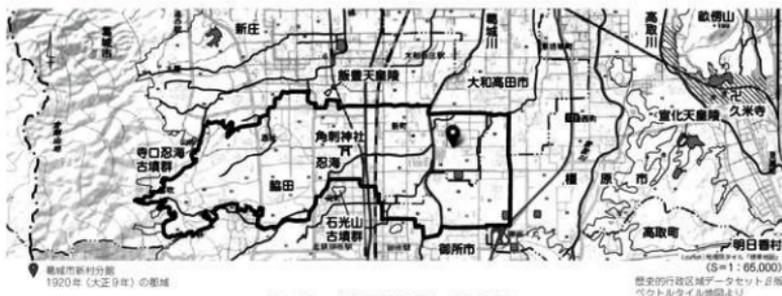
「紀」の巻第十五顕宗天皇即位前紀に、「…(来目部の小楯は)就きて縮見屯倉首に仕へたまふ。縮見屯倉首は、忍海部造細目なり」。また、清寧天皇2年2月条に「赤石郡の縮見屯倉首忍海部造細目が、新室にて…」とある。「記」では、「(播磨国)の住民で名は志自牟というものが新築祝いをしているところ…」と記されている。この、播磨国縮見屯倉の管理を担当している忍海部造、名は細目の新築祝いの宴に行きあわせた人物が、伊予国出身の来目部の小楯である。彼は天皇の命を受けて、新嘗で必要な税を徴収する目的で、勤務地である大和から播磨に出張してきたわけである。小楯は伊予出身であるが、普段は大和国高市郡久米郷(来目邑)を拠点として、天皇の傍に仕えている。なお、来目邑の由来と、この邑に初めて屯倉が置かれた経緯は、先に述べたとおりである。

一方、忍海部造細目は、大和国忍海郡に拠点を置いた有力者の一族で、天皇の直轄領(屯倉)の管理を任されている。なお、忍海部造は、因幡の忍海部らとともに開化天皇が葛城の垂見宿禰の娘、ワシ比売を娶って生んだ御子、建豊波豆羅和氣王の子孫であるという。崇神天皇とは異母弟にあたる王族を先祖にもつ名家である。

来目部と忍海部造の関係に注目するのは、大和における本貫地が近接していることに加えて、令制伊予国久米郡と大和国忍海郡がともに、平野部において東西に細長い郡域の小郡であるからである。

大和国忍海郡は、葛城氏の根拠地である金剛山地東麓から葛城山東麓を経て生駒山地東麓に至る南北に細長い広大な区域を、北と南に分断する形で郡域が設定されている。忍海郡の南は葛上郡、北は葛下郡と呼ばれる。2004年に葛城市となる以前は、北葛城郡新庄町忍海、1956年以前は南葛城郡忍海村、明治30年に葛上郡と忍海郡が合併して南葛城郡、さらに遡ると、『和名抄』に大和国忍海郡(於之乃美)は4郷から成ると記されている。一方、忍海郡の北は、明治30年に広瀬郡と葛下郡が合併して北葛城郡となる。このように、忍海郡は葛城氏の勢力圏を上下(南北)に分割した境界付近に郡域の設定がおこなわれたとみられる。

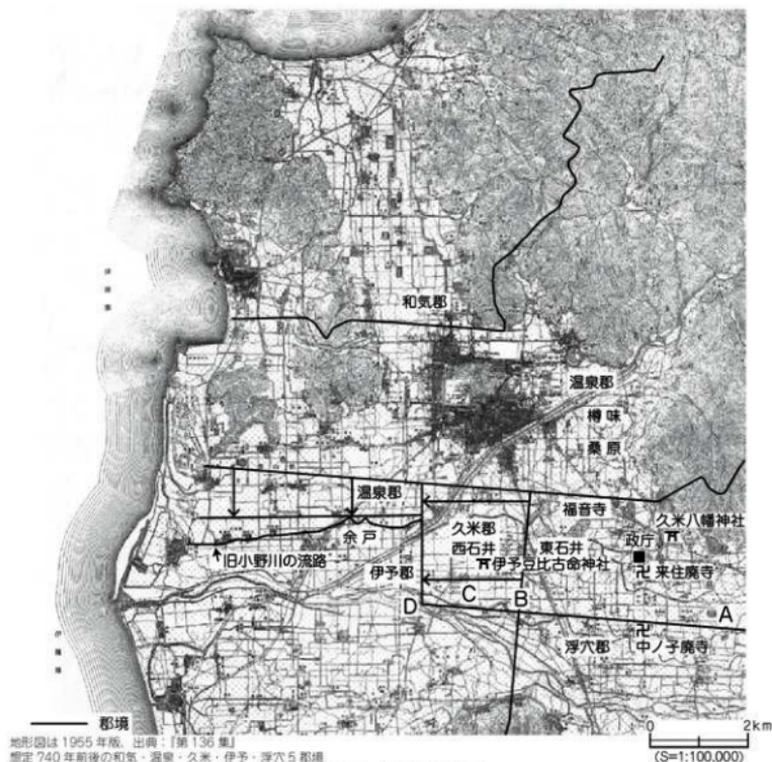
一方、伊予国久米郡は道後平野の東部にあって、北は温泉郡(湯郡)、南は浮穴郡、西は伊予郡に挟まれた東西に細長い郡域に設定されている。歴史地理学の日野高志による研究(『第136集』)によると、平野部における久米郡域の南北幅はおよそ2.5km(22町)で、忍海郡の南北幅11町の2倍の設定ではないかと考えられる。久米評が設定される以前の道後平野は、北部の一部が別評(後の和氣郡)である以外、



第51図 大和国忍海郡と「来目邑」

湯評であったと想定されている。その後、平野西南部を大きく割いて伊予評とし、残りの湯評城の中央部を割いて久米評とした結果、湯評域は北部と南部（平野東南部）に分割された。湯評北部は後に湯郡（温泉郡）、南部は浮穴氏の浮穴郡に移行したのではないかと想定されている。なお、浮穴氏に関しては、元々は久米氏と同族であったとされており、この時期に湯評北部の久米氏から離れ、道後平野東南部を領有することになったのであろう。また、伊予評の北限を東へ延長することによって、久米評を湯評から分離した結果、南北22町の細長い郡域が形成されたと考えられる。なお、久米郡は881年時点で3郷しかない小郡であったことが知られており、この点でも、先に述べた忍海郡の4郷とよく似ている。

続いて大和国久米邑の場所を確認すると、高市郡久米郷（久米邑）は畝傍山南麓の久米寺付近に位置し、現在の檜原市久米町一帯と考えられる（第51図）。久米寺から忍海の中心集落である脇田遺跡まで西に6km・南に1km程しか離れておらず、久米邑の西限とされる高取川（久米川）から5kmに近接している。また、久米寺から忍海郡の東北角までの距離は約3km、高取川から2.4kmで、忍海と久米が隣り合わせといえるほど近接していることがわかる。飯豊天皇埴口丘陵は久米寺の真西約6km、後の郡域の北端



に近接し、現在の忍海集落はここから南へ500mのところに位置する。また、高木角刺宮に比定される角刺神社は、陵から南南東へ約800m、葛上郡との境界から350mほど北の忍海郡域に立地している。

周辺の古墳群との位置関係を確認すると、郡城の東南角から南へ1kmのところに新沢千塚古墳群、また、郡城中央部に南の葛上郡が忍海郡に突き出した格好になっており、ここには石光山古墳群が位置している。脇田遺跡のすぐ東の丘陵部である。さらに、郡城平野部西端の笛吹地区には、寺口忍海古墳群が立地している。これらの古墳は石室など埋葬形態だけでなく、出土遺物も多種多様で、朝鮮半島出身者の墓が含まれるなど国際色豊かである。特に鉄器生産、鍛冶関係の副葬品が多いことで知られている。これらの古墳は、その多くが忍海郡と葛上郡の関係者の墓と考えられており、葛城氏の本拠地が金剛山東麓の御所南郷遺跡であったものが、大王家が紀ノ川北岸への交通路を押さえる過程で徐々に北へ移動することを余儀なくされ、鉄製品を作る工人達が忍海の脇田へ合流したと考えられている。

葛城氏北上の切っ掛けは、雄略天皇による葛城本宗家に対する苛烈を極めた介入にある。雄略の朝廷以降、渡来系氏族をこの場所に集中的に配置し、朝鮮半島からもたらされる最新技術を大王家による完全な統制下に置いたものと考えられる。飯豊天皇埴口丘陵がこの地に築かれた背景には、母の出身が葛城氏とみられる以外に、こうした事情が大いに影響しているものと思われる。

久米邑と忍海郡に関する記述で特に重要視すべき記事あげると、先にも述べたが、「記」清寧紀の、「市忍忍齒別王の妹で忍海郡女、またの名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮にお迎えした」と記し、二皇子発見の報を聞き喜んだ叔母飯豊王は二人を角刺宮に上らせる話と、垂仁5年10月条に見える「天皇が来目に行幸されて、高宮におられた。時に天皇は、皇后の膝を枕にして昼寝をしておられた」と記す二つの物語である。この時、垂仁天皇が葛城氏出身の皇后(沙本毘売命)を伴って行幸した先が来目の高宮である。皇后の膝を枕にして昼寝をしているあたりは、皇后の兄である沙本毘売王(王族)が秘密裏に進めている謀反の企てが明らかになる直前であることを考えると、「来目の高宮」は天皇にとって気が休まる場所であったことが窺える。

この地が天皇家直属の軍事氏族である来目部の大和における拠点であるから、安心して昼寝をしてくれるのである。また、この場所から北西の方向には葛下郡、南西には葛上郡を見渡すことができ、真西には葛城氏の勢力圏を分断する目的で設定される忍海の領域(後の忍海郡)が近接している。

以上、忍海について検討すると、「葛城」に対してうちこまれた「槻」ともいうべき存在であったことがわかる。葛城王家は大王家に皇后を輩出する名門である一方で、その強大な経済力ゆえに、削ぎ落とされるべき勢力であったとみられる。

忍海と鉄器生産との深い関わりを示す記述が風土記に記されている。「肥前国風土記」三根郡漢部郷の条に、来目皇子が出兵の際に「忍海の漢人」を連れて来てこの村に住ませ、兵器を作らせたことに由来する郷名であることが記されている。久米と忍海の結びつきの深さを物語る興味深い話である。

なお忍海部造に関しては、天智朝と天武朝に活躍した記事がみられる。天智7年2月条の立后の際に、妃4人と官人4人が選ばれており、その後、天皇の子を生んだ官人の一人が忍海部造小竜の女である色夫古娘であったと記す。また、天武7年9月条に、忍海部造能麻呂が珍しい稲穂五束を献上したこと、天武10年4月12日条に忍海部造鏡に連姓を賜ったこと、12年9月23日条に忍海部造が山部ほか計38氏とともに連姓を賜ったことが記されている。久米直(山部ではあるが)に関する記載が無いことと比べると、忍海部造の活躍は抜きんでいる。天皇の子供の外戚となる一方で、壬申の乱に際しては、近江方には付かず、皇子達も無事に生き延びている。

(9) 久米評創設と久米郡の展開

道後平野における久米評の設定は、伊予評の領域を決定してはじめてその北限を決めることができることから、久米直宗家の地盤である湯評北部の南辺沿いに、伊予評の成立後に決められた。久米評の南辺は浮穴氏の領域に接する形で設定されたため、平野部における郡城の南北幅が2町しかない小郡としての形態が生み出されたものであろう。宗家の領域である湯評北部の南辺を分割し、傍系久米氏のために創出された領域が、後の久米評・令制久米郡であろうと考える。

久米官衛政庁は、人家の少ない湯評北部南辺の微高地(傍系久米直の拠点)に、聖徳太子の来訪を契機として建設された。その後、来目皇子の行軍に際して、前線基地として受け入れたことが、その後の舒明・斉明の伊予行幸と後の立評に繋がっていくのである。

なお、湯評から傍系久米と浮穴を分離することは、久米直に対する制裁と捉えるのではなく、傍系久米直と浮穴氏に対する論功行賞の結果であったと考える。勢力を分断されたかにみえる湯郡の久米直宗家に対しては、760年ころまでに、伊予郡の北部を湯郡に編入することで手当されたと考えられる。

日野が指摘する小野川北岸(余戸)への出口を得ただけでなく、旧石手川の河口一帯へ続く広大な可耕地を編入できたことの意義は大きかったにちがいない。旧石手川の河口地帯は、おそらく熟田津の一角を占める重要な場所ではあったが、このころまでに砂の流入によって港湾機能が低下し、かつて果たした西瀬戸内の拠点としての地位を失っていたと思われる。したがって、このときの郡境の変更は、湯郡が失った財政基盤を強化する目的が主であったと考える。これによって、湯郡は平野部の西半部に、南北約33町幅の郡城を確保することができた。

また、この時、伊予郡東北部を久米郡に編入することで、近世まで続く道後平野の五郡境が確定するのである。これによって久米郡は、伊予豆比古命神社(通称、椿さん・女神)とその周辺の重要な土地(石井郷)を取り込むことに成功した(第52図)。前掲日野論考(「第136集」)によると、田部の活躍が想定されている。なお、この神社は久米郡内で唯一の「式内社」である。古来、来住地区に住む人々が、この神社の氏子を務める習わしで、秋祭りで神輿を久米八幡神社に程近い御旅所に一時ほど留め置く「神輿渡御」は、男女の神を年に一回逢わせるために、このような形態の祭になったと言いつづらられている。

以上、記紀における久米(来目)に関する記述を中心に確認した。6世紀末葉から7世紀初めに、この地に政庁が出現する理由を、聖徳太子の伊予湯湯来訪伝説と征新羅大將軍来目皇子の遠征に求めたのであるが、歴代の大王・天皇に忠実に仕え決して裏切ることのない彼らの姿を見出すことができた。

その後、政庁を分断する位置に地割が施行され、遺跡群東南部に回廊状遺構が建設された理由についても、二人の天皇の行幸及び当時の東アジア情勢が大いに関係していると考えられる。また、回廊状遺構を久米官衛政庁の系譜上で理解することが可能と考えることから、次節にて引き続き検討する。

第5節 回廊状遺構は国家的祭礼の場

(1) 弓の名手として語られる久米

記紀における久米(米目)は、弓の名手として描かれる。天皇正宮あるいは天皇の身邊警護を任務とする彼らの記述には、大刀や弓に関する記事が多く含まれている。「記」*²天孫降臨の場面では、天忍日命と天津久米命の二人は、「堅固なユキを背負い、頭椎の大刀を腰に下げ、天のはじ弓を手に持ち、天の真鹿見矢をたばさんで、(後略)天孫を先導する様子が描かれる。武器の名称は異なるものの、「紀」*³における記述もほぼ似たような内容である。

「記」神武即位前紀には、「(前略)大刀の柄を握り、矛をしごき、矢をつがえて、(後略)また、「(前略)勢い盛んな久米部の者たちの頭槌・石槌を持って、敵を撃たずにはおくものか。(後略)」といった描写があり、「紀」にも同様の記述がある。

このほか、伊予や大和の久米氏とは別の畿内一円の臣姓久米氏が、壬申の乱(「紀」*⁵天武天皇元年7月条)の際に武人として登場する。敵の將軍を射殺しよう命じられるものの失敗しているが、久米は弓に長けた勇者であるとする評価が広く浸透していたことは間違いない。

(2) 射礼記事と「習射所」建造の詔

「紀」*⁴清寧4年9月1日、崩御の直前に「弓殿」にて射礼をおこなったとする記述がある。

「詔して百官と海外の使者に弓を射させられた。各々に応じた賜物があった」と記す内容は、天武持統朝の射礼の様子を反映したもので、「隋書」高祖紀などによる潤色記事と評価されている*⁴。射礼が定着する天武4年*⁵以降、開催期日は正月17日前後に固定されるが、この場合は9月1日であることから、5年正月16日とされる天皇の崩御より前に記事が挿入されたものであろう。

宮中行事として射礼(大射の礼)がはじめて登場するのは天武天皇4年正月条*⁵で、これを含めて計12回の射礼記事(紀)が認められる。これとは別に「射」と呼ばれる儀式があり、孝徳3年(大化3年・647年)3月15日条と天智9年(670年)1月7日条、持統3年(689年)8月23日条に射記事がみえる。

大射の礼及び射に関連して、「紀」*⁵持統3年(689年)7月15日条に、「左右京職と諸国司に詔して、習射所を築かしむ」とする記事があり注目している。また、同年8月23日条に「射を觀す」とあるのは、完成した習射所にて成果を觀たものと理解されている。左右京職と国司については、潤色との見方が強いが、この詔が国司に対して発出されたものである点に注意したい。

(3) 天武持統朝の射礼記事

天武持統朝における「大射の礼」に関連する「紀」*⁵の記事は以下の通りである。

天武10年までの大射の礼は概ね定例行事となっているが、2年続きで記載が無い(11年・12年)ことに加えて13年は6日繰り下げて開催され、場所が「東の庭」に変更されている。これは、天皇の日常生活の場に近接する「内安殿」に天皇が出御して儀式をおこなったことを示すもので、天皇の体調がすぐれな

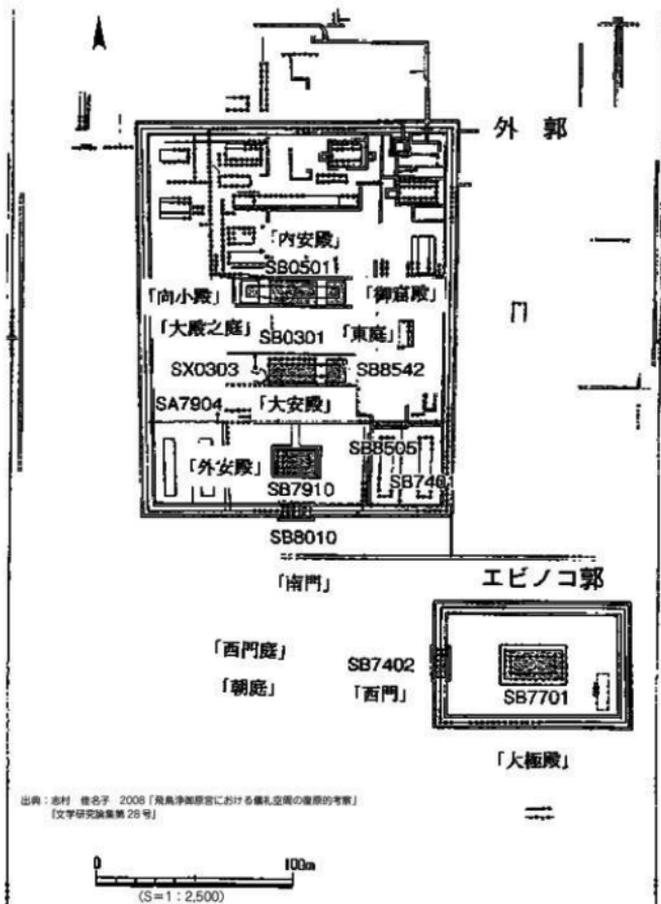
かったことを示しているのかもしれない(志村氏論考^{*10}より)。また、13年は、10月14日に南海大地震が発生していることから、翌14年の正月行事は規模を縮小したもののか、あるいは、端午の騎射に替えて実施していること、さらに同日、飛鳥寺へ行幸していることから、延期していた大射の礼を出発前におこなったものとみられる。寒い時期を避けて行事をまとめたのであろうか。いずれにしても、この日の天皇の体調はかなり良かったのであろう。崩御に至る発病が記されるのは、飛鳥寺行幸直後の14年5月24日、崩御は同年、赤鳥元年(天武14年)9月9日である。

開催場所については、志村佳名子氏による論考^{*10}を参照した。天皇の出御が前提の宮中行事であるから、記載がなくても天皇は開催場所近くの格式の高い建物に出御しているようである。

持統天皇による初めての大射の礼は、5年11月1日の大嘗祭から2年後、藤原遷都を控えた8年正月17日に五位以上、翌日に六位以下のものがおこない、18日は4日間かかって終了したことが記されている。官人の全員参加が原則とされたことに加えて、射手の技能の低下を反映している可能性が指摘されている。壬申の乱の後、官人の戦闘能力の低下に懸念を抱き、技能の向上を目指して、即位前に習射所を建造させるに至ったのであろう。設置から4年が経過しているものの、少なくとも中央官人の技能の向上には繋がらなかったものとみられる。翌9年の大射の礼についても4日かかっている。

なお、孝徳と天智の射は、ともに即位の2年後に行われている。これは、天皇の代替わりから2年間は先帝の葬儀や自らの即位に関する様々な儀礼(例えば、大嘗祭)が優先して行われるためと考えられる。大海人皇子の場合は、壬申の乱の平定後、天武元年9月に帰京するが即位は翌2年2月27日である。この場合も即位の2年後にあたっている。時代は下るが、李氏朝鮮では権力基盤が脆弱な国王は「大射礼」を執り行うことができなかったとされる。これを参考にすると、孝徳と天智の射は大射礼の考え方に近く、天武4年と持統8年についても、即位後初めて行われた大射礼としての評価が可能と考える。

年月日	開催場所	参加者	備考
孝徳3年3月15日	朝廷	(記載無し)	(射)難波宮
天智9年1月7日	宮門内	士大夫ら	(射)大津宮
天武4年1月17日	西門の庭	公卿大夫及び初位以上の百官	「エビノコ郭」西門前
5年1月16日	西門の庭	(記載無し)	賞禄・賜禄あり
6年1月17日	南門	(記載無し)	「外安殿」南門前
7年1月17日	南門	(記載無し)	12月、筑紫で大地震
8年1月18日	西門	(記載無し)	「エビノコ郭」西門前
9年1月17日	南門	親王以下小建まで	「外安殿」南門前
10年1月17日	朝廷	親王以下小建以上	西門の庭に同じ
13年1月23日	東の庭	天皇・群卿・弓の巧者・道化・左右舍人	「内安殿」南東の庭
14年5月5日	南門	(記載無し・後の端午の節会、騎射)	同日、飛鳥寺行幸
持統3年8月23日	「習射所」	天皇(即位前)	天皇、射を実見
8年1月17日	(記載無し)	五位以上・漢人による踏歌	飛鳥における最後の射礼
1月18日	(記載無し)	六位以下	4日間・射遣し
9年1月17日	新宮	(記載無し)	4日間・藤原宮
10年1月18日	南門	公卿・百官	藤原宮大極殿南門前か



第53図 飛鳥浄御原宮

この儀式が臣下全員参加の宮中行事として整ったのは、持統8年の大射の礼とみられるが、この時点でいきなり射遣しの状態が発生している。持統天皇は即位前にこうなることを避けるべく、詔を發出、開催時期を即位の4年後に遅らせてみたものの、期待した成果は現れていない。天武朝で毎年の恒例行事として定着したかにみえる大射の礼であるが、臣下全員参加の原則にこだわった様子はない。内裏の内向きの空間に場所を変更、あるいは期日を遅らせたり、群卿以下の参加者が「弓の巧者、道化、左右舍人」に限定されるなど、天皇の負担にならないよう一日で儀式を終えようとした様子がうかがえる(13年)。2年続けて記録がないのは、天皇の体調がすぐれなかったことが原因ではないか。

(4) 射礼会場としての回廊状遺構

久米官衙遺跡群を代表する施設に回廊状遺構と呼ばれている方一町規模の施設がある。遺跡群Ⅱ期の地割に対応し、区画溝南部は浅く痕跡的であるのに対して、北半は幅広で深く濠と呼ぶべき規模の溝によって囲まれている。二重の一本柱列と区画溝との間の距離は一定ではなく、また、2条平行の柱列の幅も場所によって異なっている。したがって、回廊状遺構は正方形ではなく、逆台形に近い歪んだ形状をしている。「南回廊」の中央付近には「門」が置かれ、施設の北辺沿いに梁行3間の大型建物の西端が確認されており、正殿と考えられている。正殿と門の間には、L字形の一本柱列が検出されており、回廊状遺構の「内郭」に相当する一本柱列と想定してきたが、北辺と東辺の柱列は検出されていないことから謎のひとつとされてきた（『111集』・『114集』ほか）。

久米官衙遺跡群Ⅱ期を代表する施設である回廊状遺構は、儒教の教義に基づく古代中国の礼制建築（第56図）に起源を遡る施設なのではないかと想定している。具体的には、後漢第二代皇帝である明帝（在位 AD57～75年）の記録に登場する辟雍と呼ばれる施設である。永平2年（西暦58年）3月に明帝が初めて辟雍にて大射礼を行ったこと、また、後日、養老礼をおこなったこと、皇帝自らが孔子の教えを説いたことが記されている（『後漢書』巻2「顕宗孝明帝紀」）。

以下、回廊状遺構が辟雍であった可能性を検討する。

回廊と呼んではいるが、場所によってその幅と全長規模は異なっている。「東回廊」の幅は1.76m、全長は97.8mで、ほかの三辺と比べて狭く長さも短い（『第111集』）。外側は板塀で、敷地内側へ傾斜する片流れの屋根が想定されている。内部のSX-1は板塀沿いに土塁を構築するために掘り込まれた土坑で、これの南部に覆屋として設けられたのが掘立-1ではないかと考える（第54図）。

東回廊内側柱列からL字形に配置された一本柱列の西辺までの距離は65～66mである。現代の弓道の遠的競技における射手からのまでの距離は4種類あるが、このうち60mと70mに近似している。L字形に配置された一本柱列は、矢が的から大きく離れた場合に備える板塀と考えられ、風除けの役割も果たしたと想像する。関門海峡から伊予灘に吹き寄せる真冬の季節風（西北西）を避けるための施設であろう。なお、L字形板塀の西南角の位置は、正殿南面の木築基壇端から南へ36歩、東回廊の内側柱列から西へ36歩の位置に決められた。

土採穴（SX-1）東端と覆屋（掘立-1）の東端は、施設全体の南北正中線に対応する位置に設定されていることから、施設の全体構想と密接な関係にあると評価している。ここから搬出された土砂によって、板塀沿いに土塁が構築され、その東斜面にやや上向きで的が設置されたのであろう。的の傍に配置された判定員の交代要員は、覆屋と地面の隙間から射礼の進行状況を確認しつつ、的の入れ替えや矢の回収にあたってと推測する。大勢が参加するため、的や土塁に刺さった矢を回収する必要があるのではなかろうか。参加者の中には、自分の弓矢にこだわる人もいたであろうから、頻繁に矢を届ける必要があったに違いない。

従来から、回廊状遺構の西北角付近において外側柱列が建て替えられていることから、西暦639年の舒明天皇夫妻による伊予温湯宮滞在の直前までに建設され、その後、661年の斉明天皇一行による伊予熱田津石湯行宮の一部として再利用するために修繕工事がおこなわれた可能性を指摘してきた。

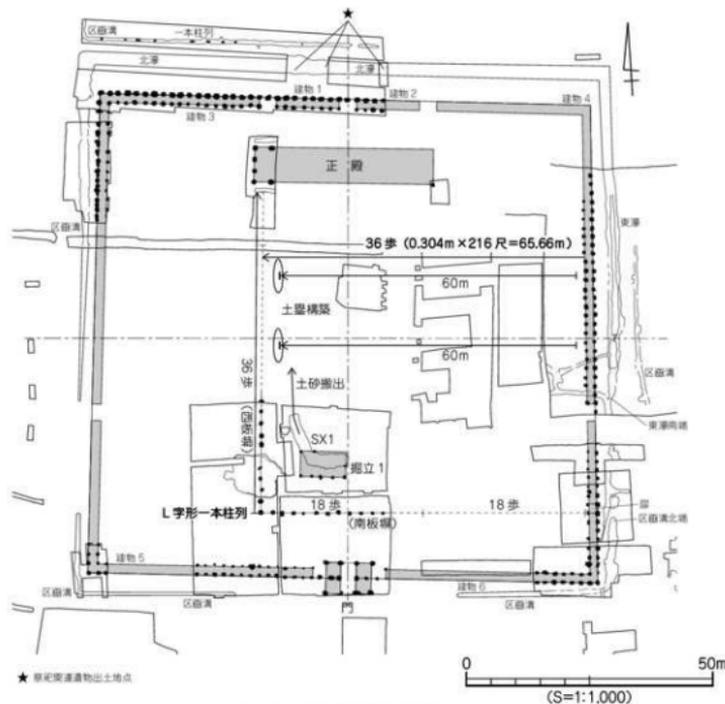
ただし、この施設がいかなる目的で建てられたものなのか長年謎であったが、射、すなわち後の大射の礼（射礼）のための礼制建築と考えると、以下述べる通り、様々な疑問が氷解する。

(5) 年中行事としての「大射の礼」

令制下、奈良・平安時代に宮中でおこなわれた様々な年中行事（節会）のひとつに大射の礼がある。大射の礼は正月17日ころに宮中でおこなわれた弓の競技会で、天皇臨席のもとでおこなわれた。平安時代には、出場者は開催二日前の十五日に兵部省の担当者による「兵部手結」と呼ばれる編成作業で30人ほどが選抜され、調習によって20人程度に絞られたが、本来は臣下全員の参加を前提とする儀式であった。時を経るごとに射手の技能の低下もあって日没までに終えることができず、翌日以降に持ち越しとなる「射遣し」が多発するなどしたため、次第に行われなくなったようである。

開催場所について特に決まりはなく、宮殿の南門前など広い空間があって、天皇が出御できる格式の高い建物に近い場所でおこなわれた。なお、射手からの距離は36歩とされた。「6尺=1歩」の考え方で216尺（高麗法180尺）、当時の尺長を適用すると、およそ64mである。

先にも述べた通り、回廊状遺構の東回廊内柵柱列から前述のL字形板場までの距離は、北部で約65.2m、南部で約66.0mを測る。回廊状遺構の場合、実際の射距離は長く見積もっても63～64m程度であろうか（第54図）。



第54図 回廊状遺構の想定復元

(6) 行宮にて射礼を開催

舒明天皇が宝皇后（後に、皇極天皇→重祚して斉明天皇）を伴って伊予温湯宮に到着したのは、舒明11年（西暦639年）12月14日である。伊予で越年し、翌年4月16日に既坂宮に遷る。伊予滞在は4か月近くに及んでおり、様々な宮中行事を行宮にて執り行った可能性が考えられる。

一方、斉明天皇が新羅征討のため難波宮を出発したのは、斉明7年（661年）正月6日のことであった。8日に大泊海（備前市から瀬戸内市沿岸）、その後、高梁川河口付近を經由して伊予熱田津到着は14日で、滞在期間はおよそ2か月弱に及ぶ。注目しているのは、天皇が正月17日時点で石湯行宮に滞在していることである。行宮で射礼（後の大射の礼）を開催することは十分に可能であったと考える。旧暦の1月17日は、現在の暦で2月25日ころにあたる。二十四節気では同月19日の雨水から一週間ほど先であるから、一年で最も寒さが厳しい時期は過ぎて春めいてくる時期である。関門海峡から伊予灘に吹き寄せる冬の季節風も多少穏やかになるころである。

この時の斉明天皇の行幸には、大海人皇子をはじめ多くの皇族や大臣たちが同行している。また、各地から兵士が徴発され、朝鮮半島に渡る軍の編成作業も進められたと考えられる。中央の武官や軍に各地の兵士が加わる形で陣容が整えられたのであろう。軍船の調達も急がれたに違いない。

このように、これからいよいよ九州へ渡ろうとする天皇軍にとって、戦意高揚をはかる目的で必要とされた国家的祭礼とも言うべき行事は、射礼をにおいてほかに替わるものはなかったと考える。大唐帝国と新羅を相手に戦争を仕掛けようとしているときに、中国発祥の礼制に基づく祭礼を執り行うことができるのは、大唐皇帝以外には天皇ただ一人なのである。五胡出身の大唐皇帝は、中国全土の平定からあまり時間を経過していないこの時期、中華世界を東ねるために礼制を正しく理解し執行する必要に迫られており、日本からもたらされるこうした情報に神経を尖らせていたと考える。

我が国は礼制を正しく理解しており、天皇は中国の皇帝と同様に、こうした祭礼を執り行うことができることを、東アジア世界に広く宣伝することが重要であったと考える。この時の射礼は、後に宮中節会に組み込まれる通常の射礼ではなく、文字通り「大射礼」と呼ぶに相応しい国家的祭礼であったと評価したい。

(7) 射礼がおこなわれた証拠の遺物

「111集」にて久米官衙の概略を報告した際に、久米高畑遺跡37次調査で出土した特徴的な遺物群を、巻末の「図版42」にまとめて掲載している。本書においても、第IV章第2節にて遺跡群出土の代表的な須恵器として、第50図に須恵器2点を加えている。この2点の須恵器と石器1点（写真3）が、遺跡群Ⅱ-A期の掘立柱建物の柱抜き取り穴から出土している。この建物は、地割設定後に東西道路北側の区画地南辺に建てられた。これまで官衙遺跡群の「雑舎城」と考えてきた区域である。

問題となるのが、須恵器2点とともに出土した石器（「111集」図259 No.195）の評価である。弥生時代後期ころの武器形青銅器（銅戈）を模倣した石器の基部で、刃部に挟りが認められることから、矢柄研磨器として転用された可能性を想定している。須恵器2点は口径が一致するため、焼き垂みの激しい坏身（No.193）は碗（No.194）に対する蓋と考えられる。何らかの思い入れのある石器を須恵器2点の中に入れて、建物廃絶時に柱の抜き取り穴に埋納したとみられる。実際の出土状況は、蓋であ

る坏身が上方に遊離した状態であった。石器は碗の割れ口から半分はみ出した状態で、碗は坏身と同様に4割ほどが欠失していた。埋納後の攪乱によってこのような出土状況になったものと考えている。

同様の石器は、回廊状遺構に程近い久米高畑遺跡 49 次調査の際にも 1 点出土している（『149 集』第 122 図 № 183）。弥生時代中期中頃以降の溝（S D 024）の検出面から出土したことから、官衛の時代のものと断定できる状況にはなかったが、回廊状遺構西北角に近接する場所であるため、前述の石器と同様の評価が可能と考える。

以上、2 点の石器は、ここで射札がおこなわれた証拠の品と評価したい。射礼会場である回廊状遺構近くから出土しただけでなく、遺跡群Ⅱ-A 期に建設された官衛関連建物の廃絶時に埋納されていることから、舒明天皇の射札に深く関わった地元久米直の一員が、自分の勤務先の建物を建て替えるに際して、記念に埋めたものであろう。彼は久米官衛で警備を担当する武官で、地元久米代表の一人として射札に参加したのではあるまいか。遠的競技に最適な細く軽い矢柄にするために、この石器を用いて削り込んだのであろう。あるいは、優勝者はこの石器の所有者であったのではなかろうか。

なお、官衛群東北部に位置するこの建物は、後漢雒陽城や三国魏洛陽城（第 56 図）における役所の配置を参考にとすると「武庫・太倉」が立地する場所にあたることから、役所の警備や長官の警護、武器庫の管理を担当する部署の建物ではないかと考える。



写真 3 矢柄研磨器と埋納須恵器（久米高畑 37 次、1997 年・『第 111 集』図版 42）

(8) 福原長者原遺跡の回廊状遺構について

福岡県行橋市に所在する福原長者原遺跡^{ふくはらちやうじせき}（以下、長者原と記す。）は、7世紀末葉から8世紀にかけて展開した官衙遺跡である。この遺跡の回廊状遺構はⅡ期に所属し、造営尺の検討から大宝令以降、平城遷都以前の約10年間に藤原宮をモデルとして建設されたと考えられている。大宰府政庁Ⅱ期が成立する平城遷都後の710年代後半以前に、豊前国に大宰府政庁をしのぐ規模の官衙が出現していたと想定されている。造営尺については、建物建設に0.295 m前後の小尺、地割に0.354 m前後の大尺が使われており、400大尺を一町とする藤原宮条坊制に似た土地利用と評価されている。

久米官衙の回廊状遺構と比べると、年代や全体規模、内部の建物のあり方など異なる要素が多く認められる一方で、「南回廊」と「門」については、非常によく似た配置がされている。門の形状がよく似ていること、南回廊の方向が施設の南北中軸線に比べて北で東へ振ること、通常の内廊と異なり幅が細く一定でないこと、さらに、南辺の区画溝が浅く痕跡的で門の手前で途切れること、門と回廊の内側柱列が建て替えられていることなど、久米官衙の回廊状遺構南辺のあり方と酷似している。

この遺跡から南東へ約2 kmのところ、令制豊前国府と考えられる遺跡が確認されており、7世紀第3四半期の集落以降、5期に渡る変遷が想定されている。国府と長者原の回廊状遺構は、時間的に同時併存したことも考えられている。また、回廊状遺構によるⅡ期の施設以前に、外側を幅広の濠で囲うⅠ期の施設が存在することに加えて、Ⅲ期へと変遷する状況から、この施設は、やはり国衙政庁とは別のものと評価されるべきであろう。

長者原の回廊状遺構は、豊前国の「習射所」にあたる施設なのではあるまいか。「紀」持統3年（689年）7月15日条にある詔で国司に建造を命じている施設である。方一町規模のⅠ期の習射所の濠を埋め立てて、浅く幅の狭い痕跡的な区画溝で回廊状遺構を囲ったⅡ-A期の習射所^{シヨウセツジョ}が造られたのは、Ⅰ期廃絶後、694年ころまでと考える。後年、この施設全体を400大尺規模の濠で閉鎖してⅡ-B期の習射所としたのは、8世紀に入ってからのことかもしれない。Ⅰ期東脇殿の西に少なくとも64 m、あるいはⅡ期の東西脇殿間には76 m程度の距離（43歩・0.295 m × 258尺）が確保されており、これは後の時代に36歩（63.7 m・0.295 m × 216尺）に規定される射礼の際の射手からのまでの距離を十分に満たしている。長者原の回廊状遺構は、「豊前国習射所」として689年（持統3年）7月15日以降に建設され、大尺の使用が停止される713年（和銅6年）までにⅡ期の濠の掘削が完了したと推測される。694年（持統8年）に完成する藤原宮の外郭施設と空地のあり方を見聞したことがある人物によって、Ⅱ期習射所の最終形態が整えられたのであろう。

(9) 出土遺物の比較

福原長者原遺跡の出土遺物に着目すると、久米官衙の回廊状遺構と同様、銅製品の鋳造で使用する取瓶や金属滓、ふいご羽口が遺跡の東南部一帯で出土しており、鉄関係の遺物も含まれている。報告書[★]では、政庁に関わる金物類が製作されていたと推測されている。銅製品は1点も出土していないが、片刃の鉄鏃の破片と茎の破片が各1点出土しており、古代の官衙に伴う可能性があるとのことである。

久米官衙の場合、銅関連遺物がまとまって出土したのは、回廊状遺構の北濠廃絶時の遺物群であることから、來住庵寺造営（Ⅲ-A期冒頭）に伴う金物類の製作を想定している。鉄製品の製作は、回



第55図 行橋市福原長者原遺跡回廊状遺構

廊状遺構東北角から東へ200 mほどのところにある低地に近接する緩斜面（附図2）でおこなわれており、小鍛冶炉が計7基検出されている（『176集』）。炉の操業期間は遺跡群Ⅱ期に最盛期を迎えたことは確実で、Ⅰ期に遡及する可能性もある。なお、久米官衙の回廊状遺構から鉄器は出土していない。

久米官衙の回廊状遺構では円面硯が1個体出土している（第50図）。一方、長者原では正殿に近い場所から團足円面硯が2個体と須恵器蓋坏の転用硯が4点出土しており、古代の官人による活動がより活発であったようだが、継続期間を考えると数量としては少ない。両遺跡とも施設の規模は大きくとも、そこで行われた役人の業務内容は、文字を書く作業の割合がかなり低かったと推測するが、少数ながら立派な円面硯を伴うことから、非常に象徴的な行為に使用されたものであろう。射礼の記録係が使用したものであろうか。また、硯を除くと官衙に特有の遺物が一切認められないことも両遺跡の共通点である。習射所から出土する遺物の特徴をよく示す現象といえるのではなかろうか。

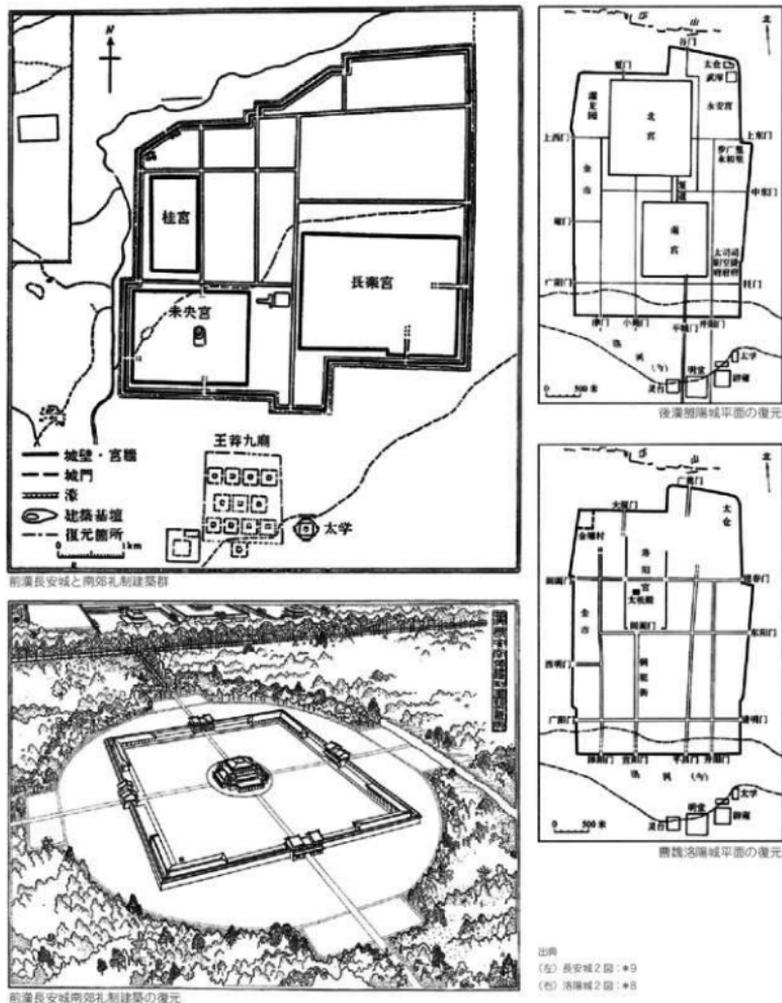
瓦に関しても両遺跡の状況は類似している。長者原の瓦はⅢ期の正殿に伴う可能性が指摘されており、凸面に三角格子目印きを残す特徴的な平瓦が含まれる。建物1棟の屋根を葺くには足りない量で、軒先や棟など一部に葺かれていたと想定される状況も、久米官衙の単弁十葉蓮華紋軒丸瓦・重弧紋軒平瓦の評価と共通である。なお、瓦が出土する以上、寺院あるいは初期の仏堂といった仏教に関連する施設を想定すべきとの意見もあるが、前漢以降の中国の礼制建築は例外なく瓦葺きであることから、瓦の存在が必ずしも仏教施設にのみ結びつく必要はないと考える。同様に、回廊状遺構が何らかの仏教施設（小規模な持仏堂など）を含む可能性を否定するものでもない。

（10）中国礼制建築の辟雍との比較

前述の長者原の回廊状遺構は四方を濠で囲われているが、久米官衙の回廊状遺構の区画溝（濠）は、南部では浅い目印程度の溝で、門の正面で途切れていることが判明している。ただし、長者原の南濠中央付近は調査されていないため、各時期の濠がこの場所でのような形状であったのか厳密には不明であるが、久米官衙の回廊状遺構と同様に、南濠中央部が開く復元が許されるならば、以下述べる古代中国三国魏以降の「辟雍」と呼ばれる建築遺構の特徴とよく似ることから注目している。射礼の歴史を調べる過程で、後漢以降の辟雍が大射礼の会場として使用されることを知り、回廊状遺構との関係に着目する切っ掛けとなった建築遺構である。

後漢から三国魏の辟雍は、「（前略）これは教化を行う場所で、天子が朝臣を引き連れ、ここで大射礼と養老礼を行い、また孔子を祀[※]った場所とされており、いわゆる古代礼制建築のひとつに数えられる。都城南郊の東寄りに、靈台、明堂、太学などとともに配置されている。後漢の施設を引き継いだと考えられる魏洛陽城南郊の場合、辟雍は太学の南西に位置し、城内から南郊に延びる通りの東に辟雍、通りを挟んで向かい側（西）に五帝と先帝を祀る明堂が配置される。一番西に設けられた靈台は、気象や天文観測をおこなう施設であった。辟雍の真北から北東に隣接して、国の教育機関である太学が展開し、その南（辟雍の東ないし北東）から熹平石径[※]の残片が出土していることから、石経碑が建てられていたことが判明している。なお、前漢長安城南郊の礼制建築群[※]においては、辟雍そのものは、太学を構成する一施設として認識されていた可能性がある（第56図）。太学は武帝の元朔5年（BC 124年）に皇帝の学宮として創建された。辟雍はその主要施設のひとつとみられる。

なお、久米官衙の回廊状遺構は、Ⅰ期政庁跡地の東から南へ伸びる南北道路の東に建設されており、



第 56 図 長安城と洛陽城の南郊礼制建築群

その北辺には幅 3m 程の東西道路を挟んで、回廊北方官衙と呼んでいる別の官衙施設が隣接する（[149 集]）。回廊状遺構が久米官衙の辟雍と仮定すると、回廊北方官衙は中国の礼制建築群の配置から、「太学」にあたる施設であった可能性を指摘することができる。回廊状遺構を含む久米官衙の東南部計四町域は、令前伊予国の学問所（久米官衙の学問所）であったのではないか。

(11) 今後の展望

今後、四方を板扉（あるいは回廊、長舎、短舎、櫓など）、その外周を濠や溝で囲われた役所施設については、持統3年（689年）7月15日発出の「習射所築造の詔」を反映した施設と評価できると考えている。特に、規模が方一町前後に達する施設の場合、詔が命じた各国の習射所であろう。

例えば、⑮因幡国八上郡衛に比定される万代寺遺跡Ⅰ期政庁の場合、外周を方330尺規模の区画溝で囲われており、因幡国習射所である可能性が高い。出現時期が7世紀第4四半期ころと想定されていることも、習射所であることと整合する。また、令制伯耆国久米郡に置かれた国庁と国分二寺に程近い不入岡遺跡Ⅰ期のうち、北西と西をL字状の濠で囲われた長舎囲いによる施設は、伯耆国習射所ではなかろうか。東西脇殿間の空間幅が30m弱と狭いことから、規模だけみると郡庁相当であるが、濠が南面を閉塞しないことから、習射所としての要件は満たしている。国体の近的競技（射距離28m）であれば実施可能である。

郡庁の事例に着目すると、⑳美作国久米郡衛（宮尾遺跡Ⅰ期）の場合、三方が濠あるいは溝によって囲われているが、南面は開口するらしい。正殿と東西の脇殿は一本柱列によって連結されている。この官衛も7世紀第4四半期ころの出現とされる。このほか、奈良時代以降の郡庁を例にとると、㉑豊前国上毛郡衛（大ノ瀬下大坪遺跡）の場合、正殿と南門を結ぶ軸線が敷地中央より西へ寄ることから、射礼を前提とした建物配置にみえなくもない。西脇殿は伴わず、東脇殿背後の外郭東辺には外へ張り出した形で門が設けられている。正殿は格式の高い四面廂であるが、その南辺には幅の狭い廂、東辺には幅広の廂が付加されており、施設の東部を重視した様子が見てとれる。㉒陸奥国玉造郡衛（名生館官衛遺跡城内地区）の場合は、正殿が西に寄る配置であるが、西脇殿のみ確認されている。正殿の東に配置された小形建物の存在が、㉓近江国栗太郡衛（岡遺跡）によく似ており、郡衛政庁の敷地内でも、射礼（近的競技、28m）を実施可能な空間構成であると評価したい。

東国の事例に着目すると、㉔相模国鎌倉郡衛（今小路西遺跡Ⅱ期郡庁）の場合、西国とは逆に西側重視の建物配置になっており、射礼で矢を射る方向が異なった可能性を想定している。関東地方には、このほかにも、西脇殿が優先して設けられた事例があることから、朝廷がある西に向かって矢を射る行為を避けた可能性を想定する。また、㉕上総国武射郡衛（嶋戸東遺跡Ⅰ期）では、幅の狭い長舎・短舎が近接して連続しており、㉖ほか回廊で囲われた施設によく似ている。

上野国新田郡衛（天良七堂遺跡）の政庁は、規模の大きさと敷地中央に存在する基壇建物の存在が目を引き極めて特殊な官衛施設である。基壇下には掘立柱建物1棟の存在が判明していることから、複数次に渡る変遷が想定される外郭施設のいずれかの段階で、この建物が併存した可能性が高い。久米官衛Ⅰ期政庁とは逆に、四辺の長舎を一本柱塼で連結した形態から、建物間を閉塞しない形態に建て替わることが想定されている。

天良七堂遺跡の政庁はこれまでのところ、第56図で紹介した前漢長安城南郊の辟雍（太学）に最も近い形態の施設である。外郭施設を囲う溝は伴わないが、規模は㉗万代寺Ⅰ期、久米官衛Ⅱ期とほぼ共通することから、後の上野国新田郡に置かれた上野国習射所と考えておきたい。辟雍と習射所、令制下国庁との関係を考えるうえで極めて重要な事例であると評価している。

ここで紹介した一町四方規模の辟雍ないし習射所の4例について共通することとして、令制下の国府、国衛政庁が置かれる場所とは異なる場所に設けられていることがあげられる。令制国の統治機関

としての国庁の所在地が確定し、施設の形態が確立する以前のこの時期は、各国を代表する最有力の国造の根拠地に習射所が置かれたのであろうか。その場合、天武朝で選任されたいわゆる「新国造」が詔を受けて習射所の建設にあたった可能性が高いのではなかろうか。例えば、前述の因幡国の場合、国府は最大規模の八上郡ではなく東に置かれ、山陰道は日本海に沿う位置に整備される。支線である因幡道が、国府近くから内陸の八上郡や気多郡の内陸部に向かって伸びるのは、習射所がこの地に置かれていた名残であろう。令制因幡国の国府は、習射所が設置された当時とは全く異なる政治的関係によって、立地場所が決められたと考えられる。豊前国習射所の場合も、後に豊前国府が南隣りの京都郡に設置される以前に、瀬戸内海航路の西の拠点ともいべき重要な港、草野津に隣接した場所が選定された。有明海沿岸地域に抜けることができる、東九州の玄関口として朝廷が重要視したであろうこの場所を拠点とする一族が、豊前国の新国造に選任され、大宰府成立以前のこの時期に建設した施設であろう。なお、これまでに上野国府は確認されていないが、天良七堂遺跡の近傍に置かれたものでないことは確かである。

以上のように、多くの地方官衛で政庁の出現時期が7世紀第4四半期ころ*1と想定されており、持統3年(689年)7月の「習射所築造の詔」発出が契機となった可能性が高いと考えた。前述4例中、久米官衛Ⅱ期を除く3例は、結果的に初期国庁を兼ねた施設として8世紀前半にかけて継続したものであろう。したがって、同年完成の飛鳥浄御原令に各国の統治機構の詳細は盛り込まれていなかったこと、さらに同年初出の伊予総領についても同様の評価ができることを示すものといえよう。この時期の郡庁(評庁)の形態が多様であることも、こうした時代背景から生じたものであろう。

地方官衛政庁の起源のひとつに、古代中国の礼制建築「辟雍」が含まれることを指摘したが、今後は「明堂」(㊸)や「臺台」、あるいは礼制建築と並んで古くから中国に存在する「宗廟」と「社稷」が、宮殿や中央官庁、地方官衛に及ぼした影響を読み取ることができるか、といった視点から、官衛の出現と展開の過程を読み解いていきたいと考えている。

*久米官衛の回廊状遺構について、最初に中国の礼制建築に起源を求め得る施設ではないかと指摘されたのは、阿部義平氏である(関連資料1)。記して感謝申し上げる。「習射所築造の詔」にはじめて言及したのは関連資料2である。

関連資料

- 1 阿部義平 2000 「史跡来住庵寺跡及び久米官衛遺構群についての遺構評価について」『史跡来住庵寺跡を含む久米官衛遺跡群の評価について(中間報告)』史跡来住庵寺跡調査検討委員会・松山市
- 2 橋本雄一 2023 「最古の地方官衛」『四国考古学の最前線』季刊考古学・別冊41 株式会社雄山閣

引用・出典

- *1 山中敏史 2004 「古代の官衛遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所
- *2 山口佳紀・神野志隆光 1997 「古事記」新編日本古典文学全集1 小学館
- *3 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守 1994 「日本書紀①」巻第一 神代[上]～巻第十 応神天皇 新編日本古典文学全集2 小学館
- *4 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守 1996 「日本書紀②」巻第十一 仁徳天皇～巻第二十二 推古天皇 新編日本古典文学全集3 小学館
- *5 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守 1998 「日本書紀③」巻第二十三 舒明天皇～巻第三十 持統天皇 新編日本古典文学全集4 小学館
- *6 植垣節也 1997 「風土記」新編日本古典文学全集5 小学館
- *7 行橋市教育委員会 2016 「福原長者原遺跡」-福岡県行橋市南泉所在古代官衛遺跡の調査- 行橋市文化財調査報告書 第58集
- *8 愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター 2011 「曹操高陵の発見とその意義」-三国志 魏の世界- 愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター第3回国際シンポジウム 漢古書院
- *9 下岡順一・緒方正則 1998 「四神瓦当等の前漢長安城出土瓦当」『関西大学博物館紀要』第4号
- *10 志村佳名子 2008 「飛鳥浄御原宮における儀礼空間の復元的考察」『文学研究論叢』第28号明治大学大学院
- *11 小宮 豪 2009 「群馬県天良七堂遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』条里制・古代都市研究会編 雄山閣

附 編 政庁立地以前の集落の動向



第1節 北久米浄蓮寺遺跡5世紀代集落との比較

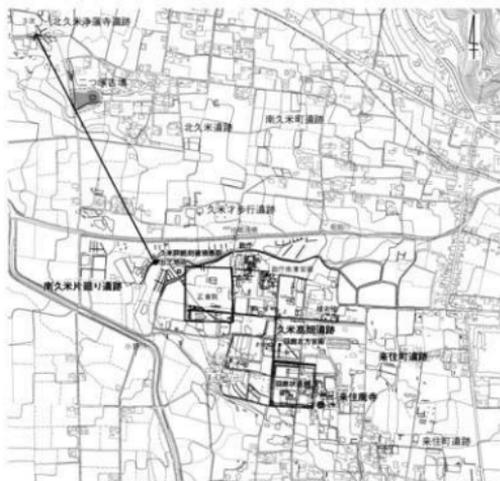
(1)はじめに

久米官衙遺跡群における官衙の出現時期を検討するにあたって、付近に展開する6～7世紀代の集落の変遷過程を解明することが重要であるとの認識のもと、折に触れて分析を行ってきた(『第149集』、『第176集』ほか)。造営尺の分析から得られた見解を解釈する際に、政庁が出現する直前の集落の起源となる建物の所属年代について、漠然と5世紀末から6世紀初めころと考えてきたが、造営尺の変遷過程が明らかになるにつれて、当遺跡群における最も古い古墳時代の建物が、5世紀初めころに出現した可能性が高まった。造営尺が25cmあるいは25cmを僅かに切る寸法を基準として建てられた建物がこれにあたる(『第149集』・『第176集』)。また、漠然と6世紀代と考えてきた建物の多くが、5世紀後半から6世紀末葉にかけて展開したことが明らかになりつつある(第62図・63図)。

久米官衙遺跡群における古墳時代中期の建物や遺物は、非常に数が少ないため、正確な位置づけを行うためには、近隣の集落遺跡における分析を参考にする必要がある。この分析の対象として、市内北久米町に所在する北久米浄蓮寺遺跡の5世紀代集落を選び比較検討をおこなうものである。

この集落は、久米官衙遺跡群西北端(久米評刻書須恵器出土地点・久米高畑遺跡7次4区・附図2)から北北西に約700mの地点に位置しており、隣接する福音小学校構内遺跡の大集落と久米官衙遺跡群の間において、時間的・空間的に両集落を結ぶ位置付けが可能な遺跡と評価している(第58図・巻末附図1)。

『第42集』に各建物の図を掲載しているが、規模と形状の復元方法に問題があるため、この機会に改めることとした(附編第2節)。



第58図 久米官衙周辺の5世紀代集落 (S=1:12,500)

(2) 竪穴建物5棟と掘立柱建物6棟の分析結果

分析の対象とした建物は、北久米浄蓮寺遺跡3次調査(『第42集』)で検出された竪穴建物5棟と掘立柱建物6棟のあわせて11棟である。大きく3つの時期、細分すると計6段階に区分した(第60図)。基本的に竪穴建物1棟と掘立柱建物1棟が対になり各段階を構成するが、それぞれの建物の継続期間に差があるため、確実に対になるわけではない。

『第42集』に各建物の詳細を報告しているが、規模と形状の復元に問題があるため、附編第2節にて改訂した。第7表は、改訂後の11棟について、造営尺に関する最新の知見を反映してまとめたものである。

各段階の尺の寸法は、各建物から抽出された最小値と最大値で代表させた(第60図)。なお、竪穴建物と掘立柱建物の建設に用いられた尺は、どちらも大尺である。また、この集落で使用された尺の寸法は、各期あたり25～35年間につき5mmないし8mm程度伸びていることが判明した(第60図)。

(3) 集落の変遷過程

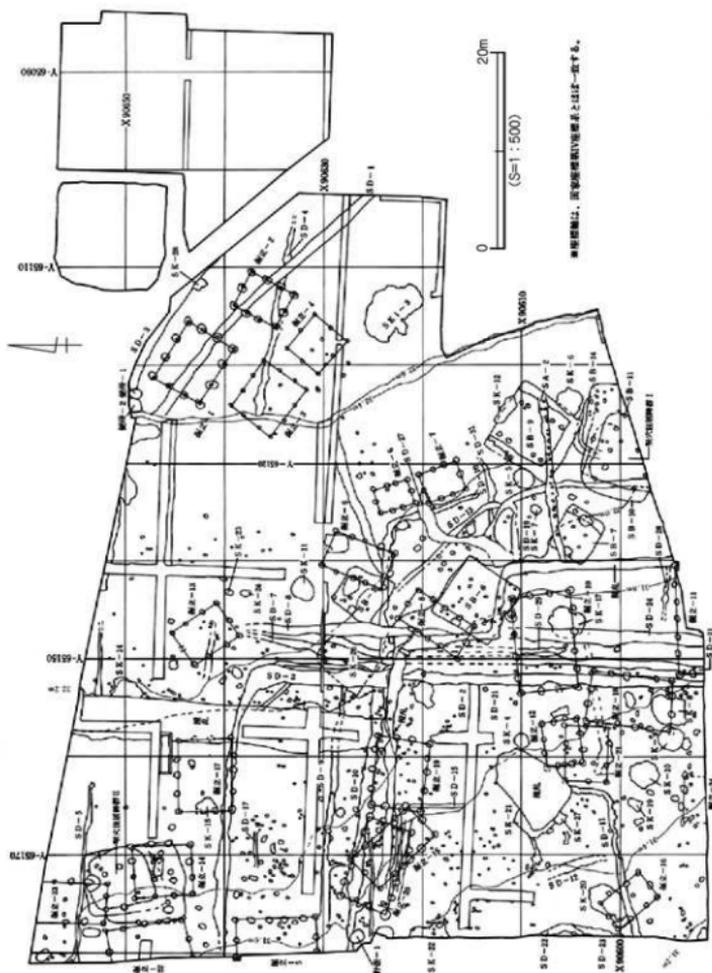
前述の通り『第42集』で示した集落の変遷過程とは異なる解釈をする必要が生じている。根本的に異なることは、竪穴建物と掘立柱建物の関係をどのように理解するかという点にある。『第42集』では竪穴建物から掘立柱建物への移行を想定したが、今回の分析では、竪穴建物1棟と掘立柱建物1棟がペアとなり、順に建て替えられていく状況を読み取ることができた。従来、北部の掘立柱建物4棟に続いて南部の2棟(掘立-8・掘立-9)が建てられたと理解してきたが、今回の分析では、南部の斜め向きの2棟(Ⅰ期)が先に建てられ、北部の4棟はⅡ期からⅢ期にかけて、掘立-1→2→4→3の順で各段階に1棟ずつ配置される状況を読み取ることができた。このうち、掘立-4は床東柱穴を伴うことから、床を多少上げた収納のための建物とみられる。竪穴建物(住居)から少し距離をとった高台に設けられた倉庫ではないかと考える。ほかの3棟についても、床東の痕跡は認められなかったが、住居ではなく収納のための屋であろう。

この集落で確実に須恵器を伴うのはS B-9(新)と掘立2以降の建物である。掘立-1から須恵器は出土していない。Ⅰ期の建物のうち最も古いと想定するS B-6において須恵器の破片が1点出土しているが、後世の溝によって住居の床面が削平された場所に近接していることから、混入品である可能性がある。須恵器はS B-9(古)に初めて持ち込まれた可能性があるが、出土遺物として認めることができるのは、S B-9(新)の廃絶時と掘立-2の建設時以降ということになる。

S B-9(古)直前の竪穴建物はS B-7である。この建物から須恵器は一切出土していないが、土師

遺構略号	桁行(m)	梁行(m)	比率	桁行(R)	梁行(R)	大尺(m)	小尺(m)	上限時期	備考
1 S B 6	3.50	3.12	28 : 25	14	12.5	0.290	0.208	405	S B 5へ建替
2 掘立 8	7.04	3.62	35 : 18	28	14.4	0.251	0.209	415	掘立 9へ建替
3 S B 5	2.33	2.23	200 : 209	9.25	8.85	0.252	0.210	420	S B 7へ建替
4 掘立 9	6.33	4.00	125 : 79	25	15.8	0.253	0.211	425	掘立 8から
5 S B 7	1.78	1.71	25 : 24	7	6.72	0.254	0.212	425	S B 5から
6 S B 9 古	4.09	3.89	20 : 19	16	15.2	0.256	0.213	430	S B 9 新へ建替
7 掘立 1	6.65	5.31	5 : 4	26	20.8	0.256	0.213	430	掘立 2へ建替
8 S B 9 新	4.17	3.85	13 : 12	16.25	15	0.257	0.214	435	廃絶時に初期須恵器
9 掘立 2	4.89	3.88	63 : 50	18.9	15	0.259	0.216	440	掘立 1から
10 掘立 4	4.59	4.30	16 : 15	17.6	16.5	0.261	0.218	455	掘立 3へ建替
11 掘立 3	5.61	5.30	420 : 387	21	19.85	0.267	0.222	490	掘立 4から

第6表 北久米浄蓮寺遺跡 11 棟の分析結果



第59図 北久米浄蓮寺遺跡3次調査地

[第42集] 図5を転載。

器がまとまって出土している。SB-6→SB-5→SB-7→SB-9(古)の順に建て替わる。掘立-8の柱穴がSB-6のカマドを切ることから、この掘立はSB-5と同時併存した可能性がある。掘立-8と規模形状に加えて方位が類似する掘立-9は、SB-7の段階の建物であろう。SB-6に伴う掘立柱建物を特定するには至っていないが、住居の傍に掘立柱建物を配置する考え方に基づく集落構成とみられる(第60図)。

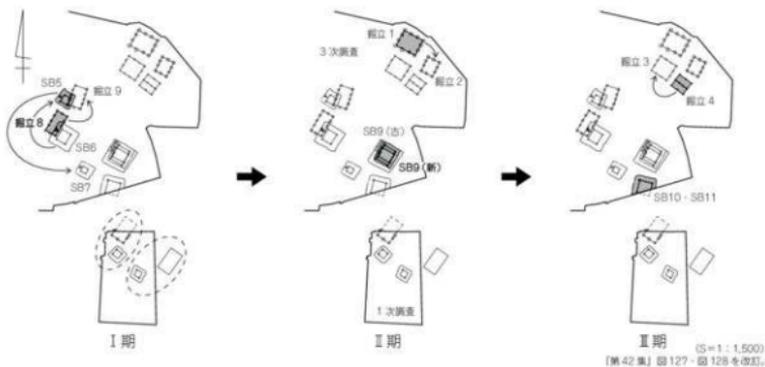
なお、3次調査地と市道を挟んで南に隣接する同1次調査地において、SB-7に似た竪穴建物が2棟と掘立-9に似た掘立柱建物が1棟検出されており、これらもI期を構成する建物と考えられる(第60図)。この場合も、竪穴建物(住居)の傍に掘立柱建物(倉庫)を配置している。

付近にはIII期の竪穴建物も2棟程度存在するとみられるが、特定することは困難である。おそらく竪穴住居址群Iとした場所(第59図)に位置するSB-10とSB-11などが該当する建物と考えられるが、重複関係が激し過ぎ詳細は不明である(第60図)。ここには、少なくとも5棟以上の竪穴建物が重複して建てられている。また、カマドの痕跡が3か所確認されており、うち2か所はSB-10とSB-11の北壁中央部に対応している。住居の向きが北を基準として建てられ、北壁中央付近にカマドを配置する竪穴建物は、III期以降に所属すると考えてよさそうである。

(4)各建物の実年代と出土遺物

I期冒頭の尺長は0.250mで、実年代は西暦405年前後。II期冒頭は0.256mで425年前後、III期冒頭は0.261mで460年前後、III期末の尺長は0.267mで490年前後と判定した(第2表・第7表)。

竪穴建物SB-9(新)の廃絶時に造り付けカマドの傍らの「台状遺構」に初期須恵器の甕を安置している(「第42集」図131)。この祭祀は、竪穴建物SB-9(新)の廃絶に伴って、II期最終末の460年前後におこなわれたと解釈している。



1	2	3	4	5	6
SB6	SB5	SB9古	SB9新	SB	SB
	掘立8	掘立1	掘立2	掘立4	掘立3
	掘立9				
	0.250 ~ 0.254	0.256 ~ 0.259	0.256 ~ 0.259	0.261 ~ 0.267	0.261 ~ 0.267
	405年~425年	425年~460年	425年~460年	460年~490年	460年~490年

尺の単位はm / * 廃絶時の祭祀行為 : AD 455 = 5

第60図 集落の変遷過程

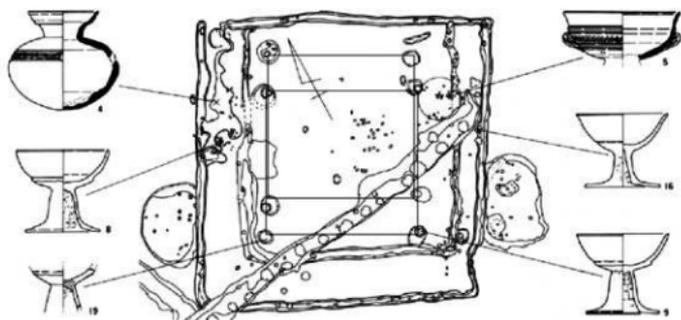
初期須恵器の甕の製作年代は5世紀中ごろで、古くみても440年代と想定している。T K216型式併行段階とする位置づけに変更はない。この甕とは異なり、破砕された破片が床面上で検出された須恵器高坏についても、特徴的な把手の形状から甕に伴うものと考えている。甕に比べて対照的な扱いを受けた器である。

4個体出土した土師器高坏のうち2個体については、建て替え後(新段階)の南側主柱穴からそれぞれ出土している。特に東南角柱穴から出土した高坏は、柱抜き取り穴にすっぽり納まるように埋納された状態で出土した完形品である。このほか、カマド内に伏せた状態で1個体、東周壁溝の材を抜き取った跡から1個体出土しており、すべて住居廃絶時の祭祀に用いられ埋納されたものとみられる。

この集落の北部に展開する4棟の掘立柱建物の柱穴から遺物はほとんど出土していないが、建物群の南東に3基以上の土坑が重複して掘られた箇所があり、少量の初期須恵器の破片が出土したことから、集落の継続期間に対応したゴミ穴であろうと推測している。土師器高坏の製作技法に若干新しい要素が認められるものの、概ね、5世紀代集落の継続期間を反映した遺物とみている。

なお、北久米浄蓮寺遺跡には、これに続く5世紀末から7世紀前半にかけての集落が展開することがわかっている。北カマドの竪穴建物と掘立柱建物によって構成され溝を伴う。竪穴建物(竪穴住居)の床面に小形の鉄斧や石突といった祭祀用の鉄製品を置いた状態が複数箇所を確認されており、道後平野各地の集落遺跡と比較しても、特異な存在である。久米官衙遺跡群においても徐々に建物棟数が増えていく時期にあたるが、こうした小形鉄器を伴う事例は確認されていない。したがって、福音小学校構内遺跡における大集落から、5世紀代に分離した北久米浄蓮寺周辺の集落を経て、さらに南東方向の久米官衙周辺へ、この地域の拠点集落が移動したとする単純な変遷過程を想定することは、かなり困難と考える。

以上、これまでの調査研究の結果、久米官衙政庁出現直前の集落は、北久米浄蓮寺の集落に若干遅れて後続するかのような展開をみせるものの、北久米とは祭祀形態が異なる異系統の集団によって営まれた可能性が高い。その母体は、福音寺地区(第52図)より北の樽味地区から委原地区にかけて、後に湯郡(温泉郡、第52図)の中心となる地域に求めることができるのではないかと想定している。



出典：橋本 望一 1994『北久米浄蓮寺遺跡—3次調査地—』
松山市文化財調査報告書 42 図 131

第61図 SB9廃絶時の共存遺物

(5) 政庁南方の集落

北久米浄蓮寺遺跡5世紀代集落の分析から得られた知見を参考にして、政庁の南、正倉院東南角から回廊状遺構の西方にかけて展開する集落について再検討を行った。

第7表に示すように、この区域の集落を構成する掘立柱建物の中で最も古い時期のものはNa11で、4世紀末ないし5世紀初頭ころの尺を基準として建てられた。また、これに続く建物のうち、Na16・Na17・Na9の3棟の造営尺(1尺=0.266m)が、北久米浄蓮寺3次でⅢ期後半とした最終段階の建物(1尺=0.267m)とはほぼ共通することが明らかとなった。以上の成果を踏まえて、「第132集」第3表にて初めて提示し、後に「第149集」第3表に記載した各建物の「上限時期」について、第8表の通り改めた(改訂箇所は太字で表記)。

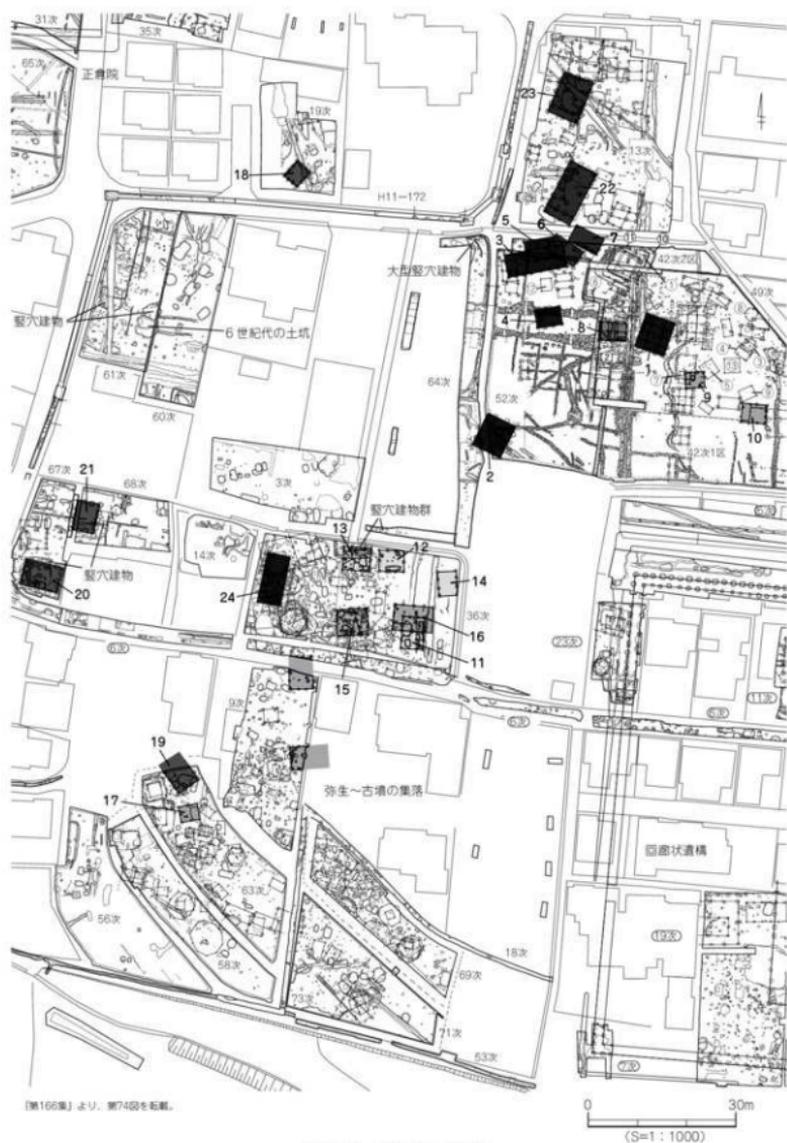
1尺=0.266mの3棟と1尺=0.280~0.282mの4棟との間に、Na8(1尺=0.275m)を1棟だけ認定していたが、この範囲の建物は、これより北の政庁とそのすぐ南に分布することが明らかとなっている。今次の報告で取り上げた72次(p.44)と試掘確認調査H14-321、さらに政庁正殿が確認された51次と47次周辺(「第135集」p.79)に多く分布している。Na8(1尺=0.275m)については、6世紀後葉とした上限時期を6世紀第2四半期ころに改める。また、1尺=0.284m前後の4棟については、6世紀第3四半期ころと想定(第2表)。さらに、政庁出現直前の建物に分類した1尺=0.288m以上の6棟は、西暦590年代を上限とする時期に改めた(第7表)。

なお、最も新しい段階の竪穴建物は第62図①で、1尺=0.261m(「第149集」第4表)、5世紀第3四半期上限となるが、出土遺物の時期は下る。大形の竪穴建物が5棟前後重複する箇所であることから、重要な建物と認識している(「第149集」p.98~100)。

No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一辺長の比率	造営尺(m)	柱穴	上限時期	旧表番号
11	K T 36 - 掘 3002	3間(6.47)	3間(4.46)	26:18	0.249	円形	4 C末~5 C初	1
12	K T 36 - 掘 3001	3間(5.06)	2間(4.42)	20:17.5 (8:7)	0.253	円形	5世紀第1四半期	2
13	K T 36 - 掘 3005	3間(5.57)	2間(4.83)	22:19	0.254	円形	5世紀第2四半期	3
14	K T 36 - 掘 3004	3間(4.97)	2間(3.82)	19.5:15 (13:10)	0.255	円形	5世紀第2四半期	4
10	掘 3010	3間(5.20)	3間(3.86)	20:15 (4:3)	0.259	円形	5世紀第3四半期	-
15	K T 36 - 掘 3006	4間(6.28)	3間(5.50)	24:21 (8:7)	0.262	円形	5世紀第3四半期	5
16	K T 36 - 掘 3003	4間(7.94)	3間(5.32)	30:20 (3:2)	0.266	円形	5世紀第4四半期	6
17	K T 63 - 掘 3002	2間(3.86)	2間(3.19)	14.5:12	0.266	円形	5世紀第4四半期	7
9	掘 3016	3間(4.00)	2間(3.19)	15:12 (5:4)	0.266	円形	5世紀第4四半期	-
8	掘 3017	3間(5.50)	2間(3.85)	20:14 (10:7)	0.275	円形	6世紀第2四半期	-
18	K T 19 - S B 1	3間(4.19)	3間(3.51)	15:12.5 (6:5)	0.280	円形	6世紀第3四半期	8
19	K T 63 - 掘 3001*	4間(7.03)	3間(5.07)	(25):18	0.281	方形	6世紀第3四半期	9
20	K T 67 - 掘 立 2	5間(7.85)	4間(5.34)	28:19	0.281	方形	6世紀第3四半期	10
21	K T 68 - 掘 3001	4間(6.20)	3間(4.82)	22:17	0.282	方形	6世紀第3四半期	11
6	掘 3014	6間(6.79)	3間(3.84)	24:13.5 (16:9)	0.284	方形	6世紀第3四半期	14
7	掘 3015	6間(6.80)	3間(3.85)	24:13.5 (16:9)	0.284	方形	6世紀第3四半期	-
22	K T 13 - S B 8	4間(10.18)	3間(5.97)	36:21 (12:7)	0.284	円形	6世紀第3四半期	12
23	K T 13 - S B 7	3間(7.12)	4間(6.52)	25:23	0.285	方形	6世紀第4四半期	13
3	掘 3012	7間(12.10)	3間(4.76)	42:16.5 (28:11)	0.288	円形	AD500年ころ	15
4	掘 3008	3間(5.19)	1間(3.89)	18:13.5 (4:3)	0.288	方形	AD500年ころ	16
24	K T 36 - 掘 3007	5間(10.30)	2間(4.75)	36:16.5 (24:11)	0.288	円形	AD500年ころ	17
2	掘 3021	4間(7.22)	3間(6.35)	25:22 (100:84)	0.288	方形	AD500年ころ	18
1	掘 3020	4間(7.23)	3間(6.28)	25:21.75 (100:87)	0.289	方形	AD500年ころ	19
5	掘 3013	3間(6.39)	2間(4.21)	22:14.5 (44:29)	0.290	円形	AD500年ころ	-

K Tは北久米高麗遺跡、/ *の欄は推定。
旧表番号とは、「第132集」の第3表にて使用した番号。
「第149集」の第3表「掘立柱建物の分類」を改訂。

第7表 政庁南方の建物



第62図 政庁南方の集落

(6) 久米官衙東南部の集落

北久米浄蓮寺遺跡5世紀代集落の分析から得られた知見を参考にして、政庁から南東へ約700m離れた久米官衙遺跡群の東南端に展開する集落について再検討を行った(来住町7次、『第176集』)。

その結果、第8表に示すように、この区域の集落を構成する建物の中で最も古い時期のものは①掘立017で、5世紀初頭ころの尺(1尺=0.250m)を基準として建てられた可能性が高いことが判明した(第2表)。また、これに続く建物のうち、①掘立020と同019(1尺=0.256、0.259m)は前者が5世紀第2四半期、後者は5世紀第3四半期ころを上限とするみだ。

続く②段階の計10棟のうち、1尺=0.271mによる掘立010は、6世紀第1四半期、最も尺長が長い1尺=0.277mの掘立007は、6世紀第2四半期ころに位置づけた。この段階には、堅穴住居址1棟と工房である可能性を想定する堅穴建物1棟が含まれている。

③段階を構成する合計8棟の建物のうち、最も短い尺を基準としたのは掘立008で1尺=0.279m(6世紀中ごろ)、長いのは2棟の堅穴建物で、1尺=0.287m(6世紀第4四半期ころ)である。前述の政庁南方の集落(第62図)より後の時期まで堅穴建物が存在するようだ。なお、これら堅穴建物については掘立柱建物と異なり、小尺を基準とした可能性が高いとする従来からの見解を変更する所見は得られていない(『第132集』、『第135集』ほか)。北久米浄蓮寺遺跡の5世紀代集落の場合、堅穴建物についても大尺が適用されていると判断したことと、異なる結果になっている。

④段階は久米官衙の施設と併行する時期にあたる。1尺=0.300mを基準とする掘立013と、0.302mを基準とする掘立004の2棟は、7世紀第3四半期を上限とする建物と想定した。集落の中央(東西方向、計6~7条)と調査区の東壁及び西壁沿い(南北方向、計6~7条)にみられる直線のな溝の群が、遺跡群Ⅱ期に設定された官衙の地割を反映している可能性を検討しており(附図2・3)、こ

No.	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一辺長の比率	造営尺(m)	柱穴	上限時期	押印
①	掘立017	2間(3.26)	2間(3.23)	13:13 (1:1)	0.2500	○	5世紀初頭	41
	掘立020	2間(3.84)	1間(2.28)	15:9 (5:3)	0.2560	○	5世紀第2四半期	44
	掘立019	2間(5.43)	1間(3.23)	21:12.6 (5:3)	0.2586	○	5世紀第3四半期	43
②	掘立010	2間(4.33)	1間(2.96)	16:11	0.2706	○	6世紀第1四半期	34
	掘立002	2間(3.79)	2間(2.99)	14:11	0.2707	○	6世紀第1四半期	26
	掘立006	3間(4.63)	3間(3.61)	17:13.25 (68:53)	0.2723	○	6世紀第1四半期	30
	掘立003	2間(3.83)	2間(3.27)	14:12 (7:6)	0.2725	○	6世紀第2四半期	27
	掘立015	3間(4.16)	2間(3.56)	15.25:13 (61:52)	0.2728	○	6世紀第2四半期	39
	掘立001	3間(4.92)	2間(3.91)	18:14 (9:7)	0.2733	○	6世紀第2四半期	25
	掘立005	2間(6.03)	2間(3.01)	22:11 (2:1)	0.2741	○	6世紀第2四半期	29
	S B002	1間(2.07)		9※	0.2760	○	6世紀第2四半期	46
	S B003	1間(2.24)	1間(2.07)	9.75:9 (13:12)※	0.2760	○	6世紀第2四半期	46
	掘立007	2間(3.22)	2間(2.76)	12:10 (6:5)	0.2767	○	6世紀第2四半期	31
③	掘立008	3間(5.57)	3間(4.31)	20:15.5 (40:31)	0.2785	○	6世紀第3四半期	32
	掘立012	2間(4.80)	2間(3.56)	17:12.75 (4:3)	0.2808	○	6世紀第3四半期	36
	掘立016	3間(4.41)	3間(3.70)	15.6:13 (6:5)	0.2827	○	6世紀第3四半期	40
	掘立011	不明	2間(3.69)※	13※	0.2838	○	6世紀第3四半期	35
	掘立014	2間(3.71)	2間(2.83)	13:10	0.2854	■	6世紀第3四半期	38
	掘立009	3間(4.07)	2間(3.30)	14.25:11.5	0.2856	○	6世紀第3四半期	33
	S B001	1間(2.15)	1間(1.91)	9:8※	0.2866	○	6世紀第4四半期	45
	S B004	1間(4.30)		18※	0.2867	○	6世紀第4四半期	47
④	掘立013	3間(5.40)	2間(3.90)	18:13	0.3000	■	7世紀第3四半期	37
	掘立018	3間(6.3)※	2間(3.00)	21:10※	0.30	○	7世紀第3四半期	42
	掘立004	2間(3.93)	2間(3.18)	13:10.5 (26:21)	0.3023	■	7世紀第3四半期	28

一辺長の比率は大尺によるが、4棟の堅穴建物については小尺※で表示した。掘立建物の造営尺は大尺に換算している。

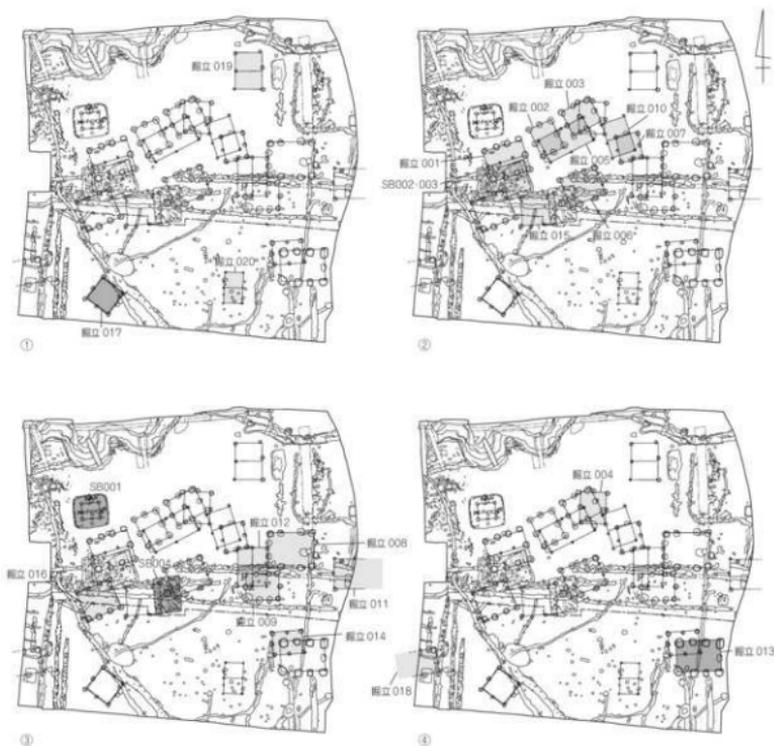
※は小尺による寸法。●は換算は確定。

〔第176集〕第1章「建物の発掘調査」(6-30頁)、押印の番号は〔第176集〕。

第8表 遺跡群東南部の建物

れら2棟の建物は、区画溝（柴垣）に面して配置された建物と考えている。

なお、附図2と附図3に示した2条平行の方眼は、遺跡群Ⅱ期の地割を、東西道路幅3m、南北道路幅4mとして、区画施設の実態にあわせ合成したものである。東西方向のメッシュは正倉院南部から東へ延びる4町分の道路、また、南北方向については正倉院東南角のⅡ期の交差点から回廊状遺構東南部の遺構を参考にして位置決定を行った。1町の距離は正確には109.44mのところ、109.4mで割りつけている。72次周辺の所見から、南北道路幅は約39m(13尺)、東西道路幅は約3.4m(11尺)の設定とみて(第47図)、来住町7次までの距離は、回廊東南角から東へ3町、東西道路から南へ3町であるから、この集落の区画溝や建物の配置と若干ずれる結果となっている(附図3・右下端)。この集落で検出された地割を検討する際は注意を要するが、地割が東西6ないし7町に達する可能性があることを指摘しておく。遺跡群東北部の来住町3次において、東西道路から北に23mほど離れて東西棟の掘立柱建物が最大3棟重複することも、これを裏付ける事象と考えている(附図2)。



【第176集】より、第67図を転載。

(S=1:600)

第63図 遺跡群東南部の集落

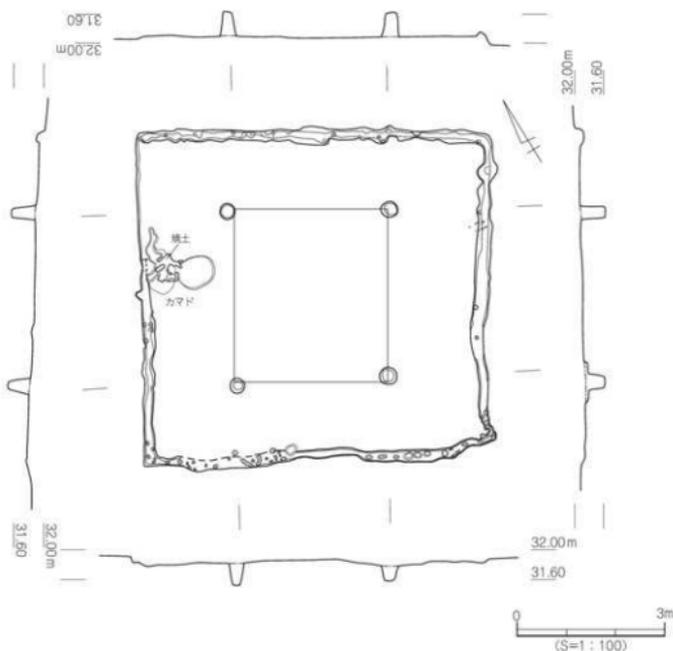
第2節 北久米浄蓮寺遺跡における建物復元改訂

北久米浄蓮寺遺跡3次調査で検出された5世紀代集落の建物について、柱筋の復元方法等に改良を加え、前節第6表の通り建物規模を改めた。対象とした建物は、堅穴建物5棟（うち1棟は建て替えを含む）、掘立柱建物5棟の計11棟である。

柱筋の復元に際しては、向かい合う辺の長さが等しく、四隅が直角の長方形とすることを原則とした。四隅の柱位置を優先して建物の寸法と方向角を調整するようにしている。堅穴建物の場合は、こうして決めた柱筋と堅穴部掘り方の形状を考慮し、必要に応じて微調整を行っている。寸法が長い方を桁行、短い方を梁行と表記した。

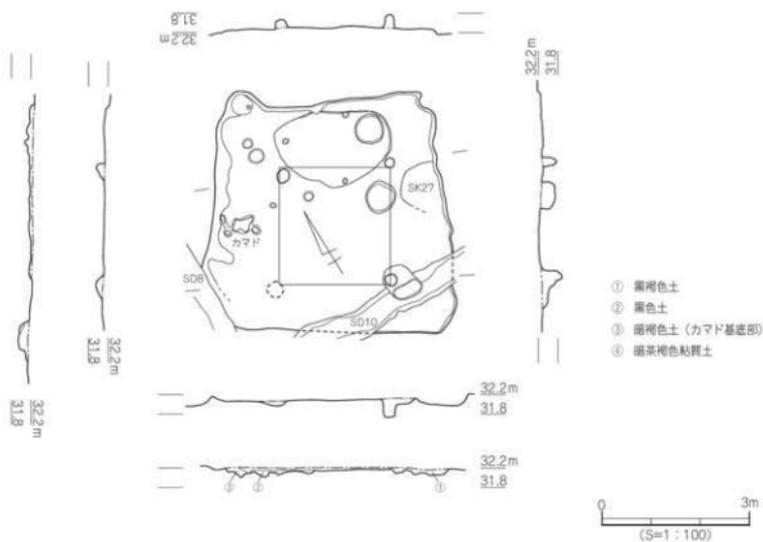
SB6 [第64図・「第42集」図20]

復元された造営尺の寸法からこの集落において最も古い時期の堅穴建物とみられる。桁行3.50m、梁行3.12m、1尺=0.250mに復元した。掘立8が同時併存した可能性がある。

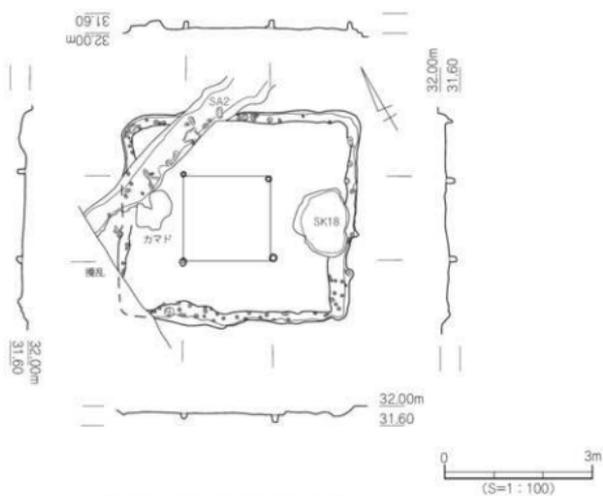


第64図 SB6（北久米浄蓮寺3次）

附 編



第65図 SB5 (北久米浄蓮寺3次)



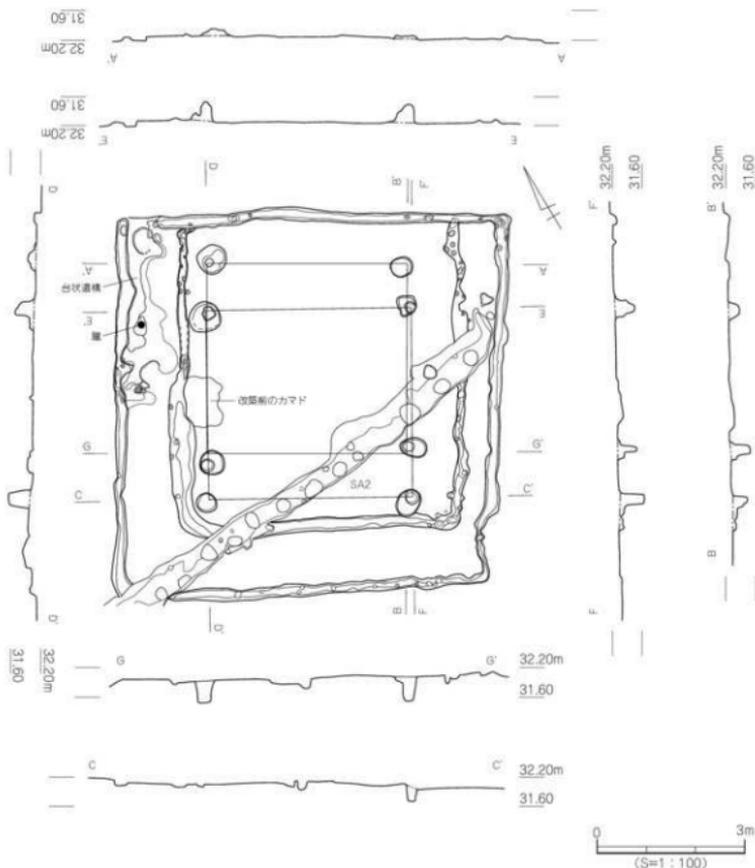
第66図 SB7 (北久米浄蓮寺3次)

SB 5 [第 65 図・「第 42 集」図 26]

掘立-9 と重複関係にある堅穴建物。桁行 2.91 m、梁行 2.79 m、1 尺 = 0.252 m に復元した。尺長は SB-6 と SB-7 の中間の寸法である。

SB 7 [第 66 図・「第 42 集」図 23]

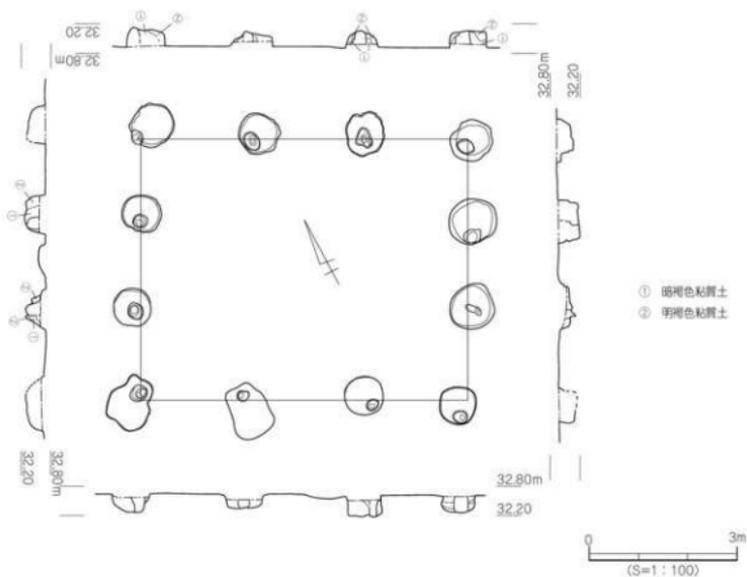
SB 6 が建て替わった堅穴建物とみられる。桁行 1.78 m、梁行 1.71 m、1 尺 = 0.254 m に復元した。掘立 9 と同時併存した可能性が高いとみた。



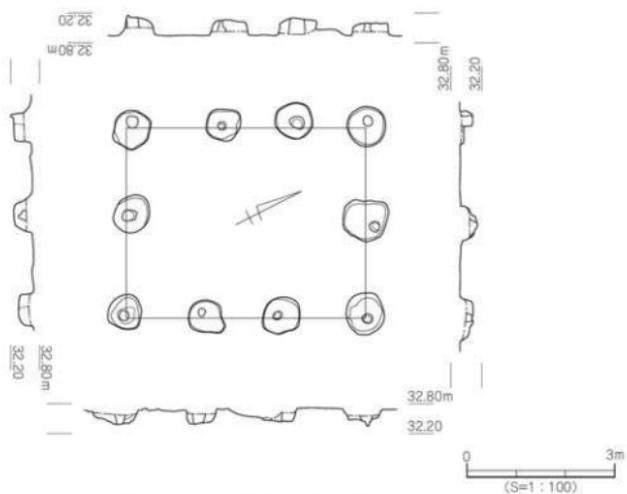
第 67 図 SB9 (北久米浄蓮寺3次)

SB 9 古段階 [第 67 図・「第 42 集」図 12]

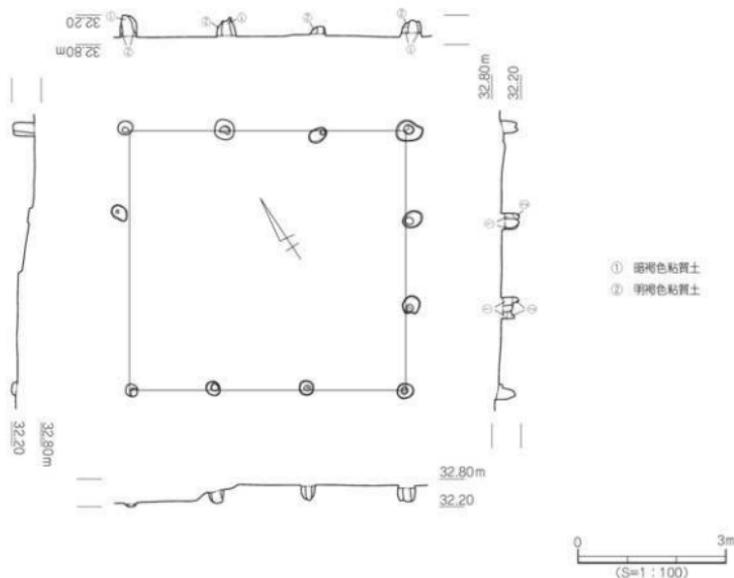
建て替え前の堅穴建物で、桁行 4.09 m、梁行 3.89 m、1 尺 = 0.256 m に復元した。掘立-1 と同時



第68図 掘立1 (北久米浄蓮寺3次)



第69図 掘立2 (北久米浄蓮寺3次)



第70図 掘立3（北久米浄蓮寺3次）

併存した可能性が高い。

SB9新段階 [第67図・「第42集」図13]

SB9古段階の竪穴部掘り方のうち北壁以外の3辺を拡張し、4主柱の配置を変更して建て替えられた竪穴建物である。桁行4.17m、梁行3.85m、1尺=0.254mに復元した。

掘立1 [第68図・「第42集」図31]

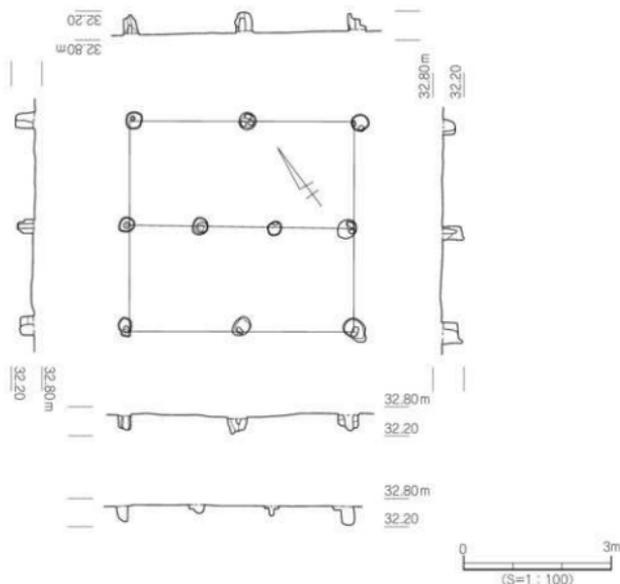
竪穴建物から北東に離れて立地する4棟の掘立柱建物のうち、北西に位置する最大規模の建物である。桁行3間(6.65m)、梁行3間(5.31m)、1尺=0.256mに復元した。SB9古段階と同時併存した可能性が高く、造営尺の尺長が共通している。掘立2に建て替わる可能性を想定している。大形円形の柱穴で構成され、埋土は黒褐色土。

掘立2 [第69図・「第42集」図33]

掘立1の東隣に建てられた掘立柱建物。桁行3間(4.89m)、梁行2間(3.88m)、1尺=0.259mに復元した。掘立1から建て替わった建物とみられる。

掘立3 [第70図・「第42集」図34]

4棟の掘立柱建物のうち、南西に位置する建物で、桁行3間(5.61m)、梁行3間(5.30m)、1尺=0.267



第71図 掘立4（北久米浄蓮寺3次）

mに復元した。造営尺の尺長は、11棟の中では最も長い。東に隣接する掘立4から建て替わった建物とみている。柱通りは悪いが、内部に小柱穴が2基検出されていることから、掘立4と同様、床を上げた構造の建物であった可能性が高い。

掘立4 [第71図・[第42集]図35]

4棟の掘立柱建物のうち、南東に位置する建物で、桁行2間(4.59m)、梁行2間(4.30m)、1尺=0.261mに復元した。小柱穴2基が床束に伴うと判断し、多少床を上げた収納のための倉庫と考えた。

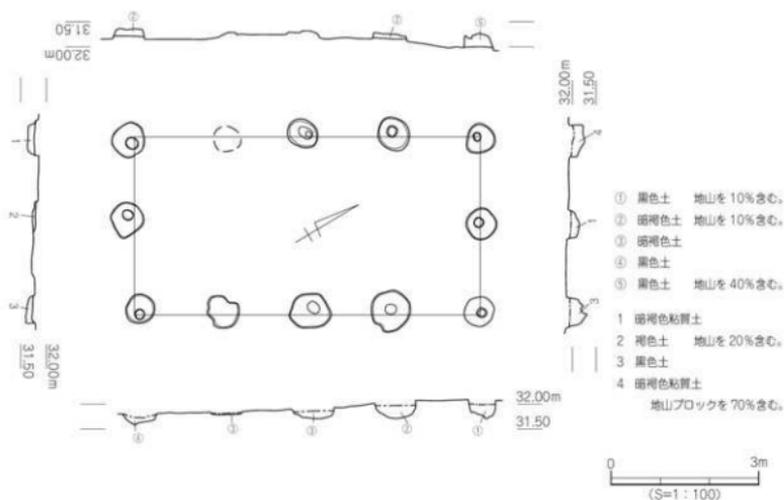
掘立8 [第72図・[第42集]図29]

S B-6と重複し、掘立9の南に建てられた掘立柱建物で、規模と方位が共通する掘立9との関係が深い。掘立9に建て替わることを想定。桁行4間(7.04m)、梁行2間(3.62m)、1尺=0.251mに復元した。造営尺の尺長は、S B-6に近似する。

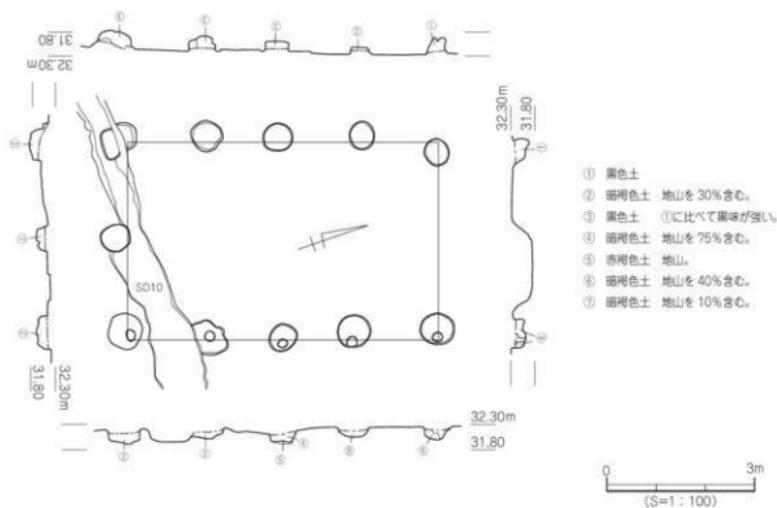
掘立9 [第73図・[第42集]図30]

S B-5と重複し、掘立8の北に建てられた建物。桁行4間(6.33m)、梁行2間(4.00m)、1尺=0.253mに復元した。尺長は、S B-7に近似する。

附 編



第72図 掘立8 (北久米浄蓮寺3次)



第73図 掘立9 (北久米浄蓮寺3次)



北久米赤十字病院敷地

3米

北久米遺跡

久米赤十字行跡跡

南久米町遺跡

出立地区計画調整区域

設計作業室跡

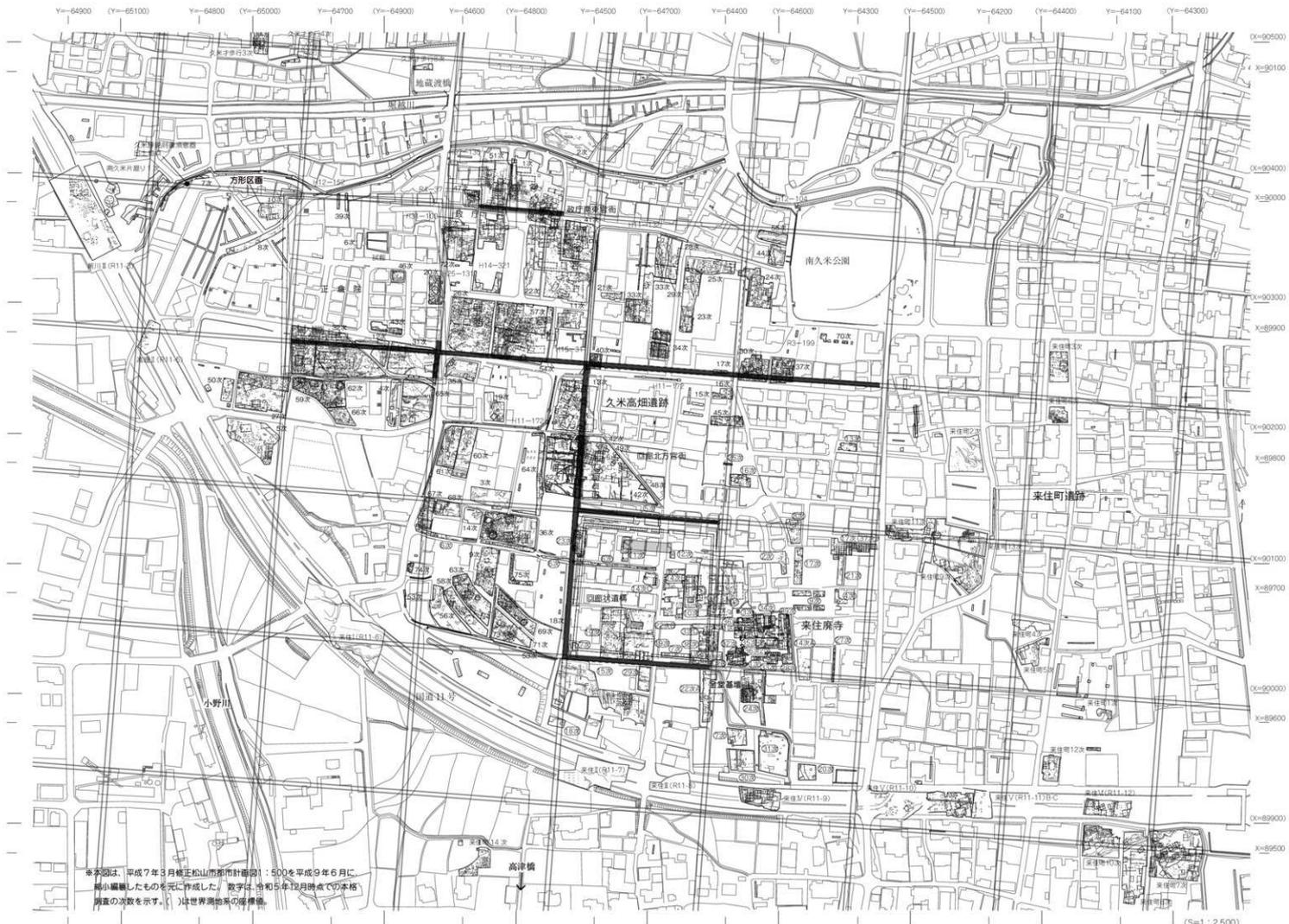
立庫跡

入道遺跡跡

茶屋跡

本図は、昭和55年現在までの土地利用計画図である。
 1:3000の縮尺で作成されたもので、正確な位置関係を示すものではない。
 1:5000の縮尺で作成されたもので、正確な位置関係を示すものではない。
 1:10000の縮尺で作成されたもので、正確な位置関係を示すものではない。

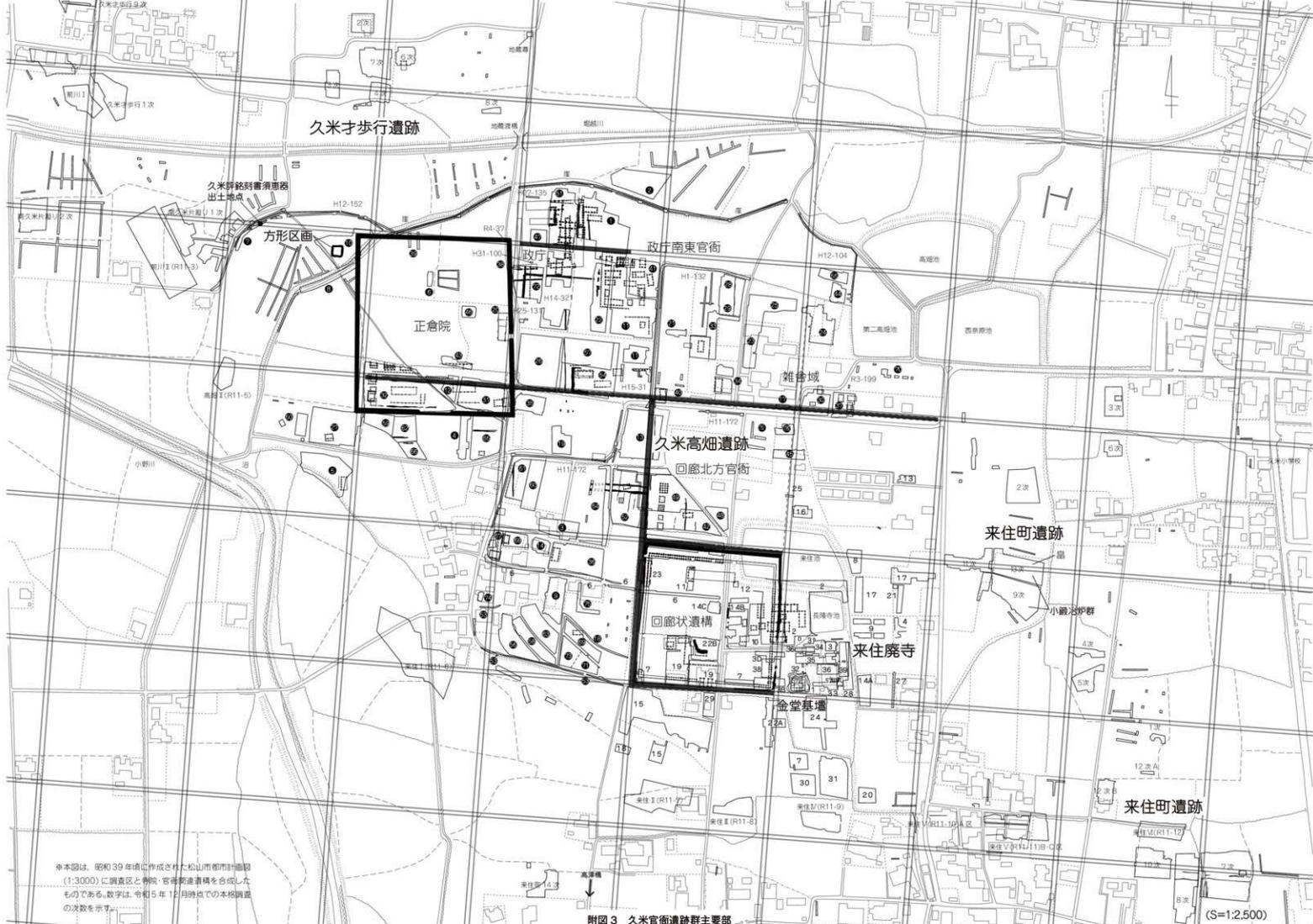
附図1 久米官衛遺跡群広域図



※本図は、平成7年3月修正松山市都市計画図1：500を平成9年6月に
 修正編纂したものを元に作成した。数字は、令和5年12月時点の本格
 測量の精度を示す。は世界測系系の座標値。

附図2 久米官衙遺跡群全体図

(S=1:2,500)



※本図は、昭和39年頃に作成された松山市都市計画部
 (1:3000)に調査区と病院・官署跡遺構を合成した
 ものである。数字は、令和5年12月時点での本図位置
 の次数を示す。

附図3 久米官衙遺跡群主要部

(S=1:2,500)

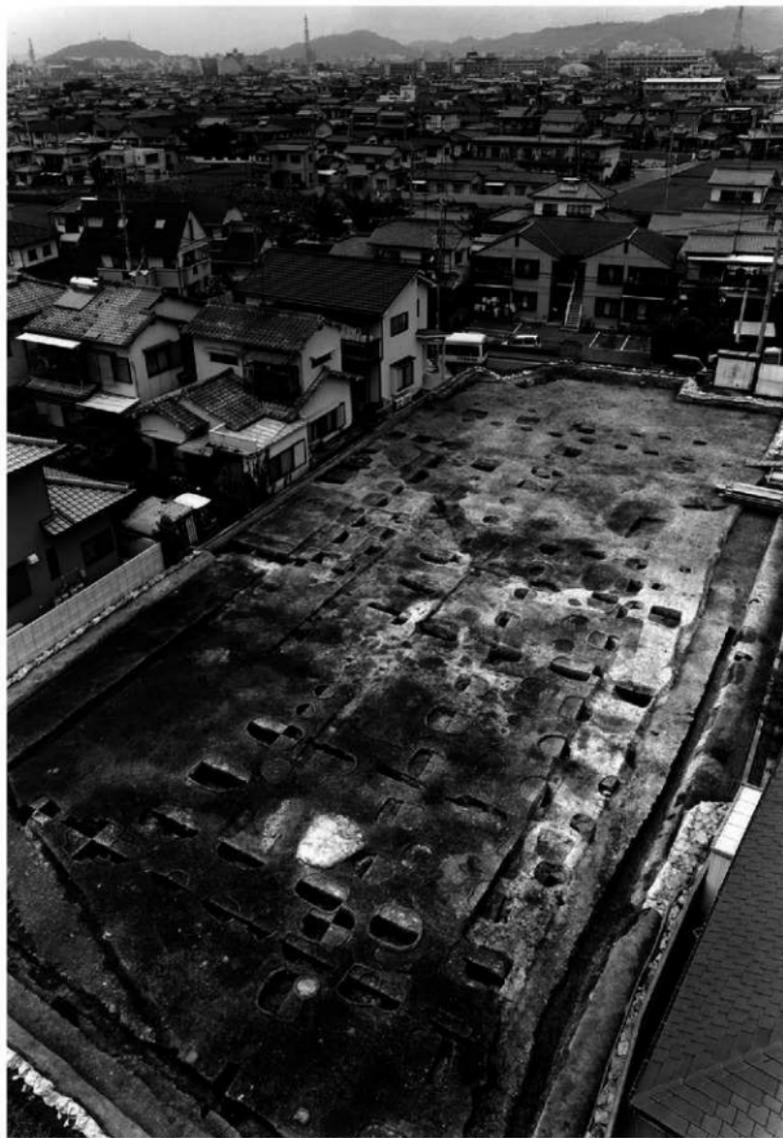


写真4 政庁東半部全景（東南東より、久米高畑51次、2001年）



写真5 正殿B東半部と区画E北部（南東より，久米高畑 51 次，2001 年）



写真6 東脇殿北部からH 14 - 321 を望む（北より，久米高畑 51 次，2001 年）



写真7 72次調査区全景(東より)



写真8 72次東南部検出状況(西より)



写真9 政庁外郭南辺と区画溝S D 001 (東南東より)



写真10 政庁外郭南辺付属舎2の布掘り柱穴 (南西より)



写真 11 正倉院東濠と土採溝周辺 (南より)



写真 12 区画溝 S D 002 全景 (西南西より)



写真 13 瓦と粘土塊の出土状況 (西北西より)



写真14 H14-321北部1回目全景(東より)



写真15 北部2回目T5全景(東より)



写真 16 T5 調査状況全景 (南より)



写真 17 SD1 祭祀関連遺物出土状況 (東より)

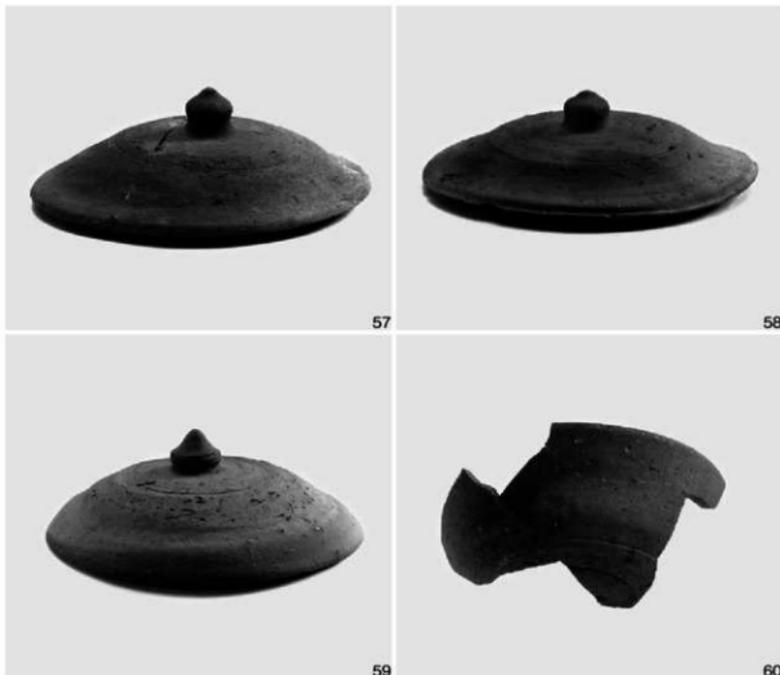


写真18 SD1出土祭祀関連遺物(57～59:須恵器环蓋, 60:須恵器坏身)

～写真図版例言～

下記の写真は、報告書及び調査年報に掲載した際の等倍紙焼き原稿を必要に応じてトリミングのうえで再掲したものである。スキャナー分解の線数は175線である。このほかの写真は、写真2以外、6×7判黑白ネガフィルムをスキャニングのうえでデータ入稿したものである。なお、写真2以外のすべての写真は、大西朋子が撮影した。また、等倍紙焼き原稿のプリントについても大西が作成した。当時使用した機材、フィルム、印画紙等は、各報告書等の写真図版例言に記載している。

本書巻頭カラー図版及び巻末の写真図版で使用した用紙は、三菱製紙ニューVマット76.5kgである。このほか本文頁には同62.5kgを使用した。製本は無線綴じである。

記

写真1:『年報16』巻頭図版2 ・ 写真3:『第111集』図版42

写真4～6:『第135集』写真図版1, 3, 4 ・ 写真7:『第111集』図版28

写真15, 17:『第111集』図版28 ・ 写真18:『第111集』図版41

報告書抄録

ふりがな	くめたかばたけいせき72じほかかくにんちようさ						
書名	久米高畑遺跡72次ほか確認調査						
副書名	国庫補助市内遺跡発掘調査報告書						
巻次	政府の発掘調査3						
シリーズ名	松山市文化財調査報告書						
シリーズ番号	第212集						
編著者名	橋本雄一						
編集機関	公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団埋蔵文化財センター						
所在地	〒791-8032 愛媛県松山市南斎院町乙67-6 TEL (089) 923-6363						
発行年月日	西暦2024 (令和6) 年3月15日						
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村 郡市番号	°°	°°		(m)	
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 72次	松山市 久米高畑 南久米町768番 1の一部	38201	33° 48' 45.73"	132° 47' 58.64"	20090427 ? 20090609	約570㎡	重要遺跡 確認調査
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 H14-321	松山市 久米高畑 南久米町769番	38201	33° 48' 45.41"	132° 47' 59.42"	20030203 ? 20030606	981.0㎡	宅地造成及 び集合住宅 の建設
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 H25-131	松山市 久米高畑 南久米町768番 4	38201	33° 48' 42.15"	132° 47' 58.64"	20131010 ? 19990331	383.25㎡	個人住宅 の建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項
久米高畑遺跡 72次	集落	弥生	土坑・溝		弥生土器		久米官街政庁外郭南 辺付区舎2を検出。 外郭西南角の位置を 特定。遺跡群Ⅱ期から Ⅲ期の土地区画施設 が多数重複。
	官街	古墳 古代	溝・土坑・掘立柱建物・ 竪穴建物 掘立柱建物・一本柱列、 及び開口部・区画溝・ 正倉院東邊		須恵器・土器 須恵器・瓦 未焼成灰白色粘土塊		
久米高畑遺跡 試掘確認調査 H14-321	集落	弥生	掘立柱建物・土坑		弥生土器・石器		政庁外郭南辺付区舎 1を検出。開口部東 側の外郭南辺規模が 判明。Ⅱ期冒頭で廃 絶する区画溝から祭 祀関連遺物が出土。
	官街	古墳 古代	溝・橋・掘立柱建物・竪穴 建物 掘立柱建物・一本柱列・ 区画溝・橋		須恵器・土器・鉄器 須恵器・瓦 中世土器		
久米高畑遺跡 試掘確認調査 H25-131	集落	古墳 中世	掘立柱建物・柱穴 柱穴		須恵器・弥生土器		古墳時代中期から後 期の掘立柱建物1棟 の一部を確認。
要 約	<p>久米官街遺跡群Ⅰ期政庁を構成する政庁A東脇敷高位置と、政庁B外郭南辺付区舎1及び付区舎2、外郭西南角の位置を特定することができた。2棟の南辺付区舎の間の空間が、政庁B外郭南辺の開口部となることが判明したほか、政庁B外郭南辺の各地段が、政庁A東脇敷高位置を構成した結果、方向角を大きく振って建設されたことが明らかとなった。この成果から、従来の「三重堀」構造と想定してきたこの政庁の構造は、政庁Aを外から囲い込む形で政庁Bが埋め込まれた「二段階重複」の構造であると推測するに至った。6世紀末の政庁Aと、7世紀初期の政庁Bの出現には、聖徳太子らの伊予編高志伝説と久米皇子による新羅征討軍の行軍が切っ掛けとなった可能性を念頭に、遺跡群Ⅱ期を代表する回廊状遺構については、こうしたⅠ期政庁の特殊な役割を引き継いだ。事実上のⅡ期政庁としての役割を想定する。回廊状遺構は、聖明天皇の伊予編高志として政庁東側に建てられ、一部を移転して青明天皇の伊予勢出陣津歩行宮を構成する施設として継続したと想定する点は、「第111巻」以来の見解を維持している。この特殊な施設は、二人の天皇のもとで実行された国家的祭礼「射礼」の会場を想定し、古代中国における皇帝の学宮（礼制建築）（詳説）に相当する施設ではないかと想定。2時期に渡る政庁は、既述と皇族行軍の関連に際し久米高畑建設した可能性を想定。政庁の領域はⅡ期の地図によって南北に分析されるが、今次の調査で明確となったし字形の大型区画施設によって、官街中域域としての専断をⅡ期前半にかけて維持することが判明した。このし字形の区画施設は、皇宮の御所に対して縁起の学宮である「学宮」の外側に設置された「学水」に相当し、政庁南東官街や政庁跡地北半に重複する区画と、今次の大型建物（掘立柱）などⅡ期からⅢ期の施設建設の中で、久米高畑の学宮所（礼制建築）が含まれる可能性を示唆するとともに、この場所が回廊回廊員に、久米高畑が必須とした実務的な統治機関を配置した区域であったことを示す極めて重要な区画施設と評価している。学宮については第Ⅱ期東端、跡地と射礼については第Ⅱ期前半で構築を期待した。なお、官街にて、方次第遺跡Ⅰ期政庁（岡崎八上郡）、第Ⅱ期政庁（南国神津郡）中元貞道遺跡（上野国岡崎郡）など、近代史的な地方官衙政庁との比較を行い、久米官街政庁と回廊状遺構の位置付けを試みることで、将来的な回廊状遺構の発掘に向けて下地作業とした。</p>						

松山市文化財調査報告書 第212集

久米高畑遺跡

72次ほか確認調査

国庫補助市内遺跡発掘調査報告書
政庁の発掘調査3

令和6年3月15日発行

発行 松山市教育委員会
〒790-0003 松山市三番町六丁目6-1
TEL (089) 948-6605

編集 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団
埋蔵文化財センター
〒791-8032 松山市南京院町乙67-6
TEL (089) 923-6363

印刷 株式会社プロックス
〒791-3142 伊予郡松前町大字上高柳383-4
TEL (089) 985-3339
